

382.1
Ki63a
⊕



0053647000

2

0053647-000

382.1-Ki63aウ

類聚近世風俗志

喜多川守貞・著


更生閣書店

10版

昭和9

AIA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



1562-62

302.1
K63a

⑦



喜多川守貞著

風俗志

更生閣版



382.1

KI 63a

⑦



~~451~~

類聚 近世風俗志序 原名守 貞漫稿

泰西文物の一たび、我が國に移植せらるゝに至りてより、社會の面目頓に改り、諸般の事物長足の進歩を來し、その變遷の急遽なる十年一昔の俚語も遠く及ばざる感なきを得ず。然れども、現代の状態を推究してその淵源を舊幕時代に發見せざるもの甚稀なるものゝ如し。

されば現代の状態を審にせむには、必ずや溯つて舊幕時代の状態を討尋する所なかるべからず、而して兩者の相關聯せる所又全く別種の根據を有せる所等を明にするを得ば啻に學術研究上有益なるのみならずおのづから趣味津津たるを覺ゆべし、然るに過去二百年間に於て諸家の記述せるもの或は隨筆に、或は小説に、又或は僅に一時代一事項に限られたるものなきにあらざれども、これ等の類、全時に於ける社會全般より見れば殆ど全豹の一斑をも、窺ひ盡す能はざるの觀あり。就中貞享元祿前後の事實に關しては、材料極めて豊富なれども、文化文政

以後に至つては、頗る寥々として、曉天の星を望むに似たり。蓋し彼にあつては、徳川の盛時に屬し、學術界前古未聞の勃興を致し、士民豪華を競ひし時なれば、時風の人目を驚すもの多く随つて文士をして記して後世に傳へしめたるにや、然れども此にあつては、幕府海内漸く多事ならむとする時に際し、人心頗る動搖して士民の安んじて文墨に従ふ能はざりしが故なるべきかこれ吾人の久しく遺憾とする所なりき。然るに頃日圖らず一書を得たり、守貞漫稿と云ふ。故喜田川季莊の筆になりて、其の載せたる所の編目は、先づ筆を時勢地理、人事家宅、生業通貨に起し、男女の扮粧、服装染織の變遷、華街狹斜の風情、歌舞音曲、梳沐傘履、四季の慣例、日用の雜具、童謡遊戲車駕等に至るまで、治く當時の社會の狀態を寫し來つて、前後三十餘卷に及べり。殊に文化文政以後の情況を叙すること、頗る詳密を極む。蓋しこれ著者深意の存する所こゝにあらむ。

本編稿を天保八年に起し嘉永六年に至りて止む、其の間、實に十有四年の歲月を費せり。爾後、慶應の末に至るまで屢々追書し、訂正反復、意を用ゐたるものゝ如

し、特に文化文政以前の事實は、博く内外の諸書に涉つて、其の沿革變遷を叙し、その考證頗る的確なるを見る。而して天保以後の記事に至つては、著書の自ら見聞せる所に隨ひ縦横に筆を走らせ、社會上下の狀態、方言俚語のたくひに至るまで、極めて精細なる觀察を施し、寸毫洩す所なく、能く其の次第を明かにし、説明懇切を極めたり例へば文にして盡し難き所は圖畫によつて之を補ひ圖畫にして猶ほ足らざるは、畫解を加へて委曲を盡くし一項の傳ふべきあれば、五年十年を費しても倦まず、一葉の挿むべきあれば、數年を勞して厭はざる、其の慘憺たる苦心の狀察するに堪へたり蓋しこれ當時の形勢頗る多端にして事實のいつしか湮滅し去らむことを憂へ、之を後代に傳へむとして、その心血を傾注せしものゝ如し。編者季莊本姓は石原氏、のち喜田川氏を嗣げり、別に尾張部守貞と稱したれど其の傳を詳にせず。文學士幸田成友氏云喜田川季莊尾張部守貞誌とあるから推すと守貞と思はれる然らば著者の通稱は或は喜藏と云ふのを季莊と書いたのかも知れません云々本書、間々錄せる所によつて按ふるに、文化七年六月を以て大坂浪華の郷に生れ、天保十一年九月居を江戸に移す時に齡三十

一、爾來、留つて歲月を送りしが如し。本書の内容、單に當時の華やかなりし江戸の都の状態を、寫せるに止らずして、博く京坂地方に涉つて、あらゆる風俗習慣をも並せ收むるを得たるは固より著者經歷の然らしむる所、特に珍重すべき點なりとす。東移の後には時に或は商估の事に従ひ、或は風月を友としたりたる形跡あり、この書の多くは、是等の間の筆に成りしものならむ。本稿、一旦稿を畢へたりと雖、なほ稿本の體を免れず、其の後編の如きは掲ぐる所の目次に對照すれば、未だ完結に至らざるを見る。加之、所藏の久しき一二の散佚せるもありて、完璧と稱するを得ざれども、其の全豹を窺知するに妨げなし。

かく著者が一代の心血を注ぎ、畢生の腦漿を絞りにしも係らず、稿本の空しく筐底に納められて、徒らに蠹魚の巢窟に委せられんことを遺憾とし、茲に類聚近世風俗志と題し全編を刊行して之を江湖に分たむとす、學界若しこれによつて其の闕を補ひ、其の漏を充すことを得ば、吾人の幸又何ぞこれに過ぐるものあらん。

編者識す

緒言

一本書は先年東京帝國圖書館に於て、非常の高價を以て買ひ上げられたる書にして同館貴重書中の一たり、前集三十卷後集四卷別に追補一卷計三十五卷、その中前集二卷及び十七卷の二冊を缺きたり、草稿のまゝに傳りたれば誤謬、重出、或は前後せる、ところ等尠からず、よりて今之が訂正を施したれどもなほ洩れたるも多かるべし、また未勘及び記入洩れの箇所は……或は△△を挿入して闕如の儘に存せり

一本書の誤字は大抵改訂したれども、文法及び假名遣訓點等は妄りに改めず、送假名の如きも不完全にして誤讀の恐れなきにしもあらず讀者の注意を要す
一挿入せる繪畫は一旦原書のまゝに騰寫し、更に之を寫眞により縮寫彫刻して一も漏さず

一本書は卷首に細密なる目錄を附し索引に便ならしめたり、もとより隨筆なれ

ば表題もなく書き流したるも多し、かかる場合は要所又は見出し易き語句を
 摘出して目録とせり、
 一本書刊行につき文學博士松本愛重、山本信哉等の諸氏を煩はしたるもの多し、
 茲に感謝の意を表す、

編者識す

類聚 近世風俗志 原名守貞漫稿 概畧

余文化七年庚午六月浪華に生る本族石原氏也天保十一年庚子九月東武に来る時に歳三十一遂に北川の嗣となり同八年深川に間居し黙して居諸を費さんことを患へ一書を著さんと思ひ筆を採て几に對すれども無學短才云べき所なし茲に於て専ら民間の雜事を録して子孫に遺す唯古今の風俗を傳へて質朴を失せざらんことを欲す

一此冊子天保八年以來見聞に隨ひ是を散紙に筆し後に大略諸類を分ちて數冊とす故に甚だ累紙多く又往々白紙を交へ綴るものは誌さんと欲すること有て未だ其正を得ざるもの追書の料に備ふ
 一此書毎時甚だ粗密あり唯見聞の多寡による又或は大書し或は細書す必例あるに非ず只筆に隨す而已
 一古きことには専ら年號を記し即ち今の事には多く今世と書く然も又古今を記ざるもの多くは今年に係ると雖ども亦往事なきに非ず事體に據てこれを察せよ

一京師と浪華を合し略すもの洛津等の字を用ふる人多し今俗に順ひ京坂と書す 蓋京坂と書するもの専ら五畿及び近國に係り江戸と書するもの亦あり皆事に應て察せよ

一余大坂に住すこと三十年江戸に移て後今に至り十有四年粗兩地の俗を知る然も未だ京師に住せざれば帝都の俗に委しからず京坂萬事相似たりと雖ども亦異なる事なきに非ず京坂と誌すもの専ら大坂を證とすれば京師のことと異なることあらん歟

一婦女の字婦は眉を剃り齒を黒めたるおんな女は眉未剃皓齒のむすめのこととす然も亦彈美女の類年齢に抱らず通用するもあり文によつて察せよ
 一前に云る如く散紙に書き蓄へて後に集冊す此故に前日既に書ることを忘却して再書し或は未だ誌さざるをも前に既に記し之せりと思ひ誤りて必用のことをも書漏すことも有るべし訂正之と欲するに頃日賈道に復して閑暇乏しく加之に近時に夷舶再航の狀ありて乗心石上に坐するが如く依之遂に訂正せず諸財とともに概めて今日川越の親族に托す庶幾子孫訂之云爾

嘉永六年癸丑冬

喜田川舍山述

追書墨夷來りて恐らくは戦争のことあらんと思ひしに幕府無事を旨とするに其難故に即時川肥より復て追書追考を筆す故に卷中突丑後の事をも諱之蓋無書例唯命の追書追考並に墨書す若餘人筆を加ふことあらば必ず朱を以て原筆と混すること勿れと云

目録

卷一 時勢	卷二 地理	卷三 家宅
卷四 人事	卷五 生業	卷六 生業
卷七 雜業	卷八 貨幣	卷九 男扮
√卷十 女扮	√十一 女扮	√十二 女扮
√十三 男服	√十四 男服	√十五 男服
√十六 女服	√十七 女服	√十八 雜服
√十九 織染	√二十 妓扮	廿一 娼家京坂
廿二 娼家江戶	廿三 音曲	廿四 雜劇京坂
廿五 沐浴	廿六 春時	廿七 夏冬
廿八 遊戯	廿九 笠	三十 傘履

前集通計三十冊既成

後編目録

卷一 食類成	卷二 遊戯誌	卷三 駕車成
卷四 雜器		

先年閑居の日徒然之患へ此書を編し今適々閱之す

るに其拙きこと後悔するとも及ばず廢之て濫昏に製せんと欲せしが又流石數日を費しぬることなれば百年遺笑を思ひながら再藏を蓄す 慶應三年卯五月

類聚 近世風俗志 原名守 上卷目次

第一編 勢時 自一頁 至二〇頁

人皇の太祖	一
冷泉院	一
圓融帝	一
花山帝	一
一條帝	一
三條帝	一
後一條帝	一
後朱雀帝	一
後冷泉帝	一
後三條帝	一
白河帝	一
堀河帝	一
鳥羽帝	一
崇徳帝	一
近衛帝	一
後白河帝	一

二條帝	二
六條帝	二
高倉帝	二
安徳天皇	二
後鳥羽帝	二
土御門帝	二
順徳帝	二
後堀河帝	二
四條帝	三
後嵯峨帝	三
後深草帝	三
龜山帝	三
後宇多帝	三
伏見帝	三
後伏見帝	三
後二條帝	三
花園帝	三
後醍醐天皇	四
光嚴帝	四
光明帝	五

崇光帝	五
後光嚴帝	五
後圓融帝	五
後小松帝	六
稱光帝	六
後花園帝	六
後土御門帝	六
後柏原帝	七
後奈良帝	七
正親町帝	七
後陽成帝	九
後水尾帝	九
明正帝	一〇
後光明帝	一〇
後西院帝	一〇
靈元帝	一〇
東山帝	一〇
中御門帝	一〇
櫻町帝	一〇
桃園帝	一〇

後櫻町帝	一〇
後桃園帝	一〇
光格天皇	一〇
仁孝天皇	一〇
今上皇帝	一〇
踐祚	一〇
國權大勢の一變	一一
同上二變	一一
同上三變	一一
上古は人心淳正	一一
文教日々に開く	一一
武備漸く衰ふ	一二
中世武備朝廷に衰ふ	一二
佛像及び經論の渡來	一三
馬子の驕恣	一三
佛教大に弘る	一三
僧徒の亂行	一三
朝廷の衰微	一三
郡縣の法	一四
軍團	一四

守護地頭	一四
五攝家	一四
官制のこと	一四
冠位の制定	一四
八省	一五
武家任官	一五
東百官	一五
刀鍛冶	一五
諸國大掾	一五
太夫	一六
年號のこと	一六
天子の御尊號	一七
彦麻呂	一八
姓名	一八
婦女の名	一八
烈聖の追諡	一八
中世以來の氏	一九
苗子	一九
嗣の正法	二〇
記號	二〇

花押	二〇
上古庶人の名	二〇
文龜永正頃の無官の人名	二〇
古女名	二〇
第二編 家宅 自二一頁 至六一頁	
平安宮城の圖	二一
足利等持院柳營略圖	二一
古の武邸の事	二一
中門	二一
上土門	二一
冠木門	二一
塀重門	二一
棟門	二一
土門	二一
玄關	二三
車寄	二三
檜皮葺	二四
柿葺	二四
鬘斗葺	二四

取葺	二四
地葺	二四
東西市廓舎の圖	二五
坊門の圖	二六
簀舎圖	二七
見世棚古圖	二九
見世棚	三〇
屋根の事	三一
京坂巨戸圖	三二
浴室	三二
中戸の圖	三二
中戸以下	三三
小戸之圖	三三
下屋敷の圖	三四
大屋敷	三四
大坂高津新地	三四
京坂巨戸豪民宅之圖	三五
京坂夜戸を鎖す圖	三七
京坂土藏圖	三七
大坂濱藏の圖	四〇

江戸の家作の事	四一
江戸の民家	四一
今世江戸民屋の制	四三
江戸土藏	四四
見世藏	四四
今世江戸市井の圖	四五
中二階小民の宅	四六
荷藏文庫川岸土藏	四八
窖	四八
江戸川岸土藏圖	四九
井戸	五〇
堀抜井	五〇
中水の井	五一
廁	五二
時の鐘	五三
鐘樓	五三
大坂火見櫓の圖	五四
江戸火見櫓の圖	五五
京坂竈の圖	五六
江戸竈の圖	五六

下見板	五七
矢來	五八
格子連子の事	五八
建具	五九
障子	五九
唐紙	五九
壁下地	五九
猿戸	五九
今所用掛鐵	六〇
樞	六〇
南蠻樞	六〇
地突(地形)	六一
) 第參編 人事 自六三頁 至八六頁	
國造、縣主	六三
長、首	六三
造長、稻置	六三
大中小郡	六三
史生	六三
大化改新の詔	六三

里長	六三
五人組	六三
庄屋	六三
領家と地頭	六三
守護職	六四
侍品のこと	六四
譜第外様	六四
譜代の兵士	六五
名田	六五
守護職の料	六五
田園の古券書	六六
莊園	六六
鎮兵	六六
鎮兵の糧料	六六
知行の量	六七
武家寺院の知行	六七
長合升	六七
所領	六七
知行百貫	六八
今世農家のこと	六八

作得費用	六八
市民帶劍のこと	六九
京師の年寄	六九
坊會所	六九
京都の消防	七〇
大坂三町人	七〇
大坂の年寄	七〇
惣年寄	七〇
大坂の會所	七〇
惣會所	七〇
家持	七一
家守	七一
借屋人	七一
垣外番	七一
夜番人	七一
大坂の市民公訴	七二
下宿	七二
大坂の消防	七二
江戸三年寄	七三
十人衆	七三

五人衆	七三
名主	七三
家主	七四
家主株の賣買	七四
原代	七四
樽代	七四
節句錢	七四
藏法師	七四
地主	七五
草分町人	七五
居付町人	七五
地借人	七五
店借	七五
裡店借	七五
店子	七五
自身番	七六
番役	七六
番小屋	七六
消防の纏	七七
印半天	七七

番組	七七
火消人足	七九
京坂戸籍	八〇
江戸戸籍	八一
殿	八一
様	八一
丈と云事	八一
目の稱の事	八一
殿様	八一
檀那	八一
かみさま	八二
諸々呼稱のこと	八二
奥様	八二
御家様	八三
御寮人	八三
男女兒呼稱	八三
父母の呼稱	八三
餓鬼	八三
御新造様	八三
嬢様	八三

山の神	八三
亭主	八三
隠居	八三
奉公人	八四
年季奉公	八四
乳母	八五
婢年給	八五
乳母年給	八六
本家別家	八六
第四編 生業上 自八七頁 至一三八頁	
商賈	八七
京師商賈	八七
七條米市	八七
西陣の織屋	八八
大坂商賈	八八
二十四組	八八
大坂堂島米問屋	八八
堂島米市	八八
雜喉場の魚市	八九

伏見町茶道具屋	八九
道脩町藥種屋	八九
平野町唐物問屋	八九
相場	八九
本町	九〇
唐物町	九〇
堺筋の砂糖中買及び木綿屋	九〇
北堀江郷の南河岸	九〇
材木屋	九一
瀬戸物店	九一
古道具古着屋	九一
江戸商賈	九一
金銀箔屋	九一
酒運上	九一
曆問屋	九一
兩替屋	九一
藥種問屋	九一
諸問屋	九一
課金	九二
本町藥種問屋	九三

大傳馬町太物問屋	九四
横山町邊小間物問屋	九四
茅場町河岸酒問屋	九四
小網町米問屋	九四
富澤町橋町の古着屋	九四
久松町刀屋	九四
下谷武具店	九五
魚市	九五
神田青物市	九五
深川材木問屋	九五
神田皆川町根子屋	九五
異國通商船	九五
廻船問屋	九六
茶船	九六
江戸諸國の積問屋	九七
江戸船宿	九七
屋形船	九七
志留古保之	九八
屋根船	九八
船賃	九八

猪牙船	九八
三挺	九八
荷足	九八
土船	九八
漁舟	九八
百文舟	九八
飛脚屋	九九
大坂三度飛脚屋	九九
素禪屋	九九
悉皆屋	九九
縫物師匠	九九
白皮屋	九九
雪踏店	九九
献殘屋	九九
纏工	九九
害工	九九
菜屋	九九
刺身屋	九九
酒問屋	九九
便り屋	九九

藏法師	一〇一
淺草の藏宿	一〇二
三都生業不同の事	一〇三
樹木屋	一〇三
出し見世	一〇三
屋體見世の圖	一〇三
栗餅屋	一〇四
天道ぼし(路店)	一〇五
葭賣張店圖	一〇五
際物師	一〇六
矢師	一〇六
茶漬屋	一〇七
祇園豆腐	一〇七
昔の惣食屋	一〇七
温飴蕎麥屋	一〇八
けんどん屋圖	一〇八
温飴蕎麥並に招牌	一〇九
料理茶屋	一一二
大坂に名ある料理屋	一一四
江戸に名ある料理屋	一一四

食卓料理	一五
饅頭	一五
饅飯	一六
鱒	一六
鱒汁骨拔鱒鍋圖入	一七
山鯨	一七
茶見世(水茶屋)	一七
旅籠屋	一九
下宿	二〇
江戸の旅人宿	二一
諸買招牌の事	二一
製薬店の招牌	二二
江戸製薬店建看板圖	二三
紫海苔の看板	二四
米屋看板	二四
白粉屋看板	二四
紅店看板	二五
紙屋看板	二五
菓子店看板	二七
足袋屋看板	二八

箱屋招牌	二八
桐油合羽之看板	二八
麻苧店看板	二九
漆店看板	二九
江戸扇子店招牌	二九
花店招牌	三〇
糊の看板	三〇
旅籠屋招牌	三〇
紅梅焼看板	三一
轆り看板	三一
商家暖簾の圖	三一
行燈の招牌	三二
工匠	三五
大工	三六
左官	三六
石匠	三六
瓦工	三六
手傳人足	三六
處人足	三七
町飛脚	三七

第五編 生業下 自二三九頁 至一八六頁

呉服買	三九
古金絲賣	三九
小原女の圖	四〇
萬漙人形賣	四〇
油揚賣	四〇
帽子賣	四一
高荷木綿賣	四一
地紙賣	四一
ぼて	四一
鮮魚賣	四二
枯魚賣	四二
初松魚賣	四二
白魚及むさみ賣	四三
牡蠣	四四
蜆	四四
海鼠	四四
魚買の追書	四四
シテ新場	四四

乾魚	四五
菜蔬賣	四五
豆腐賣	四六
糊賣	四七
油賣	四七
花賣	四七
荒神松賣	四八
羅字屋	四八
錠前直し	四九
鑄鉄師	四九
磨師	四九
下駄齒入	四九
針賣	五〇
鏡磨き	五〇
眼鏡の仕替	五〇
印肉の仕替	五〇
瀬戸物焼接	五〇
紙屑買	五〇
古傘買	五一
灰買	五一

白之目立	一五二
鼠取藥	一五二
箒賣	一五三
銅器賣	一五三
算盤直し	一五三
赤蛙賣	一五三
炭賣	一五四
醬油賣	一五四
鹽賣	一五四
漬物賣	一五四
新粉細工	一五五
鉛細工	一五六
鉛賣	一五六
菓子賣	一五六
弄物賣	一五七
蕃菽粉賣	一五七
小間物賣	一五七
烟草賣	一五七
筆墨賣	一五八
還魂紙賣	一五八

鰻蒲燒賣	一五八
桃灯張替	一五九
蠟燭之流賣	一五九
植木賣	一五九
瓦器賣	一六〇
竿竹賣	一六〇
ハツリ賣	一六〇
さぼん玉賣	一六〇
海ホウヅキ賣	一六一
勝負附賣	一六一
輛替	一六一
按摩	一六二
錢緋賣	一六二
奸賣	一六三
雪踏直し	一六三
際物師	一六四
甘酒賣	一六四
湯出菽賣	一六五
是齋賣	一六五
枇杷葉湯賣	一六六

錦魚賣	一六六
簾賣	一六六
心太賣	一六七
蟲賣	一六七
松茸賣	一六七
初茸賣	一六七
炭團賣	一六八
曆賣	一六八
箱火鉢賣	一六八
御鉢いれ賣	一六八
黒木賣	一六九
脚躰花賣	一六九
揚昆布賣	一七〇
鰻蒲燒賣	一七〇
行燈仕替	一七〇
櫓直し	一七〇
艾賣	一七〇
有馬籠賣	一七〇
乾物賣	一七〇
餅昆布卷賣	一七一

鳥貝ふか刺身賣	一七一
味噌屋	一七一
澁紙敷衾賣	一七一
岩起賣	一七一
羽織紐直し	一七二
焙烙賣	一七二
蒸芋賣	一七二
薄板製の燈籠賣	一七三
揚昆布賣	一七三
竹馬古着屋	一七三
冷水賣	一七四
湯出雞卵賣	一七四
文庫賣	一七四
笹味噌澆賣	一七四
附木賣	一七四
苗賣	一七五
鮎賣	一七五
水彈賣	一七六
草履賣	一七七
衣紋竹賣	一七七

砂糖入金時	一七七
納豆賣	一七七
白酒賣	一七七
白玉賣	一七七
齒磨き賣	一七八
麴賣	一七八
乾海苔賣	一七八
納豆賣	一七八
番附賣	一七八
拂扇宮賣	一七九
墨澁屋	一七九
竈塗	一七九
蚊帳賣	一七九
文蚊屋賣	一八〇
竹帚賣	一八〇
草帚賣	一八〇
三絃賣	一八〇
簞賣	一八一
拂ひ合羽	一八一
篠簾蓋賣	一八一

鹽辛賣	一八一
看板書	一八一
樽買	一八一
櫻草賣稗詩賣	一八一
薺花賣	一八二
腹戸賣	一八二
御役人附賣	一八二
錢産賣	一八二
クゴ繩賣	一八二
昔ありて今はなきもの	一八三
温鈍屋	一八五
蕎麥屋	一八五
善哉賣	一八六
汁粉賣	一八六
上爛おでん	一八六
茶飯賣	一八六
第六編 雜業 自一八七頁 至二〇九頁	
神道者	一八七
わい／＼天王	一八七

鹿島の事觸	一八七
虛無僧	一八八
太神樂	一八九
今世太神樂	一九二
願人坊主	一九三
おぼくれ坊主	一九三
考へ物	一九四
御日和御祈禱	一九四
半田行人	一九四
まかしよ	一九四
江戸住吉踊り	一九五
庚申の代待	一九六
乞胸	一九六
綾取	一九六
猿若	一九六
江戸萬歳	一九六
辻放下	一九六
からくり	一九六
淨瑠璃	一九六
説經	一九七

物真似	一九七
仕形能	一九七
物語	一九七
講談	一九七
辻勸進	一九七
獅子舞	一九七
首掛芝居	一九八
葛西踊	一九八
西國順禮	一九九
六十六部	一九九
四國邊路	一九九
宿之者	一九九
京師非人の長	一九九
大坂の穢多	一九九
乞食	二〇〇
非人乞食	二〇〇
宿村之送加	二〇〇
今世屠兒	二〇〇
長吏	二〇〇
江戸非人の長	二〇二

女太夫	二〇三
刑人の首を斬ること	二〇三
引廻刑人	二〇三
京師の長吏	二〇四
大坂の長吏	二〇四
大坂に近き穢多	二〇五
犬拾ひ	二〇六
猿曳	二〇六
癩病人	二〇六
節季候	二〇六
大黒舞	二〇七
鳥追	二〇七
砂書	二〇七
掃除	二〇七
一人相撲	二〇八
河童に扮す	二〇八
乞食芝居	二〇八
神樂みこの扮	二〇八
すだく坊主	二〇八
和尚今日	二〇九

わいわい天王	二〇九
古札納め	二〇九

第七編 貨幣 自二二一頁 至二二六頁

皇國金銀銅之始	二二一
金銀銅の海外諸國に没入の事	二二一
貨幣の事	二二二
楮幣	二一九
貨幣の價	二一九
鑄錢の事追書	二二一
兩替屋	二二二
京坂今世兩替屋數	二二二
振手形	二二三
江戸兩替店	二二五
子錢家(俗に金貨)	二二六
坐頭金	二二六
烏金	二二七
百一文	二二七
高利	二二八
大盡金	二二八

名目金	二二八
質物	二二九
頼母子	二三一
富	二三二
博奕	二三四
金銀融通	二三六

第八編 男扮 自二三七頁 至二七六頁

上古男女の風姿	二三七
風俗の沿革する事	二三七
上古髪之事	二三七
月代	二三九
總髪	二四〇
散切	二四〇
ガッソウ	二四〇
四方髪	二四〇
茶筌髪	二四〇
男子髪之結ぶり	二四一
野郎と云ふこと	二四二
元服	二四四

古之士民丈夫	二四四
昇平の初頃の士民	二四四
慶長の頃の風	二四四
錢湯風呂の客の歸路の躰	二四五
寛永正保の風	二四七
高治風姿	二四八
元祿の風姿	二四八
元祿少年風	二四八
元文の風	二四八
元文中少年風	二四九
辰松風	二四九
享保の末若き衆の風	二五〇
寶曆頃の風	二五〇
今世男子髪	二五二
極上の息子風	二五三
中の息子風	二五四
下の俠客風	二五四
本多八體	二五四
薙髪之臣	二五五
今世芝居俳優の髪	二五六

昔の男子の風	二五六
頬髭	二五七
縮毛	二五九
男子眉を抜き云々	二五九
額際の毛を抜く事	二五九
童形の髪	二六二
寛文中少年の鬪	二六五
武家若衆	二六六
文化文政茶瓶前髪	二六六
今世士民の男女兒頭風	二六七
元結	二六九
伽羅油髪付油の事	二七〇
今世所用梳櫛	二七〇
大鬪の狂人	二七三
入黒痣	二七三
男女の衣服及髪形	二七五
男子の風	二七五
婦女の風	二七五
西洋風	二七五

第九編 女扮上 自二七七頁 至三一八頁

男女の風姿	二七七
髪のこと	二七八
齒黒	二八二
眉造り或は剃之事	二八三
白粉の始	二八三
紅粉	二八四
髪附油	二八六
花の露	二八七
元結	二八七
加文字	二八八
鬪和訓加都良	二八九
上古婦人之鬪	二九〇
應永前京師の風姿	二九一
四百年前婦女の風姿	二九一
慶長元和中婦女髪之事	二九二
民女の質素の風	二九四
承應明暦の女の髪	二九四
明暦以前の髪	二九五

古の童女は平髻	二九五
髪結び様の事	二九五
額の剃様の事	二九六
ケハヒの化粧の事	二九六
萬治中處女風姿	二九七
同婦人の風姿	二九七
下げ髪	二九八
寛文以來の髪風	二九八
玳瑁を鬘甲と云ふ事及用之事	二九九
笄の事	二九九
櫛	三〇〇
天和貞享頃の笄	三〇〇
婦女髪飾	三〇二
元祿以來の櫛	三〇三
しめつけ島田	三〇四
元祿髪結びびやう	三〇四
同額の作りやう	三〇五
元祿の處女の風姿	三〇六
元祿中處女の扮	三〇七
元祿中婦人の風姿	三〇八

平髻及櫻髻 三〇九

元祿前後の髪名目	三一〇
寶永中の髻	三一〇
正徳中の髻	三一〇
享保中	三一〇
武家櫛下髪	三一四
町方娘島田崩	三一四
髻差のこと	三一五
鬘結まげかけ	三一六
元文中	三一七
元文中京坂處女の風姿	三一七
元文中京坂婦人の風姿	三一七
第十編 女扮中 自三一八頁 至三四五頁	
櫛之事	三一八
延享中	三一八
寛延中	三一八
寶曆中	三一九
寶曆六年少女の鬪	三一九
同十三年少女の鬪	三二一

寶曆六年婦人の圖……………三二一
 寶曆中婦人の風俗……………三二二
 髮張京坂髪差……………三二三
 燈籠髷……………三二三
 明和女の風俗……………三二四
 安永中江戸の處女の容貌……………三二四
 安永中婦人の風姿……………三二五
 天明以來丸髷……………三二五
 寛政より享和文化に至る婦人圖……………三二六
 享和及び文化初年處女扮……………三二七
 文化中籠甲製……………三二九
 弁……………三二九
 京坂文政中所用籠甲製……………三三〇
 京坂兩差髷……………三三一
 文化文政中江戸處女裝服の圖……………三三二
 今世京坂中民の處女禮時之扮……………三三三
 今時京坂市民之少婢禮服の扮……………三三四
 今時京坂の婦人禮時之扮……………三三五
 近世京坂婦人髷名……………三三九
 今世京坂厨婢裝服之扮……………三四〇

今世京坂の婦女唇紅白粉を粧ふ事……………三四一
 今世嘉永京坂式正所用籠甲製……………三四二
 京坂の銀釵……………三四四
 第十一編 女扮下 自三四七頁 至三八二頁
 齒を染め髪を更ふること……………三四七
 稚女髪之事……………三四七
 古今男女の面貌……………三四九
 今世江戸の粧島田の流行……………三五〇
 今世の島田其形種々……………三五一
 今世中民處女裝之扮……………三五三
 今世江戸江戸之處女禮時之扮……………三五三
 江戸小戸の處女及び小婢の裝服の扮……………三五三
 今世江戸中民以上の婦禮服の扮……………三五四
 今世江戸小戸の婦裝服の圖……………三五四
 今世江戸婦人略衣にて他行の扮……………三五五
 江戸婦人略衣にて他行の扮……………三五五
 髷之事……………三五六
 今世丸髷……………三五七
 今世坊間の處女及御殿女云々……………三五九

畧髷假髷……………三六一
 於七掛……………三六四
 根掛圖……………三六四
 梳櫛……………三六四
 髪を洗ふ事……………三六六
 今世略髷の極……………三六六
 今世江戸市中所用籠甲製圖……………三六七
 嘉永頃江戸婦女前髪止……………三六七
 中差髷……………三六八
 團扇髷……………三七一
 銀製芒髷……………三七一
 銀製葵髷……………三七一
 武藏野髷……………三七二
 江戸銀釵今世風……………三七二
 花髷……………三七三
 兩天髷……………三七三
 江戸白粉の粧……………三七四
 堂上及び武家の婦女の髪……………三七四
 堂上女房……………三七五
 下婢の綿帽子……………三七五

今世御殿女中扮……………三七七
 御殿女中の島田……………三七九
 銀釵……………三八一
 繪元結……………三八二
 清朝婦人雲髷圖……………三八二
 第十二編 男服上 自三八五頁 至四二五頁
 上古の服のこと……………三八五
 直衣の圖……………三八六
 大口の圖……………三八八
 素襖の圖……………三八九
 直垂……………三九一
 武家禮服扮……………三九一
 狩衣及び布衣の圖……………三九二
 番匠圖……………三九三
 今世武家定制……………三九三
 上下のこと……………三九四
 古上下圖……………三九五
 今製上下……………三九六
 騷仕立之圖……………三九七

社杯の時の衣服	三九八
袴	三九八
野袴	三九九
馬袴	三九九
豊臣太閤の肩衣の圖	四〇一
古代の肩衣	四〇一
今世の肩衣	四〇二
袴の紐の結形	四〇四
一閑張上下狭み	四〇四
一閑張上下入れ	四〇五
伊賀袴	四〇五
古製衣服の圖	四〇七
今制衣服裁縫圖	四〇八
熨斗目	四一〇
今世熨斗目の圖	四一一
童形熨斗目	四一一
町人衣服のこと	四一三
定紋付のこと	四一三
記號付衣服の圖	四一四
男子の服の掛襟及袖口	四一七

帷子	四一七
單衣	四一九
白無垢	四二〇
小袖と云ふこと	四二三
振袖のこと	四二三
今製小兒衣服	四二四
紙衣	四二五
第十三編 男服中 自四二七頁 至四六三頁	
羽織のこと	四二七
羽織の古圖	四二七
蝙蝠羽織の圖	四二八
今世羽織に所用云々	四三〇
略服の羽織	四三〇
文政前京坂羽折の圖	四三一
今製江戸羽折の圖	四三二
羽織胸紐	四三五
武家羽折の圖	四三七
革羽織の事	四三七
標目革羽織圖	四三八

火事装束	四三九
今世武家火事羽織の圖	四四〇
火事装束の胸當の圖	四四一
火事装束石之帶圖	四四二
火事装束兜頭巾圖	四四二
鍔付之陣笠	四四三
兜頭巾	四四三
猫頭巾	四四四
下頭巾	四四四
ハッピ之圖	四四五
江戸長半天圖	四四六
京坂市店の火事ハッピ之圖	四四六
無袖羽織	四四七
半天	四四八
綿入半天圖	四四九
蝙蝠半天圖	四四九
革半天圖	四五〇
十徳	四五一
被布	四五三
浴衣	四五三

丹前どてら	四五五
江戸のどてら	四五六
合羽	四五六
坊主合羽京坂引廻し	四五七
鎧合羽	四五八
半合羽之圖	四六〇
妓束の事	四六一
長合羽	四六二
第十四編 男服下 自四六五頁 至四九七頁	
襦半	四六五
筒袖襦半	四六七
夏襦半	四六七
男子帶のこと	四六九
博多織の圖	四七〇
男帶を腰に繞ふ	四七二
三尺帶	四七四
胴著	四七五
吾嬬胴着圖	四七五
龜甲半天	四七六

禪のこと	四七七
頭巾及び帽子のこと	四八〇
上代角頭巾	四八〇
はくそ頭巾	四八一
氣儘頭巾	四八二
大明頭巾	四八三
升頭巾	四八四
袖頭巾	四八四
奥市頭巾	四八四
宗十郎頭巾	四八五
山岡頭巾	四八六
頭巾を被りたる圖	四八七
焙烙頭巾	四八九
猫頭巾	四八九
蕪山頭巾	四九〇
手拭類冠	四九一
手拭大臣冠	四九二
手拭米屋冠	四九二
手拭(官)冠	四九三
手拭の染形	四九三

前垂	四九五
テリヤス圖	四九八
手甲	四九八
足袋のこと	四九九
紫革足袋	五〇〇
畦刺足袋	五〇一
刺裏	五〇四
股引	五〇五
パツチの事	五〇五
脚絆	五〇九
甲掛	五一一
腹當	五一一
スッポリ腹當	五一二
隅取腹當	五一二
江戸之腹掛	五一三
第十五編 女服	自五一五頁 至五六二頁
古服の事	五一五
十二單之圖	五一八
裳之圖	五二一

模様之事	五二二
摺鉞古裁	五二二
縮箔及び摺箔の圖	五二五
延寶天和頃の金糸入たる縮模様圖	五二五
昔の御殿女中の扮	五二七
今世御殿女中惣模様衣服圖	五二八
同腰模様之圖	五二九
袴の製	五三〇
辻染帷子圖	五三一
帯の事	五三二
帯の圖	五三三
立樹模様	五三三
中古三都婦女衣服裁縫圖	五三三
今世婦女衣服裁縫圖	五三三
今世三都之婦禮用模様之圖	五三六
京坂娼妓の裾模様之圖	五三八
京坂今世市民婦女の禮服縮箔定紋付	五三九
中以下は袖紋付	五三九
三都とも定紋付縮編	五三九
掛襟のこと	五四一

裡襟のこと	五四一
帷子	五四一
單衣	五四二
人形(關腹)	五四三
小紋形并に絞り	五四六
浴衣のこと	五四六
今世江戸坊間婦女禮の時の服	五四七
替り裡の流布	五五〇
今世婦女衣服袖口	五五三
胴着	五五四
長襦半圖	五五五
襦半并に襟のこと	五五五
女羽織及び半天	五五九
振袖のこと	五五九
第十六編 雜服附雜事	自五六三頁 至五六六頁
小袖	五六三
二ッ襟三ッ襟	五六三
大身替	五六三
婦女衣服樣	五六三

定紋	五六四
丹前	五六七
丹前之圖	五六七
搔卷	五六九
夜着蒲團	五六九
坐布團	五七三
寢産	五七四
天徳寺	五七四
蛸	五七四
釣手	五七七
母衣蛸	五七八
紙張	五七九
紙衣	五七九
革色染	五八〇
蠶織織	五八〇
銘酒正宗	五八〇
シヤモ鍋	五八〇
麻裡草履	五八〇
石垣形の板め	五八〇
夜店の古道具	五八〇

正札付の塵紙	五八〇
屋體鮓の煎茶	五八〇
正覺坊	五八〇
暑中の納豆賣	五八一
銚子縮	五八一
御座敷の端歌	五八一
道入の土瓶	五八一
喜山薄焼のさびしやう	五八一
堂島下駄	五八一
翁稻荷	五八一
四ッ谷老婆王	五八一
四分角の笄	五八一
道具入の發句	五八一
留飲	五八一
婦女の半天羽折	五八一
酒料理饅の切手	五八一
雨天の日傘會	五八一
會席料理	五八一
五分下がりの雪踏	五八一
一樂の烟管筒	五八一

黒サントノ烟草納	五八一
メラノナマレ	五八一
クサヤ干物	五八一
竹屋烟草入	五八一
藤綱代笠	五八一
八百善形の燭臺	五八一
燕陵の三國志	五八一
新生の話	五八一
柳馬の雨刀	五八一
三分亭料理	五八一
撫角の衣紋竹	五八一
八分山の男帯	五八一
一文字の蠟燭	五八一
龜井戸の鸞替	五八一
川並の股引	五八一
半天革	五八一
十間の扇	五八一
雨畑硯	五八一
桐燒書茶筥	五八一
青竹の菜箸	五八一

ゴヨ打の紐	五八二
竹皮の裡包み	五八二
籐で組だ火鉢	五八二
サシッコノ半天	五八二
盃スマシの井	五八二
烟草の引出折	五八二
アンペラの笠當て	五八二
ホッの傘	五八二
焚出飯し刺身	五八三
番太郎の糊の卸し	五八三
柳川の骨抜き	五八三
青物町の切山菰	五八三
襖の縁の杉まさ	五八三
蕎麥饅頭	五八三
表勝手造作	五八三
岐阜提灯	五八三
袖なし羽折	五八三
箱押の鮓	五八三
菅笠	五八三
繪袋の菓子	五八三

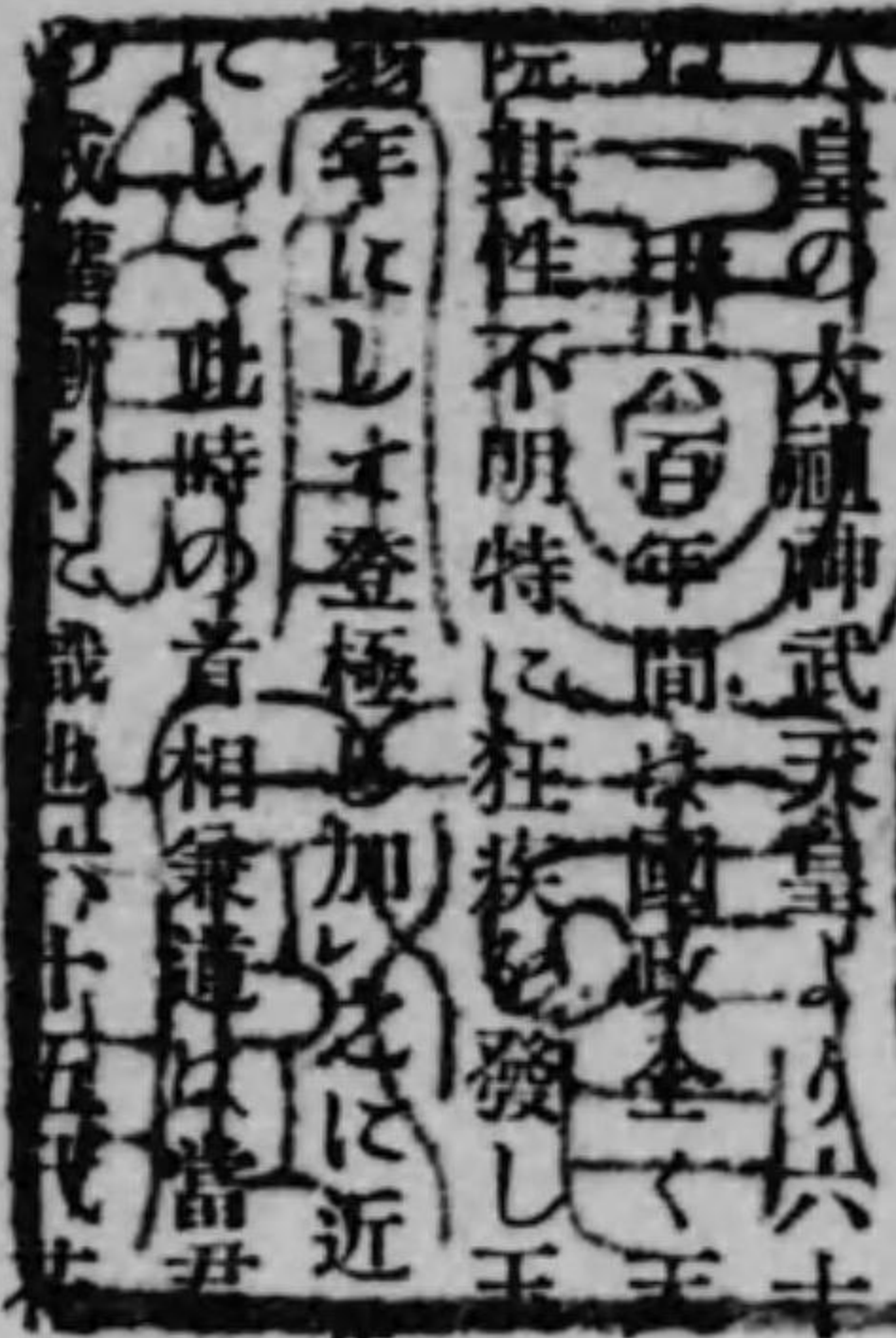
二の腕の命	五八三
蕎麥屋のケンドン箱	五八四
鈴虫の鐵棒	五八四
胡粉地の羽子板	五八四
繪形の釜	五八四
天明ワリの狂歌	五八四
下り雪踏	五八四
王子土産の動と繪	五八四
平盛のシッポコ蕎麥	五八四
削り肥後算盤	五八四
萬歳扇の年玉	五八四
花ボロの菓子	五八四
萌黃羅紗帶	五八四
牡丹掛の羽織紐	五八四
革印籠の錢入	五八四
阿六櫛	五八五
初春の白酒賣	五八五
廣島藥籠	五八五
番太郎の肉桂	五八五
小倉羽折	五八五

橋本町マカシヨ	五八五
フカシ立の薩摩芋	五八五
蒸羊羹	五八五
七色菓子	五八五
切子燈籠	五八五
丸形の廣蓋	五八五
挽物の御シャブリ	五八五
玉銀の遣ひ物	五八五
踏駄炭	五八五
丸行燈	五八五
見世先きのマン火鉢	五八五
鮑貝の鍋	五八六
金鑊燒	五八六
伊丹美琳	五八六
薩摩上布	五八六
仙臺平袴地	五八六
米の飯云々	五八六

類聚 近世風俗志上卷目次畢

類聚 近世風俗志 原名守上卷

喜田川 季莊 尾張部守貞誌



天皇の太神武天皇より六十二代村上天皇に至り概
 一冊の百十年間は國政全くと天皇に出て六十三代冷泉
 院其性不明特に狂疾を發し玉ひ又六十四代圓融帝は
 幼年にして登極し加えて近年補佐の臣多くは藤氏
 の外舅たるを以て藤氏
 の哀惜に堪ず在位僅に二年にして避て夜る九重を逃
 れ僧と成て諸方に遊歴す六十六代一條帝は二歳の登
 極也母は兼家の女前中宮は直隆の女後
 十六歳の踐祚也母は兼道の女
 即位也母は道長の女中 此御宇平の常忠下總國に亂す乃
 ち源賴信に救て誅之此以前は久しく昇
 帝廿九歳の登極先帝同母中 七十代後冷泉帝廿二歳の即
 位母道長女此時東夷安倍賴時叛す乃ち源賴義前九年の戰
 と救を奉て誅之蓋圓融帝の外舅兼道以下賴通に至

り並に藤氏の後族相繼て輔相たり此間の台鼎は皆藤
 途に藤氏の相門に有り是朝廷衰微の始とす如此國
 政藤氏にあること概一百年也七十一代後三條帝
 帝の皇女也 三十五歳の即位也其性聰明仁智初て記錄所
 を置き親ら國政を聽玉ふ故に相門權を恣にすること
 能はず偏に中興の英主と稱す可惜は多病を以て在
 位僅に四年にて位を譲り明年崩じ玉ふ七十二代白河
 帝二十歳の登極にして前帝の遺訓を奉じ親ら朝政を
 聽て大臣唯虛位を擁すと雖ども其性好色亡妃の悲歎
 に因て即位後十二年 途に前帝の遺教を全くせず朝政に
 怠り玉ひ在位十四年にて位を譲り玉ふ此兩朝政こと
 天子より出づ僅に合て 七十三代堀河帝は八歳にて即位
 あり政ととは上皇に出づ此御宇鎮守府將軍清原武衡
 叛す乃ち源義家に救して誅之是を後三年の戰と云義家は
 三世東征に功ありついに山東の兵士源氏の嫡と云義家は
 成る後に賴朝鎌倉に覇を定ること三に根ざす七十四代鳥羽帝
 は六歳にて即位あり七十五代崇徳帝は五歳にて即位
 也堀河帝即位より當帝の大治四年に至り政こととは白河法皇に出
 づ院中に始て別當北面を置く法皇廢後は鳥羽帝に政こと出づ
 十六代近衛帝は三歳にて即位なり 政事は鳥羽の
 餘年の間は院中に政ことを聽玉ふて天子攝關皆虛位
 を擁す七十七代後白河帝は年二十九にて即位あり年

漸長じ玉ふと雖ども明德の人に非ず崇徳近衛並に鳥羽帝の皇子なりと雖ども崇徳帝仙居の後政ごととに與り聽玉はず且つは其皇子を位に即奉ざることを深く憤り玉ひ左府頼長及び源爲義等をして兵を起し當帝を廢せんことを謀り玉ふ茲に於て當帝は關白忠通及び安藝守平清盛義朝の子なり頼政等に敕して仙居を圍み大に破れ之ついに崇徳上皇を讃岐に遷し其黨を悉く刑す保元の大亂是なり七十八代二條帝十六歳にて即位あり政事は後白河上皇に出づ當帝放近衛帝の皇后の美なるを以て后とせんとして上皇群臣にて謀れども此時藤原信賴中納言叛逆す義朝これに驚き清盛一族を以て誅す平治の亂是也是より清盛の武威日々熾也七十九代六條帝は二歳にて即位あり在位僅に三年にて後白河上皇と清盛時大臣と議て位を讓しむ八十代高倉帝後白河の皇子當帝の嫡は乃ち清盛の室也故にこれに及ぶ清盛の女を中宮とす九歳にて即位也後白河法皇政ごとを聽玉ふと雖ども清盛の威朝權を奪ひ遂に法皇を怨奉ること有てこれを鳥羽に幽す當帝至孝深くこれを歎き憤り病と成て崩す八十一代安徳天皇外孫なり乃ち清盛の三歳にて即位ありこゝに至て清盛益々威權を擅にし平族驕借を専とす時に源頼政之を惡て以仁親王後白河皇子を奉じて兵を徵して平氏を討に利あら

すして頼政自殺すと雖どもこの命令により源頼朝義朝の子は伊豆に興り義仲義朝の子は信濃に起る未だ上西せず清盛薨す義仲進で叡山に據る法皇こゝに幸す平氏は安徳帝を奉じて西國に奔る京師主なきを以て法皇議て高倉の皇子を立て即ち八十二代後鳥羽帝四歳にて即位あり義仲京に在て甚驕恣法皇復これが爲に再び幽せられ頼朝山東にあり其弟範頼義經に命じて義仲を誅し尋で平氏を西海に討つ安徳帝は入水し玉ひ平氏悉く亡ふ夫れ平氏の權を執てより國政ついに武家に出るの兆は鳥羽上皇美福后を寵して弟を先とし兄を後とす七十七代後白河帝は後白河法皇も父帝に學んで姪を先に立叔を嗣とす八十代高倉帝は七十九代六條帝の叔父なり崇徳上皇嫡流の統を繼ぐとの得ざるを憤り不平を謀り玉ふ謀ごと不濟して流さる清盛此役に功あり時に後白河帝の寵臣少納言信西の婿となり是階梯の逆臣信賴を誅す是也後白河帝の命により二條帝外舅經宗同帝乳母の子惟方を流す是也同帝と議て高倉帝を立て是也清盛ついに自ら内大臣と成り後二年にして更に太政大臣となる薙髮して官を辭し而て益々國權を恣にす法皇を幽し皇居を移し外孫を立て是源氏勃興の階梯と

なり武弁永く榮へて王綱再び振ざるの基なり後白河法皇崩す二條六條安徳當帝政事法皇に出づ堀河帝以降當後鳥羽帝に至る帝今年に至り前後凡一百零六年政事院中に出で而して高倉以來權政専ら源平二氏にあり源頼朝鎌倉に覇府を開き入朝の時征夷大將軍に拜す是より前乃ち朝廷の所領家親王及び公卿の采邑に外に別に守護置諸國の守地頭其家より遣す所の吏也を補し且つ日本總追捕使たらしめんことを請ふ法皇これを聽す朝官は文弱武吏は剛横下民其威を畏れ天下の進退永く武家に墜ち郡縣の法漸く廢す後の任國多くは虚官なり○利壽府の時如く故國田氏以來國主等を稱す歟八十三代土御門帝四歳にて受禪あり同年頼朝薨す其子頼家時に十八歳督す左近中將四年の後將軍宣下あり將軍の軍也下皆敵之頼家昏弱ついに國事を聽こと能はず北條時政執權たり幕府に初て文注所を建權を恣にし頼家を廢し其弟實朝を立て將軍とす尋いで頼家を幽し後に人をしてこれを弑さしむ實朝をも亦殺さんと謀り事覺れて其子義時に執權を讓り時政は隱居す八十四代順徳帝十四歳にて即位あり鶴岡別當公曉頼家の子實朝を殺す源氏三世凡四十年にて絶實朝嗣なし因て故頼朝の室政

子時政の女と義時と議て左大臣道家の子頼經二歳を京より迎へ鎌倉の主とす茲に至て國權陪臣に歸す義時横暴王命を肯はず後鳥羽帝これを憤り諸國の武士に命じて討つ之官軍敗して三帝海島に遷され玉ふ後鳥羽は門は土佐順徳は佐渡是より先き義時が立る所の懐成帝未即位の禮を廢す三月九日八十五代後堀河帝十歳にて即位なり又義時請て立る當帝輔相の權により三たび中宮を廢立す八十六代四條帝二歳にて即位八十七代後嵯峨帝年廿三にて即位帝亦北條三代奉時強ひ請て所立將軍頼經北條の爲めに薙髮あり其子頼朝時に六歳將軍となる八十八代後深草帝四歳の時頼朝前將軍頼經を京に逐ひ宗尊親王を請て迎へ將軍とす頼朝をも亦京に逐ふ八十九代龜山帝十一歳の即位也時宗北條相繼で宗尊親王を廢して其子惟康親王を三歳將軍とす父親王は京に歸り玉ふ後深草帝より當帝に至り兩朝の政後嵯峨九十代後宇多帝八歳の即位也九十一代伏見帝二十三歳の即位貞時北條亦惟康親王を京に逐ひ久明親王を迎へて將軍とす此時三上皇有後深草龜山後宇多政事は後深草上皇聽玉ふ九十二代後伏見帝十一歳にて即位なり九十三代後二條帝十六歳にて即位此時五上皇あり上の三皇に伏見帝

後伏見共に五上皇當帝共に六帝在す政事は龜山宇多の二上皇聽玉ふ貞時又久明親王を京に還し其子守邦親王を七歲將軍とす九十四代花園帝は十二歳にて即位あり政事は伏見上皇聽玉ふ九十五代後醍醐天皇年三十にて即位政事は後宇多法皇聽玉ふ當時鎌倉の執權高時に至て九世益々驕横暴淫色に耽り人望に背けり當帝此時に乗じ逆臣を誅し王室を興さんと謀り玉ふ密謀泄れて濟す因て僧に密詔して呪詛し玉ふ亦泄て鎌倉に聞ゆ茲に於て天皇及び皇子大塔宮を海島に遷さんとす皇子策を進めて潜て天皇を南方に遷幸し笠置山に居玉ふ賊兵これを焼く天皇趨り玉ふ途に賊兵に遇ふ賊兵竹與を奉じて通り護送せられて宇治に入玉ふ救して此處よりは風蓋に乗じ儀を整へて六波羅に入玉ふ六波羅に二波羅と云北條子兄を以てこれを掌らしめ天下のこころに決するの政府なり九十六代光嚴帝二十歳にて即位後伏見帝の皇子高時花園後醍醐天皇を隱岐に遷す大塔宮は吉野に入て壘を構へ楠正成は千劍破に城さ赤松菊地亦兵を擧ぐ前帝隱岐に在ること二年潜に逃れて伯耆に至る山陰山陽の兵士大に集り足利高氏も亦高時に呼きて順に歸す新田義貞も大塔宮の令旨を奉じ上毛に兵を擧て鎌倉を破り高時を誅す將軍守邦親王は難

玉ふ北條氏亡ふ頼朝朝府を開きてより源氏三世藤原二世親王四世凡百五十餘年の間頼朝薨後陪臣北條國命を執ること九世其間の暴逆至尊皇族及朝貴を流貶し主を弑し大位及將軍を廢立す其奸謀は攝家を五に別ちて其權を分ち成敗式目を制定して天下の法則に擬し六波羅に二府を置き筑紫及び長門に探題職を置き己が氏族を以て命之奸惡如斯もついに天誅に伏す

後醍醐天皇復祚し玉ひ親ら政を聽て關白を置れず然るに尊氏高氏に諡のを信じて大塔宮此より先き遷居して名を護其親王と改め將軍ある皇子なりの兵權を解かしめ玉ふ後尊氏諱して馬場殿に幽し又尋で鎌倉に幽して尊氏弟に命じ成良親王將軍となる而して尊氏鎌倉に歸り遂に叛て自ら將軍と稱す乃ち尊氏の官爵を削り義貞に節刀を賜ひ北島顯家陸奥のに奥羽の兵を發せしむ義貞顯家正成等數々尊氏と東西に戦ふて各々勝敗あり正成良計を用ひられず尊氏滅せば義貞亦尊氏と同からんことを憶ひ戦死す因て官軍いよ々々敗て天皇叡山に幸す乃ち尊氏京に入り後伏見の皇子を立て天子とす天皇をも迎へて京に入り玉へば兵を置て護衛す義貞は太子を奉じて

北國に行くこゝに至て尊氏京師室町の覇府を開く前帝潜かに京を逃れて吉野に還り玉ふ以後南北二朝となる後醍醐天皇英明を以て逆臣を誅し武威を挫ぎ王室會復して朝憲まことに行はれ天威四海に振はんとするに至て忽ち叡慮驕り内奏を納れ酒色を近づけ奸臣を信じて親王を廢し下民の窮を眷みず頼て大内親を營し忠良を得て良策を用ず大業僅に三年にして國命復足利に歸し永く武弁の有となりて王室再び興らず可レ惜又可レ歎也

南北朝を上下に書看易からしむ

九十七代光明帝既に尊氏南朝後醍醐天皇是より先の立る所也尊氏正二位將顯家東歸す此時再び兵軍となる以後往々南北戰五十萬を發て鎌倉を討つて止す九十八代崇光帝十義詮の子 走る顯家ついに五歳にて位に即く和泉に戦死す義貞も亦北帝は北條の立る所なり北朝は足利の爲に永く大統を承け玉ふ

足利の兵大擧して南兵を崩す二世後村上帝即位あり北島大納言源親房鎮守敗る正行正成正時戦死す軍顯家の父なり其子顯能伊勢の直冬尊氏父に叛き源惠國司となり九世にして織田氏にの弟也初名直義兄に叛て南朝に降

り既して又叛き兄に歸し再び兄に叛て後毒殺せらる尊氏東征の間に南軍京に入て光明光嚴二上皇及常帝春宮ともに東方へ迎へ居玉ふ所は男山を行宮とす義詮これを犯すにより南帝及び北朝の三帝春宮吉野に入玉ふ京に主なきを以て義詮皇弟を立て九十九代後光嚴帝義詮の立近江に奔る既にして京に歸る三上皇も南方より歸り玉ふ尊氏薨す義詮又敗して帝を奉て再び近江に奔り又京に歸り其後薨す三世義満將軍となる時に一百代後圓融帝上皇兼府の之に憑て立つ所也上皇政事を管領の職又如何

禁軍を掌どる正四位下檢非既にして忠死す肥後兼河の菊池氏前帝の皇子懷良を征西將軍として鎮西を制す正儀正行祖父以來の志を繼で往々北軍と戦ふ當帝崩す三世長慶帝在位五年にて皇弟に傳位あり紀伊の玉川の宮に移り居玉ふ合戦猶虚日なし四世後龜山帝即位し玉ふ楠正儀及和田正武卒す因て南方の兵威日々に衰ふと雖ども正勝正元等猶祖父以來の志を變せず屢々一心に勤王の苦戦す此時に至て唯千劍破一城のみ守り楠氏兄弟、北兵遂にこれを陥るに楠氏逃奔る後正元は刺客となり事ならず

聽玉ふ將軍義滿左大臣左 して殺さる正勝は跡を晦
 大將藏人所別當に補し乘 ます茲に於て二朝和て京
 輦を許さる百一代後小松 に入り玉ひ神器を北帝に
 帝六歳にて即位後醍醐上 傳へ嵯峨野に居玉ひ太上
 皇政を聽玉ふ義滿兼淳和 天皇となる南遷以來四世
 并學兩院別當源氏長者と 百五十七年
 なる以前世々久我 又准三宮と成る刺客楠正元を殺す其
 後南朝と和成三神器を受玉ひ天下初て一統に歸す
 南北一統の後義滿強請て太政大臣となる 清盛以來武家
 是より先き將軍を辭て其子義時將軍とす 九歳 百二代
 稱光帝十二歳にて受禪上皇政事を聽玉ふ義持これが
 執事たり道義義滿義隆 北山に全閣を造り茲に薨す 玉石
 日足利將軍家の領は京畿を出ず僅に 義滿驕倖乘輿に擬す 義隆
 當帝即位南北和後猶諸國往々交戦あり百三代後花園帝
 崇光帝曾孫貞成親王の子伏見宮に住玉 十歳にて即位義教將軍
 ふ貞成の胤世々親王家となり今に至る 伊勢の國司と謀り
 と成る 六世 南帝の胤小倉殿住す 大統を繼とす國司戰死して小倉殿は降り其子は僧と
 なる赤松滿祐義教をころす義勝將軍となる 七世 十
 歳にて早世す南朝の舊臣神璽を盗み南帝第三の子萬

壽寺の僧某を帝と稱し北嶺に據る畠山徳本これを討
 て偽主を殺す其後亦南帝の子圓満院の僧某を帝と稱
 し神璽を奉じて和紀兩州に兵を起すと十六年時に赤
 松の家人功を建て舊罪を贖ひ以て亡主の家を興んと
 欲し吉野の偽主を殺て神璽を朝廷に奉還す是より先
 き義政初名義成將軍となる四方猶合戦あり百四代後土
 御門帝年二十三にて即位也義政准三宮となる奢修益
 々甚し應仁元年山名宗全等上皇に逼り院宣を請て細
 川勝元と畠山政長を討とす勝元政長と交を絶す既に
 して戦を交へ政長の兵敗て逃亡す宗全これより京に
 軍威を振ふ勝元これを悪んで兵を集る者凡十六萬人
 宗全に屬するもの亦十一萬人兩軍京師に集り東西に
 陣す東は勝元勝元幕府に入る義政これに旌旗を賜ふ且
 つ主上上皇を幕府にあり 迎ふ花落内外兵火に燒る
 内裡は 義視の弟 素より睦からずして宗全を助けて遂
 やけす 義視の弟 素より睦からずして宗全を助けて遂
 に兄弟雄を争ふに至る 是を應仁の 上皇室明殿に崩じ玉
 ふ時に百官諸國に索居する者甚多し勝元宗全つひ
 で陣中に病死す 應仁元年より、 餘黨なほ京にあり王命
 府命共に行れず義隆初名義尚 將軍となる京師殘兵十一
 年にして初て散じ義視は美濃に奔る此時京師須臾無

事に似たり義政東山に銀閣を建古珍の器畫を集め茶
 讌を弄す 世に東山 茶禮猿樂此時より専ら行はる是より
 後は諸大名其自國により更に將軍の命を用ひず義政
 雞髮して名を道慶と云義隆自ら近江に戦ひ軍中に薨
 ず因て義政は弟義視と和して其子義植 初名義村次名は
 を將軍とす義植畠山義豊と河内に戦ひ敗して周防に
 行き大内氏に客たりのちに管領政元議て義澄を立つ
 初名義通又義高義政 の姪なり足利十一世 百五代後柏原帝年三十七にて即位し
 玉ふ大内義興前將軍義植を奉じて京に入義澄は近江
 に奔る漂泊三年にして薨す義植再び將軍となる細川
 政賢に攻られ再び丹波に奔り既にして京に歸る時に
 應仁以降戰國となり京師荐りに衰廢して諸豪皆自國
 を守り大臣以下百官多くは諸國有縁の大名に客たり
 茲に於て當君登極の後未だ即位の禮を行れず本願寺
 實如これを欺きて其費用を獻す二十年初て行は之 此實
 なる 義植細川高國の暴を避けて再び淡路に奔り三
 年の後阿に薨す高國乃ち義晴を 義澄の子 播磨より迎へ
 て將軍とす百六代後奈良帝登極後亦即位の禮を行れ
 ざることを十年大内義隆費を獻じて行は之 當帝の初年
 朝倉孝景を避て義晴近江に奔り四年にして京に歸り

又八年にして江の坂本に寓居す稍々諸大名に給資せ
 られて自ら存するのみ其子義輝 初名義隆 寓居に在て將
 軍宣下あり明年細川晴元と兵を合し北白川の城を守
 り將軍父子を 既に和して京に歸り又三好長慶を避て父
 子再び坂本に奔り 明年義晴は穴 織田信長上總 尾張に在
 り近國を撃て兵威大に震ふ義輝坂本に居ること又四
 年にして京に歸る管領細川晴元奔る三好長慶代て權
 を執り其家人松永久秀威を長慶と同じし畿内に横暴
 す 松永は三好の家人三好は細川の家老細川は足利の屬下足利は朝廷
 の重臣素より也而して足利上を護如すれば其屬亦これに倣ふ四傳
 して奴隸松永 義輝晴元を赦して京に入らしむ長慶怒て
 又京に入る義輝晴元と丹波に奔る長慶晴元を捕へて
 獄につなぐ義輝和乞て京に歸る長慶凶虐日々熾也百
 七代正親町帝四十二歳にて登極當帝も亦三年の後毛
 利元就費用を辨て即位の禮を行ひ玉ふ此時京師益々
 廢衰して供御屢々乏絶あり朝貴いよ／＼諸國に散居
 し留る者は亦商農の家に寄食す因て朝廷潛かに織田
 信長に四海平治の詔命あり 秀吉是より五年前織田氏 松永
 久秀二條の第を攻む 足利の府此時 義輝拒ぐこと能はず
 火を放て自殺す 足利十三代にて亡ぶ後の 久秀阿州より義
 榮 義植の子十 二代は全く虚號を擁す 義輝の子十 久秀阿州より義
 榮 義植の子十 二代は全く虚號を擁す 義輝の子十 久秀阿州より義

慶義輝を挾で江州に奔る明年義榮舟師を以て攝津に至り頼田に假居するの故既にして將軍の宣下あり僧覺慶還俗して名を義昭と改め北國に行くに大名皆禮せずついに岐阜頼田に投ず信長喜で迎んとす佐々木氏聽かず當時再び義昭義榮病で頼田に卒す信長軍中に義昭を迎へて俱に入朝す義昭に將軍の宣下あり信長を副將に擬するの宣旨あれども辭て受けず義昭は本國寺を假館とす信長は岐阜に歸る其後三好松永等の兵本國寺を圍むに援兵至りて圍みをとく信長再び京に入り松永義昭の爲に二條の第を治し尋で皇宮を修造す此時信長は妙覺寺を假館とす内理の修而して羽柴秀吉を京に留て歸る是より益々兵威熾にして四方を討つて合戦止む時なし此時供御の田を置んと欲すれども賊難を恐れ都流落の者往義昭無道信長これを諫れども聽す却て信長の威を妬んでこれを討んことを謀る信長聞てついにこれを圍む義昭窘て和すと雖ども半年にして再び宇治に兵を擧ぐ信長これを破て義昭を河内に放つに詔して官を削られ河内より南紀に奔り又西して備後に行く毛利輝元館を造てこれに居らしむ信長再び入朝して公卿の窮を見て其采邑を贖ひ復す詔して權大納

言兼右近大將とす明年近江の安土に城きて居る久秀叛す信長これを殺す從二位右大臣に轉任し又正二位に進む信長朝廷意を揣りて征夷將軍に拜せずと雖ども位三公に上り國二十を併す然るに五年の後其家人明智光秀の爲めに京師本能寺に圍れて自殺す足利の幕府を廢して大名各々國により兵を交へて四海鼎沸し争亂止む日なし信長先近江を從へ中國を定め傍ら叡山の衆徒石山の門徒亂世に乗じ近江を攻掠し其形勢大名に勝れり信長嘗て其攻略せる所の田を收め後患を除き皇居を築み宗廟を作り古典を興し朝命に報じ人望既に具て覇業まさに定ん光秀既にして安土に入り覇をばからんとす四方更に應ずる人なし因て又京に歸り觀禮を行ひ洛中の地子を蠲きて人望を得んとす錢は民家宅地の租なり天文此時秀吉西征にあり秀吉此時平姓廿年三好長慶命じて納る所此時秀吉西征にありを冒し任三守一變を聞て兵を返し光秀を山崎に討つ光秀敗れて單り奔り土民の手に殺さる信長を弑して秀吉織田の重臣と議り孺子秀信を信長の立て近江卅萬石を附し二分を分ち領す秀吉は食邑多きを朝廷秀吉を賞して從五位上左少將とす人望亦秀吉に歸す假に寶寺を營とし信長の兵威を繼で四方を征す其後信雄權を等て信孝を殺す蓋し力に秀吉大城を浪華に築て覇府を開く正二位内大臣に轉任す諸國の豪雄を討つに或は

亡び或は降り撃て服ざることなし紀伊の根來山高野山の州の阿蘇の大宮司皆亂に乗じて兵を蓄へ近邑を掠めて其富大名に過たり秀吉これを討て其邑を削る秀吉又征夷將軍を欲して義昭が毛利家に扶助せられ假子たらんことを求む義昭聽かず秀吉ついに從一位關白となる更に詔して姓を豊臣と賜ふ其後聚樂の第を造り移り居る此時諸國年收二百萬石と也皇太子誠仁薨す此年の冬太子誠仁の皇子に譲り玉ふ

百八代後陽成帝十一月七日内禪同月廿五日即位の禮を行ふ秀吉太政大臣に轉任す中國既に定て東西未だ服せず秀吉親ら兵二十四萬を率て島津義久を討つ義久及び其他皆降り九國定る其後相摸の北條氏を亡す陸奥の伊達政宗を降して東西初て豊臣に服す關白とす關東八州に封す秀吉を實は秀吉關白とす關西太閤秀吉の子秀頼生る君と稱す豊臣の家人石田三成が奸秀吉と秀次父子に隙を生しむ此時秀吉兵を遣て朝鮮古の新羅百濟を伐つて親ら肥前にあり秀次濫行美女を集め淫酒を専として政事に怠り或は叡山に狩す正親町上皇崩す秀次東山秀吉京に歸り洛南伏見に第を造る石臺を築く漢を深く秀次不軌を謀ることを聞知て伏水に召

す秀次行すして紀の高野山に入る秀吉が使者高野山に逼る秀次ついに自殺す秀頼未だ國事を聽とを得ず故に國事を八州君に倚頼し加賀の前田利家を相とし片桐を傳として大坂に在り近江の關ヶ原に戦ひ三成行長等を誅す徳川祖君津氏琉玖を代後水尾帝位に即玉ふ秀頼不平を謀て兵を集む祖君諸國の兵を率て親らこれを討玉ふて和を講す明年和破して爰に將軍再び兵を起し討之玉ふ秀頼自害し豊臣氏亡す現女御入内公の家光公を將軍に拜す軍上洛あり其後前將軍秀忠公再上洛し玉ふに帝二條城へ行幸し玉ひ秀忠公を太政大臣とし玉ふ

明年江戸城北に東叡山寛永寺を建つ比叡山延暦寺は桓
不遷帝都護の爲に建る處也 百十代明正帝位に即玉ふ也前
今又比之幕府の榮可なり 秀忠公薨す肥前國島原に山寨を構へ土賊亂をな
 皇女其長を天野 幕府兵を遣て誅之其初め愚民を誘ふに邪
を以てす故に此宗を廢禁す 賊亂前に諸國の大名皆一年在國一年在江戸と定め妻
 子を皆江戸住とし玉ふ賊亂後に幕府世臣の大名も亦
 これに同く定め玉ふ百十一代後光明帝位に即玉ふ世
四 家綱公將軍に拜す浪士山井正雪丸橋秋夜等密に黨を
 結で亂を謀る事發覺して誅に伏す正雪は駿河國新築工の
能し軍書に通達す夜は豊臣
の旗下長官部氏の胤也と云 皇宮炎上す百十二代後西院帝
 即位し玉ふ又皇宮炎上す百十三代靈元帝即位し玉ふ
 五綱吉公將軍に拜す百十四代東山帝位に即玉ふ世六家
七 宣公將軍に拜す百十五代中御門帝位に即玉ふ世七家繼
八 公將軍に拜す四年にして薨す嗣なし因て宗室の紀伊
 入吉宗公嗣ぎ玉ふ乃ち將軍に拜す百十六代櫻町帝位
 七代桃園帝即位し玉ふ世九家重公將軍に拜す百十八代
十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
二十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
三十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
四十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
五十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
六十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
七十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
八十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十一 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十二 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十三 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十四 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十五 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十六 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十七 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十八 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
九十九 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代
百 後櫻町帝位に即玉ふ世十家治公將軍に拜す百十八代

位に即玉ふ光格上皇東山修學寺へ御幸あり家齊公太
 政大臣に轉任す前にも云如く武家の首領は平清盛足利義滿豊臣
位の台鼎にて左右近大將を兼ね征夷大將軍源和事 十二家慶公將
學問院別當源氏長者には世任也故に一々記す 軍に拜す是今の將軍家也西の丸儲君は家齊公也西丸は大城の西の
附城蓋外郭は一つ也世々儲君これに居玉ふ故に儲君を俗
稱す 百廿二代今上皇即位し玉ふ昔時源賴朝霸業
 を創せしより今嘉永中に至り凡六百五十年餘國命專
 ら武家に出づ平清盛は暴横也と雖ども謂を定む
の意なく故に頼朝を以て始とす 中世以來朝
 綱漸くに衰へて軍事争戦の休む時の罕なる事大略一
 千年足利氏の季世に至り天下麻の如く亂れて大小の
 豪族皆郡國を割據して王命嚴命俗に武將の命
命を嚴命と云 共に行れ
 ず然るに織田氏衆を抽で豫め諸豪を平らげ豊臣氏も
 亦繼之で勸之粗四海一統を爲と雖ども此二將は並
 びに徳を以てせずして専ら儉を行ふのみ歎當府大祖
 君は克く徳を修め仁を播し玉が故に衆心悅で實に服
 す故に天下初て全く一統して昇平長く萬世に垂る太
 祖君の創業より今に至り概二百有四十年秀頼滅亡後凡
二百三十年
二百四十年 更に干戈を動すことなく萬民泰平の恩澤に
 浴す豊盛徳の鴻業に非ずや
 古烈聖の登極年四五十より或は六旬に暨んで初て即
 位し玉ふも有て年三十以下の踐祚最も罕とす然も上

古は聖壽長く一百餘歳に至り給ふも亦少からず故に
 年長じて即位し玉ふとも在位も亦甚だ久くこゝを以
 て更に失徳あることなし且つ前帝在て新帝立玉ふこ
 となく天皇登遐の後儲君立て踐祚し玉へり三十六代
 皇極天皇始て位を皇弟孝德天皇 に譲り玉ふ是前帝在て新
 帝立玉ふ始也孝德天皇崩じて前帝再び踐祚し玉ふ後
天皇 是を重祚の始とす四十一代持統天皇四十三代元
 明天皇皆春宮に傳位し玉ひ太上天皇となり玉ふてよ
 り以降は昇遐に至る迄天位に在すこと亦罕也蓋上下み
な共に安
を論ずる 五十六代清和天皇九歳にて即位し玉ふ是幼主
 登極の始也外祖良房攝政たり攝
政はこれを始とす 聖德太子後異姓幼主と雖
 ども攝政職にかなひ上叡明に在すが故内外肅然たり
 五十七代陽成天皇十歳にて即位基經攝政 上遊戯度なく後
 ついに狂疾となり玉ふ六十代醍醐天皇は十三歳にて
 即位也と雖ども中世の聖主也故に治を言ふ者先延喜
 を稱す六十一代朱雀天皇八歳にて即位忠平攝
如是往
々冲幼の主上立玉ふにより權威自ら相門に歸し六十
三代冷泉帝以後は前に云ふが如く國政専ら后族相門
に出る是國權大勢の一變也七十三代堀河帝の時より
以降は亦政を院中に聽玉ひ相繼で幼主立玉ひ一時に

三上皇在まし一上皇崩じ玉へば其愛子の天皇に傳位
 を促し次の上皇の愛子を立て天皇とし又院中に聽
 政玉ひて主上も攝政も虚位を擁す是大勢の二變也崇
 徳帝其皇子を立ざることを憤り兵を起して濟らず尋で
 信頼の叛逆此二亂に平の清盛軍功あるを以て武威加
 はり且は高倉帝八十代清盛
が外戚たり 安徳帝八十一代清
盛又外戚也 の時清盛
 官相國に至り威權を專とす一門皆横虐也源氏これを
 伐て軍功あり源家素より世々東奥に戦功あるを以て
 山東の士民自ら感服すこゝに至りて頼朝始て覇府を
 關東に定むるの以降今に至りて國命永く幕府の有とな
 るとは大勢の三變にして王綱遂に振はず蓋し中比鎌
 倉の覇府に北條氏國命を擅にせしより復強て請て幼
 主を立て王命を蔑如す足利氏覇となりてよりは復古
 の叡慮も絶せしが如になりて全く武家に倚頼し玉に
 より又主上の幼長を擇ばざるかこゝに至りて陪臣亦武
 將の權を奪はんことを謀りて北條は其主を弑毒して
 源氏の胤を絶ち藤氏及び親主を迎るにも幼少を擇び
 て立て己が威を恣にす足利氏に至りては亦管領始め
細川島山以三管領と云後大内管領別に鎌
倉管領あり是は子弟幕府の管領の重臣也 權を争ひ往々私に戰
 ひ將軍に逼る故に足利十五世の間義敏は赤松の爲に

弑せられ義植以降六世皆幕府に安住すること能はずして東西に奔走す織田豊臣の二氏は各々一世にて亡び未だ執權を定むるに至らず當府の祖君に至りては小國の臣に國五六萬石より凡執權を命じ宗室貴族及び大國の輩にこれを任せず權を執る人小國の世臣にて素忠也萬が一不軌を謀ることありと云どもこれを除くに難からず實に祖君の神慮妙なる哉上古は人心淳直なるが故無爲にして克く治れり夫より世人稍くに移りて民心巧偽に向ふが故に十六代應神天皇の時より往々博士經典を西藩より召て仁義禮樂を以て教導し法則を建て戒禁とし玉ふ爾しより以降文教日々年々に開けて齊家修身を首とし姓氏の定め冠位服色の制祭祀の禮典戸籍田園の法天文地理醫易曆算の術一として具らざるることなし然るに前後朱雀帝の六十一代朱雀帝六十九代後間に至りては文教盛りに過て治國の爲に學ぶこと薄く専ら文藻を弄し詞藝に遊びて文才勝て武備漸く衰へたり故に事あれば武弁に倚賴して朝貴これを征すること能はざるに至れり

の戎を征し玉ひ皇子小碓乃ち本日は東夷を討平げ玉ふ十四代仲哀天皇も亦親ら熊襲を征し玉ひ十五代神功皇后は親ら海西の新羅を伐て降らしめて西藩とす其後世々東夷蝦夷と云典羽にあるなり西戎新羅百濟高麗叛服常なくして歷朝これが爲に干戈を動かし四征は三十九代天智帝の時會長安郡縣時を征し平代後三條の時東夷を亂す其後夷種を亂す又中國には武植安彦の亂十代崇神の御宇也狹穗彦十一代垂仁の御宇也の亂以後或は叛賊を誅し或は宗室の内亂等ありて兵革を動かすこと往々少からずと雖朝廷大臣以下百官皆常に文武を兼備する故に無事には文となり事あれば武となり兵に將として速かに誅伐之中世以來武備兼たるの朝貴罕にして事あれば則武士に命じて征之朝貴親ら兵を執ことを得ざる者多くこゝを以て平源二氏家を興し人望を得て國權武家に歸するに至るも宜ならずや蓋し中世武備朝廷に衰へたりと雖ども後醍醐の皇子大塔宮護良親王の如き皇族の身にて武略劍法等にも通達し玉へる亦無に非ず後世に至りては武備更に廢して全く文弱而已

を海西より召て文教を傳て法度を制し仁義禮樂を以て教とす中世には往々才士を撰んで異域へ遣され諸道を學び傳はしめ玉ひ五十九代宇多帝の時嘗て遣唐使を命じ玉ふ其時既に禮文全く備て又學ぶべきことなきを以て上表して三十代欽明帝の時始て西藩より佛像及び經論を献す其時物部の尾與中臣鎌子諫奏するにより朝廷にも信じ玉はず蘇我稱目のみ一人信之一代敏達帝の時又献す此時は僧及び佛工等を添たり故にこれらを難波の大別王寺に置く其後疫病にて民死するもの甚多しこゝに大連物部守屋は佛を信せざるが故に奏請して寺を焚毀ち僧尼を還俗させ佛像を江中に投じ棄つ然るに三十二代用明天皇の時當帝の太子名は豐聰乃と大臣蘇我馬子稱目の子弟二人佛を信じ當帝大漸の時繼嗣未だ定らず皇弟を立てんとす馬子これを弑し兵を起して皇子豐聰と謀て守屋を殺す三十三代崇峻帝は馬子が驕恣を惡む馬子己れに害の至らんことを懼れてついに帝を殺す三十四代推古帝用明帝と稱母妹馬子又外戚たり皇子豐聰を太子に立て兼て攝政せしむ攝政然るに逆臣馬子を誅せず却て如故の大臣として俱に政を執し皇極帝の時に至りて馬子の孫入鹿豐聰の茲に於て佛法大に弘り世々の天皇皇后大臣百官を始め朝

野ともこれに信ず四十代天武帝四十五代聖武帝四十六代孝謙帝等は佛を信て時に甚し愚按に此法は愚民を勸善懲惡の教は可にして至尊貴族の専ら信じ玉ふは不可ならん佛法不可の論先言甚だ多尊と云と雖ども諸國佛寺は善美廣大に故に委く云々唯神は素重にして小教と更に比すべき無に至り上古勸諭の社は往々衰絶に及びたり特に延喜式内の社等は退廃井なきことに改めて永制なきは何ぞや己の親を不敬して他の親を敬して可ならん詞一聖中世に及では北嶺の僧徒等日吉等の神輿を振て朝廷に亂行し或は北嶺及び三井寺南都の二寺或は南紀の高野根來攝の本願寺等金革を着し國患をなすに至る朝廷の衰耗は文華勝て武備の衰へたと佛法盛にして神道に過りたる皆其一端なり

凡圓融帝以後朝權后族の藤氏に出ると雖ども一時の驕奢に長じ敕命に矯て我意を行ひて威を當世に振ふのみ天子は猶富四海の内を有ち玉ひ唯叡慮の滯ること有のみならん堀河帝の時より院中に政事出ると雖ども人臣に出るに勝りて其名正からざるのみ平氏朝政を擅にすると雖ども源氏以來諸國武家の有となるに勝れり源氏の時の朝廷の衰微も北條陪臣を以て至尊を貶流に窘るに勝れり而して衰微は足利の時の戰國の間の衰廢に至らず織田豊臣の二氏衰弊を興し當府に至て愈々尊敬し玉ふ蓋し頼朝以來朝廷の衰微は

強剛の武弁自ら封建となりたる故也
 王法は郡縣の法にて六十六國素より朝廷の有にて諸國には守介様目等を遣はされ任限四年にて京に上り又他の人に任じ遣はされし也（任限六年とす）其後（七十代）白河帝の頃は歴世佛を信じ玉ひて多く寺を造り玉ふが故に國用乏くなりて日本半ば、或は父子三四世定任となり交替の費を省き玉ふ是郡縣衰へるの一端歟朝廷衰耗の基也郡縣の時京官外官共に位田職田食封等を賜ふなり其位田職田食封等各々差あり（正一位の田八十町、正二位の田六十町、正三位の田四十町、正四位の田三十町、正五位の田二十町、正六位の田十町、正七位の田五町、正八位の田三町、正九位の田二町、正十位の田一町）太政大臣の田四十町合て百二十町の米凡そ三千石也祿及び食封を合て大抵二萬餘石なり也正一位太政大臣に於て此以下これに準じて次第に減する也善古は今の如く人民多かりしに於て此に準じて次第に増して非常に備へるを定めて武士こゝに役する也（此武士は良民にて常に公田を耕す也私田を耕すを奴婢と云則ち今百姓也）良民の武士軍團に役し又は京に上りては諸衛に配し功あらば爵位を賜ふ爵位には位田あり累世功を積で田數千町に及ぶ蓋し公田は沽買するを免ざれども富むるが故に私田を多く買ひ得る也私田には名あり則名田と云名田多く有を大名と云也後世に至ては武力を以て國郡を攻掠して是も亦大名と云也賴朝以前既に此豪族諸國にあり置し無官無漸く郡縣の法衰へたる時に賴朝覇業を開き

諸國に守護地頭を置により國民武威を畏れ自ら國守を輕んじ終に租税及び訟訴ともに守護の有となる足利の時に至ては國守も守護も置ざりけん足利の季には諸國の豪族なる者三十餘半國數郡を領する者數べからず意に封建となると雖ども多くは原攻掠のみにて朝廷より封を賜ふ者罕なれば官制を改めず今猶郡縣也（郡縣の時諸國の正税は朝廷に輸し公解は各々國府等の費に供す故に朝廷に少ならず封建となりては諸國其主の用に供して朝廷に收ざる故費用足らず禮典を著き武備も具はらず何ぞ復古の力あらんや且前にも云る如く豊臣氏の歳入凡そ二百萬石と云り當藩府は歳入凡そ八十萬石と聞り然る當時は朝廷の費用は悉く幕府より供し玉ふこと也朝貴はみな食邑を付し或は祿米を付し玉ふ五攝家近衛家二千八百餘鷹司家千五百餘石二條家千七百餘一條家二千四百餘其餘清華以下は八九百石より五十石許りに至る地下の官人六位以下はこれ武家の食邑加賀の前田氏百二十萬陸奥の伊達氏六十萬薩摩の島津氏七十萬以下四五千萬石より一萬石に至り二百餘人一萬石以下は數べからず今俗一萬石以上を大名と云等の品あり萬石以下旗本と云）官制のこと 上古は食國申政官大臣大連等有て甚だ簡朴にて繁多ならず（三代）推古帝初て冠位十二階を定め諸王諸臣に賜ふ（大德冠小德冠大德冠小德冠等也）孝德帝の時改て十三

階とす（大德冠也）同帝服色を定む同帝再冠位十九階とす天智帝の時廿六階とす（其制上は大天武帝の時爵位六十階とす）廣一等也文武帝の時四十八階とし冠を賜ふとを停て位記を賜ふ一品より四品に至り親王に賜ひ淨冠正一位より從五位下に至り諸王に賜ふ（今世も此位階あり王十四階を除き餘は三十階今の如し）正一位より少初位下に至り三十階諸臣に賜ふ則今の位階是なり官名も同帝より定る今世用ふる處是也蓋し官ある者は則職あり太政大臣以下納言等に至り朝政に與り八省も亦中務は宮中を治め式部は式禮を掌り民部は萬民の事を知る是其職也諸國の守介以下其任國に往き下り其國民を治め國政を掌る也中世以後郡縣の法廢れ名實相合るもの稀にして専ら字に似たり（花山帝一條帝の時にも名實異なるものあり也）と國守の官名と異なるを名と云と也（源語の夕顔の卷中に揚名の介と云あり其國の類也今世實と名と相合るを名と云と也）攝磨の守記を説守と云は越中守肥後の世封也 當幕府は世々從一位の大官にて左右近大將征夷大將軍源氏長者等世官し玉ふ宗室の尾州紀州水戸大中納言也水戸は初め黃門今専ら宰相加賀も宰相に至り仙臺薩州は中將に至り其他國主は少將に至り將軍の同姓は少將侍從等差あり老中諸司代大坂城代等四位の侍從也其他總て大名旗本有官の人

は専ら五位諸大夫に任ず蓋諸大夫は衆臣の任官を幕府より一時に朝廷に奏し請て位記のみを賜ひ官名は障りなきを檢べ幕府にて命じ玉ふのみ也と聞り然るや否哉以上武家任官のことは實に大概也 今世東百官と云物あり俗傳には相馬將門の制する所と云り是妄説なるべし左膳右膳一學伊織頼母等數種あり是は天正慶長以後のと也證あること也今略也古今著聞集に松尾の神主頼母云々とあるは頼母たのものにあらぬより何と申上か實名の誤寫也 刀鍛冶（刀工を云） 中世以來専ら諸國の守掾を云あり是朝廷より任じ玉ふ歟今世も刀鍛冶及び鏡工等諸國の守及び掾と云あり是は全く制外なるべし又諸國共菓子工及び白粉工等専ら諸國大掾とす（是は親王家王家攝家等に請て如此也又調進せざるも夫に矯て稱之江戸東叡山親王に菓子調進する者著荷屋肥後と云是月籍にも稱之也其他は刀鍛冶以下皆のみ附子の粉買にも京師草堂邊に川端陸奥の大掾と云あり） 淨瑠璃語りに（音曲の雜） 諸國の大掾等稱する者あり（慶安中江戸後藤と云あり近年も土佐大掾） 是は攝紳家より許を得て如レ此也故に數人あることなく一時一二人也太夫を稱する者甚多し（慶安中薩摩太夫源太夫あり今も操り芝居及び戲場に出るの淨瑠璃人皆必ず太夫を稱す義太夫加賀太夫文字太夫等稱す） 此太夫名は許なく私に稱することを此の類甚多し

得ると也或云太夫の差ありて太夫は私に稱することを得ずと也
 又京師の島原大坂の新町江戸の新吉原以上三所の遊女に太夫を稱する者あり京の吉野大坂夕霧江戸の高尾瀨雲各吉野太夫など云昔の名妓也遊女上品の稱とす京坂は今も此妓品あり江戸は近世廢して無此稱一也蓋遊女に太夫の稱ある起原は昔時遊女を以て申樂を興行す申樂俳優の長を太夫と云より起り此様遊女に移りて遂に上妓の稱となる也
 伊勢及諸國の巫師俗に御等専ら某太夫と云
 士民にも稀に某太夫と稱す者あり都て衛門兵衛等も官名なれば猥りに士民稱之すこと豈繁雜ならずや
 商工に官名を許すこと昔時は無之勿論也正親町帝御宇戰國の時朝廷幕府ともに廢絶して王命府命ともに行れず於茲て供御乏絶に至るにより富民往々米錢等を献す其賞として官位を賜ひしより今は官名に似たる稱を用ひ且は商工の受領も是より起れること也

追書古の高名刀工三條小鍛冶宗近と云ふもの、裔今も京師西洞院にあり諸國鍛冶受領を望む者は此三科或三品伊賀守を請て受領することなり年課金一分を納むを伊賀守の有とす

年號を建善記元年より百九十九年養老四年に全く亡ぶ
 追書上古吳人我西鄙に逃れ來り住む其子孫漸繁盛し遂僞僭して自ら稱倭王又年號を建つ朝廷惡之て熊襲と云ふとは諸史に詳也或書に載其年號是非未詳之と雖ども茲に記し後考を待つ我繼體帝十六年始て善記元年と號す此時皇國未だ年號なし同帝廿年正和同廿五年般劉宣化帝二年僧聽欽明帝二年明安同十三年受樂同十五年法清同十九年兄弟同廿年清和同廿五年師安同廿六年智僧同三十一年金光敏達帝五年賢棲同十年鏡常同十四年勝照崇峻帝二年端政推古帝二年吉安同四年法興同七年願轉同十三年光元同十九年定居同二十六年倭京同一年仁王舒明帝二年聖聽同七年僧安同十二年命養大化三年常色白雉元年白雉天智帝七年中元白鳳二年朱雀文武帝二年大長云々
 上古の時天子の御尊號は人皇の太祖を神日本磐余彥火々出見天皇後には推古天皇より五十一代日本根子天排國高彥天皇此天皇は御尊の時某尊と書す當帝位を奉じて平城天皇と云又別に御尊あり安殿と云初名を小殿と云如レ斯舊尊號は皆數字也又たまに字の御名を小殿と云

上古は年に號なく皇居の地名を稱するか人皇初代武神皇の 檀原宮御宇天皇元年二年と云し歟後世より古を云には神武天皇元年二年と云也三十七代孝德天皇即位の年初めて年號を建て大化元年と云大化五年に終り白雉と改元す又五年に在位十年建玉はす四十代天武帝即位の年復た年號を建て白鳳元年と名けしより歷朝年號を建て絶することなく今嘉永に至る蓋し四十六代孝謙帝より其復祚稱德帝に至り三世の三四字の號あること四つ曰天平神護天寶上四つ 其他皆二字而て其文字古のは異體あり白雉白鳳朱鳥和銅養老其後大概字數限り有て異字を用ひ玉はず且つて後醍醐帝南遷の後吉野を南朝と稱し南帝四世の間は別に年號を建て京師の年號と並び行はる孝德帝の大化以來每帝皆二三或は五六の年號を建玉へども傳位ありて新帝即位し玉へば其年必す改元す後世に至りては即位の年必す改元せず即位後年を越へ或は二三過て改元し玉あり等には前帝の年號を用て新に改元なきもある也
 年號再追書孝昭帝三年吳太伯の子孫逃れて皇國に來り筑紫に住す熊襲は日向國の郡名也 成務帝の御宇より借稱して倭王と云或人は是を誤て我天子のこととする者あり非の甚しき也是より先景行帝自討之又日本武討其後仲哀又討之利あらず繼體の御宇より別に

是乃ち御諱也然と雖ども又別に幼名あるも有也神武帝小名狹野 又別に御諱の有もあれども或は幼名と云或は諱と云其實は一なる歟幼名或は登極諱と云皆而て其字體皆今世の御諱の字體と大に異なり五十二代御諱は神野登極 五十三代御諱は大伴和天 皇五十二代以降は數字の尊號あることなし五十四代御諱は正良隆仁 五十五代御諱は道康隆文 五十四代以後は皆今時風の御諱也俗に名乗字と云て字數専ら限り有て其他の文字を用ふること稀 五十五代御諱は惟仁隆清 當帝以後の列聖専ら御諱に仁字を用ひ玉ひ仁と仁字 又仁字を用ひ玉ひざるも有れども字體は皆一なり至尊は尊ら仁字を用ひ玉ひ元世人臣も亦これ有り假令は源氏は義字或は朝字平氏は盛字を尊父子孫に傳へ用ふるの例今に至て如此者甚多し 神世以來某の尊と云を君上の稱として人世に至ても五十一代迄は御諱某尊と稱せし歟又神代より人臣は某の命と云君上には天忍代乃ち兼兼鳴尊の所生天照大神の養子と云が如し又人臣には兼兼尊の子大己貴命其子事代主命と既に太神の裔も人臣と成ては命と云他の裔はいよ 而て尊命ともに美古止と訓する也人皇の世も凡十世の頃迄は皇后及び高位の人臣には命と云人臣の名は神代より人皇に至りても天子のオホミヤ 遷都の以前大臣以下庶人に至りても其字皆古風にして其體均しからず或は鎌足史トビ 蝦夷入鹿古佐美黑麻

呂如レ此に字體定りあることなし又神世には姓なくして名あるのみ其名に男子は彦乃日 女子は媛或は姫とも日に云或は地名を呼で直に某彦某比賣と云もありて是等は特に姓もなきが如く也又大概人皇卅代の頃より朝貴以下士民に至る迄某麻呂と名くる者甚多し偏に上古の彦字の如き也是亦平安城遷都後は甚だ稀也而て近世の麻呂ありて實名の 上古は人々に名あるに別稱別號或は唐に習て字あり 外に別稱を某麻呂と名づけ又幼年の假名として元服後改め更る也遷都後は貴賤とも偏に今風の名乗字を用ふる也

古は人々姓と名のみ也 蓋し官名中世以來姓の外に苗字あり名の外に稱あり其稱と云は初め住所等の地名に太郎二郎と連ねし也 某山孫太郎或は某村次郎某村小二郎二郎の孫は某村次郎と云類也 太郎二郎三郎は兄弟の次序異邦の字に伯仲叔季用て次第を別つ如し中世以來は甚だ濫用して名を正すことなく兄を曾我十 或は姓に連ね官の略に連ね呼也假令は藤太郎の長源二郎源氏吉内橋氏の内蔵の官勸藏は菅氏の大藏金介 忠兵衛は 中原姓 内倉人等勸藏は内蔵の官人便に備る稱呼也今世武士及び醫儒の類民間にも文才等ある者は名乗の別に稱呼あり貧賤の田夫樵巷陋の工商は稱呼を名と覺へて姓氏にも兄弟の序にも據なき紛々たる稱也 惣て某太郎某介某兵衛某左衛門等稱する也非人の輩假り初めにも官名稱すること僧上の甚しき也是れ余朝憲の衰へたるが故也

さ紛々たる稱也 惣て某太郎某介某兵衛某左衛門等稱する也非人の輩假り初めにも官名稱すること僧上の甚しき也是れ余朝憲の衰へたるが故也 婦女の名上古は其體一ならず貴賤とも多く其姫と名く 上古男子の名某彦と云多し彦は日子にて皇國の諸人皆日 當時に子字を連て通稱 今俗は上に阿字 或は 假令は安子 鶴子 千代又阿字 或は阿字 阿母 阿姉 阿妹 等より 出るもの歟 或は御字を連るは俗の甚き也 前に云る如く天子の尊號は數字の御諱のみ四十六代 孝謙帝の時に淡海の三船勅を奉て烈聖の追諡を撰す 神武天皇より聖武天皇に至る則ち是也然るを 五十平 城天皇以來追號を奉玉ふは稀にて多くは皇居山陵等の地名を稱し奉り特に 六十 朱雀院以來 或云朱雀は天皇を云多く佛寺を仙居にし玉ふが故に某天皇と云ずして 専ら院を以て號す 皇朝の中八十一代安徳天皇九十五代後醍醐天皇 母后詮子を東三條院と號すに始り人臣には皇后詮子の父右大臣兼家法興院と云に始る今世士庶人に至る迄皆院を以て號す近年これを禁ぜられて庶人は院號及居士號を免されずと雖も 或は舊にこれを稱する者ある歟 階上の長しきに非ず哉 人臣の號は六十二代村上天の時太政大臣忠平に正一位を賜り信乃公に封じ眞信公と諡す是始にて以前は無き歟 又私に諡すれども 然るに 百二十 光格天皇 百二十 忠平敷座の始歟未だ諡を聞す

代 仁孝天皇と諡を奉じ天皇と稱也 是仁孝帝當君(今上)の命に復古儉約の命あり 應按に幕府より尊號復古を奏して以て 命令の基とし玉ふに實に此一事は草野の身に大悦のこと也 姓 氏に 元姓と氏と通じ用ふ後世 神別 神代より出づ中臣後に改 皇 別 人皇以來皇家より 藩別 外國より歸化の人の 是を三別と云 按 出る平橋等也 藩別 寄にて太素等是也 鼻別 藩別は正しく朝廷より賜ふ處の姓にして神別は鴻荒の世勅賜あるにあらすして自ら成り傳ふる者ならんたとへば今世下凡の民間にて 池の端の三太或は藏下の權兵衛など云は池邊に住む某竹林に在某也 地形に依て自然に號る處又釣舟の三郎某の伊久など云は漁舟を業とする某類多き某也 業と容にて號る處是神代の姓と其體異にして其意は却て近からん皆祖先住居の地形地名其他 又姓の外に真人朝臣宿禰忌寸道師臣連稻置伴造國造首直吉士神主縣主 村主君等是も亦姓とも云也 天武帝八色の姓を定と云乃ち稻村主君等是も亦姓とも云也 置より以上直人に至る八色是也 元來太古の官名也今世姓とまざるを以て是をなすべしと云本姓 中世の下に連れ高橋真人源朝臣如し此連て本姓族稱の貴賤を別つ也 以來姓の外に氏と云ものあり今俗是を苗字と云北條 本姓 足利源 織田平 是祖先住居の地名也氏族繁蔓するが故に本姓のみにては不分明なるが故に地を呼で某 太郎某小太郎などと稱し其子孫他に移住しても猶原 の地名を呼ぶ故に氏の如くなりて北條氏足利氏と云 也平氏驕借の頃より始る歟平清盛源頼朝等本姓の外 に族稱なし而して重盛を小松と稱し義仲を木曾と云 此類子孫に傳ふれば苗字となる也 苗字の世俗の言實 姓氏 上古にも偽り冒す者あるにや二十代允恭帝の時姓氏

の定め詔あり近世濫雜の始は秀吉微賤より興りて本 姓詳かならざるを以て新に豊臣の姓を賜ふ然るに秀 吉が家人の功ある者に此姓を分ち授て殊賞とす血統 異にして同姓を冒す是始めなり 當幕府は松平の稱號を授け 其苗字を奴僕に授け給ふの師は門人に授け今世武家各々姓あれど 其詳ならぬも多し歟 朝貴は其姓雖然たり民間に至りては姓あるもの 其字にして先祖の苗字を多しに至る苗字も血統を分つの一 などは如何 庶人は姓氏及び苗字を私には稱すれども公 に用ふることを得ず功ある者官命を得て公に用ふる 也 是當世のこと也農民は某村某工部は某坊某と署す蓋し京師及諸城 邑の庶人某屋某と署するもあり此屋號は某處の諸物の産國を以 て近く是其初也今時祖先の生國或は家の定紋或は某處の品物を 以て近江屋柏屋米屋某など名る也此屋號は公私とも用ゆる也屋 號の地理の 幕府以下大小の武家は前に云如く族稱の 苗字ありて父子兄弟等別て二家と成る時も俱に同苗 字を用ゆる也然れば粗姓氏に似て苗字は或は私に改 むることもある也姓氏は敕許也 蓋し近世は私にも改ると雖 也私に新制の 公卿殿上人は皆姓のみにて苗字等はなき 姓はなき也 近江の朝貴十にして八九は藤氏 近衛家鷹司家等皆家號異 也他姓は少し特に五攝家皆藤氏 近衛家鷹司家等皆家號異 にし玉ふと雖も祖先別家の時の地名等を父子兄弟家 を別つ時は則ち別稱を建る也故に此家號は苗字とは 其儀亦異也皇國の天子は一系統なるが故に姓氏なし 外國は帝王と雖 皇族は惣て姓なき也某親王某王とのみ

云也而て皇子皇孫も人臣になる時は則ち新に詔て姓を賜ふ也 中世以來皇族より人臣と成たる専ら源姓を賜ふ也故に源府の源氏皆清和の流也是を清和源氏と云 皇族も人臣になり玉へば某親王某王と云す某朝臣と云也

皇國古より貴賤ともに妻は他姓よりも同姓よりも娶ること也 異朝には同姓に娶らざるの法也 然ども嗣は 養子或は正法あつて 必ず同姓を迎て家を繼しめ更に他姓の子を嗣とすることを禁ず是血統を亂さる爲也然るに鎌倉三代實朝薨て嗣なしよつて藤道家 左大 の男頼經を迎へて嗣とす 則ち四代將軍是也故頼家の女を以て配之是婦 今世幕府及び府の宗室朝貴は嗣なき時は同姓を養て繼しめ他姓を嗣とすること無き也大名以下武家近世皆他姓を養ひ嗣とすると常にして更に忌憚るとなき也士庶人に至りては女の好みに應じ或は産業に疎からぬもの或は貧富のみ撰んで更に家系を論せず 村落の農家却て祖家系を辨ぶ也 記號 俗に定紋或は家紋など云也朝廷には十六葩花と五七桐藤氏の藤源氏の笹りんとう平氏の蝶等昔人の所知也 昔は無之其始武人戦場にも用ふ幕及び旗に描之て目標とするに起り今は貴賤ともに必有之或は一家一紋のみ或は二三紋ある有 又近世記號の他に假號あり俗に志留之と云 豊後府の御紋は豊也志留之に日の丸と號て失の圓形を描く尾州家は豊後州家は紀の字水戸家は也

等也是亦貴賤用之商家必らず有之て職廉に描之 花押 俗に書判と云ふ花押古は名を草書せしより起る今は名の下に別は實名な 是は實名なと云物也

上古庶人の名 武藏國笑田部里麻呂 大和添下郡倭果安 安藝加茂郡風早審麻呂 安房安房郡 伴直家主 加賀菅能美郡人財部造繼麻呂 右京人衣縫金繼 甲斐山梨郡伴直富成 同所三枝直平麻呂 土佐香美郡物部鏡連 下野芳香郡吉彌侯部道足 同所輕部 豐登 常陸新治直暈 甲斐小長谷直淨足 天長中下野國秦部總成 皇極の朝東國不盡河邊人大生部 天智朝近江坂田郡人小竹田史身 皇極の朝同國粟太郡人磐城村主般 承和中伊勢鈴鹿郡保茂麻呂 元慶中出雲橋邊郡白水郎金麻呂 同 同國白水郎黒麻呂 允恭の朝淡路島海人男狹磯 文龜永正の頃無官の人名山本勘助猪子才藏三科傳右衛門上原市之助相木市兵衛窪田助之丞 古女名には信濃人他田千世賣 壹岐人眞玉主賣筑前難波郡安良賣 天長中薩摩池前福依賣 天長中加賀和邇郡廣刀自女

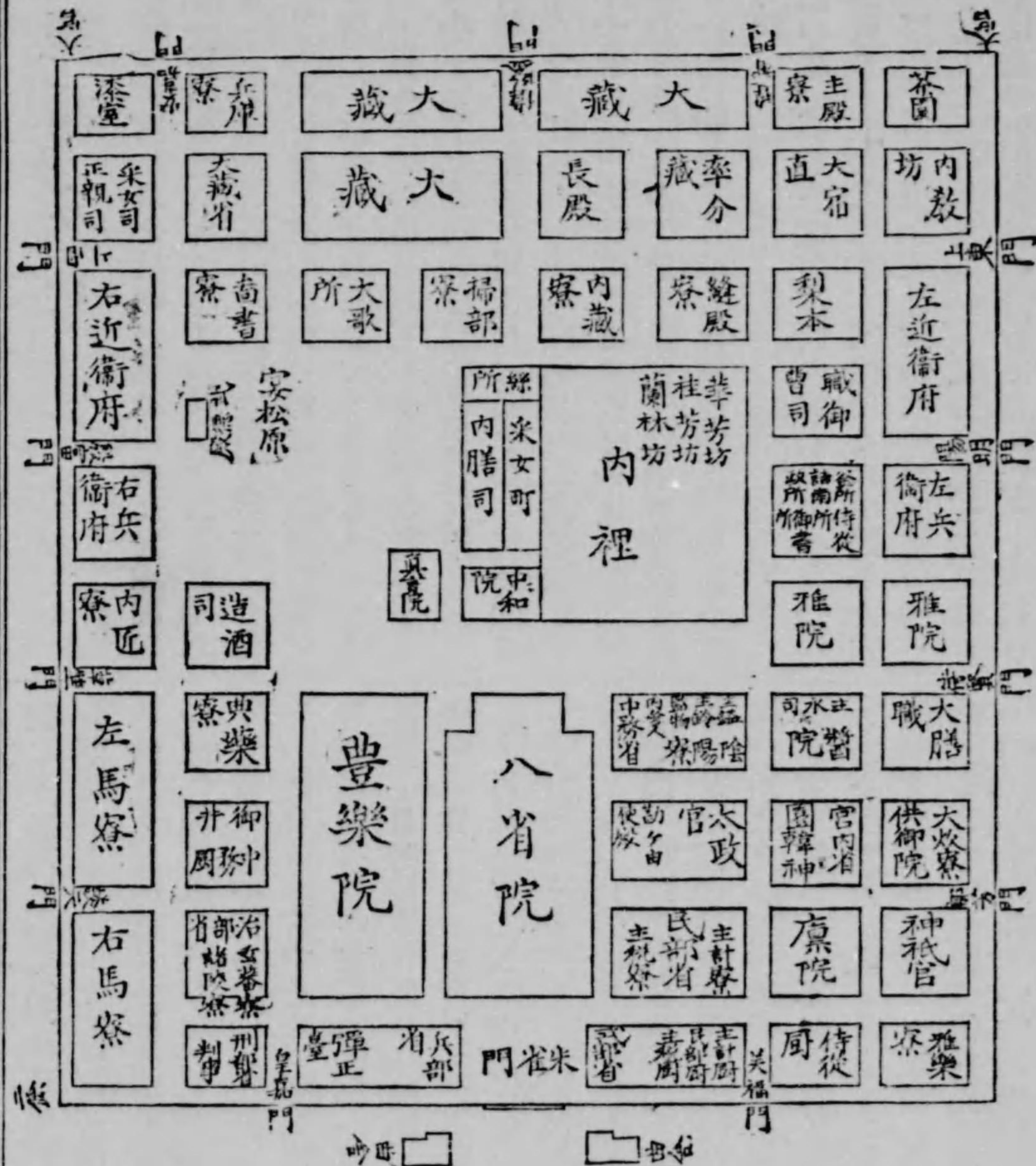
第二編 家宅

平安城の圖左に圖す蓋余所藏の圖考の書に宮城圖二つを載す一圖甚虫喰して全きもの僅に一二是寛平以前前の圖ならんと云り今略之て唯一圖を縮寫して左に載す 又内裡の圖は右の圖考の書に大圖を散紙に分圖して冊とす故に是を縮略して全圖にせんとするに粗不審の所あり故に後日訂正して次の累紙に載んと欲す若余不果之ば後人補之事を庶幾す

宮殿 古は各宮各殿屋を別にして樋を以て零を受る此の樋をうつほばしらと云空柱也花山帝以來屋をついけふく大鏡曰花山院は風流者にこそおはしましけれ御家を造らせ玉へるさまなども寢殿對渡殿などとは造り合檜皮葺合する事も此院の仕出させ玉へるなり云々
古の武邸の事 嬉遊笑覽曰古代の武家のやうは外に惣構の築地あり夫に大門あり其他所々に小門あり大門を入て塀中門あり夫を入は遠侍也今の大家の門の内にも幕番所と云所の如し註曰「遠侍は惣板屋也鎌倉年中行事に見ゆ此所に番の侍あり色々武具をも納め

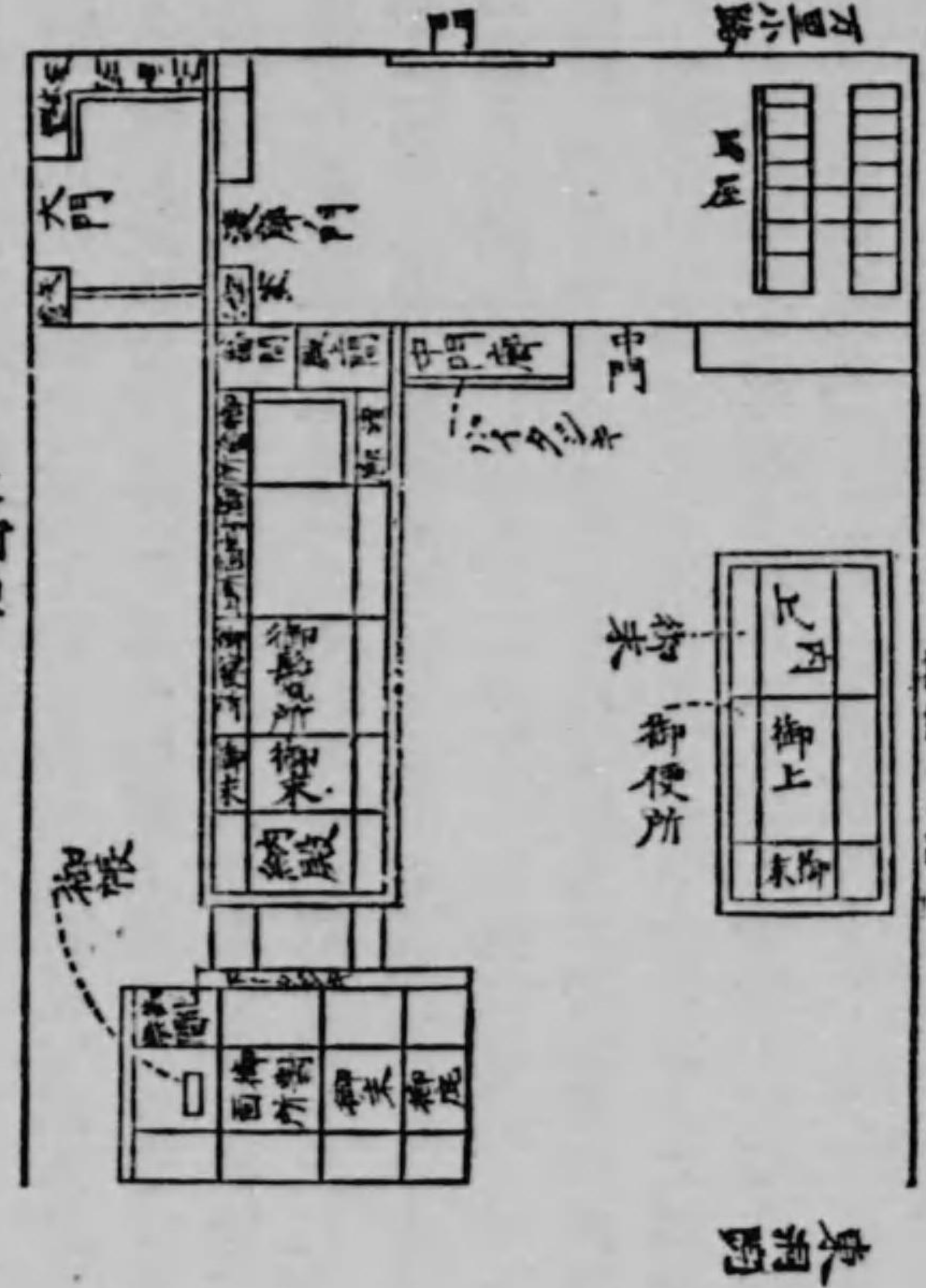
置なり」遠侍の前を通じて主殿の前に至る也「客殿とも對面所ともいふ云々其已後玄關出來たるなるべし然と雖ども室町殿に玄關ありし事見ゆ」
中門 源語藤の裡葉に六條院の中門海人藻芥には四つ足あり上中門あり云々名家以下月卿雲客の亭四足上中門有べからず云々武士の家には檜皮屋を造らず皆板屋造也近年將軍家渡御の在所各構檜皮屋異中門廊以下月卿の家と同じ但棟門を立す皆諸折戸也又上土門を立る輩少々有之云々「初月卿の亭上中門なしと云再此ごとく云は中門にも二種ある歟或は云中門と云は今の玄關也」上土門は屋根を土にてぬりたる也 冠木門昔諸折戸と云是歟
塀重門 事跡合考に塀重門を玄關の腋門に造らるゝものは出陣の時旗を伏すして立さまに通ずる爲めなり朝鮮人來聘の砌諸親王攝家の例の如く四足門屋ねある者を用ひらる享保中に古來の如く塀重門に改らる云々塀重門は上に云「もろおりと」也
棟門は屋根ある門なり東雅に和名抄門の戸具に楣の字まぐさと云爾雅に門戸上橫梁也と云注を引かされど楣はもと門具に非ず儀禮爾雅に據に屋制五架の一

平安宮城圖



にして棟次展
其大楯にて下
は門戸を設る
所也
土門 東鑑に
右大將さしも
日本惣追捕使
を奉りて天下
を掌に治め玉
ひし御館も土
門に鑄板之圍
也と云り又砂
石集に泰時が
鑄板云々土門
の事追考すべ
し鑄板はたい
たと訓せり或
曰鑄板は柱を
地に掘立る又
堅板なるべし

足利等持院殿柳管路圖



今の板塀の類也今の板塀は
板の合せ目に細き板を用ふ細き板を目板と云ふ鑄板
は伊勢の神垣の如くに
如し圖同じ幅の板を各互に重ねたるべし云々

玄關 和爾雅云玄關禁裡稱之車寄武家謂之妻戸
僧家稱之玄關或云此說わろし妻戸は車寄に必ある
也 今世は禁裡に玄關無レ之のみ攝家幕府以下の官
家武家並皆玄關と云
車寄せ 或書に云洛東松原通大和大路の愛宕寺の本
堂方丈は五百年前の儘にして堂内の天井其外世に稀
なる美麗の壯嚴也同く南面に方丈の舍屋上世の姿に
して世に稀なる舍屋なる事往て見る可し此の舍の東
の間に車寄せあり開き戸にして世に唐戸と云物を建
てたり屋根の唐破風世上の如く差出し作りたるもの
にあらす平軒のなりびて車寄せの間のみ唐破風に作
りし物にして今世の唐破風造は華美的の摸様に古
に違へり此舍屋の様を見れば平軒にては車寄せ難く
軒に差支へぬれば車寄せすべき所のみを車の屋根に微
ひて唐破風に造りしものなる事此寺の形にて知れた
り車は引出す様に長柄(轆)を先へ出し家の軒へよせ
て車の後ろより乗もの也此車よせの前なる平門の柱
にも扉にも矢の根多く射込ある故に世に矢の根門と
云此僧房はもとよりのまゝにありて此方丈と云物を
思ふに昔兩六波羅の時の舊舎を其儘に方丈になせし

物にやあらん本堂の棟札に文保二年八月十四日とあり
 檜皮葺 山城名勝志に鳴瀧村の條に南長尾保古文書を引て云爰成多喜堂修理料檜皮捌拾井「注曰最上五尺井繩定」直錢捌貫文直錢八貫文也代被「宛行」檜皮大夫紀恒弘也云々「拾井價壹貫文也一井は方五尺五つを云歟今世は檜皮及柿瓦ともは一坪代某と云一坪は方六尺也 今世京師の御所及び官家はもとより其他も京坂の大小の社祠皆必らず檜皮葺也江戸は大城大社とも檜皮ふき更に無之適々社祠の檜皮ふきと云ども唯名のみにて實はそぎ板ふきの精なるのみ柳營及上野の親王家其他社祠ともによくは銅を以て土瓦の形に模造したるを用ふ又京坂銅ふき無之往々市民の廂等に用之あるのみ
 柿葺 古と今制とは同からざる歟古今著聞集に渡邊の藥師堂はこけらふきにてありけるを修理する事を云て此堂建立其年記をかぞふれば六十餘年になりにけり云々如此久しく堪る事葺板厚くして又多く累ね葺るなるべし 和名抄云柿削木の細片を云其魚鱗に似たればこけらと云

熨斗葺 太平記に常法には四品以下平侍などは關板を打すのしふきの家にも居ぬ事にてこそあれ云々鹽尻云諸大夫と雖ども武士の家は板葺草葺歟云々取葺 落穂集云江戸昔は柿葺更に無之皆日光そぎ甲州そぎを以てとりふきに制し其他茅葺也略文也大甲州京師見世權の圖乃ち取りふき也今世は西鶴織留に伏見里専ら勘略瓦ぶき也江戸に云さんかむら也の質店の取葺やねの軒の低さを作事して瓦葺に白壁京格子を用ひし事を云り又永代藏と云ふ物本にも同所貧工の家に取葺屋根の輪扇の要割と云ふことあり今も海邊及び其他にも往々有之皆低くからばひをする也輪と云は石の轉び落ざる備へに竹木を輪に造り其上に石を置く此石等を載するは釘を用ひざる故也是古の柿葺歟
 守貞云今世も東海道荒井驛無坂驛多く用之愚按他所追日家宅の制精に移るを見れば右の驛家も久しからず其制異なるべし
 地葺 事跡合考元祿年中の條に「こけら」又とちふきにも速にせんとするに兼て工合能幾枚も地上にて葺置其儘持上げ取合の所にて釘じめに致候間暫時に出來たり

今世も有之大畧方三尺許に並べ釘し而後是を屋上に並べ接所を補理す幕府急速臨時の事等に用之

東西市廊舎の圖 柳菴雜筆曰東西市廊舎の圖一舖何年に寫せしと云ことを知らずといへども其裏に大宮院御葬の事を記したり大宮院と稱るは後嵯峨院の後に正應五年九月五日崩御也然れば此圖正應五年より前に出し事は論なきにやさて此圖を熟考するに市司とあるは市正の廳なるべし東西一町南北半町と見ゆ唐物の屋と云は唐物の市物の屋と聞ゆの市舎と云は沽販の價を定むる場也畿内の屋と云は山城屋大和の屋など云なるべし山城屋には折薦葉薦狹席廣席食薦等山城の國の産物を置大和屋には箕餌鍋間杯片杯竈等大和國の産物を置くとしるべし然らば山陽道の屋には播磨屋大宮坏小宮坏着乳缶美作屋には鍍銀白絹なる事推て知るべし「其他准之」是今も市に交易たる物を屋と云事の本義と聞ゆ「國持の殿奥向などにて是は屋にて候あれは屋なるべし」など云はるゝたぐひ也」又此市の屋と云詞押移りて市ならぬ町に住る商人の家をも何の屋彼の屋と云ふ事になりしな

るべし但此市店舎をば延暦十三年に造られて市人を遷されしと日本紀畧に見へたれば弘化二年より千五十二年前にはや屋と云事は出来し也字書に屋は至止る處と見ゆ天下の産物の至り止る義に取なるべし古今集物名に紙屋川貫人の「うば玉の我黒かみやかはるらん鏡の影に降れる白雪」と稱ふるは北野の紙屋川也黒き紙を塗る紙屋が在よりやがて川の名にも負し也然れば屋の名によりて沽物を知るべき爲なりしが今は商人の本貫を以て屋に號り「伊せより出し人の伊勢屋尾張より出し人はおわりやと云が如し」故に伊勢屋に日向の産物を沽り尾張屋に美濃の所産を賣るが如く區々心々なれば屋の名にて商ふ物は知り難し是より一變して商人も名字を稱するに至る云々
 守貞曰今世は或は生國を以て某屋と稱し或は自己の生國に非すと雖ども本家と頼む人の家を傳へ稱し或は家紋を以て屋號に稱し譬へば定紋桔梗なれば桔梗屋梅なれば梅屋と云類或は買物を以て稱し米買は米屋免舖は錢屋の類其他或は因なき名を屋號とするものあり或は生國の郡名邑名を號くるもありて葛西屋中村屋など云もあり買物を以て屋號

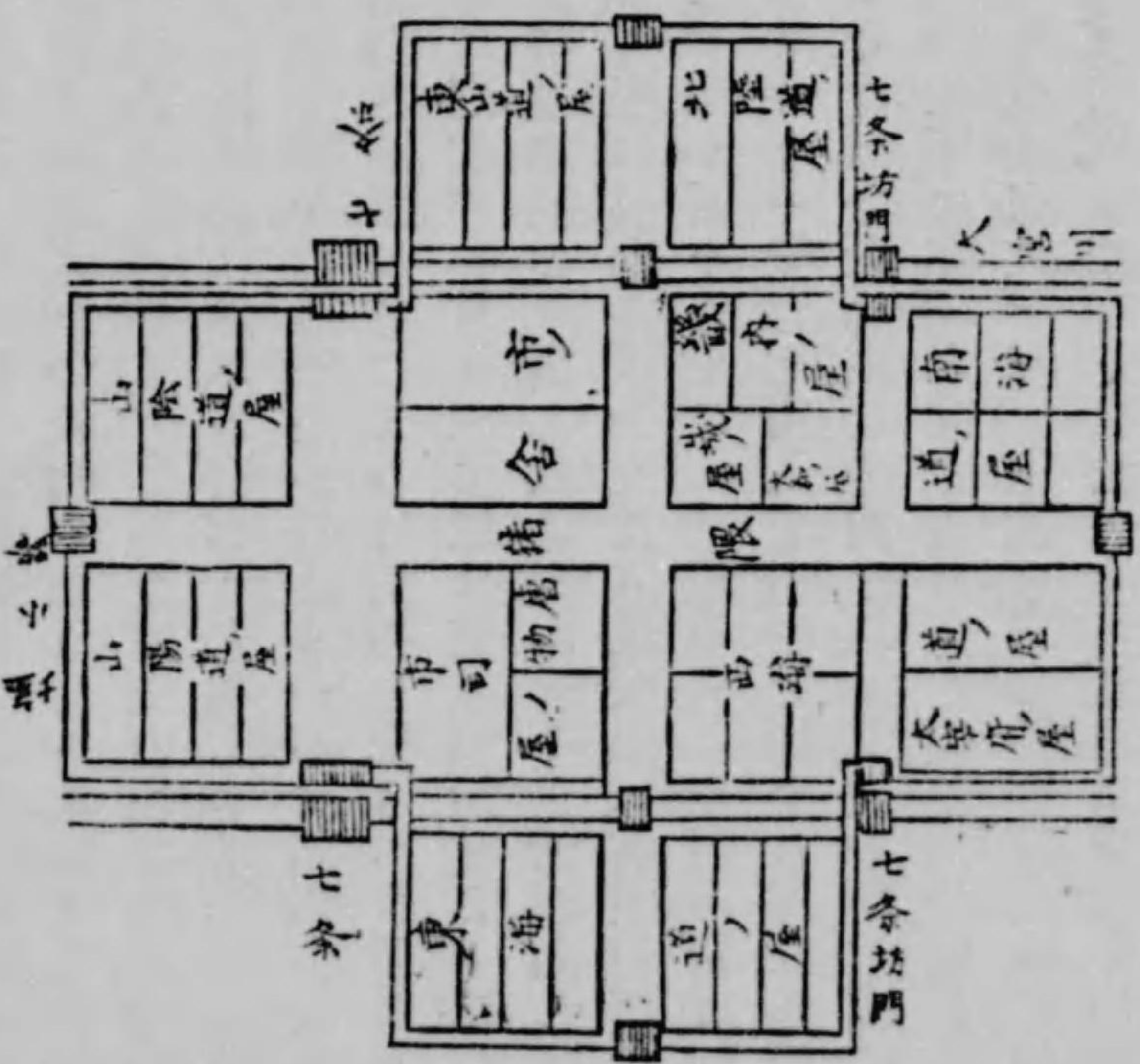
とするもの古意に近く國號を以て屋號とする古製に似て其の意違ひ定紋に據る等其謂無し之 又今世市民京坂は工商ともに屋號ありて戸籍に稱し之故必らず有し之江戸には戸籍に不稱し屋故に或は有し之或無し之 又今世屋號ある者にも其屋號を云す買物を以て豆腐屋酒屋釘屋糸屋と云也是は古意に合へり

中原康富記に應永廿七年十一月七日壬申春日祭也予依し爲三分配早朝南都に下向天蓋大路の龜屋着之史員職行秀等同宿也云々家紋などを家名とするもの古し

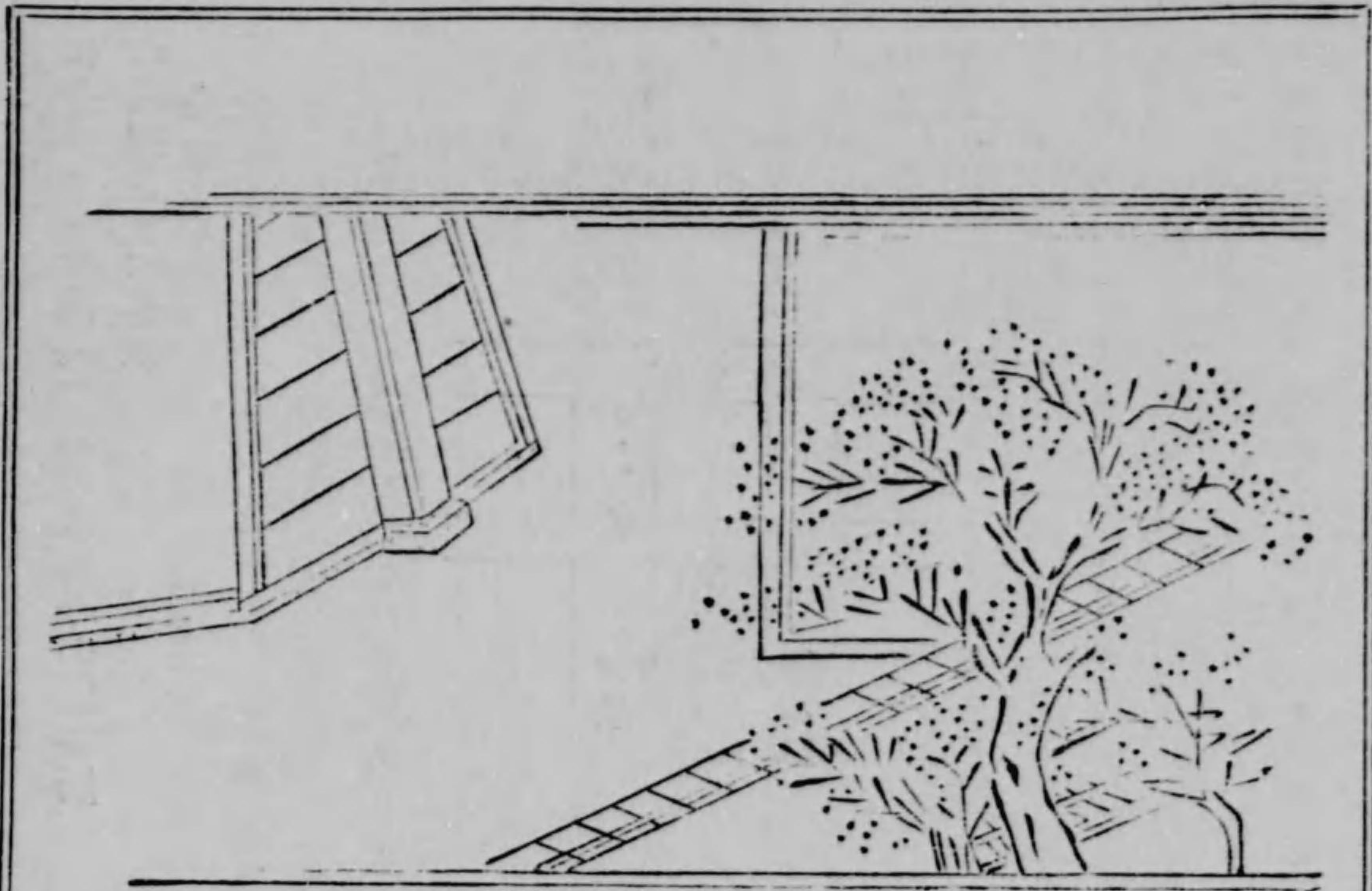
第二卷に圖せる平安都城の時は一町の市民三十二戸主と割定し一戸主と云は間口四丈五尺餘乃京間七間弱也與行九丈五尺乃京間十五間弱也坪數百〇五坪也美濃國可兒郡に天正十三年の檢地帳に百姓屋敷間口七間與行十五間の定と記す由也豐氏も古制に據て定し之ならん此比百五坪にて軍役一人也二三百坪の者は二三役夫より多きも以し之課する也是亦京坂に云一役二役と云初歟

東西市邸舍圖 嵯峨芹川氏藏 柳菴雜筆所載

守貞云是は東市の圖也西市は准し之也前の都城圖にて知るべし



坊門之圖 東寺所傳の圖に従ふと玉石雜志所載 武者合戦の圖也人物等無用故略し之



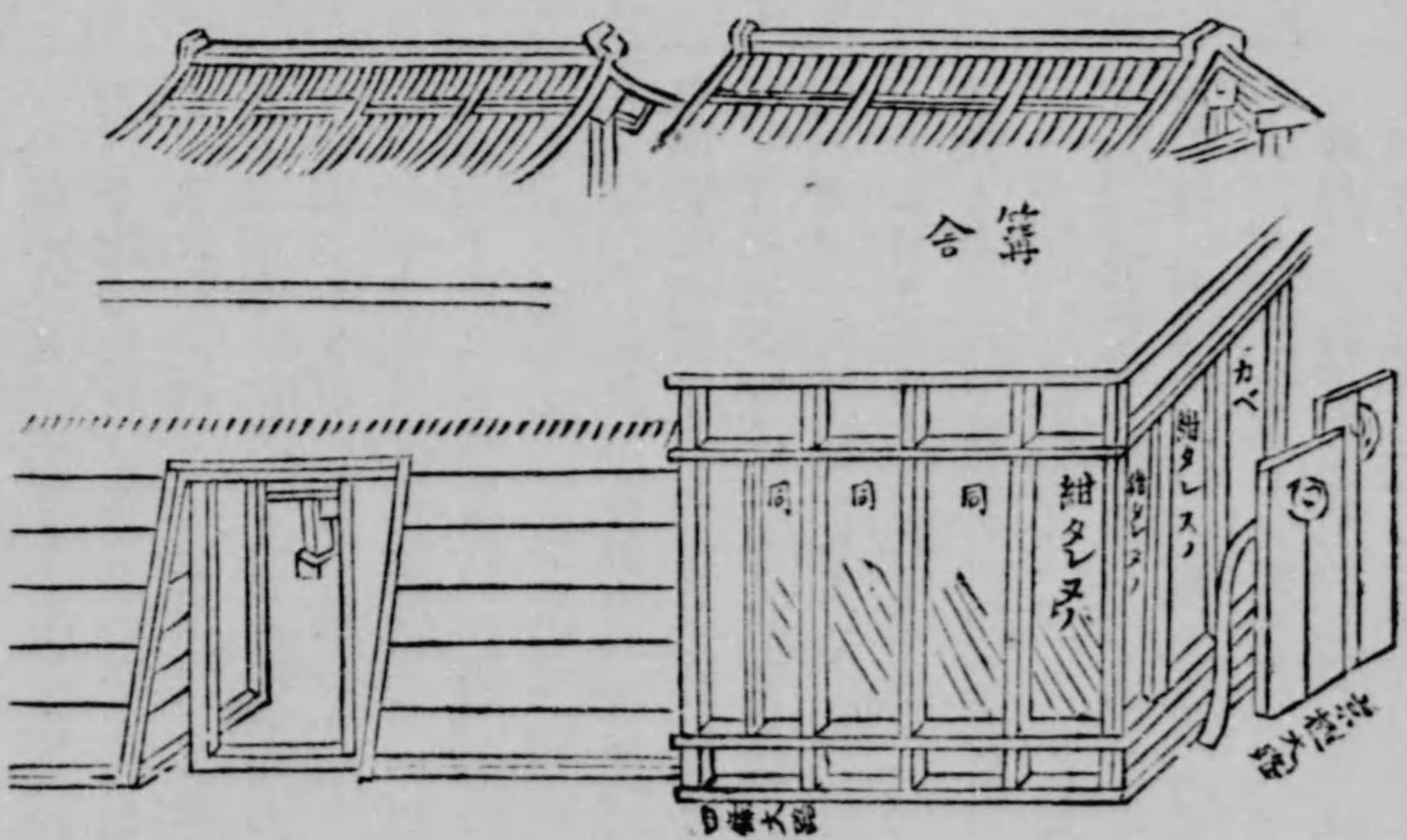
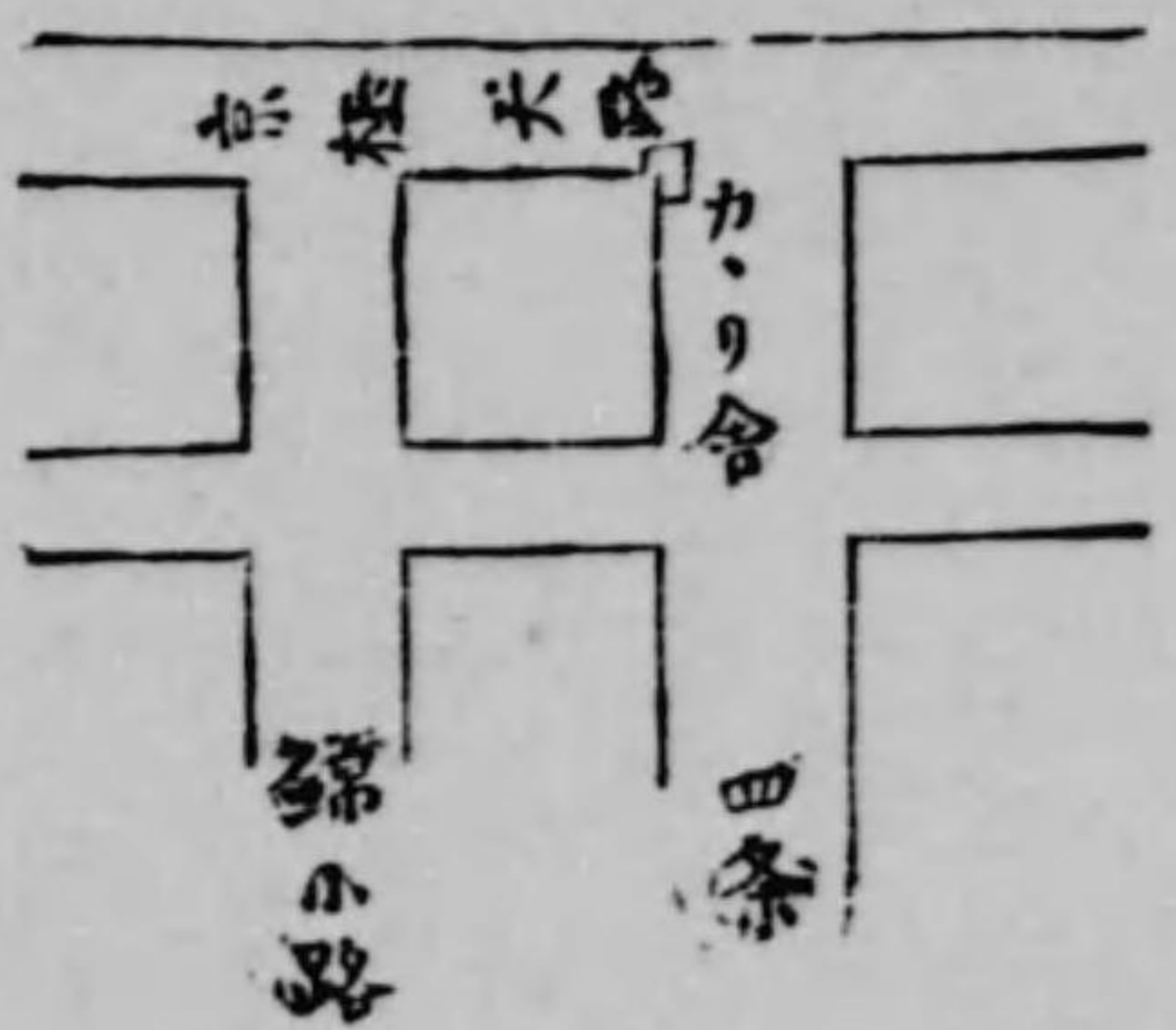
近世風俗志 第二編家宅

元徳元年九月六波羅より土岐頼兼及び多治美國長に討手を遣る是より先に攝の葛葉の地下人の代官に背ひて戦に及ぶ因りて彼本所の雜掌を六波羅の沙汰として庄家に仕居し爲に四十八所の籍并に在京の兵士を催さるゝ由に矯ける事あり四十八所の籍其所を詳にせず東鑑に安居院大宮籍屋作者部類に五條東洞院籍太平記に大炊御門油小路 五條京極の籍等あり又奉書に爲京中守護可被懸籍於辻々一料松事以美濃國日野村伊豫國周敷北條地頭得分内一辻一所松用途錢十貫文寄合多賀江兵衛尉隨分限一每年可被沙汰一也不可煩百姓一也且關東御公事并守護人使入部者一向可被止之狀依仰執達如件嘉禎四年六月廿日左京權太夫判修理權太夫判たかへの二郎入道殿とあり左京は泰時修理は時房也 又或記に曆仁元年爲洛中警衛一出辻々可掛籍之由被定仍被充催役於御家人等云々然ば籍舍は當年始し之也

籍屋圖 一遍上人繪詞所載 正安元年八月廿三日 日圓伊法眼也

建武二年記河原落書に此頃都にはやるもの町毎に建つ籍屋八荒涼五間板三枚幕引廻す役所とも其數知らず滿々たり云々一本に法量五間横三間とある者此圖

に合へり兵士幾人を置敷未詳今の辻番所の権輿と云べき歟



見世棚古圖 骨董集所載也

これは鏡わりといふ繪巻に載る所其四條のみせ棚のまななり此繪巻の時代つまびらかならざれどもおぼつかた文安實錄のころの物とおもはるゝ考ありことにはなかりばもらしつ云々 文安實錄より今暮米に至る概四百三十年也



見世棚 骨董集云今世に商人の物賣所をたなとも見世とも云古は家の端に棚閣を設け其上に萬の賣物をおきならべて賣れる故にたなと云名起れり其棚は賣物をすえおき往來の人に見せて賣る爲に構る物なれば中古は見世棚とも云り後世には夫を下略して見世とのみいひき右に書せる古圖を見て古の見世棚のさまを知るべし今餅屋の出し臺と云物などは見世棚のなごりとも云べし今も京都に魚の棚衣の棚江戸に尼だな十軒だなど云名残り町家の軒下を棚下とも云も古き言の残れる也○店の字をたなともみせとも讀むは義訓なり和名抄に云四聲字苑云店は云々坐して賣物舎也○古今注云店所_三以置_三貨_三謂_三之物也とあり此字義によりてたなともみせともよむ也○扱商人の物賣る所を棚と云古き證は宇都保物語に云々たなに女おりつゝ物うる云々ひな車にいをしはつみてもてきたりあづかりともよみとりてたなにすゑてうる_三庭訓往來云市町者通_三辻子小路_三令_三搆_三見世棚_三絹布之類_三賣菓子有_三賣買之便_三之様可_レ被_三取_三計_三也云々庭訓は元弘四年の作也奇異雜談集に「家ぬし婦人にして夫なし一二年ひとりやもめ也常に茶屋の本座に

居て茶をうるおもてにいたをもつてかりに棚をつりて胡瓜五六を出してうる云々此書天文中の作也○北條五代記天正十八年の條に云扱又松原大明神の宮の前通町十町ほどは毎日市立て七座の棚を構へて與力する物手買ふりうりとして百の賣物に千の買物有て群集す又云町人は小屋をかけ諸國津々浦々の名物を持來りて賣買市をなす或は見世棚をかまへ唐土高麗の珍物京堺の絹布を賣るもあり云々○商賣往來にも見世棚の名あり此往來は元祿以後の作也云々以上骨董集の文を抄出す引書等甚多し其一二を寫して其他略之

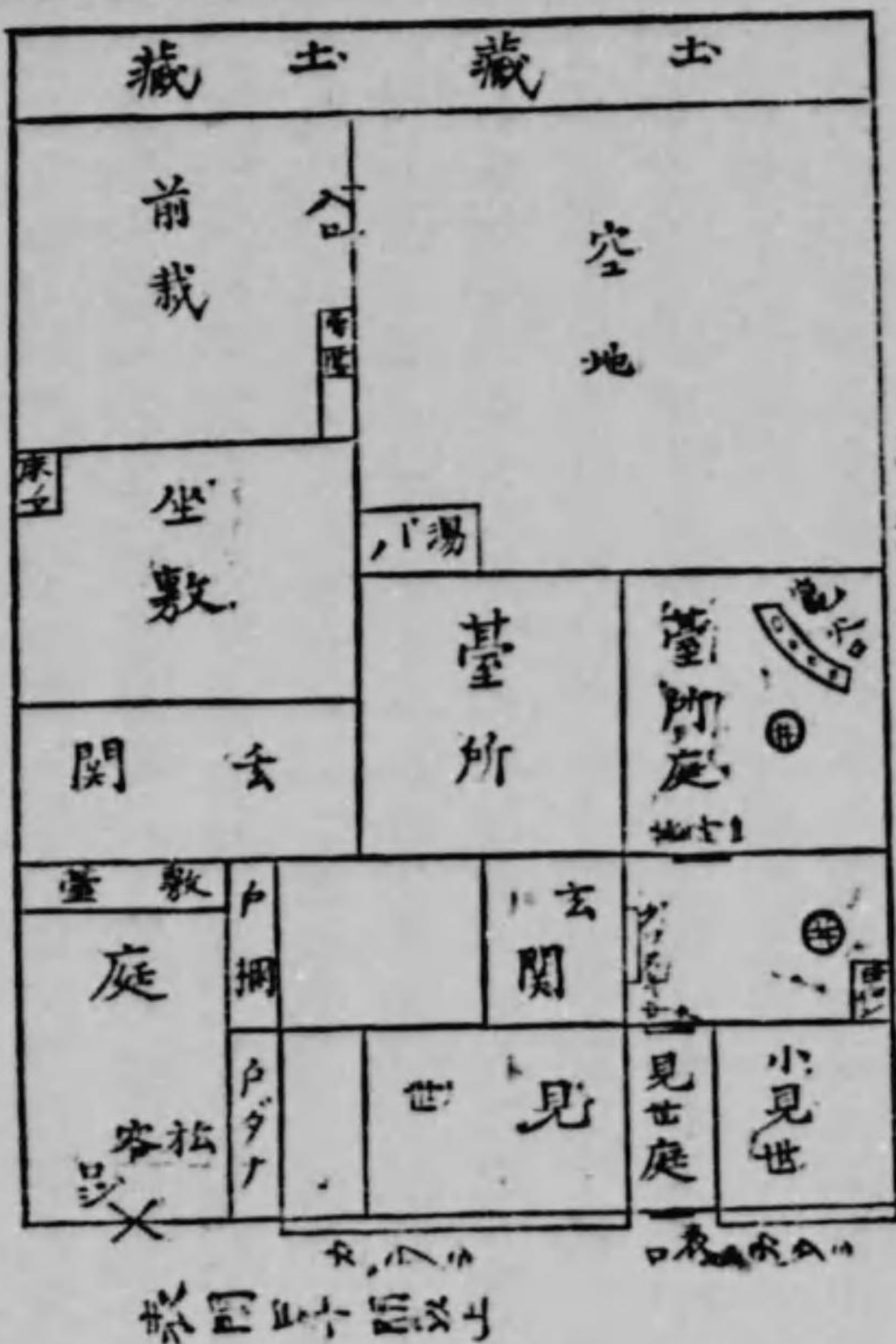
右京師市店之圖を見るに其屋根等詳かを知らずと雖ども大略長三尺許幅三五寸のそぎ板を以て葺たる歟と見ゆ何れにも板葺は顯然たり然らば京師も今世の如く惣て瓦葺のみとなりしは中古以來の事にて或は江戸に先ずる歟或は一時歟或は後る、歟大坂亦准_レ之て推すべし 又屋上に石を置きたるは暴風の備へ也今も參州新井驛など専ら板屋の上に石を置きて歴史とす海濱故特に暴風に備へたるならん 或書云天正年中迄は家に無_二雨戸_一天文迄は無_二木綿_一云々當時

無_二雨戸_一ならば障子如何猶無_レ之歟今世は必ず有_二雨戸_一唯都會有_レ盜を以て栓及掛鐵等種々の制あり田家盜稀なるを以て雨戸並べ鎖すのみにて更に門以下栓掛鐵物の備へ無_レ之者多きのみ 京坂は六尺五寸を以て一間とす是を京間と云民屋と雖ども皆用_レ之疊准_レ之建具亦疊幅とも准_レ之 疊長六尺二寸幅三尺一寸戸障子高さ△△京坂共に必ず皆瓦葺也然れども京坂大同小異あり京師は勘略葺を専とし本葺を稀とす大坂は反_レ之て本葺を専とし勘略を稀とす或は棟以前を本葺以背を勘略にするもあり京師にもあれども稀也

又屋背の庇には板庇を専とす稀には銅庇もあり多くはたゝき庇也又小戸は杉六分板二三枚を横に並べ庇とするもあり 又屋根と云は長尺ばかりなる杉のそぎ板の粗なるものを三都共に屋根板と云是を次第に累ね木釘を以て打を云之を葺には鎚を以てうつ事繁き故にたゝき屋根の名あり江戸にては「こけらぶき」と云柿葺也今世瓦葺の下は先屋根板ぶきにし此上に土を置き而後に瓦を葺く事三都ともに同製也百餘年前の制には瓦下屋根板を用ひす幅寸ばかりの割竹を簀に編み垂木の上に敷_レ之土を置きて瓦を葺きたるもあり余が大坂の家則此制也幸に百有餘年火災をのがれし屋也京坂は表の屋根と庇の間は垂木窓子をも全く塗籠にす唯庇上にはゝき板を顯すのみ庇下を塗籠る家更に無_レ之又家宅の外江戸の如く下見板を打す全壁を顯し雨の爲には漆喰をする也蓋腰板は用ふる也 屋裡と雖も羽目板壁甚稀也必らず壁を専とする也 柱も専ら一間二柱也又良大の材を用ひ堅固を要とする也 京阪も屋根と庇の間江戸の如く格子を用ひ塗籠にせざるは妓院青樓貨食店の類也其他は専ら塗_レ之

又皆必ず二階造にて江戸に云中二階及び平屋等無之裡長屋には稀に平屋中二階もある歟 又江戸中二階の宅は表庇上に窓をわけざるもあり京坂は中二階なき故皆必窓あり唯安土町本願寺掛所背に粒甲圓と云賣樂店のみ二階家なれども庇の上更に無窓也土人奇之とす

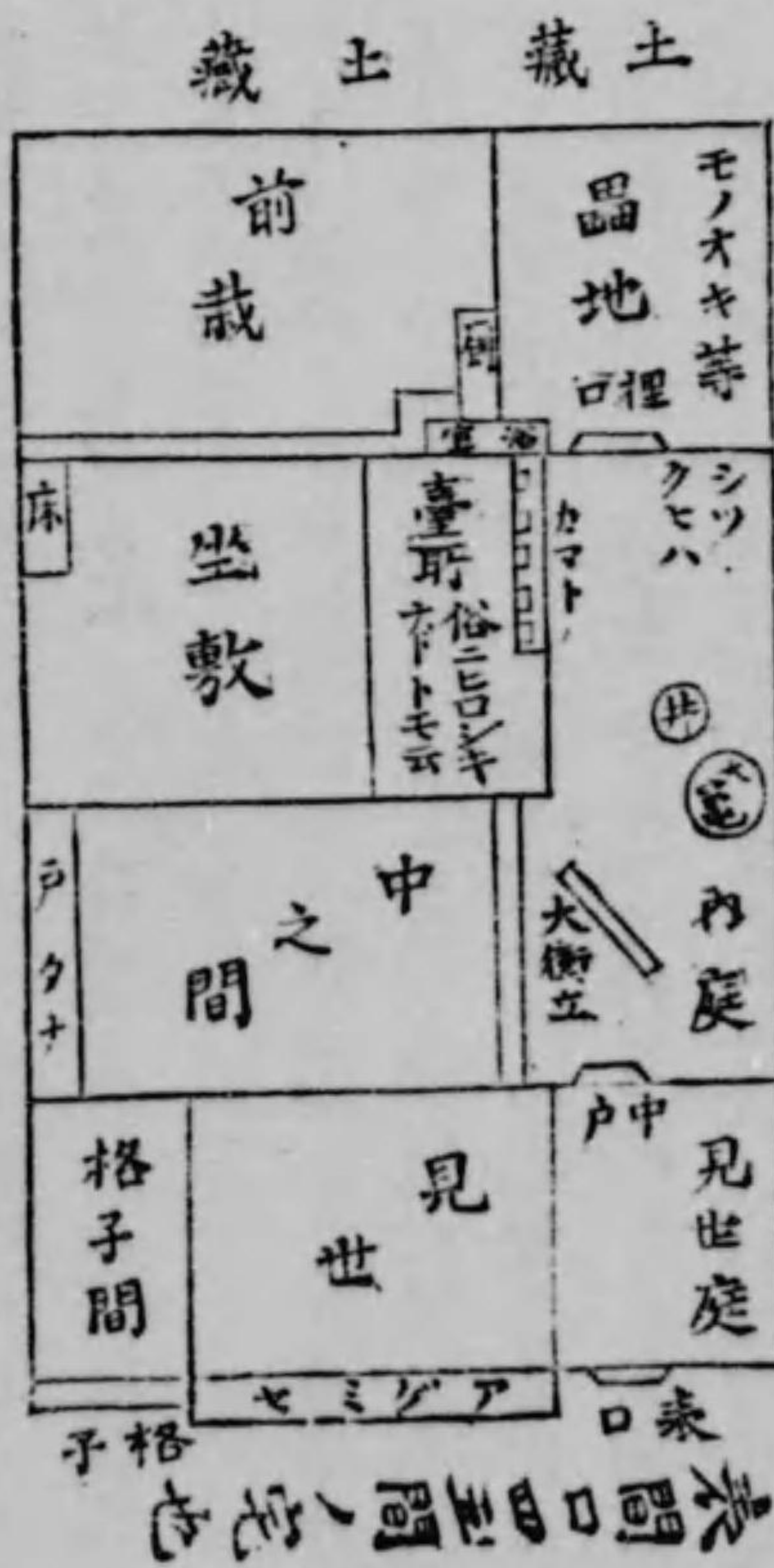
京坂巨戸圖



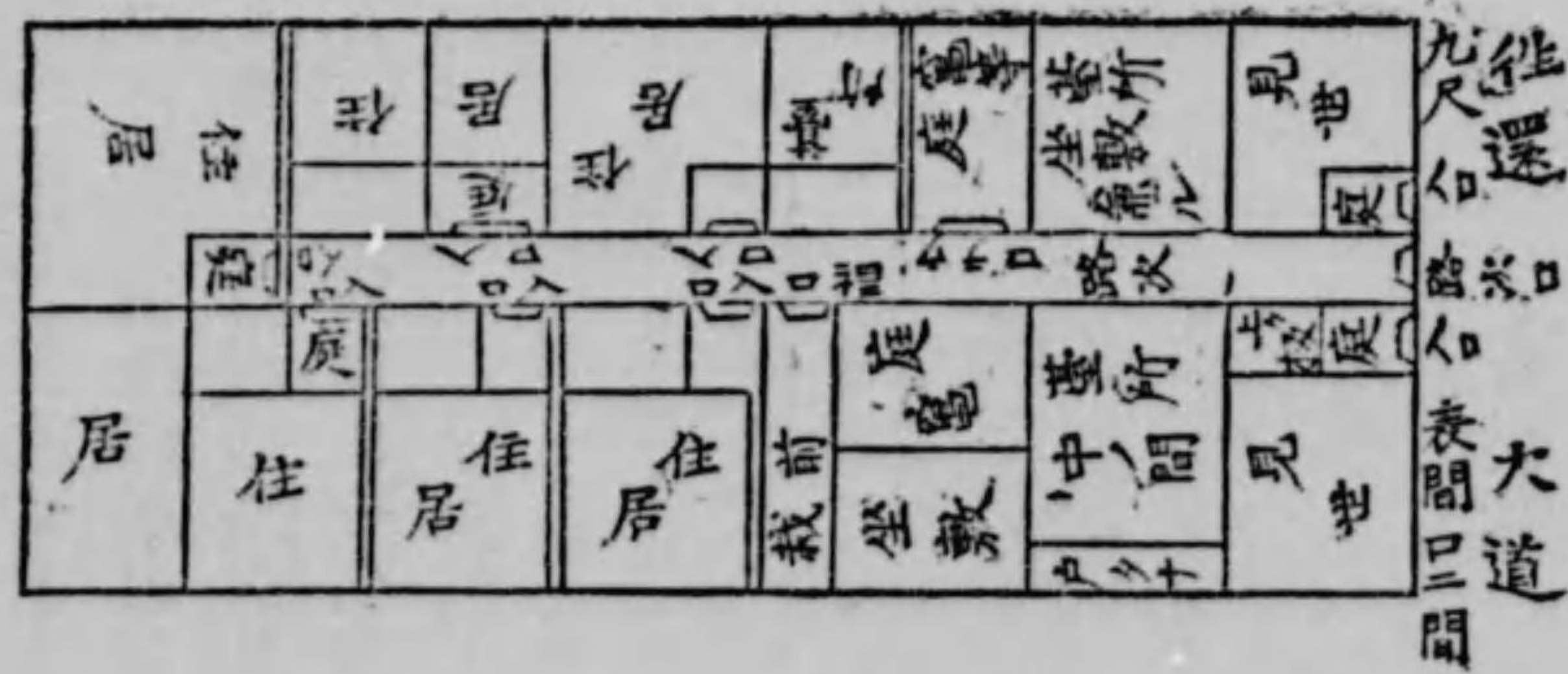
巨戸は表と奥と二棟に建る也表は全く二階あり奥の一棟は表の方二階座敷上は鏝にて二階無之也 巨

表間口四五間ある店は生業により惣格子或は半ば揚見世半ば格子にする也蓋右の圖毎戸如此と云に非ずと雖ども大略大同小異のみ江戸の如く毎戸其制を甚だ異にするもの稀也又無にも非ず 竈は必ず口を土場の方に床を背にす大中戸には別に大竈一二を築く也竈に銅壺の制甚稀也 井は中以上専ら毎戸に設之也井邊を漆喰場と號し「たゝきしつくひ」にする也稀には切石を以て疊むもあり江戸の如く板をはると更に無之 内庭は常の土間也見世庭は生業によりたゝき漆くひ或は板をはる也 酒醬油等の店其他も業により見世全くを土間にするもあり 中以下四五間表以上の宅の内庭には専ら板製の大衝立を置き厨の表より見透かざるを要せり 大中戸共に小座敷離座敷茶湯の敷寄屋等其便に應じ一定ならず又有無も一定ならず又雜物を納る所を京坂にてなやと云納屋也江戸にては物置と云是亦中以上必ず有之 中戸以下は一棟にて見世と中の間は二階あり中の間以背は鏝屋根にて無三階一也然ども稀には二階座敷なきにも非ず或は中の間の二階を座敷に製するもあり小戸之圖 表間口二間以下の宅は通り庭に作らず二

戸にも竈の右圖の如きは稀也多くは普通の製にて竈口八ツ或は十二ばかり也必ず陽敷にする也別に大竈を土間に造る也大竈は土上五六寸を手島石にして其上に造る也 浴室 京坂の浴は専ら風呂場と云也圃を専ら「せつちん」と云雪隠也然ども「こうか」とも「てうづば」とも云はざるに非ず婦女は専らこうかと云也 京坂も民屋副添すと雖ども江戸よりは寛し故中以上多少後園あり俗に前裁或は壺の内と云江戸にては唯「庭」とのみ云 中戸之圖 此ごとく土間の表より背に達するを通り庭と云大畧表二間半以上の宅は通り庭にする也



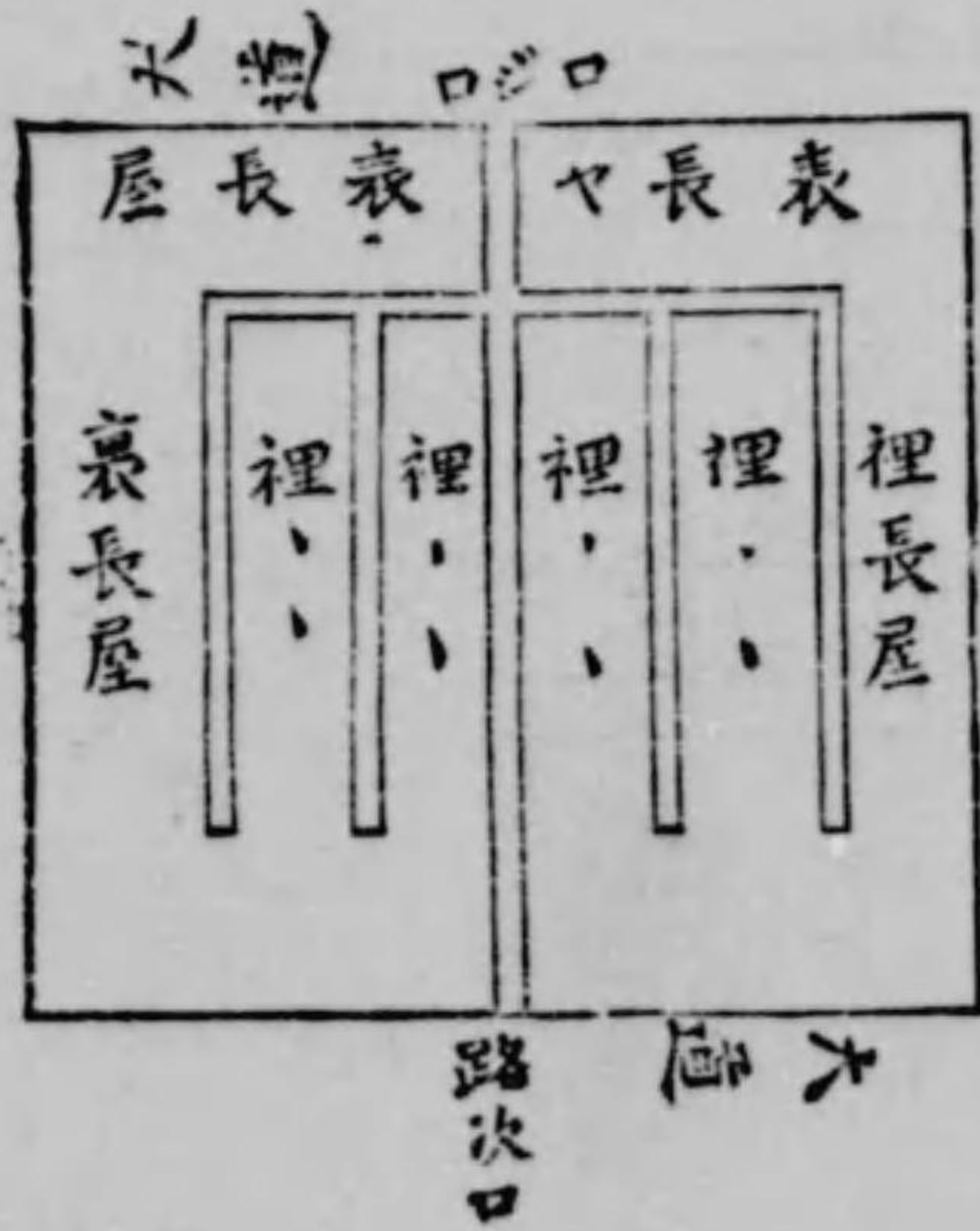
間口は稀に通庭にするもあり九尺以下更に無之茲に九尺と云は京間一間半の略也其實九尺七寸五分あるべきなれども今は専ら減之する者多く其餘りを路次に足す路次狭きは三尺廣きは一間もあり四五尺もあり



「ごもくば」 江戸にて「ごみため」と云
右圖の中一戸を除きて井戸惣圖ごもくばを製すべし

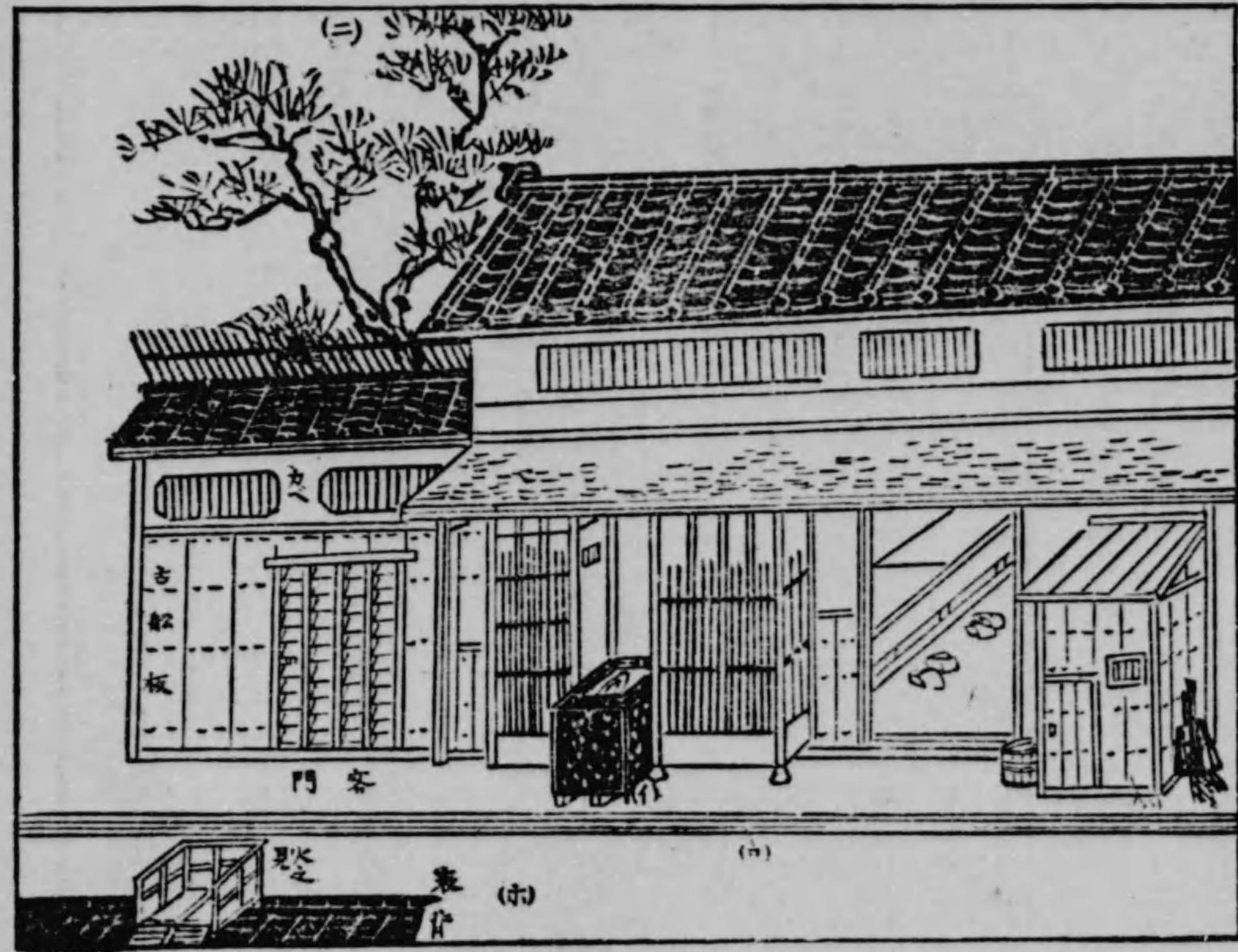
右の圖下屋敷と稱へ一地面也此數戸を長屋と云也今茲に表借屋唯二戸を圖すは略也一字數戸のもの多し又裡借屋は別字なれども凡て一字に准じ一と長屋と云也 又小戸と雖ども自地自宅あり中戸にも借宅あり又土藏一二三を附して借宅とするものあり更に一定なしと雖ども其專なるを圖す土藏付の借宅も甚多し江戸には甚稀とす 大屋敷と稱し表間口廣き地には表長屋を廣く建るもあり表廣ければ奥行も准之て深く是に土藏を一戸づゝも付れば奥行十間餘にもなる町並二十間の屋敷ならば裡長屋も横に列し建る也 又不繁昌の所にて廣き宅に住む人無之き所には表長屋奥行をも深くせず裡長屋數字を造るもあり然も京坂には稀也
大坂高津新地と云所は困民多き所也文政中下圖の如く一と屋敷に數字を建て數戸を開て貸長屋にする者あり號て香の圖裡と云
江戸堺町にも今世似之制あり號て大裏と云下圖の

の如く中央の路次東西或は南北の街に貫きたるを京坂にてぬけるじと云拔路次也江戸にては拔裏と云江戸ぬけら其多し京坂拔路次甚稀也
此るじと云正字露路敷今俗皆路次の字を用ふ



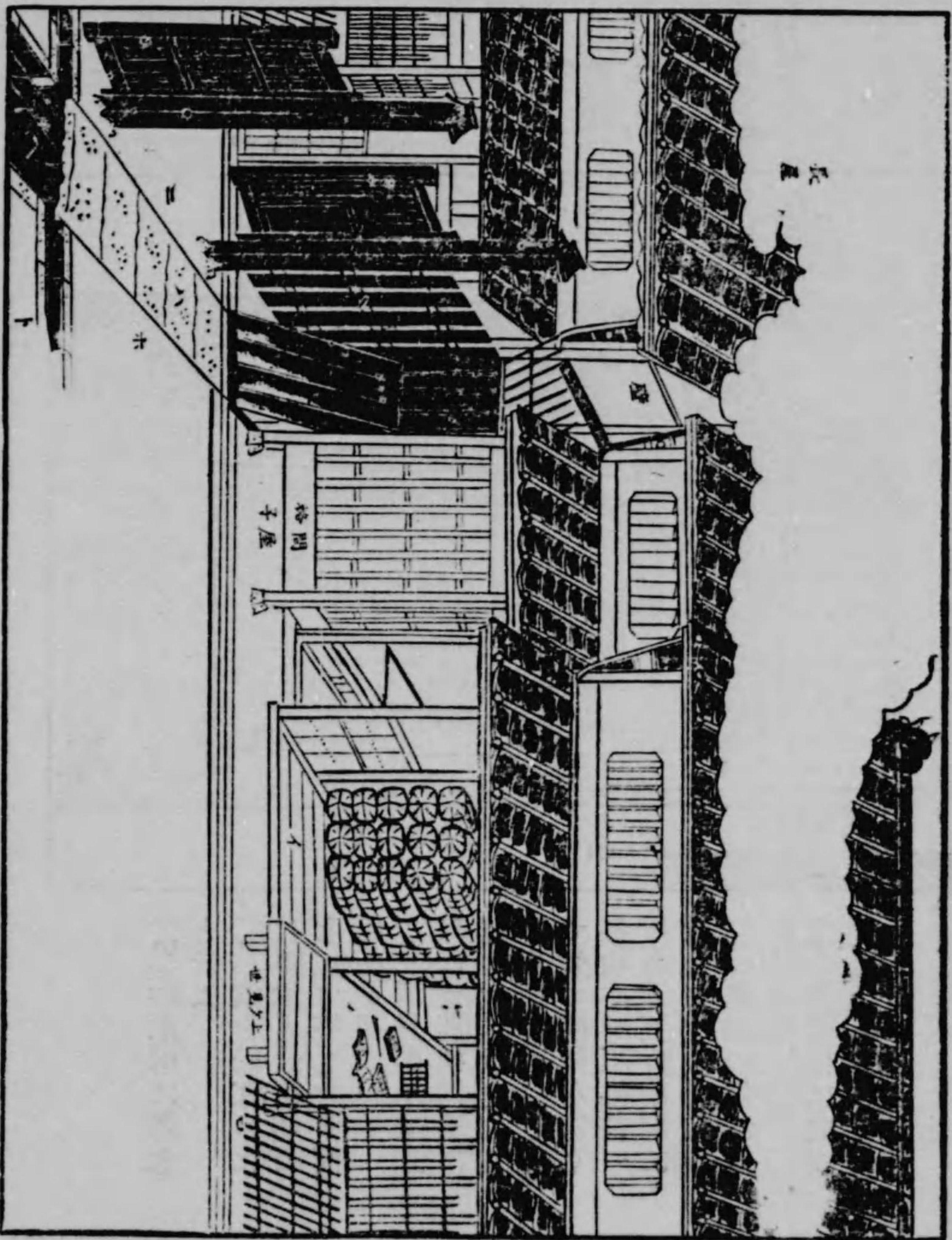
京阪巨戸豪民家宅之圖

屋根本葺
庇板葺巨
戸往々用
之
とゆ垂木
等専ら略
して畫か
ず



(イ)貯水俗に用水と云ふ
(ロ)溝と云江戸には下水と云兩邊石を以て築之溝面厚板を覆ふ
(ハ)垣外番小屋巨戸には別に戸邊に置之門戸を守らしめ夜は挑灯を掛て兼て捨兒を防ぐ每坊必ず垣外番一所あり巨戸は別に置之也
(ニ)見越の松江戸には專植之也
(ホ)對家俗に向ひ側と云ふ

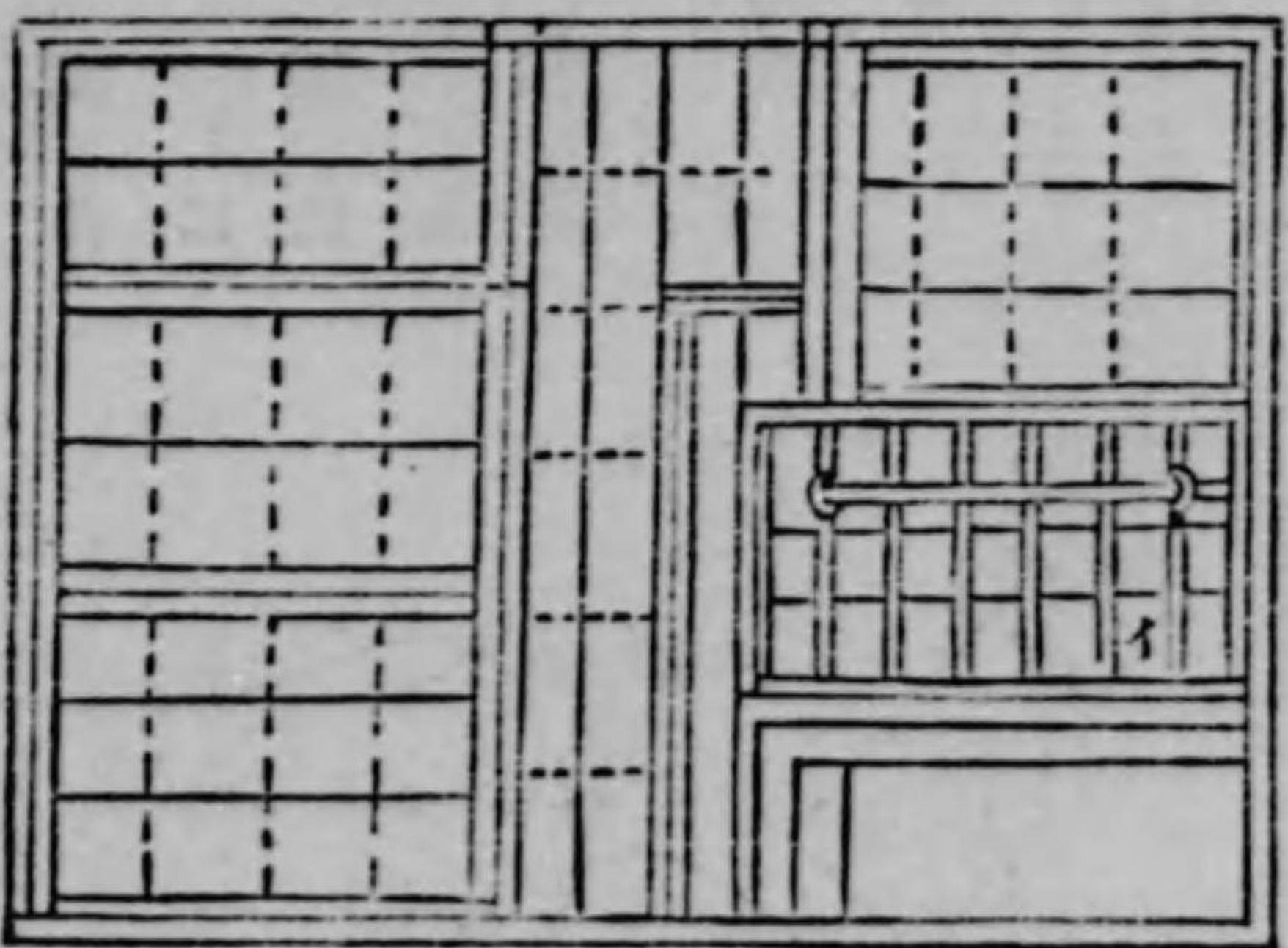
(イ)生葉により見世庭に厚板をはる (ロ)こまよせ小前寄の時 (ハ)石橋 (ニ)同木戸 (ホ)町境溝 (ク)大溝 (ト)此處軒下大走り 上げ見世江戸にてはあげ縁と云ふ



層棟庇とも木葺 鬼瓦今も葺ら鬼面を川よ 屋の外周壁にて漆喰塗也江戸の如く 下見板壁に不用之也 屋根木葺庇助時葺 江戸に云きんがわら也 長屋二字數戸を云也

京阪夜戸を鎖す圖

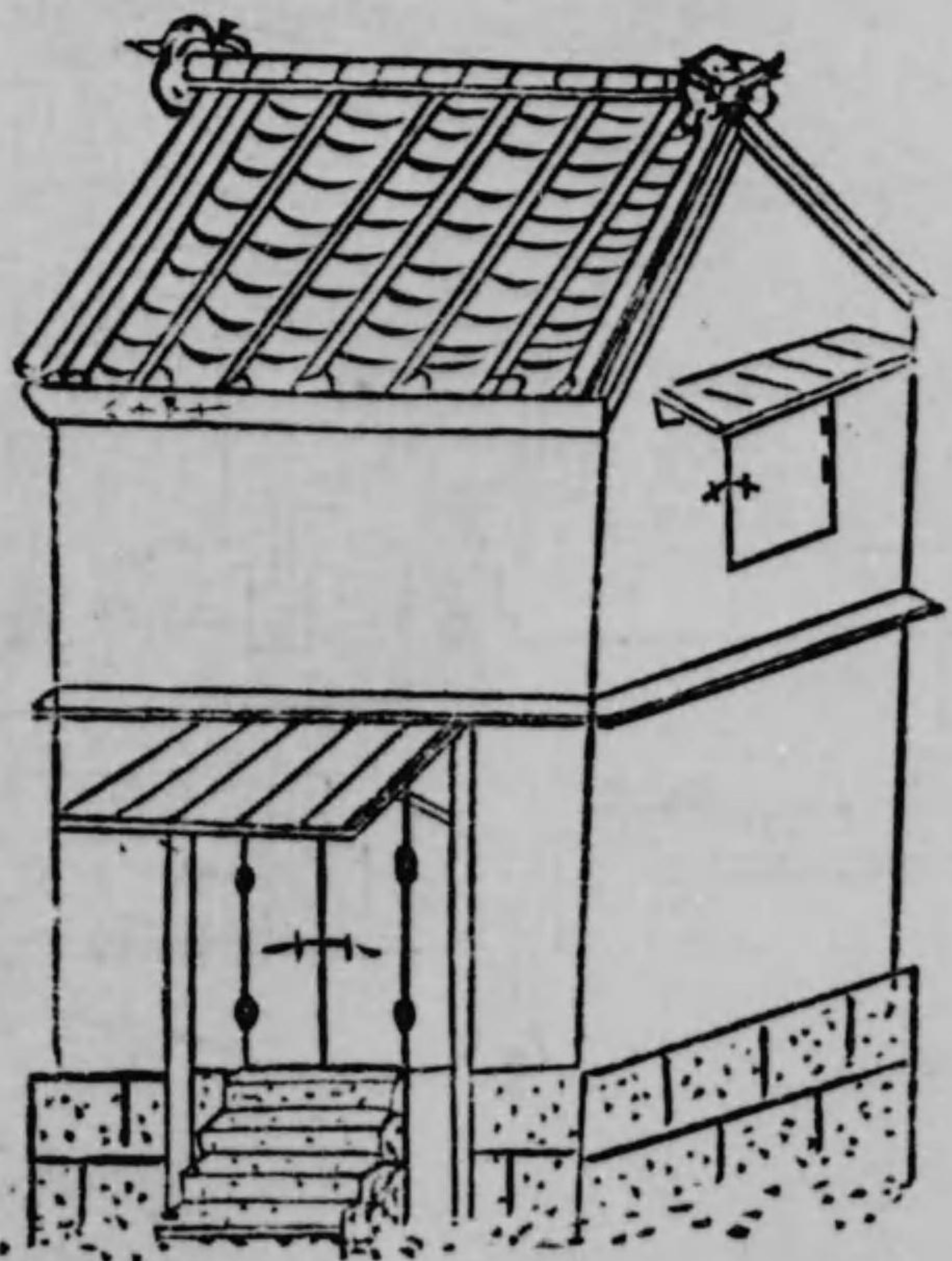
格子



(イ)揚げ縁也夜は先上の葺戸を下し次に上げゑんを上げて戸に代る晝は揚げ縁を下し葺戸は外へ刎上げ庇の裡にあり 表大戸如し此にはせり上げと號て堅に押上る歟或は内刎上る也 見世庭の戸下は左右溝あり上より差入る上二枚は中に蝶番を付け折て内へ刎上る

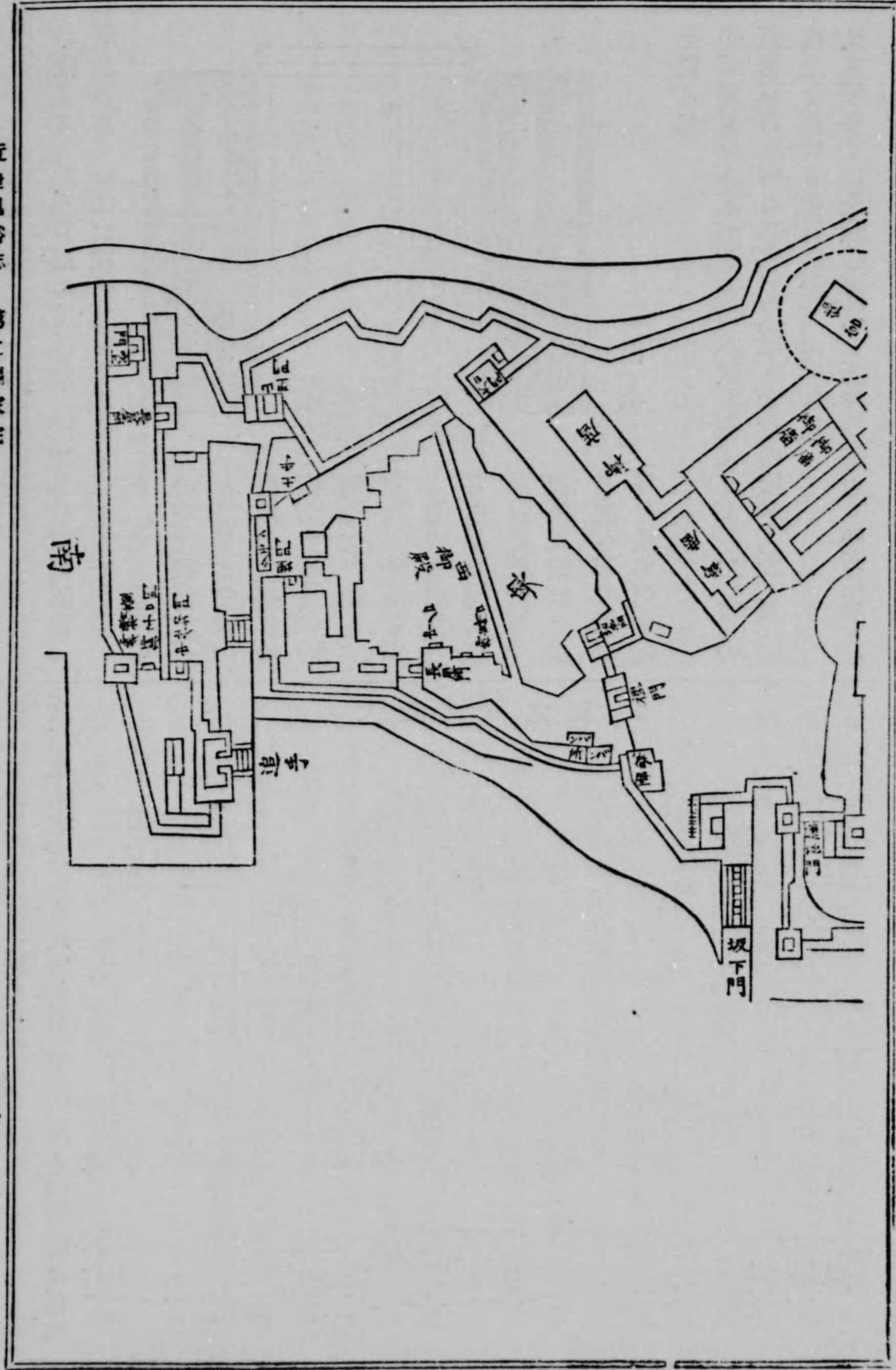
格子内の戸は堅戸にて操出しにする也表大戸右或は左に壁ある見世は片扉の如く開くもあり或は上下溝ありて押開るもあり其便による唯江戸の如く大戸上下二枚にせず故に潜り戸高し 又大戸の幅半間多し中以下には廣きもあり前圖巨戸の如きは幅五尺ばかり上下溝ありて押明る也 京坂土藏圖 大小ありと雖ども其製如し此也

屋根必ず本葺鬼瓦に鬼面を用ひ鉢巻狭く折釘を打す窓片扉土垣を塗す江戸にては漆くひぬり也

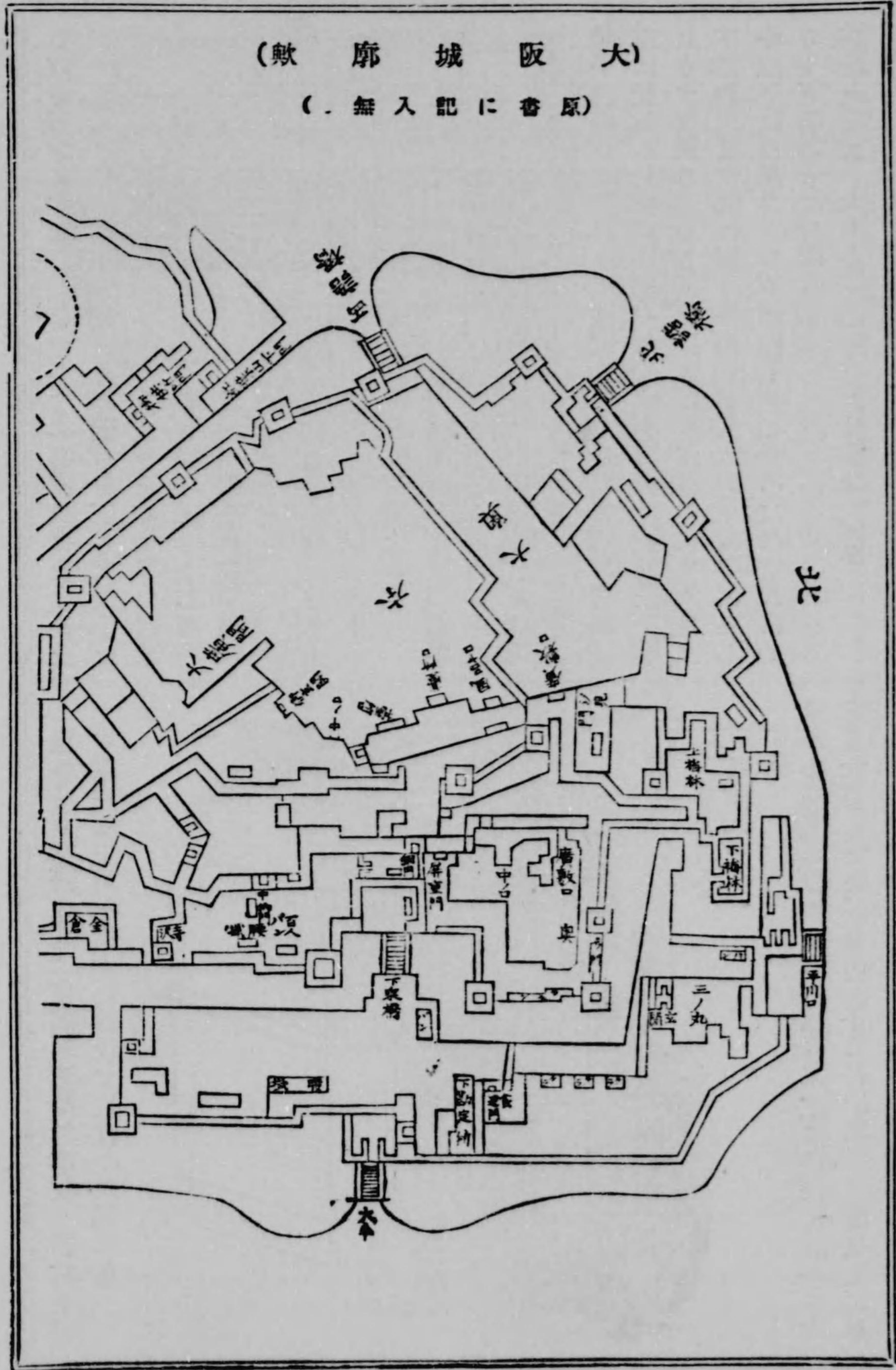


鉢巻不明故に別箇

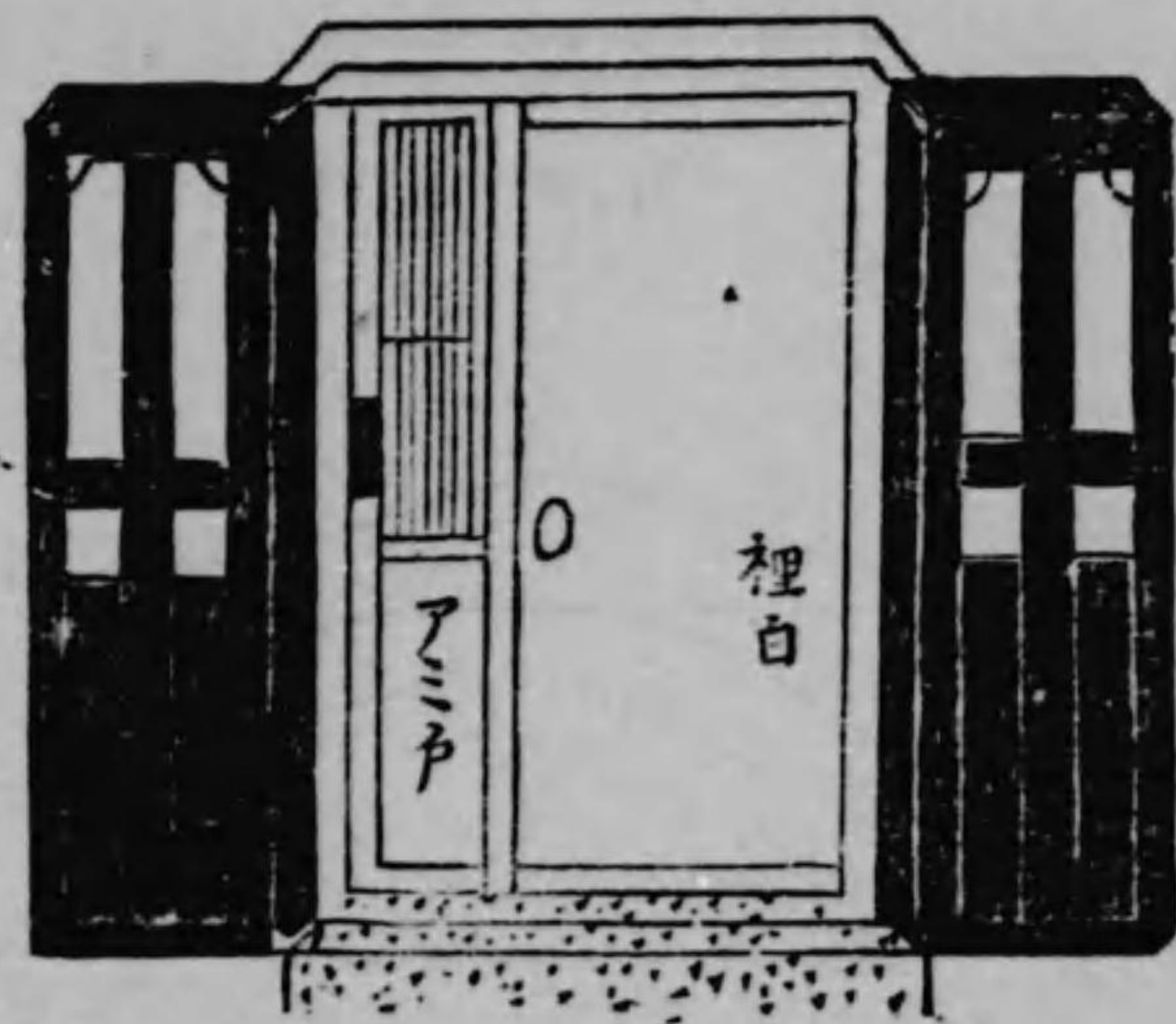
京坂の土藏は皆必ず本葺也鉢巻江戸の如く廣からず棟も大ならず特に箱棟等更に無し之窓片扉也石垣を



(大阪城廓歟)
(原書に記入無)



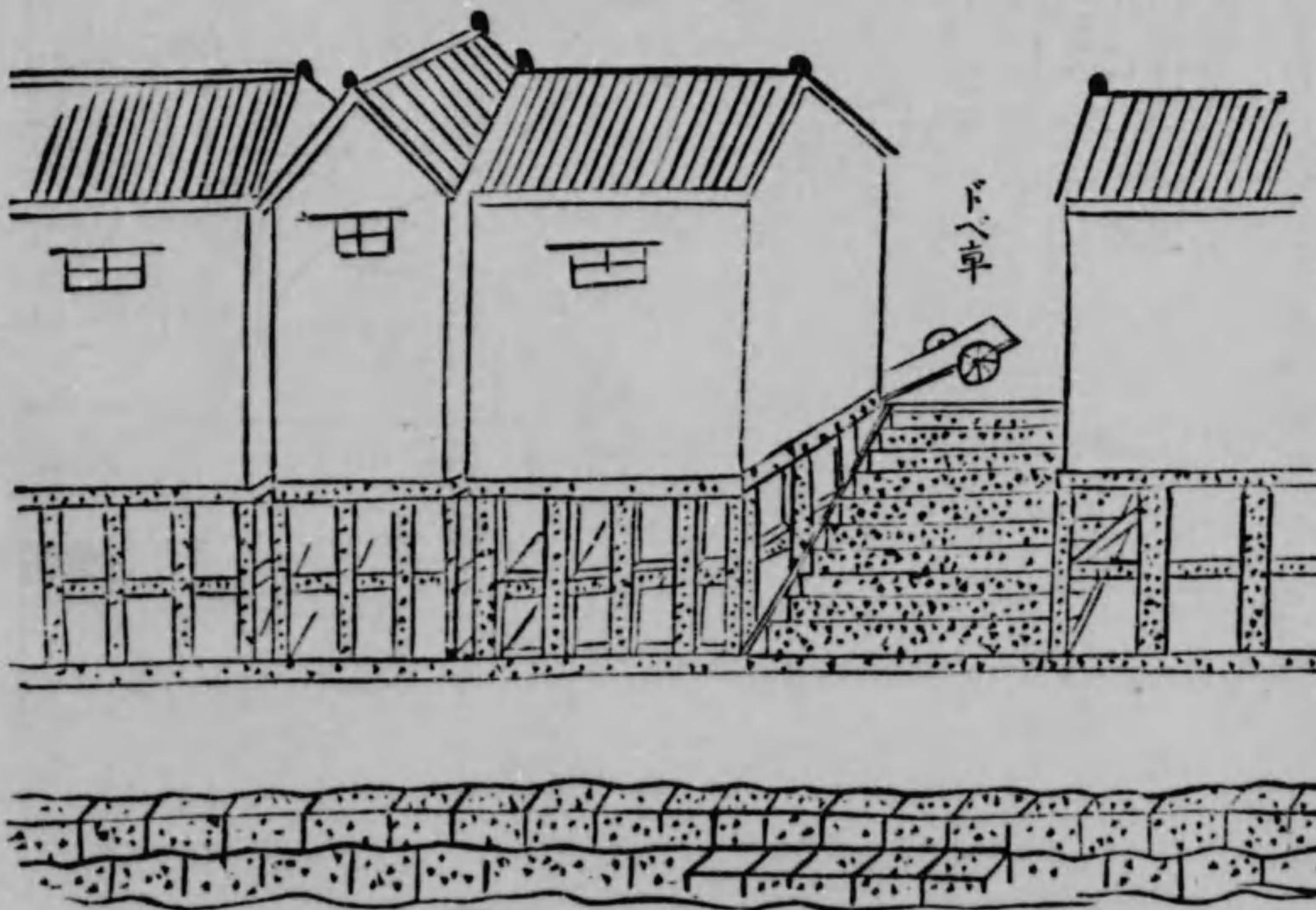
塗籠ること稀也戸前口は江戸と同製也必ず雨扉常に開きあるものには扉に板帛をかくる也必らず墨澁ぬりにす 又戸前の裡に裡白シロと號して塗籠の引戸あり平日は開之火災の時鎖之戸前と二重にし各々目ぬりをする也又うら白と同溝に格子戸を設け格子裡には銅網を張る也平日は此網戸を鎖す則ち錠



黒スリタル戸前ハ袋也

を設る也 平日網戸をも塞がざる出入繁き物には高さ二三尺の板を戸口に横る也號て鼠返と云倉中鼠を入ざるの備也上を前に下を背に斜めにする也 又京坂多くは土藏と家宅と多少の暇あり壁を接する

大坂濱藏之圖



者稀也又宅裡より直に倉口に出入するの制特に稀也

京坂の俗は川岸をも濱と云也故に河岸土藏をはまぐらと云 濱藏の列江戸に反て平を専とし屋根の妻を稀とす 大坂諸川陸よりは甚だ低し故に圖の如く土藏下を石柱を建て石土臺を居て其上に土藏を造る也 此の土藏下に住む非人あり所謂納屋下の非人也

土藏間に描く河に下る路を坂俗は雁木と云ふ 雁木がなぎ 納屋下なやしたと訓す

江戸の家作の事 衣食住記と云天明中六十餘歳の人の作也享保の中頃迄は諸侯大夫の殿門表長屋の屋根は厚さ五寸七寸の柿葺棟には瓦を置き鳥飛と云木を渡し井筒に天水桶を入れ火敲をそへ屋根の上に置く腰板は梅槍の無節さらびやかなりしに度々の火災故用心の爲にと瓦屋根に造り替腰板も腰瓦に替れりと云り「或曰江戸町々に火見櫓出來屋敷長屋の壁に瓦を用ふることも此時よりなるべし」衣食住記又曰小屋敷町家などは蠣殻を屋根へあげ軒に見留を板にて打つ又昔の物語云昔は江戸に蠣殻葺は四五軒ならでは見へず近年は大かた蠣殻葺也と云しも享保十七年也同書に尙も火の用心に瓦葺となり塗屋造りに替

れり云々又昔物語と云もの文化十一年の記事年七十八歳小川某とありて我等二十歳頃迄は江戸の端々武家町屋ともに多くは蠣屋根にて有し也又月役と云て長さ一間に幅一寸四五分の割木をのじにし夫より板にて葺其上に蠣殻をしきならべる也 落穂集考云古老旗本中の話に福益の松平の本家筑前守四番町の居宅柿葺に致候とて見物致候云々誠に延享より凡十五ヶ年前は六番町三番町通り其外類焼せざる所は古來の儘の武士屋敷は皆茅葺にてありしと若年の昔能々記へたる事也云々

守貞天保三年始めて中仙道より出府し板橋驛を通りし時當驛の遊女屋とも皆茅葺なるを遊女屋のかやぶき珍しき事に思ひ居りしが近年見之は皆立派の瓦葺となり家作も准之精製し僅か二十餘年にて斯も美麗に移れるものと驚かる 石川氏筆記云天正年中迄は家に雨戸なく天文迄は木綿なし云々「今は邊鄙と雖ども雨戸なき家あるべきか況都會の地戸を二重にもするはあるべし

江戸民家 慶長以前皆草葺也同六年駿河町より出火江戸全く焼亡す是草葺なるを以て也と官より禁之

以後板葺とす時に本町二丁目に澁山彌次兵衛と云ものあり他に抽んことを欲し棟以前を瓦以背を板葺とす衆人奇之とし賞して字して半瓦の彌次兵衛と云と也當時家宅推て知るべし 同八年海内を役して神田山を崩し城巽の海を埋めて凡方三十町を造り又市井に川を堀る當時諸國より集り來る市民宅地を請に許し之川を堀たる餘土を給ひ各自以之地を造り始先霞垣を結て後漸く家作すと也 明曆三年大火ありて後府命して江戸市民の家に瓦葺を禁せらると也當時漸瓦葺多かりし也慶長六年より當年に至り凡五十七年也正保二年中彦六寺島某に人瓦を製す是江戸瓦焼の始也

追書此時瓦を禁するは費を省くのみ防火の是非を論せず

貞享中川村瑞見なるもの南新堀に家居す民家瓦葺禁止の時と雖も瑞見地理に秀て屢々功あり國益となりしを以て此家のみ官より瓦葺を許されたり 享保中に至りて江戸市中民屋に瓦葺を許免ありて今に至る然らば江戸瓦葺となりしは百二三十年前のこと也 慶長六年草葺を禁じ板葺とすとあれども武江年表

明曆の條に大火後茅場町の茅買を兩國橋東に移し元祿に至り再び本所四ツ目に移す故に本所茅場町と云とあり然らば慶長後にも猶かやぶさありて元祿にも猶有之しならん 海賊橋東及び本所とも今も茅場町の名のみ存せり又淺草見附外に茅町と云ありとも茅買ありしならん 又城西の番町麴町元山王小川町駿河臺邊飯田町等の民居わらぶきを享保十三年四月禁之と武江年表にあり然らば慶長の禁漸く弛みて藁葺ありしを享保に至りて止みしならん 慶長中草ぶきを禁じ板葺とするものは蝸殼屋根といふものなるべし昔は今の小舞貫なく月役と云を用ふ諸田舎にて婦女月經の間別居し其所爲にこの割木を造る長六尺幅一寸四五分也以之の足となし其上を板葺とすること享保延享以前皆然り其板葺上にかき殻を壓とせしなり月役は月經を云俗言今も然り右の蝸殼屋根實曆中迄江戸端町には専ら有しと也 予天保六年木曾路より出府せし時板橋驛の娼家皆茅葺にて板葺瓦屋等更に無之近年觀之に家居都て壯麗茅屋更に無之板ぶき極めて稀となる娼家皆瓦屋

也蓋娼も飯賣女に矯る故に名は旅店其實は娼家のみ又古き狂句に本郷も兼由迄は江戸の内」と云り湯島六丁目の角屋かねよしと云齒磨店今も存之湯島六丁目の次本郷一丁目也世人其詳なるを知らず凡二本郷と云故に此句あり湯島六丁目迄瓦ぶき多く本郷一丁目より昔はかやぶさ多きを云り今は府外板橋驛すら前に云る如し況や府内をや

今世江戸民屋の制或は二階家或は中二階と號て二階あれども低き家或は平屋と號て無三階の低き宅或は瓦葺或は柿葺等更に一定ならず 又茅葺禁止の古制前に云が如く特に漸く壯麗を專とするを以て市中茅葺更に無之といへども市端俗に云場末と訓すに至りては往々有之 江戸市街は路上に木戸自身番所番小屋髪結所井戸等有之民居の列高低ありて自ら一覽紛々たり京坂路上に出るもの木戸のみ加之民宅高低なり一望自ら整然たり 瓦葺は皆必らず「サシカワラ」也京坂に云勘路葺也土藏には稀に本葺あり 又板葺多し屋根板と號て長尺ばかり幅不同の杉の鹿扮板を重ねかけ木釘を以て打付る是をこけら葺と云京坂に云叩き屋根也平屋など特に柿葺多し是は

江戸近世火災屢々なる上に繁昌の街には貸店稀にて加之火後貸店は速に造らず待之の間休業し難く又居商は他に遷て衰ふ者故に火後自費を以て假居を造り後日改造を計れども成らず或は改造したきを知れども費不足等にて板屋根の平屋等を造りて居るも多し 又二階造の宅も庇上を塗籠す皆必ず格子を專とす中二階には無格子無窓にて土壁にするもあり天保末の府命に以後火災ありて後家宅を建る者皆必ず瓦を用ひ塗屋に造るべき官命ありて當時用之て諸所に瓦葺庇上を塗籠たるもありしが今は廢して新造の宅も是を用ひず 又從來塗家と號け或は大壁と稱へて屋外面全く塗籠て土藏制に似たるもあり巨戸に有之土藏造りよりは壁薄し 又土藏造り及び塗家に非るものを號て燒き家と云なり火災には必ず燒失す故也京坂には此名目無之 燒家の外面は壁表へ下見板と云を以て包之事圖の如し下見板素或は墨澁ぬりにす 燒家土藏ともに棟を大にする號て箱棟と云あり又箱棟に非るも京坂より大なり土藏店には箱棟多し 瓦棟の端に鬼板と云を用ふ京坂に云鬼瓦也江戸も百年前は鬼面を造れり今世は廢て名のみ鬼板

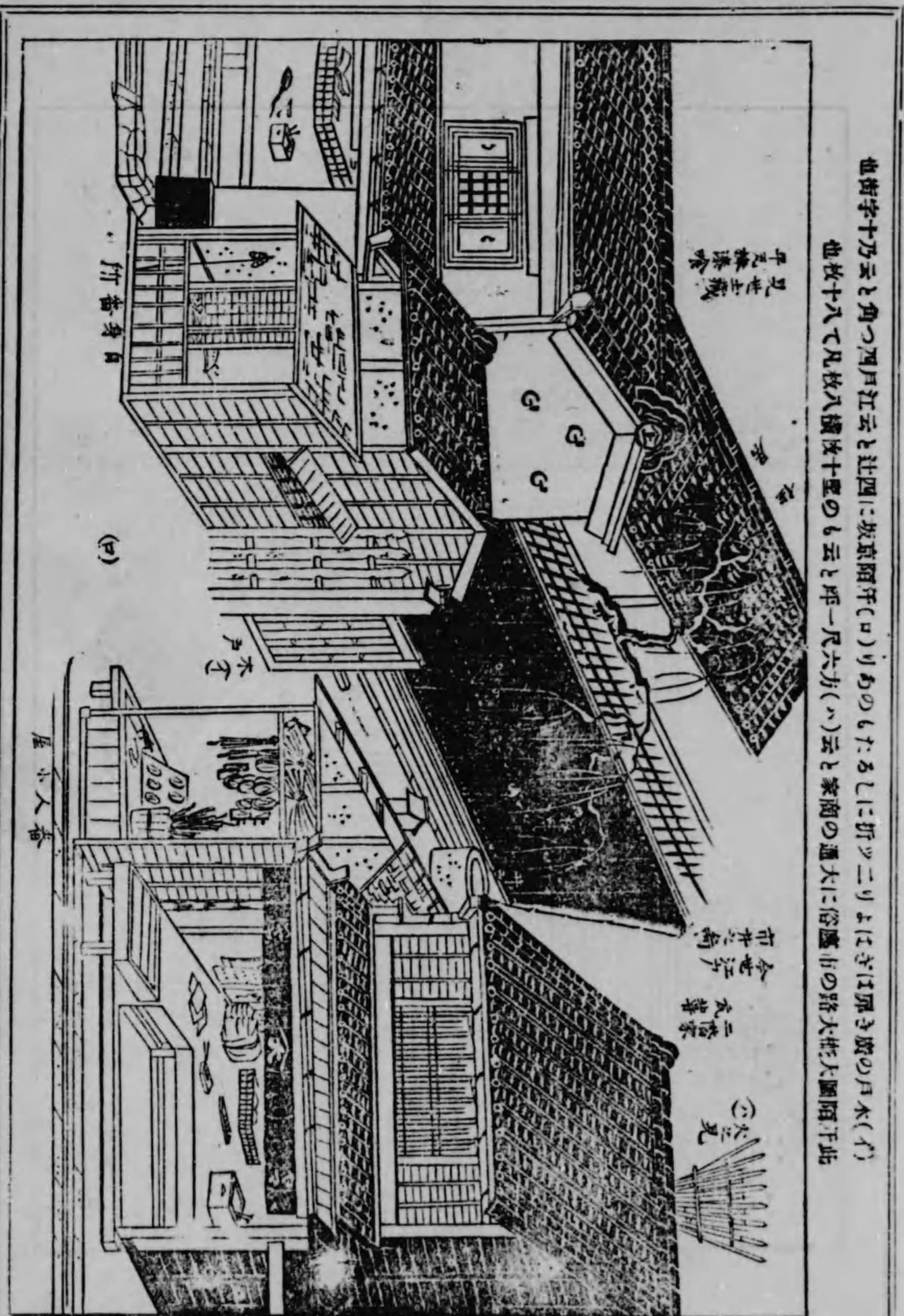
と云此所に定紋を畫く 又江戸の市店表庇上と庇下は三尺を出す庇下三尺前に出る也火災の時數人屋上に上りて倒さるの備へ也京坂は表柱も庇上下一にて直立也江戸にて是を大坂建と云て官禁とす然ども堅川末の民居此制列せり

右の如く庇下三尺前に出る故に犬走り無之の所多し庇下京坂は屋外也江戸は屋内也故に専ら孫庇を付る也孫庇は板庇也又生業により日光及雨露を除くに備へ孫庇の下に板庇を付るあり庇三重になる也孫々庇は路上に在る也 又物干と號て洗衣等を日に晒す臺三都とも専宅背の屋上に造之江戸其便によりて是を表庇上に造るあり京坂には無之 又近年表勝手と云制流布す從來無之に非れども近年多し宅表を厨に造る也

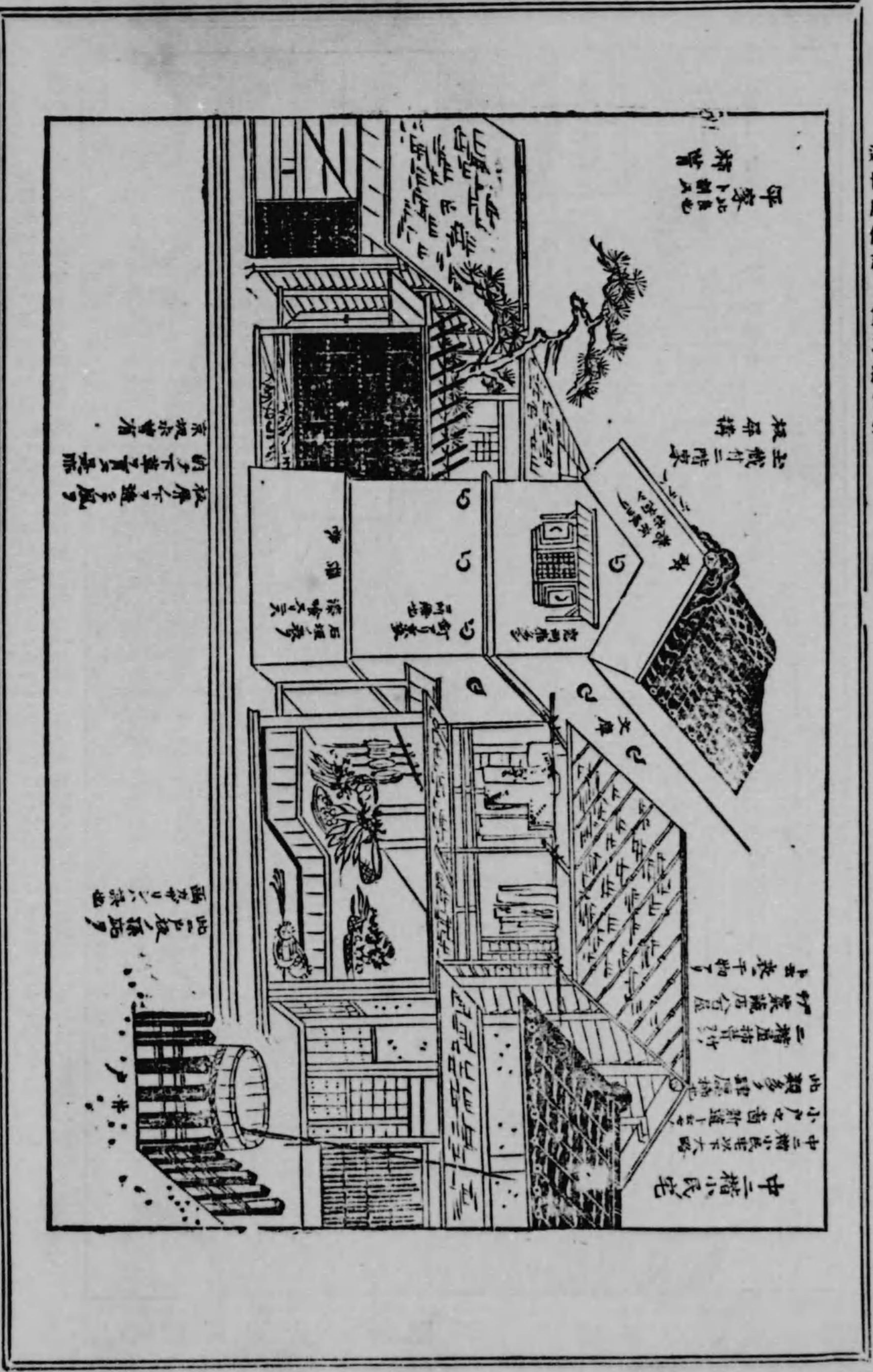
江戸土藏は瓦葺也本葺も往々有之又棒漆喰と號して本葺の如く平瓦を並べ壁の目に竿の如く漆喰をぬり製して丸瓦に代る也この棒しつゝひ京坂に所無也又さん瓦葺もあり多くは屋根漆喰と云て瓦の暇を塗る也屋端二條は皆必ず丸瓦を用ふる也屋端瓦の耳を漆喰ぬりにするを號けて「けらば」と云也家宅には

「たるき形」と云也此けらばの上鬼板の前に小丸を造り家の志留志等を畫く也棟は専ら箱棟也箱棟には鬼板を大にする也 窓は専ら雨扉也號て觀音開きと云也稀に片扉もあり戸前は京坂と異なること無之鉢窓甚廣し専ら尺餘あり又形も京坂と異也 石垣表は漆喰塗にする也號て腰巻と云也石よりは高くする也高きものは六尺餘あり石の高下には拘らざる也 雨押家宅に接す土藏は家居の屋形に應じて造之 皆必ず四面所々に折釘を設く屋を繋ぎ或は下見板を掛之或は修補等の時據之て足代を造る備也 見世藏と云て市廬を土藏制にする者同前也蓋戸前を背に開き表は全くを開き或は戸袋を残して其餘を開き見世とす火災の時土戸を以て塞之土戸幅各一尺五六寸或は二尺數個を並べ塞ぐ平日は戸囊に納め或は便ある所に置之 又庇上多くは觀音開の窓二三を開く也稀には左右戸囊を除き中間廣く木格子にするもあり二階を座敷などに用ふる土藏也火災の時庇下の店と同く土戸數個を並べ塞ぐ 見世土藏瓦庇あり瓦庇は庇裏をも土塗にする也又庇深きは庇端に柱を載る也此柱も土塗にす表に板を以て包之

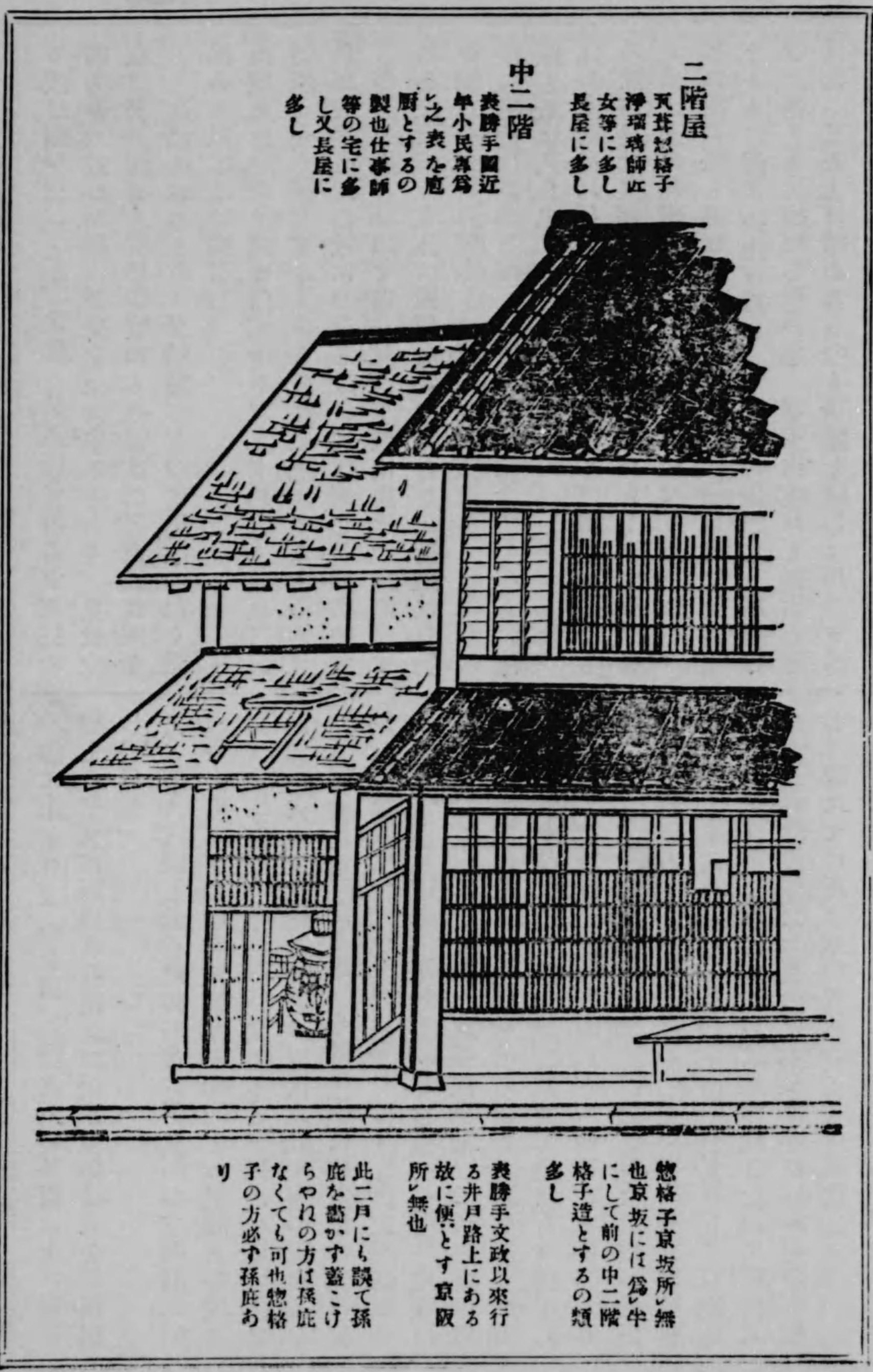
也哲字十乃云と角つ四戸江云と辻四に坂京附平(ロ)りあのもたるしに折ッ二リよはざは屏き廣の戸木(ナ) 也枚十八て凡枚八横枚十聖のも云と坪一尺六方(ハ)云と家商の通大に俗應市の路大世大團附干此



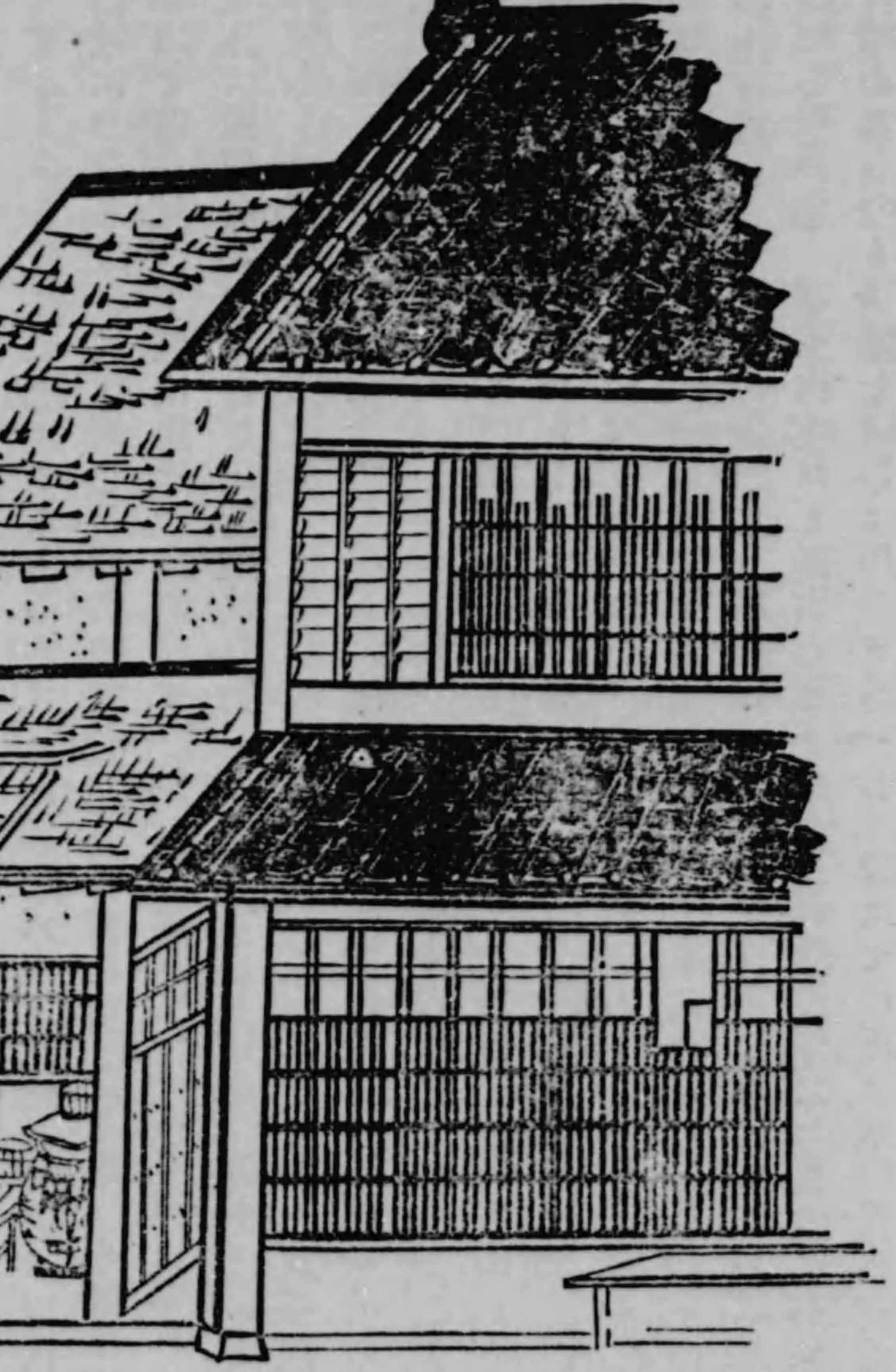
今世江戸有井之圖



四六



二階屋
 天井窓格子
 淨瑠璃師匠
 女等に多し
 長屋に多し



惣格子京坂所無也
 也京坂には爲の中
 にして前の中二階
 格子造とするの類
 多し

表勝手文政以來行
 る井戸路上にある
 故に便とす京阪
 所無也
 此二月にも誤て孫
 底を畫かず蓋こけ
 ちやれの方は孫底
 なくても可也惣格
 子の方必ず孫底あ
 り

り或は銅を以ても包之也 又瓦庇を造らず板庇の制もあり或は瓦庇に孫庇を板にするもあり 見世土藏は表外面必らず黒漆喰ぬり也或は二三面或は四面ともに黒にぬるもあり又精製のものには黒漆の如く光澤あり粗なるは光なし

荷藏文庫川岸土藏は白漆喰を専とす然ども或は二三面或は全く黒くするもあり或は鼠色にするもあり鼠色は淡黒也此白壁にせざる故は居に對し日光に映する等眼を射るを以て也 見世土藏は店を土藏制にする事上に云り文庫は家財雜物を納むを云荷藏は買物を納むを云川岸藏多くは荷藏也又文庫多くは家居に接し宅中に戸前を開く文庫今俗は「文庫グラ」と云庫藏ともに久良也

江戸市店夜戸を鎖すには後に圓する二階屋瓦葺のの及び見世藏等表口大戸其他とも戸を上下に分つ也大戸は上の葦横板下の潜り附戸堅板なり上下に分つ故に潜戸低し其他は惣て上下ともに横戸也 惣戸上下ともに堅に押上げ重ね止る也列戸無之 座敷等は三都ともに操出し堅戸也 格子内江戸も操出し堅戸也 又表上げ縁あるものも揚縁を鎖しに用ひず縁

の他に上下戸二枚を以て鎖之戸の外面上げ縁を刎上る也又前面の八百屋及び平家の類は表全く操出し堅戸也

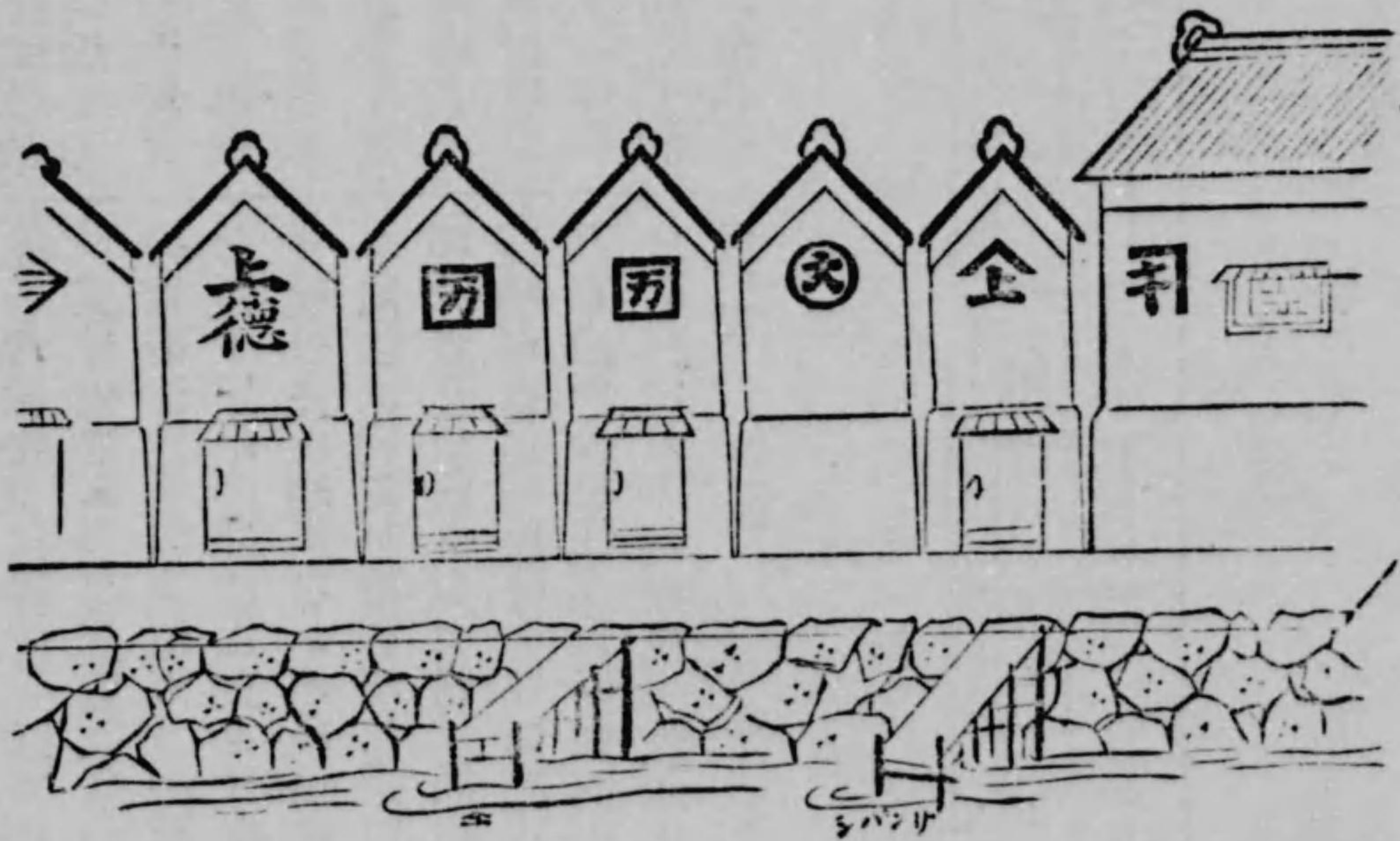
害 俗に穴藏と云ふ或書曰昔は害を用ひず明暦二年江戸本町二丁目の和泉屋九左衛門と云吳服買の宅に始て造之世人其火災に要あるを疑ふて未用之同三年火あり此害無恙けり世人始て害の理あるを語り諸戸に用之と也 今世京坂には富民金銀を蓄納む爲に設之故に巨戸に非れば不造之免舖は中小戸ともに造之 江戸も巨戸專造之或は宅裡に造之或は土藏裡に造之専金銀を納むの料也又中以下金錢の爲に造らず土藏を造らざる者害を造り火災の時諸物を是に納む是土藏は其費容易ならず害は易きを以て也或は土藏の費あれども地なきもの等も亦造之 京坂には定れる害工無之江戸には靈岸島川口町等數個あり其他諸所に有之京坂多くは切石を積て害とす江戸は椀材を以て造之を專とす京坂地水深き故に害に水出ず江戸は地水近きを以て害に入水あり毎時汲去之也故に木製に非れば水を防ぎ難し木製にては更に水の入らざるもの甚稀也

江戸川岸土藏圖

層根を並ぶもの多く平なるは稀なり又川岸土藏には専ら記と云假號を掲げり黒漆喰にて塗り上げる也

京坂土藏に記を描かず

川岸土藏は兩口の制多し表口は觀音開と裏白と二重戸に川岸口は裏白のみにて觀音開を付す

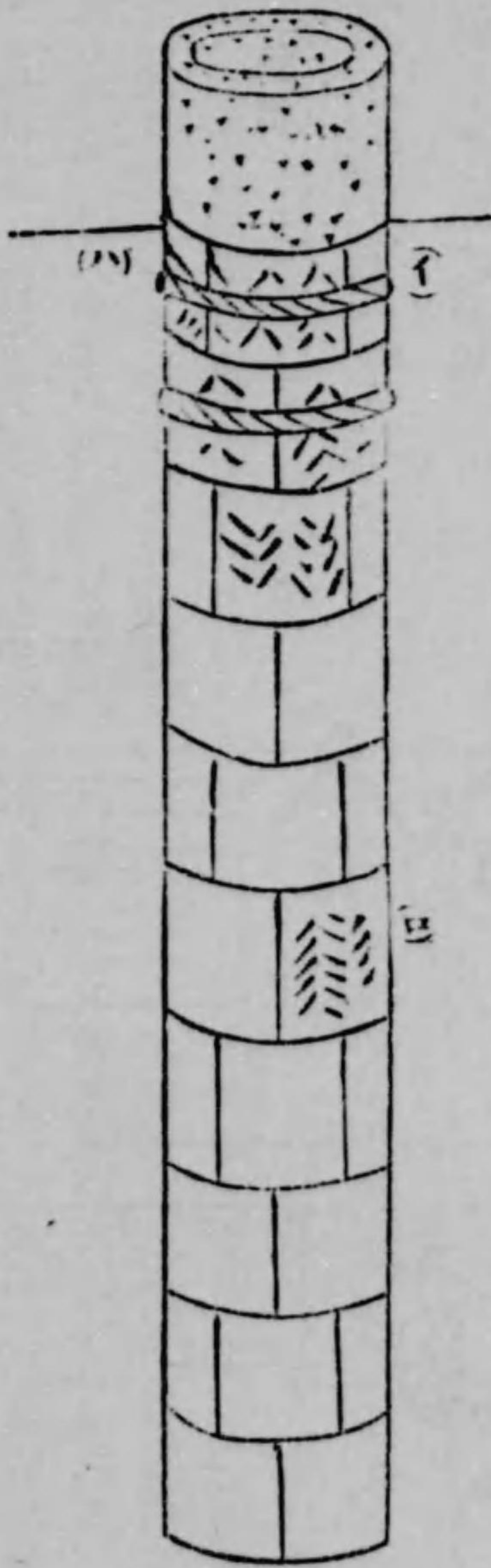


井 今世の俗は諸國ともに井戸と云 京都は水性清涼萬國に冠たり故に飲食の用皆必井水を用ひ然も河水亦萬邦に甲たり鴨河の水衆人の所稱也 大坂は井水鹽氣を帶ぶ俗に是をかなげと云鐵氣也貯井水鐵錆に似たる一物浮び飲食の用ならず故に必ず河水を汲運びて飲食の用となす 大坂の厨には必ず二瓶を並べ置く河井の水を別つ故也河井の瓶には蓋あり井水の瓶には無蓋也 瓶坂俗其形の大小を擇ばずつぼと云 井水は諸物を洗ひ淨む等の雜用とするのみ河水は毎朝専ら僮僕に命じ汲之て飲食の用とす然ども江戸の如く樋をふせず官合なきを以て船舟及種

々の汚穢なきに非ずと雖も坂人は馴れて特に厭はず又僮僕なきは雇錢を以て汲之しむ其夫を水屋と云擔樋江戸と粗相似たり一町大路四五六文遠近を以て價す川岸の地は△文也又掘抜と號して別制井あり普通の井は地水なるのみ地水は元來海島變じ陸となる國故に鹽氣を帶る理也掘ぬきは坤軸を貫き清水を呼ぶ者を云汲すして常に涌出す此井唯二井ありしに高津西坂筋松屋町に在之一所は文政に亡び今は長掘東涯の豪民住友氏の前河岸一所のみ存せり此水は食料に足り河水渴て飲水に困む時衆人の争ふて汲之

京坂井

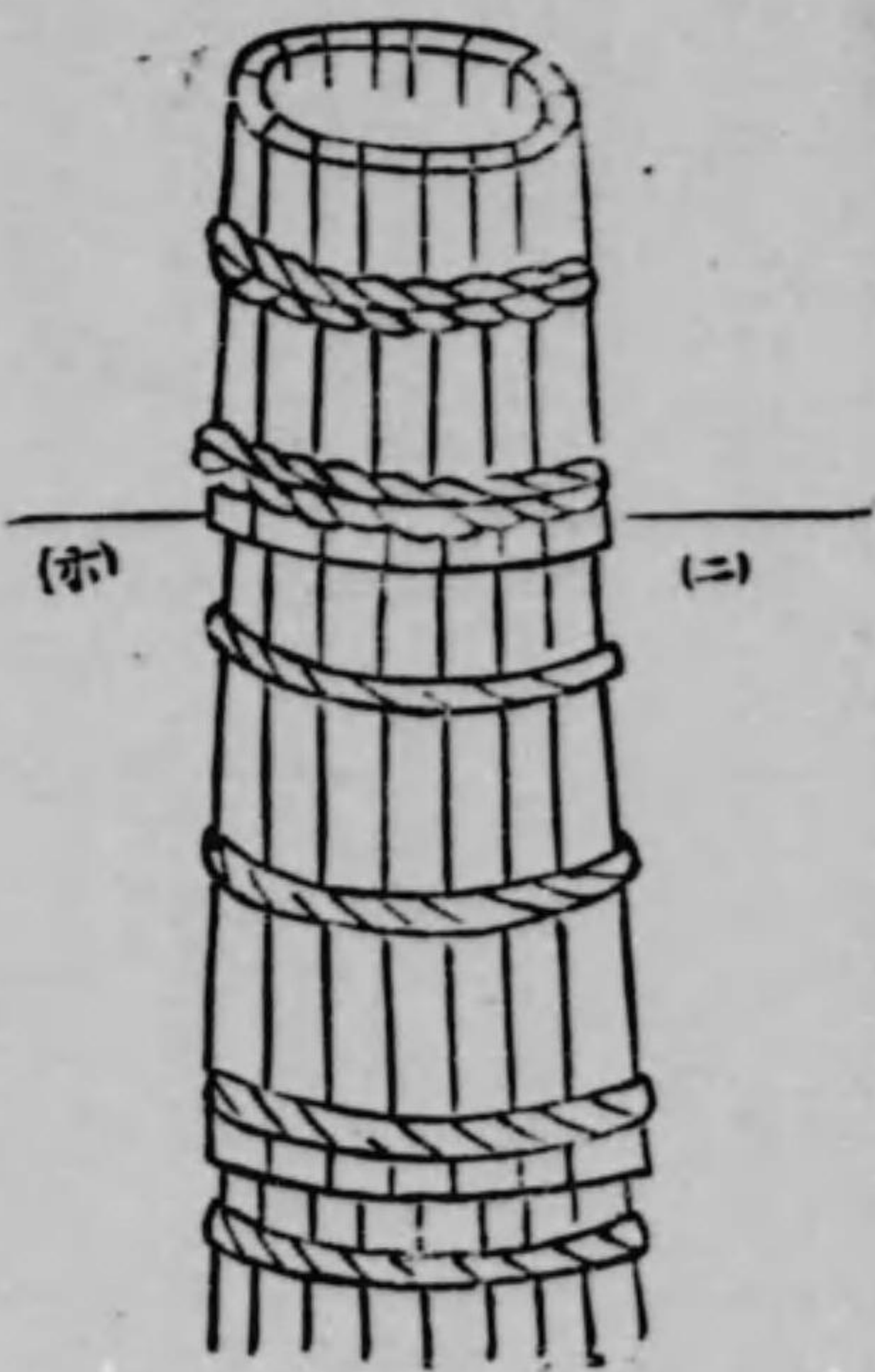
地上に出る井筒
俗に井戸側と云
豐島石の全石を
穿ち貫きて製す



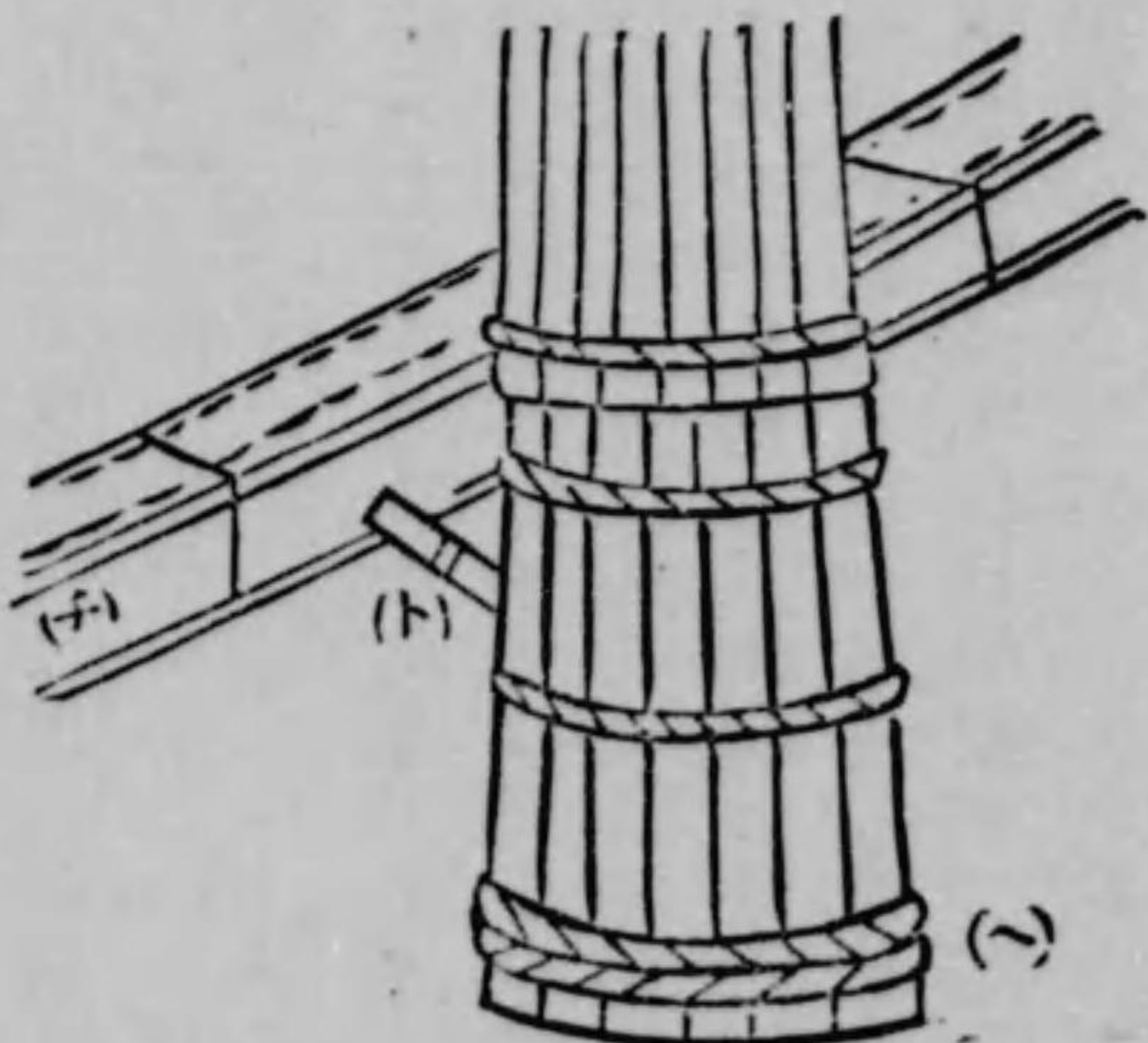
(イ)瓦の表に竹輪をかくる也
(ロ)瓦表に此のこくとく刻目を入る
(ハ)此以下土中也厚一寸餘の瓦を以てたゞみ積む瓦大さ大略方一尺

江戸井

地上に出る井筒
を化粧側と云



(三)上より次第に差納る也地水を洩さす
(ホ)以下土中にある上より一番側二番側と云淺深によつて數無定井側材ひば赤みを上とす



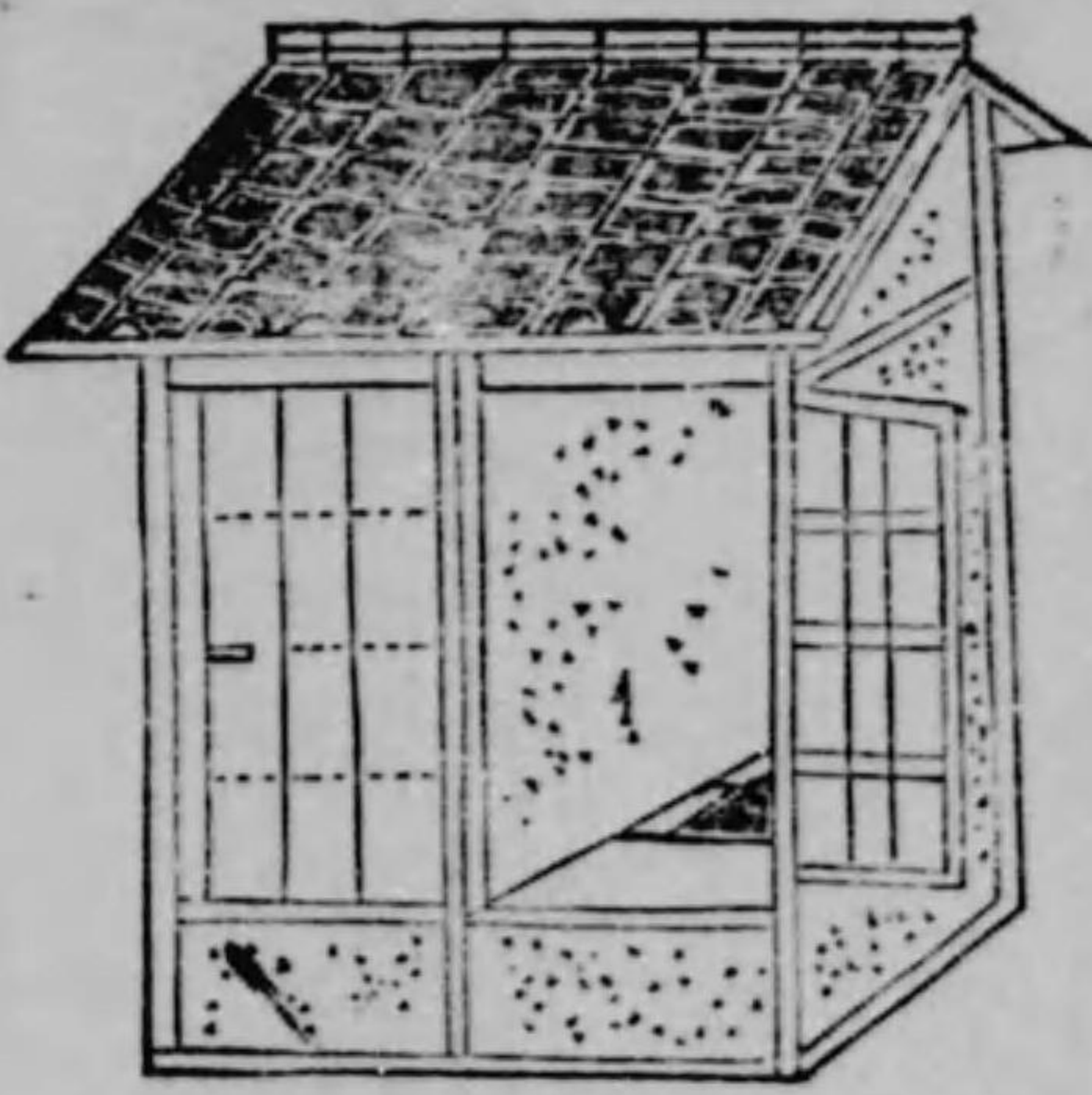
(ニ)是下を根側と云根側に底あり
(ト)呼繩と云竹筒也
(チ)水道の樋

江戸も亦た海變じて陸となる地多きを以て井水鹽氣ありて市民患之とし遠所に求之も△みて上水を製す事上卷に詳か也 又江戸も掘抜井あり是は玉川及井の頭の水に非ず地軸を貫きて清水を涌出せしむるもの也其製尋常の井の如く桶側を重ね根側と云最下の側底に一穴を穿ち是に節を貫たる竿竹筒を立て地中若干尋に及び清水を呼ぶ也 右のはりぬきを製す始て鐵竿長△丈なるを以て穿レ

地或は一竿或は二三竿にして岩を貫くと稱し地中一圓の岩を突貫て後に鐵竿を抜き去るに清水是に騰揚して忽ち涌出す其鐵竿の穴へ竹筒を下し其上に井側を製す也亦飲食の料に足り諸所に在之て大坂より甚多し 又中水の井と云あり掘抜に非ず上水に非ず前に云地中岩以上の水を汲むもの也雜水に用ひ夏月鮮魚等を冷すに良し之とし魚店には専ら此井あり是は根側無底也他同前

塵塚談云掘抜井戸昔は費金二百兩許なる故に大買のみ造り之り江戸稀に在之而已二三十年來大坂より井夫來り「あおり」と云妙器を以て穿之雇錢井戸側ともに三兩二分にて成る或は二十餘兩のものもあり云々塵塚談の畧文也
廁 俗に雪隠と云京坂俗は常に訛て「せんち」と云もあり婦女は「こうか」或は手水場と云也男も人前等にはてうすばと云也

京坂物雪隠圖



江戸にては男女ともに常に「こうか」と云也又てうすばとも云「せついん」と云は稀也

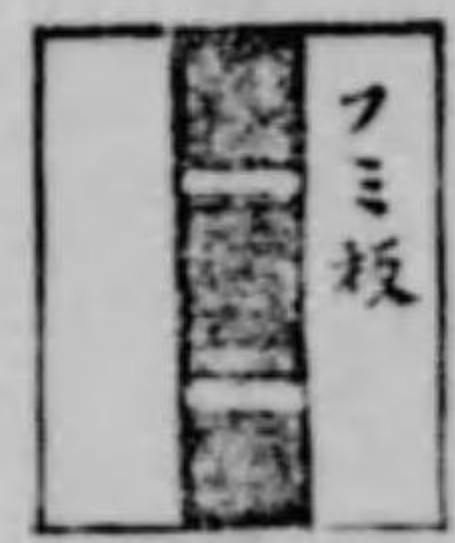
四方を板にす惣廁には左右に板を架すのみ尿を取るに前方の板を下りて汲之 自にある廁は床下の外面に口を設て圍之て尿を汲ひ也三都とも専ら此制也

時之鐘 京師に千本通に在之 大坂は上町郷石町に在之一所也此鐘は將軍家光公上洛の序下坂あり其時賜之所と云傳ふ 江戸は本石町に一所是亦家光公の時に始る以前は朝夕六つに太鼓を打つ是より鐘にて晝夜十二時を撞く始西丸の鐘を貸玉ひ新鐘成て後返之其後も鐘撞損の時は西丸より貸玉ふ兩三回あり其後無之

鐘樓 始は鐘役源七宅中に在り中古方甘間の墨地に造之て元祿十三年より俗に土藏造と云鐘樓を塗籠製にす其後亦正徳五年にこけら葺とす 寛永中新道を造て以後間口十二間餘裏行十九間半を鐘樓の地とす 鐘役の費として一地面表間口永錢一文を募る永錢廢して後小錢四文を募る其坊數凡四百十町也募錢四文は一ヶ月也一年四十八文也 本所一所萬治中本所開發以後横川通中の橋邊にあり天和中に耕地に復すにより中絶し元祿元年本所再士民の居となるに

長屋と號て一字數戸の小民の借屋には毎戸に廁を造らす一二戸を造て數戸の兼用とする也是を京坂にては物雪隠と云ふ江戸にては惣こうかと云

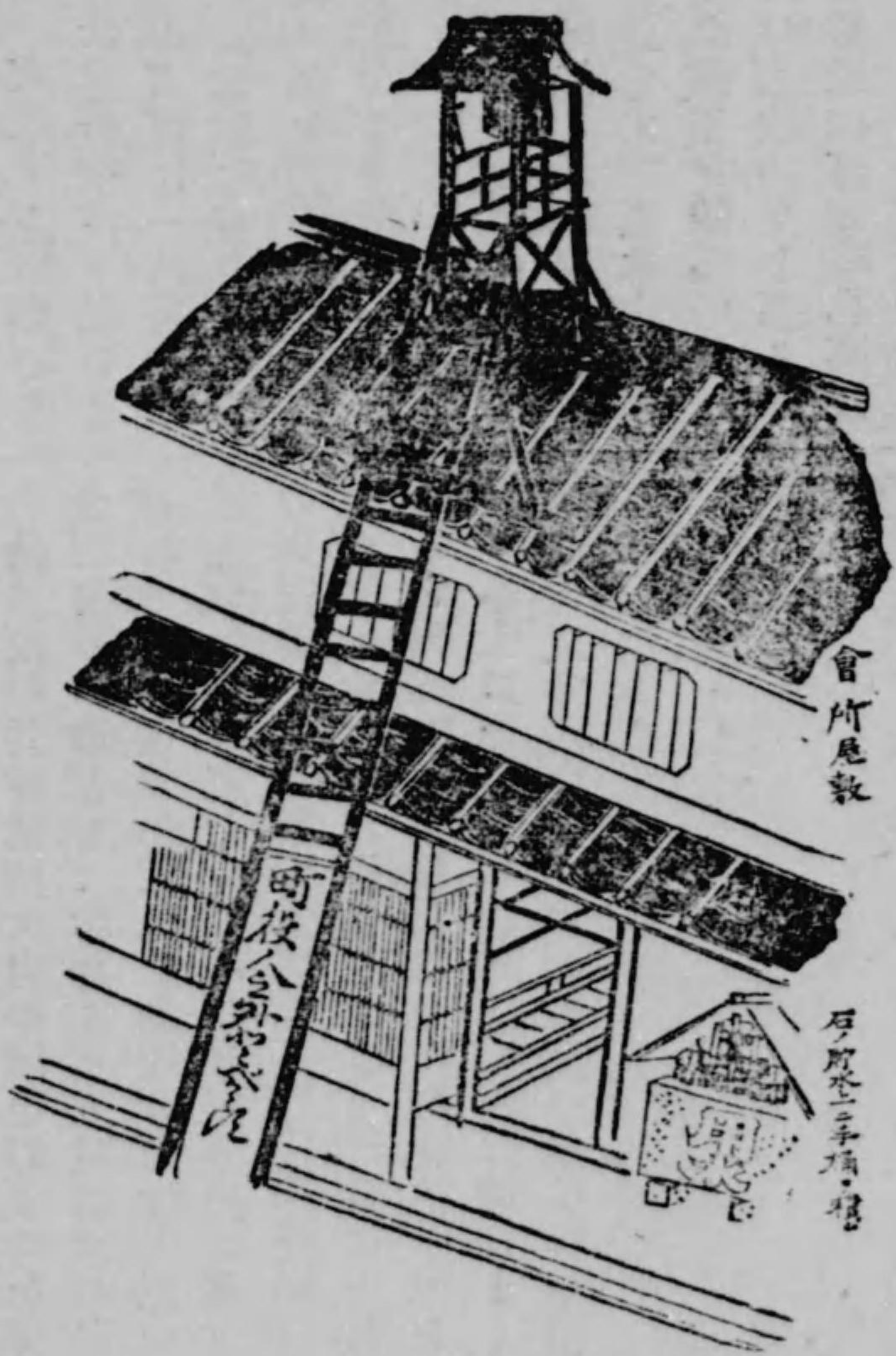
江戸のから圖



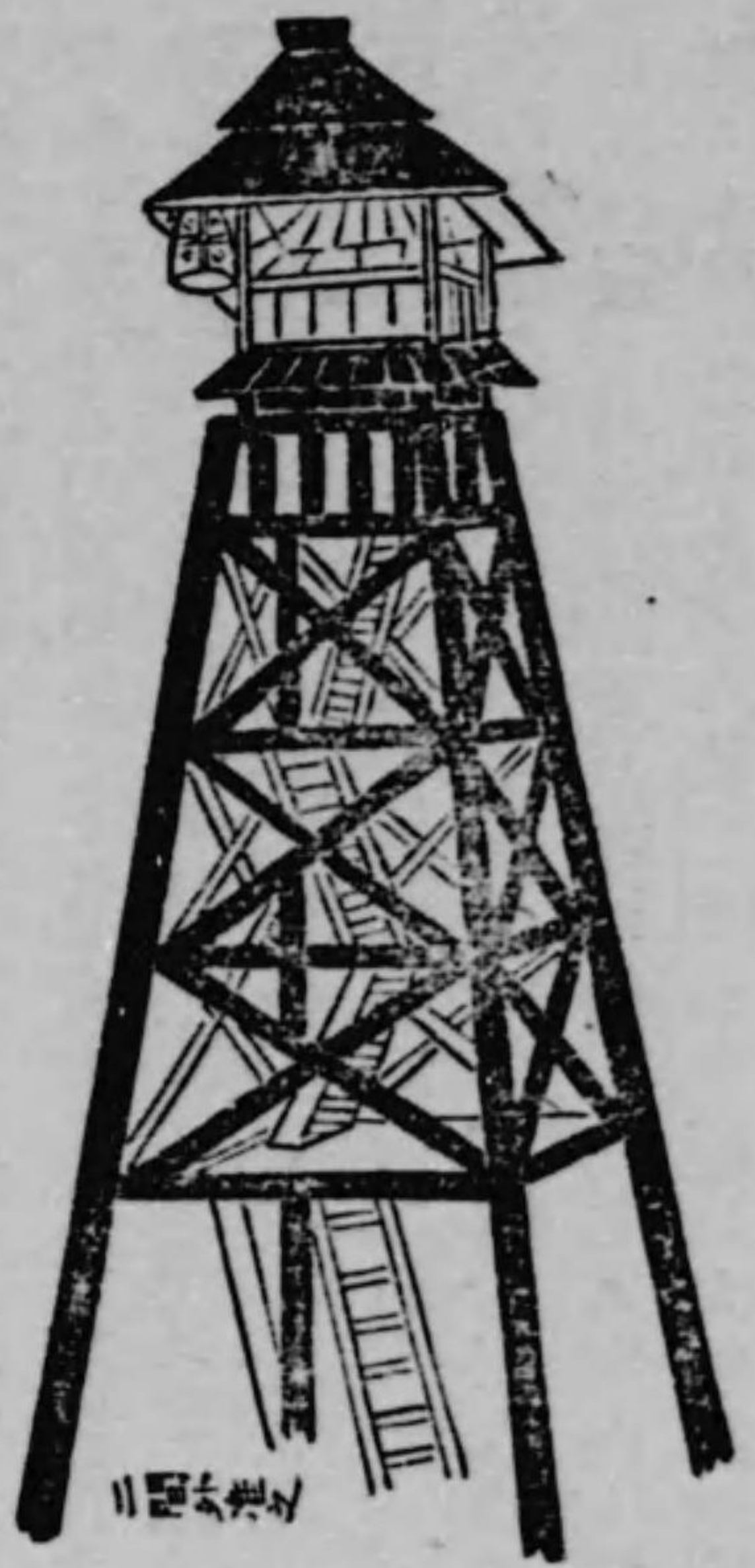
京坂惣雪隠いは皆勘略ぶき周り及び二戸なるは半の隔ともに壁を用ひ床ありて戸も全くに長し 江戸の惣こうかはさん瓦ぶき或はこけらぶき周り羽目板壁無床にて戸も半戸也 戸にひじつはと云鐵具を用ひず細き一材を載せて是を巡らし戸を之に打つ圖の如し 又圖の如き一字二戸の廁を二疋立と云 一字一戸を一疋立と云 三都ともに毎戸にあるものは周を壁にし前に窓などを穿ちひばまとな付て中央を穿り

り鐘樓亦再造す費錢を募るに西は淺草川北は牛島東は龜戸天神社邊の川南は深川に至るを限とし武家は祿に應じ社寺民家は表間口一間年收三錢を募る 此鐘樓地間口八間裡行二十間也當地名今は入江町と云 此二所の外は諸所大寺の鐘を以て時を告ぐ 大坂毎町四季ともに初更より五更朝六つ迄毎時太鼓を打て時を報す夜五つを初夜と云初夜五つ亥刻四つ子九つ牛八つ寅七つ卯六つを打ち晝は打す町内下役の者夜番を兼ね勤之毎時半には鐵棒或は竹割を引く太鼓も首にかけ巡り打つ也 江戸は十月より三月晦日迄毎夜五つ以後明六つ迄毎時拍子木を打て巡り報す番太郎の役とす數同前 四月朔日より九月晦の間は夜五つ四つを報すのみ九つ後は拆を拍す

大坂火見櫓之圖 必ず圖の如く屋上に建専ら會所の屋上を用ふ内に半鐘を釣る大坂の半鐘は拍之に急寛を以て火場の遠近を報ず京坂の俗は櫓と云ず常に半鐘を名とす譬へば此下の某を指して云ふ時は半鐘の下の某と云也 江戸の俗は常にひのみやぐらと云其下を指てやぐらしたと云然るに深川永代寺門前町に一所あり其所に天保以前娼家あり地名を樓下と云火見櫓ある故に俗に稱之而其半鐘を云には樓上と云ず樓下の半鐘と云可笑の一事也

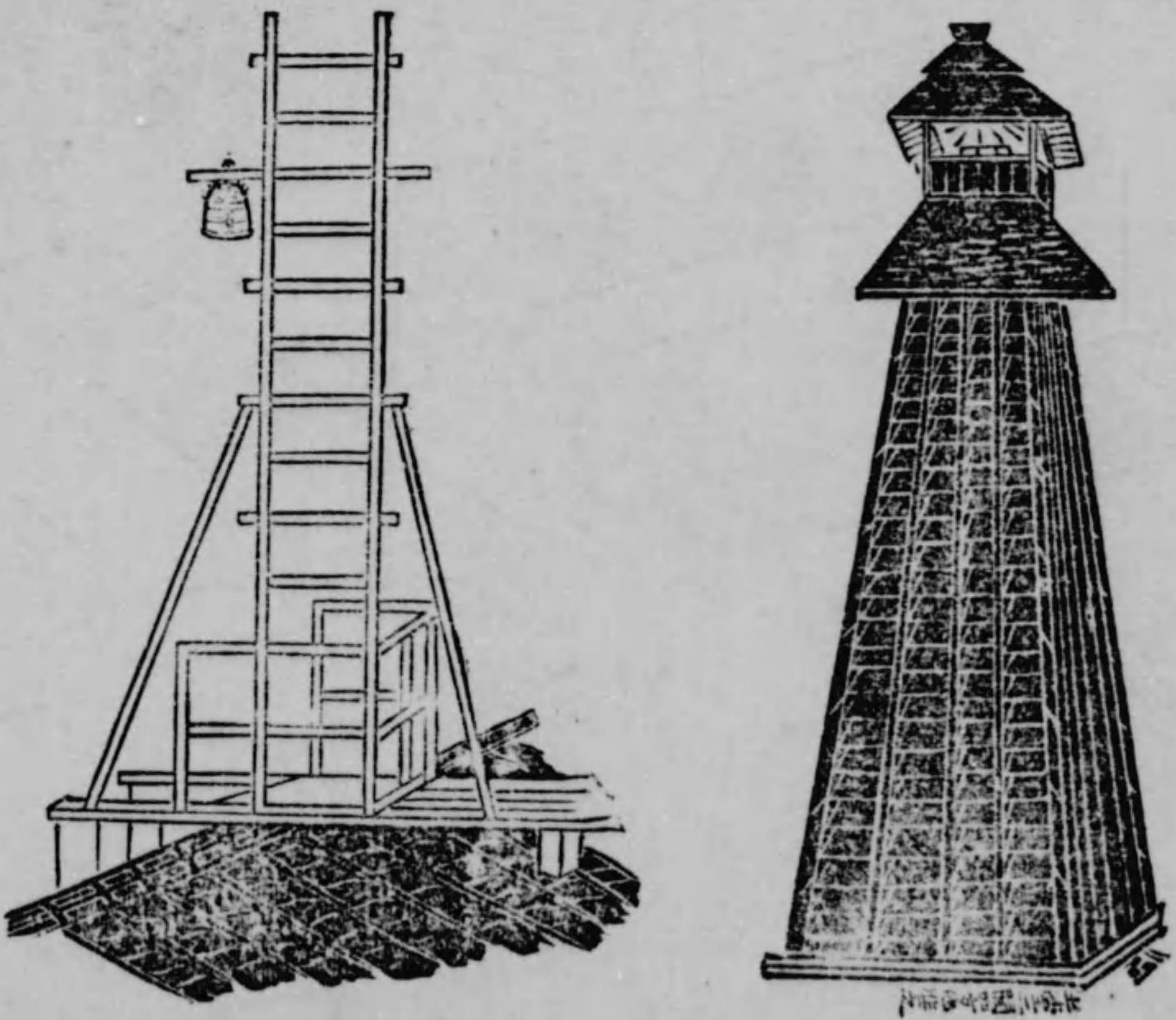


江戸火見櫓圖大畧十町に一所壘地に建て建費其隣に課す半鐘柱外の隅に釣る



右の圖の如きあり表四面ともに下の圖の如く下見板にて包むもあり坊間並用ゆ武邸の火見櫓は必ず包之

此の如き火見櫓を不_レ作所にては毎町の自身番小屋の屋根上に下圖の如く作るものあり江戸の半鐘も急寛を以て遠近を分つ事京坂に同と雖ども又時に密制あり 遠所の火事には一打して又間ありて又一打し寛く一つ々つ打之也既大火の兆あり



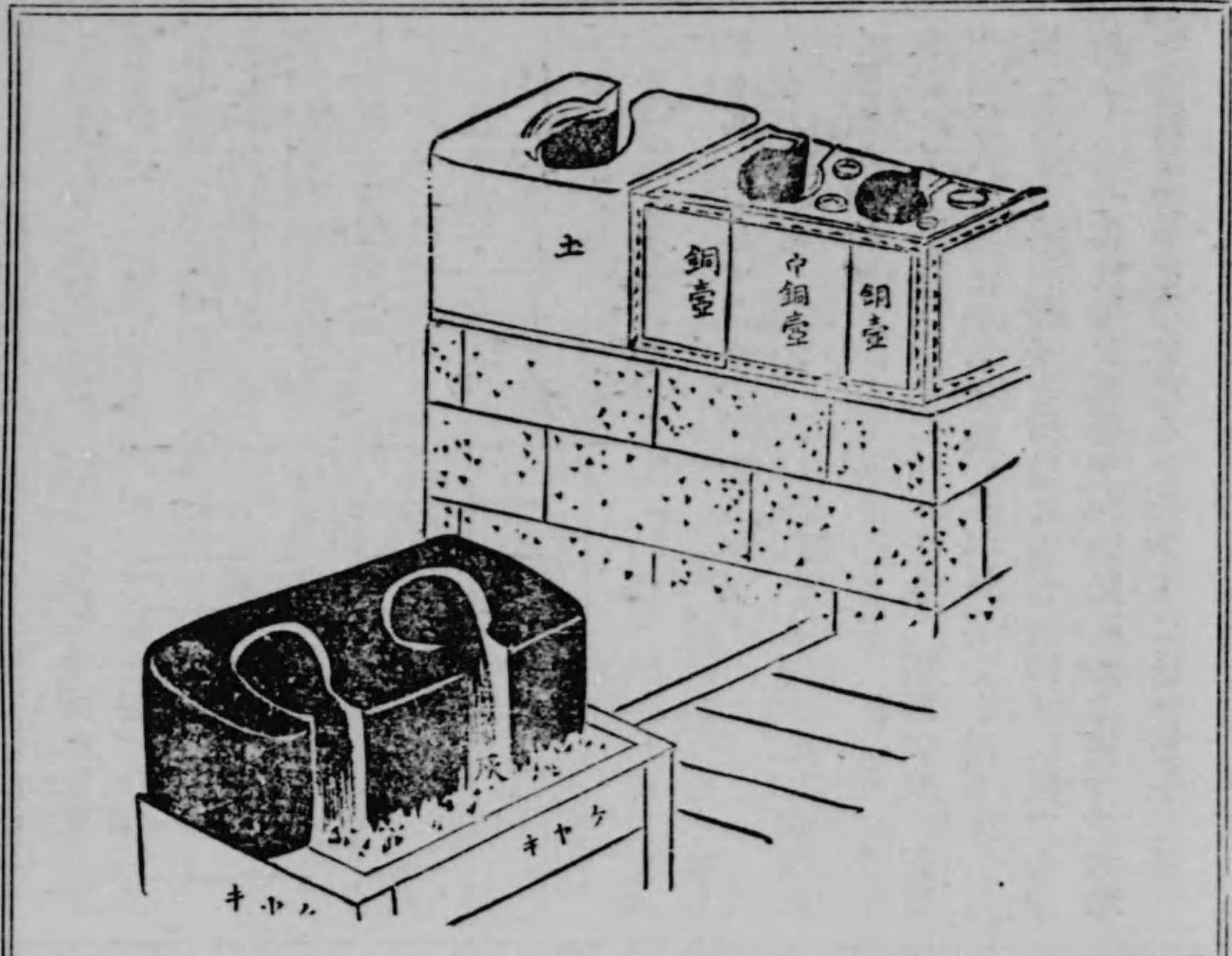
りて火消人夫を出すべきには二打づ、打之て人夫を促すの詩とす又近火には一打づ、極めて急繁に打之町内及隣町の火には撞木にて打ちて摩る

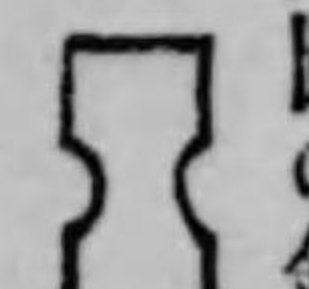
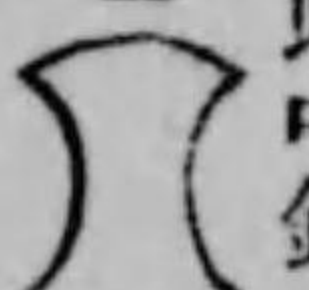
京坂竈之圖

竈を俗に「へつゝ」と云又訛て「へつゝい」と云也圖の如きを「三つべつゝい」と云竈口三つある故也家内人数三五口の家大畧用之多人数の家には竈口五口七口九口等あり五つべつゝい七つべつゝいと云也 竈土色黄也黒ぬり無之又銅竈を用ひず又京坂の竈は場を前に床を背にす江戸反之又圖の如く鐵漿壺の座あることを必ずとせず不製之者亦多有之 又竈口の前及び竈底等平瓦を敷く竈口の周りも亦瓦を用ふ又竈臺多くは杉材なり

江戸竈圖 俗にへつゝいと云竈を銅壺と云

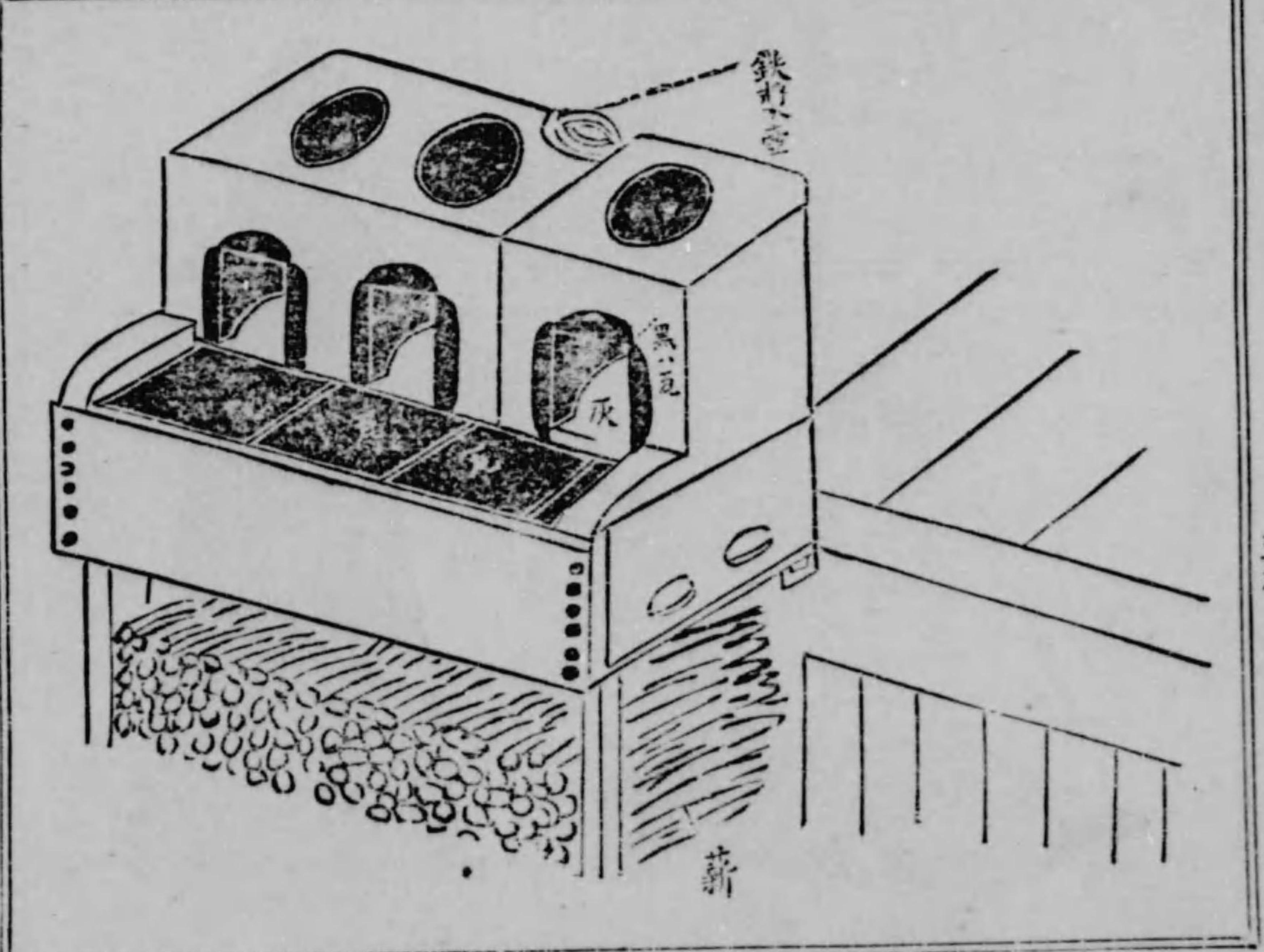
江戸の竈は必ず場を背に床を前にす人数二三人の者専ら二つ竈と云火口二所左圖の如し六七人家内人数の家にも用之あり多人数と雖ども竈口大略三つ竈也 二十人許以下用之三四十人にも用之もあり京坂の如く七九口等の竈ある者巨戸と雖ども太だ稀とす左圖の如く石臺竈あり多くは楓臺なり又極小戸

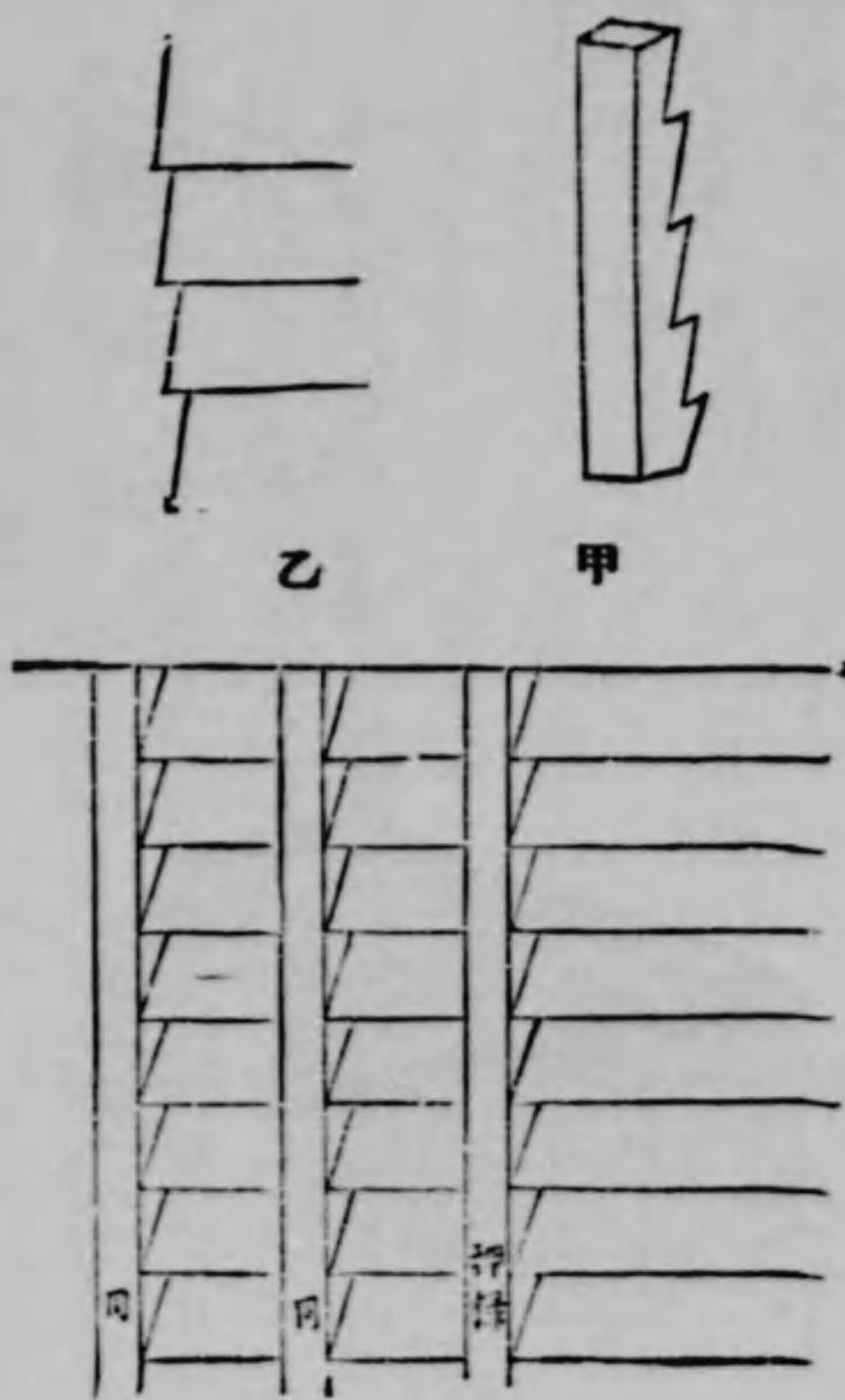


は上圖の如く全く土製竈を用ひ多くは銅壺を土竈に交へ製す上圖の者は大釜の所土竈一口其他銅壺二口あり此圖の銅壺三個を合て二口を備ふ此中銅壺を分銅と云  半細分銅形に似たる故也  分銅也似之故也此中銅分のみを銅壺にして左右土竈の者もあり 銅壺には水一盃に盛る竈を焚く火氣にて壺中の水も湯となる嗽水及び諸具及び衣服洗濯等に用之此湯也鍋釜を掛くる口の四隅に小口を設け柄杓を以て壺中の湯を汲むに備ふ又土竈を交へず全銅壺の者あり是を惣銅壺と云江戸竈口多からざるは地價高く民居自ら廣からず故に竈を減じて諸羹等は七りんと云石竈を用ふ

下見板 したみいたと訓す葎板とも書く歟然れども葎にては當らず今の下見は昔は壁のおゝひと云歟 山崎宗鑑が大風に壁の覆を吹取れし時人の許へ俵を乞に遣すとして讀る歌あり

さゝらこ 源語等に切懸と云物歟おしふちをさゝらの如く甲圖の形にきりかくる也下見もさゝらこも下より上へ板をかさねかけて乙圖の如くに打て押ふち

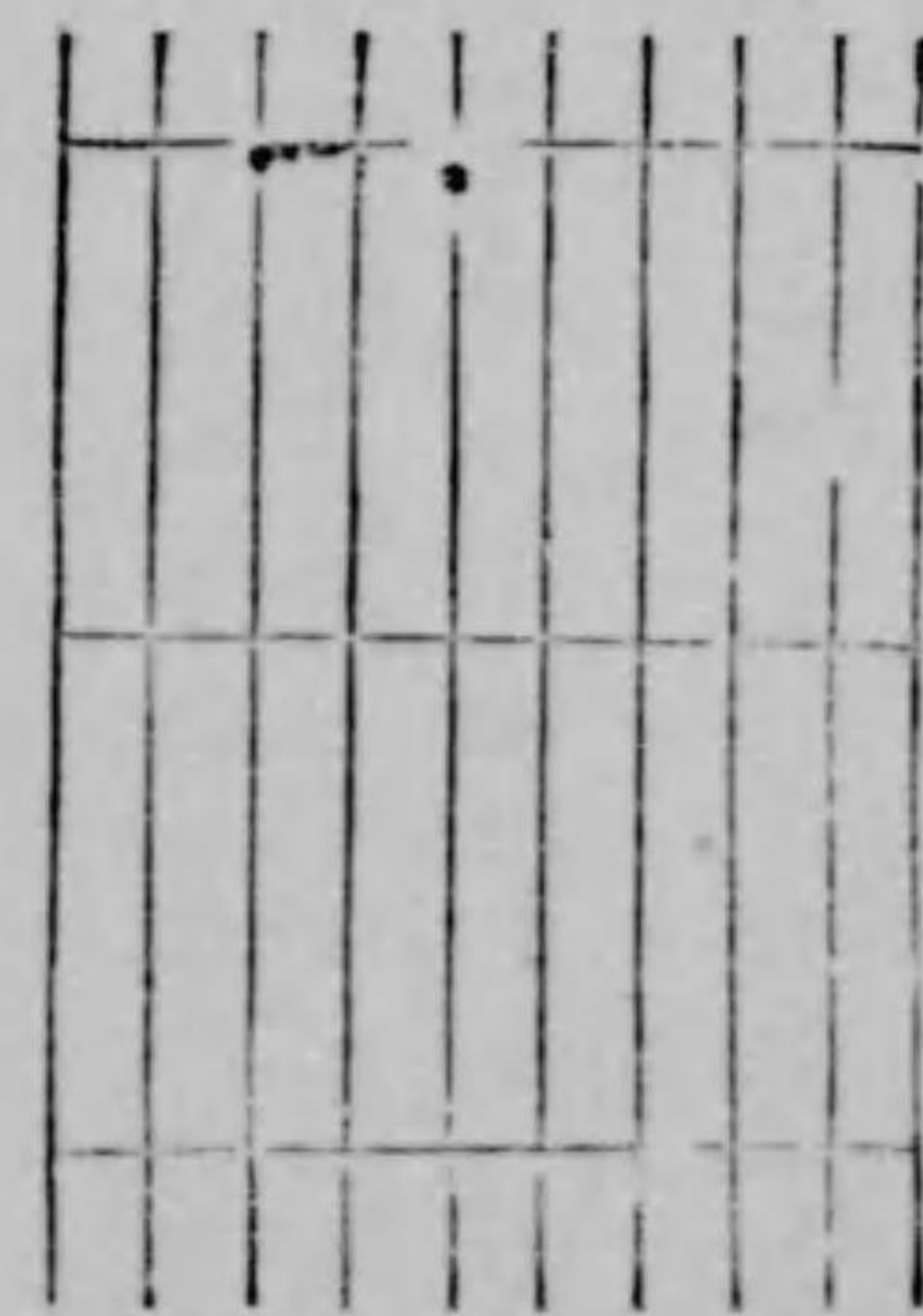
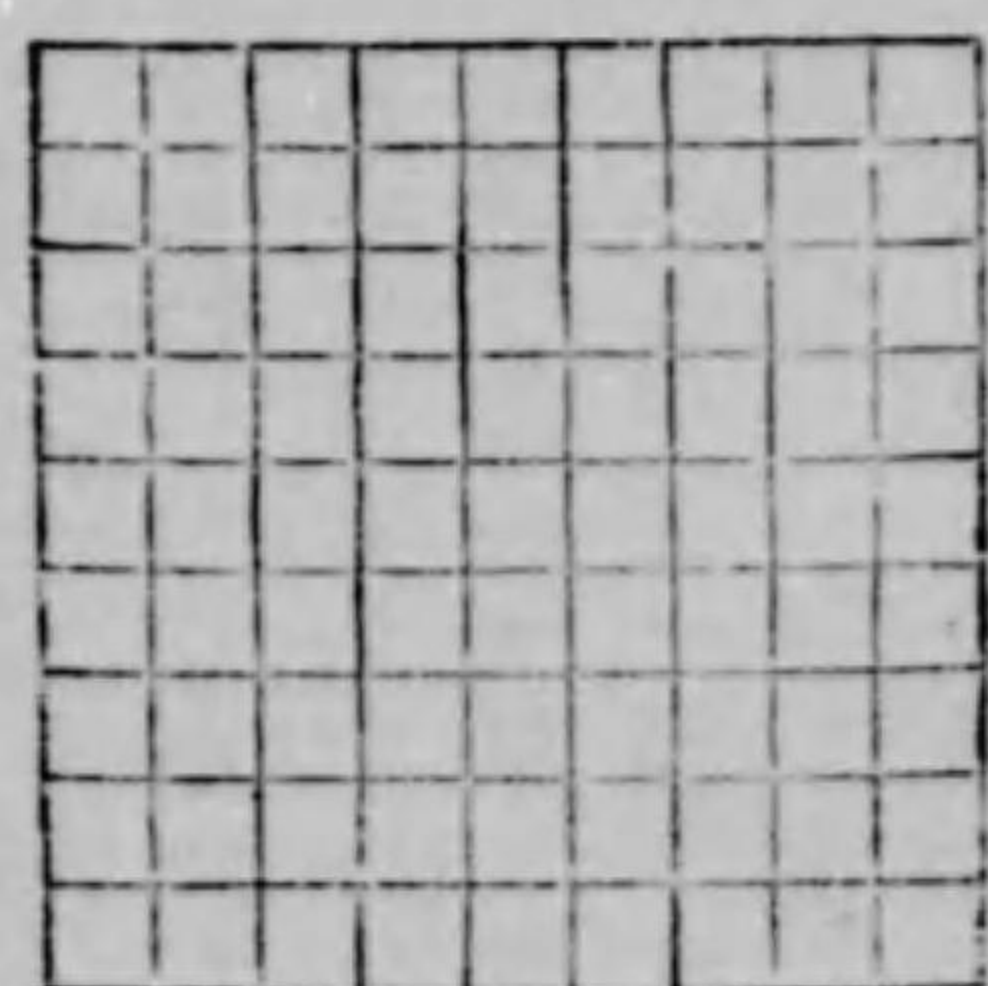




をも其に准してきりかけたるを云
下見は圖の如く板はかさね掛れども押ぶちに切目な
く唯板を細く割て押之而已
矢來 古の矢ふせきにてもがり也 朝鮮矢來 寶曆
中朝鮮人來聘に始めて製之故に名くと云へり
格子連子の事 格子と云は豎横とも同寸に組たるを
格子と云今俗は是を狐格子と云又豎多く横少く大略
豎寸横尺に子を用ひたるを云今俗は是を格子と云

格子今云狐格子

連子今云格子



京格子と云は連子の豎子特に細かく多きを云歟又豎
子に貫を通さず貫に豎子を釘打にしたるを云歟 江
市屋格子は連子の豎子繁く透間細きを云江市屋は江
戸市民の名 嬉遊笑覽云江市屋は江戸の町人也今も
子孫あり云々守貞曰今嘉永中に至り子孫の有無を知
らず問屋格子は豎子大略二寸四五分角材を以てし貫
准之豎子の間も豎子と同寸にす是亦連子の太き也
大買專用之蓋買物に因て必とせず 丸太格子杉丸
太皮はたのまゝを二つ割にして豎子に用ふ皮膚を
表とする也太さ及び其製問屋格子に似て夢想と云て
豎子の幅に板を格子としこれを裡とし晝は丸太に重
之を開き夜は豎子の間を塞く此格子は酒醬の買及

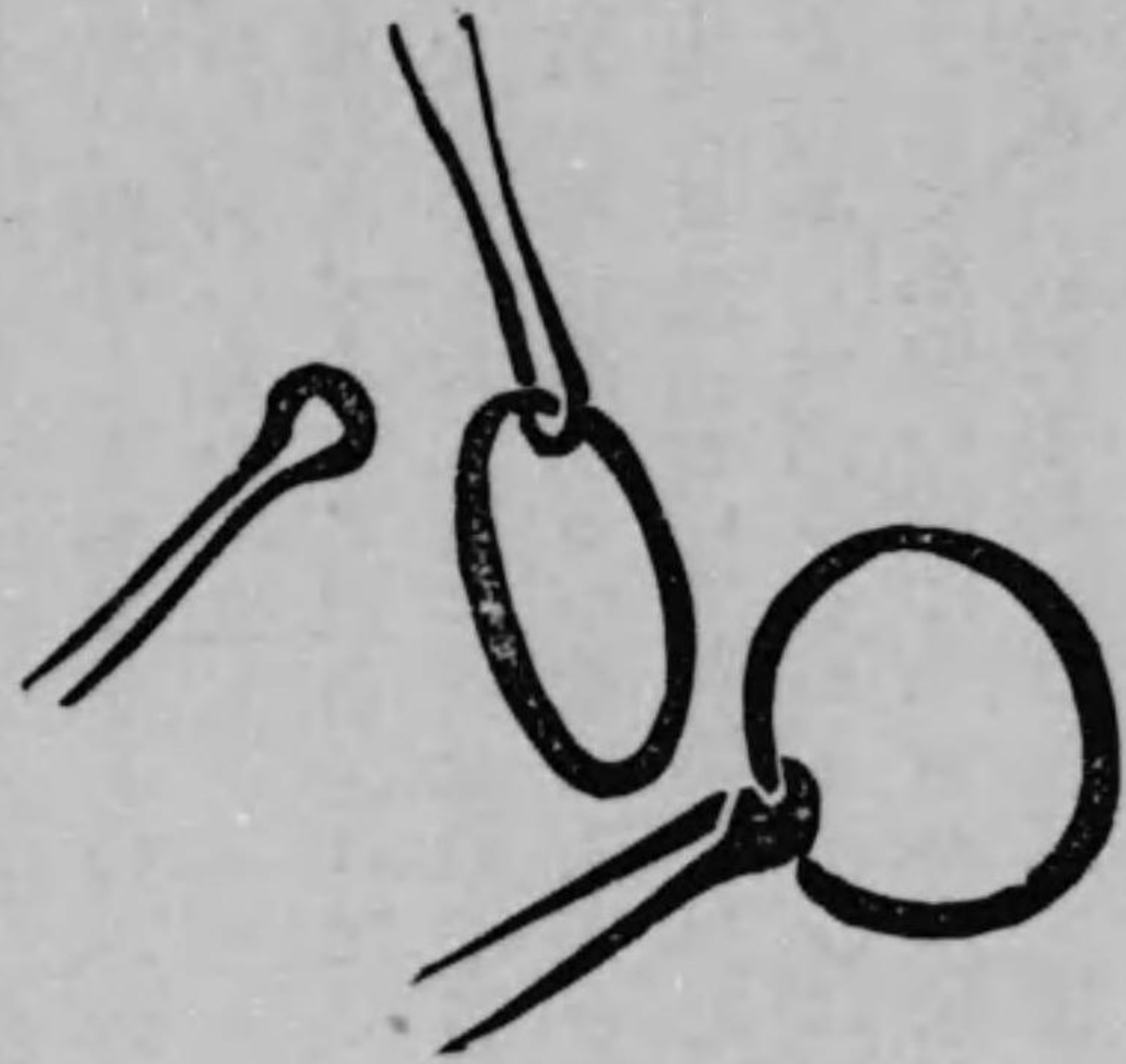
び鍛冶の家専用之

建具 たて今俗戸障子唐紙襖等の物名とす京坂の
間法京間と云て六尺五寸故に疊建具凡長六尺二寸幅
三尺一寸江戸は田舎間と名け一步六尺の私製有故に
民居等用之疊建具長五尺七寸幅二尺八寸五分又前
に云如く天正中迄は凡て民家無雨戸云々雨戸は家
周外面の戸を云因云上總より粗製の杉戸を出す大略
一枚價六百文普通雨戸等用之
障子 今世障子と云は専ら美濃を以て張之也昔は
これを明り障子と云也障子とのみ云は今京坂に云ふ
すま江戸に云からかみ也
唐紙 京坂にてふすま襖也江戸にてからかみと云古
はこれを障子と云大内に賢聖障子俗にふすま也ふす
ま衾也衾の形に似たるが故にふすま障子と云が本也
又唐紙と云は紙面有紋他紙と異なるの名なり 凡
物の異を唐某と云例多しからかみは唐紙障子の下略
也唐紙と云て來舶の物に非ず今來舶の物をたうしと
云唐渡音近き故に來舶には渡紙と書く也
壁下地に用ふ忍竹を江戸今俗はなひたけと云京坂に
てはめだけと云女竹也嬉遊に云義理物語に雨も小や

みて壁下地のしのべ竹に白玉の露そふとはこまひ竹
を云也犬子集政直が句に「さへつらは鳥差棹もしの
べ竹」又雍州府志竹條に一種其莖細長而其葉片大也
是稱女竹又謂忍竹建是比並而爲垣又半破之
縦横結束之爲墻壁之骨云々守貞云なひ竹は弱竹
なよたけの詛歟
嬉遊笑覽云「しんさし」は後指也「かけがね」は「さ
すがね」とも共に源語に見ゆ若菜上みさうしのしり
はかためしければ孟津抄に「しりざし」をしたる也
又夕霧巻こなたよりこそ「さすがね」などもあれど云
々椎本にこなたに通ふさうじの端の方にかけてがねし
たる所に穴のすこし明たる云々又今稱ふる如く「か
さがね」とも云たるは景清双紙しつちやうつめがね
八さうかさがね註云「しつちやうは」七挺なるべし八
さう八相にやかなものに八相と云は脱文
樞付たる戸を猿戸と云は寛永發句帳に「押明て今朝
くる年のさる戸かな」寛永九年歲旦也くるをさる
と云は何の由にかあらん猿は人の手の如く手のきく
もの故これを猿手にたとへしにや太刀の金物に猿手
と云ものは手長猿の手を組合せたる形に似たる故左
は呼也後には其名につきて全く猿臂に作るは非也樞

も此物金物の形より猿の名ある歟

今所用掛鐵



此二本足を月に打込て背に餘り出たるを左右に開き止める也臂つば

も同之又かけがねに圓形を楕圓とあり

臂つば大小不同と雖ども凡經八分ばかりを小とする也



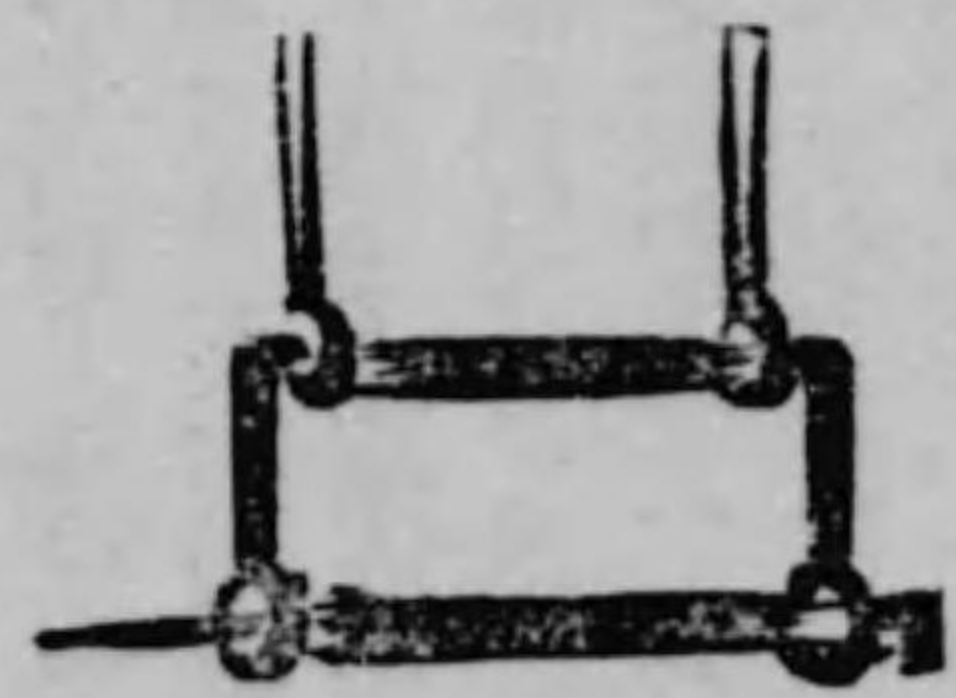
此形を掛釘と云ふ

樞、京坂市民
表口の戸には
下圖の如くに
樞長短二つを
作れり之は夜
中人來れば先づ其名を問ひ而して後先長樞を上げ潜
を僅に明け其面を見て可然人なれば次に短樞を上
て裡に通す也是盜難多き故也江戸は盜難少なき故に



樞京坂に
てくるこ
河月の俗
さるこ云

此ことなし一樞をも設くる事稀也
南蠻樞 京坂の名江戸にて是も猿と云鐵製也嬉遊に
云猿は是類歟



此所從來の製は兩端細く中央太きのみ
近年の製は上圖の如く羽を付たり羽
を締て尻へかへさざれば明す此四五
十年前迄京坂も羽有を見ず 普通大

さ堅一寸餘横二寸五分ばかり也 京坂にては家宅を
造り土藏を造る始め先地の突堅る也江戸にては土藏
を建るに行之家宅には巨戸は行レ之も稀にあれども
多くは不爲レ之此地を堅むる京坂にて地突と云江戸
にて地形と云地形突の下略なるべし 嬉遊笑覽云地
をならし突堅むるを土突と云今どうつきと云は誤也
又地つきとも云其土砂を運ぶを砂持と云て大寺の造
營には信者ども出て助力するにささまの興ある事
を催す是を見物に出る者多し是京難波の風也何のは
どよりとも知らず今宮祇園の祭祀の俄などのさまに
も均しきを思へば元文の頃より興あるとをするにや
云々 京坂の地突は石數個を柱下に突き入る也 江
戸にも此京坂と同じく石を突き入るもあれども専ら
松材を裁て埋む也先地四五尺を掘り此以下に長二間
許の松材を突入る也其上に切石を並べ其上に切石を
立つるを蠟燭と云其立石の上に又切石を横へ土藏を
建る也 三都等に突レ之には先杉材を以て足代を作
り其上に數人上りてどうづきと云具を以て突入る也
是皆手傳齋の者の業也 足代の上より大音に唄ひて
綱を引く其唄をさやりと云木遣なり本字興樗也京坂

と江戸と其唄及曲節を異にす 嬉遊笑覽に砂持の事
を云ひしは江戸のこと也然れども今世其行江戸に廢
て更に無レ之京坂は今も有レ之ども民間に云す神祠佛
堂を造るの始めに行レ之其助力に出る兒童を專とす
男女童とも有レ之又老若男女なきに非ず大小隨意
の篋二つを棒の兩端にかけ荷ひ砂を是に盛り運ぶ也
然も其實砂を運ぶに矯て種々の扮をなし興するを旨
とする事嬉遊に云が如し先年大坂玉造稻荷社再造の
時砂持大に行はれ助「力之」を諫め止むるもの神罪
にて鼻黒き病を受くと風説せしより今に至り諸所の
砂持に「砂持せんものはなぐるじや」と云つ、持運
ぶ也愚按鼻黒病は附會の説也腹黒の訛也心正しから
ざるを古より腹ぐるると云

第三編 人事

神武天皇二年珍彥爲倭國造弟狛爲猛田縣主此國造縣主之始舊事紀所載國造日四十四國成務天皇四年詔國郡立長縣邑置首同五年令諸國以國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛爲表孝德天皇大化二年以四里爲大郡三四十里以下四里以上爲中郡三里爲小郡其郡司取國造清廉堪時務者爲大領小領強幹聰敏工書算者爲主政主帳聖武天皇神龜五年八月五日格史生大國四人上國三人中下國各二人博士者總三四國一人醫師每國一人光仁天皇寶龜十年改制史生大國五人上國四人中國三人下國二人其遷代以四載爲限其博士醫師每國各置一人
大化二年正月朔宣改新之詔凡三條其一賜食封又以布帛賜臣民有差其一定畿內地定國司郡司里坊長令每坊置長四坊置令關塞驛傳鈴契之法其三造戶籍計帳班田收授之法凡五十戶爲里里置長一人掌按戶口課農桑察非違催賦役凡田長三十步廣十二步爲段十段爲町段租稻二束二把町租二十二束險阻遠僻之處隨便量置其四定絹純絲綿之調並

隨鄉土所出田一町絹一丈四町成匹純二丈二町成匹布四丈一町成匹長四丈廣尺半曰匹又輸馬並兵器有程又定仕丁采女之限每百戶貢采女一人云々白雉三年造戶籍凡五十戶爲里置長一人凡戶五家相保一人爲長以相檢察

前に云る里坊長令の里長は今世の庄屋東國に云村名主也坊長は今世京坂に云年寄江戸に云名主也蓋今世京坂は每坊年寄あり江戸は每坊名主を置す三四町或は五六町を兼知す然らば古に坊令に當る歟京坂今世坊令に中る者を置す又戸五家相保は今世三都ともに五人組あり京坂は自地の町人と家守とを混て五戸相保すを五人組と云江戸は自地居にも家守を設け坊中の家守を組て五人組とす三都とも借地借宅の者には今此法を用ひず
玉石雜誌曰元德元年九月土岐頼兼及び多治比國長等密計發覺して六波羅より討手を向ふの條に其頃攝津國葛葉と云所の地下人代官を背ひて合戦に及ぶとあり彼本所の雜掌の六波羅の沙汰として庄家に仕居んために四十八ヶ所竊竝びに在京の兵士を催ふさる由を披露せられける云々葛葉今は河内國交野郡に

屬す即日本紀に繼體天皇元年春正月甲申天皇行幸樟葉宮云云も此處也此頃山門の領所にして總持坊より代官を置たり其代官の家を庄屋と云後世庄屋と云ことの本源也本所の雜掌とは乃ち總持坊の雜掌を云地下人とは葛葉の莊中の百姓を云 同書に菊池次郎入道寂阿のことを云條肥後國菊池郡の地頭也云々肥後國菊池庄は二條關白師忠公の御封也師忠公は道平公の祖父にましまして御封とは菊池郡の民戸三百戸にわれ五百戸にわれ其民の口分の租と正丁中男の調庸を合せて賜ふ也されば租調庸は二條家に收め地と民とは菊池氏の有也依て二條家は領家と稱し菊池は地主とも地領とも云二條家の領の下司職となりし也云々

玉石雜志曰元弘四年云々正成卿笠置より以來の勳功莫太也とて檢非違使に補し左衛門尉に任じ攝津河内和泉三國の守護職となされけり云々守護職の國中謀叛の輩を追補の職にて今の國守の如く全く知行するに非ず但段別五升の米を收納する定めなれば攝津國の田一萬六千五百三十七町河内國の田一萬九百七十七町和泉國田四千二百二十六町合て三萬千六百四十町

此兵糧米一萬五千八百二十石也此頃の升今の九合六勺九撮七抄に當る時は今升に直して一萬五千三百四斗五升四合を收むべし云々地頭甲乙人のこと同書曰地頭とは其村郷の地主等の内に就て分限ある者を選んで補任せらるゝ也甲乙人は國々の軍團兵士の先鋒に甲乙を分たるゝ事軍防令に見へたり

侍品のと 柳菴雜筆云職原抄に親王公卿諸王諸臣と人品を四等に分ち又諸臣の中に一の人公達諸大夫侍の四級を分り侍の内に五位六位の下北面諸司官人親王大以下諸家の格勤三等有又三等の内に譜第と放埒の二品有侍の品六級と云べし抑武士に源平兩家に屬せざる無皆子孫譜第と稱鎌倉右大將同右大臣將相に昇の後諸大夫の後胤或は新加の輩本秩を立て自ら昇進に列すと雖重代の武士強に差別を存せず兩家元諸大夫也其時已に肩を入れ一列の好みを爲故に此外本所の侍品或は諸道に列し或は一藝を傳るの輩とあれば侍と武士とは又一等を分つ是五百餘年前の品級也今は萬石以上三千石以下布衣以上御目見以上御譜第席以上御抱者と六等也萬石以上に國主城主所主

の三級を分ち御譜第外様の兩途あり大廣間柳間帝鑑間雁間菊間の五席あり三千石以上は寄合席と稱すと云ども五千石以上は旗二本騎馬五人中略 但譜代と云名は元是衛府の兵士に起れり抑軍團の兵士京上して諸衛府に格勤し老て郷里に歸り又其子を兵士たらしめ年次に從ひ京上し諸衛府に番す遂に郷里の戸籍にも衛府の番帳にも父子孫曾孫相續て兵士衛士の譜に次第交代するを榮として譜代の兵士と稱せし也或は兵士軍功に依て勳位を賜はり六等に至ては從五位下に准すべし其子既に其父の蔭を以て課戸に入らず又白丁と位を同くせず兵衛大舍人に擧られ勞を重ねて次第に昇進す是より正丁一分の列を免れて父子蔭位の次を追ふ故に譜代を尙ふより其名と成たるともいふ云々 右の如く爵を給ひ位に叙す故に位田織田等後には數千町を占し僮僕數百人を養ふに至る其田には必ず某田何田等の名あり故に名田と云名田多くあるを大名と云是大名と云の始也公田は清買を許さず名田はいよく多くなりた和名は清買する也當る者は買之る也是古の大名也和田三浦北條も良民の正丁より出たる也其家人は奴僕と云也良と奴と混すまじきは古の法也又國々の軍團京師の衛府を勤ざるを黨の兵士と

云後に野武士と云ふ始也

玉石雜志の細川澄之元服の條の註に曰云々丹波一國田一萬八千五百十町拾芥抄 稻五百四十二萬五千束を得し其内に就て稻十萬八千五百束此春米五千四百廿五石あり今量にて五千二百六十石六斗二升二合五勺に當る守護職の料とす是は鎌倉將軍家の定也其後京都將軍家の初には十萬八千五百束を割て武家役とす註曰太平記に日本國地頭御家人所領の五十分一の武家役を毎年かけらるゝと云是也五百四十二萬五千束を五十に除れば十萬八千五百束也然れば鎌倉の定は太平記の武家役と同じ也云々然るを義詮將軍の時執事尾張入道朝改て二十分一となし廿七萬二千二百五十束とす此春米一萬三千五百六十二石五斗を獲べし今量一萬三千五百一十一石五斗五升六合二勺五撮に當る云々は澄之の所領也此二十七萬二千二百五十束を運上せし餘五百十五萬三千七百五十束あり其内より内裡の御料諸家諸寺社の分稻を濟せ其餘は國中の兵士所謂七庄司等の有也是當時民に賦する大略也註曰國花萬葉記に丹波國高廿八萬五千七十石と見ゆ元祿の二十八萬五千七十石は永正の二十九萬三千九百七十

七石五斗一升八合餘也一束五升の定にて五百八十七萬九千五百五十束に當る元祿の高四十五萬四千五百五十束多し新墾田九百九町一段餘二百年許の間に開けし也云々

玄同方言に名手莊大塔御領の田園の古券誓のことを云條に上略す 左圖の署名を摸出して曰



かくの如き花押あり當時の質朴想像すべし券書に云直錢七貫文は永樂錢にあらす

永は金一兩を壹貫文とす當今江戸の錢相場をもてすれば永壹貫文は銀六十目五百文は三十匁二百五十文は銀十五匁に當れり又昔檢地に貫高と云とあり軍書に某甲に食邑幾貫文を宛行はるなど云るは是也甲斐國名勝志に萩原元克が云天正年中毛利氏檢地の頃迄は一步を一文とし一畝を三十文とし一段を三百文とし一町を三貫文とす一とせ上野廣俊か信濃國に行けるに伊奈郡北小河村なる材木何某の家に傳る算書に

如し是見へたりと語りきと云り采地の貫高まれば其義明か也又地名に某の庄と唱たる庄は別莊莊園の莊なり莊は郷と同じからず道の下に國あり國の下に郡あり郡の下に郷あり是天朝千古不易の制度也今の俗はさるよしをしをしらで郷なりしを莊と唱へ莊なりしを郷とするの類多かり莊は某主の分限によりて廣狹あり中葉より人臣私に庄園を購求めて子孫の爲にしたるにより太上皇もをさく是等の御謀あり寺々へも多く屬させ玉ひしかばよに莊の名は出來にけり庄園盛りになりしかば舊の郷名は亡びて莊ならぬをも庄と云めり和名抄國郡の下に載たる諸國の郷名今存する所なるが二三に過ぎるは此故なるべし下略

に見へたり今量二升二合二勺に當る同書に右大將頼朝卿の定は五升を給ふ由東鑑に見ゆ云々註に今量四升八合餘に當る一歳に十六石九斗餘也今の世の同心の祿の起る所と知るべし云々 嘉多比沙志曰稻とは田に生立あるを云禾とは刈て根なきを云粟とは藎を去りたるを云米とは穀を去たるを云糲とは未春を云梁とは既に春たるを云武家の知行萬石千石など云るは粟也穀を去て米とすれば萬石は四千石となり千石は四百石となる故に千石と云るは四つ物にて則ち千俵也云々

嘉多比沙志曰知行事武家寺院の知行は鎌倉の比は何町何段と云定めなり室町の比は永錢何貫何百文と云定なりしを御當家より何石何斗と定め玉へり永樂錢十貫文は金四十兩に當る三斗五升入にて即百俵に當る 玉石雜志の山本晴幸のとを云條に曰上略 所領は先百貫を與べき也とぞ宣ひける云々天文八年九月十三日轉書會執行記に餅米長合升の定十八石代十六貫三百文飯米五十二石四十七貫八十八文と見ゆ長合升は山城國相樂郡平尾村岩崎氏に藏する物方四寸六分半深一寸九分弱積四十一寸餘今升の六合三勺六撮を

容る即是延喜式の穀升也長合升の十八石は今の十一石四斗四升八合餘に當る其價十六貫三百文なれば一貫文に今の米七斗二合三勺餘を買べし然る時は百貫文に今の米七十石二斗三升餘に當る年によつて豊耗は有べけれども米價の大概を窺ひ知べし是を所領と云は初田賦を定られし時一町の糶稻五百束を割て廿二束を租となす小書云「四百七十八束は百姓の有也」租を積て是を封と云領と云又小書曰「百姓は地の主也故に後に地頭と云封主は租を領す故に領主と云」租に代て布帛綿革を輸すを濟物と云乃貢と云是を納るを運上と云終に一轉して田地を給することなく物を與るを所領と云又知行と云は田地の主となるを云但知行幾貫と云は土地國所に依て不同 明徳五年新田庄段錢の目錄を見れば一町二貫二百八十八文の處あり五貫七百二十二文の所あり三貫文の所あり 永正十三年三河國明眼寺の文書には一町五百文又は三百二十文の地あり 駿河國治津妙海寺に今川家武田家ともに五貫文の地と定めて寄附ありしを元和四年二石二斗五合の森に改めらる 武田家分國大概收納帳に甲斐國六萬貫と云を元和四年に二十四萬石

と定められしは四石を以て一貫文と充しと聞ゆ云々
 又同書に内藤脩理亮昌豊云中國の元就は本領七百
 貫文許にて八ヶ國七ヶ國或は五ヶ國持玉ふ大内尼子
 大友三大將と戦終に勝利を得三將の國を大方切取り
 今安藝の毛利と云て我朝にて昔のことは扱置近代尊
 氏義貞より以後は件の元就也云々と云條の註に京都
 將軍家の時百貫文には米凡百石を交易す年の豊凶に
 依て損益あれども七百石の米を收むる計の祿と知る
 べし云々 又同書に甲州の足輕は革具足を着て鐵に
 て筋をしたる革兜を着し白き軟柄の指物を差す弓鐵
 砲の足輕は知行三貫づゝなり長柄の鎗かつぎ小旗馬
 印持等の足輕は知行二貫宛と云り今の田地に充れば
 三貫は十二石二貫は八石也云々
 甲斐國名勝志に云天正年中毛利氏檢地の比迄は一步
 を一文とし一畝を卅文とし一段を三百文とし一町を
 四文字とす一年上野廣俊が信濃國に行けるに伊奈郡北小河
 村なる村木何某の家に傳はる算書に如此見へたり云
 々 又一説の古永錢十文に米四合八勺を賣る故百文
 は四升八合百貫は四十八石にあたる故知行百貫と云
 は今の知行百石に當る後世家により知行を藏米にて

遣すに四つ八歩の目ならしとて米四十八石を石百石
 と號る云々
 今世農家のこと 柳菴雜筆云農夫一人婦一人劇敷時
 に日雇一人にて田一町を耕す種一石蒔て穀四十石計
 り獲べし摺て米廿斛を有べし御年貢諸掛り五石計り
 を納て殘十五石計りあり其内五石は田の主へ納め全
 く十石計りが作得也又畑五段計りを耘し大根二萬五
 千本計りを得べし賣を百三十五貫文ばかりになり此
 内糞價五十貫文江戸へ舟賃二兩二分運賃四十貫文を
 引き全く廿八貫七百五十文が得分也但此五段の内へ
 麥を作り六石計りも得べし御年貢三貫文も上納して
 廿五貫七百五十文と米十石麥六斛を一夫一婦一年の
 辛苦料と知るべし是内夫婦の食麥三十石六斗米一石餘
 をひき又日雇の扶持麥一石八斗米五升を引正月餅等
 の米三斗餘と種穀一石を引又子女あれば其食料九斗
 計りと積り又親屬故舊の會食二斗を引ば米七石二斗
 を殘す金七兩餘に充べし畑の得分と合せ十一二兩に
 過す鹽茶油紙の費二兩計り農具家具の料二兩許薪炭
 等一兩夫婦衣服子女の料とも又一兩二分餘春を迎
 へ歳を送り魂祭年忌佛事の入用二兩餘日雇賃一兩二

分餘親屬故舊の音信贈遺一兩許凡て十一兩餘を引き
 餘す所二三分に足らず故に風寒暑濕に冒し一二月も
 怠惰するときは收穫に損ありて醫藥の價に充るに足
 ず云々
 市民帶劍のこと 柳菴雜筆云商人は刀を帶するのみ
 太刀を帶ることなし職人盡の畫にても知るべし應仁
 兵亂後商人皆潛上して兵士の如く太刀を佩弓箭を握
 り軍役に從ふこと堺の茶屋京の茶屋の如し天和三年
 令せられて都て町人の二刀を帶することを止められ
 んと聞り云々こゝに刀と云は脇差にて太刀と云はか
 たなのことなるべし以下同書の文意略 大化元年兵
 庫を造りて刀甲弓矢を收聚めし後は民身に兵器を帶
 すべきに非ず持統天皇七年に親王以下進位以上太刀
 一口を許すとあれば其以下は無刀也 大寶令には兵
 士太刀と刀子を自ら備ふことを制す是武士の大小二
 刀の始也 延喜彈正式には刀子の及長五寸以上の者
 容易に帶ることを聽さず
 今世坊長村長東西名を異にす 京坂の坊長を年寄と
 云又私には宿老とも云也村長を庄屋と云 京師の年
 寄は每坊一人を置く一坊一京師一人一條富小路一當坊中

の市民巫醫工商を擇ばず自地の居住の者各互相替て
 勤之こと概三年を限とす 又年寄の次五人を擇で
 五人組と稱す年寄障ある時五人組中一人代之蓋五
 人組亦自地居住の者也又専ら前の年寄を辭する時五
 人組中より一人を以て代之年寄とす 又京坂の市
 民每坊會所を設け事ある時自地の町人茲に會て事を
 議す大坂も同前なり蓋京師の會所守は髮結を當の業
 とす故に宅表を髮結床とし座敷を會合の席とす大坂
 は然らず 右の髮結人の會所と稱し坊内の町用公用
 を兼務す 坊間事も京師は諸事簡便を用ひ費少きを
 要とし江戸は萬事繁多なる故に簡便なり難く自ら又
 費も多き也大坂は京江戸の中に當る
 京師火災ある毎には 城州淀城主 十萬二千石 稻
 葉長門守 丹州龜山城主 五萬石 松平豐前守 江
 州膳所城主 六萬石 本多隱岐守 右の家は京都邸
 に家臣及び火消人足を置き火災ある時即時出之消
 防に備へ大火なる時は主人も出馬し主人在江戶に
 は家老代之 又火災無之ても火場稽古の爲に市街
 に出て奔走す武士騎馬あり歩行あり皆火事羽折兜頭
 巾也此防火夫必らず跡あり江戸に云はりもの京坂に

云いはくろ也甚しき眉にも瞭す 此纏は銀箔押也 形江戸と相似たり 又大工頭中井氏よりも防火夫を出す也 京都には町火消人足の備無し之前の屋舗火消のみ也是火災稀なるが故に 右の屋舗火消煉磨の爲出る正月始て出るには上下各美服を着す也防火夫も羅紗の半天等を着す者あり江戸には無し之こと也 大坂三町人 寺島藤右衛門 尼崎屋又右衛門 山内與助 三町人以上三人を云皆幕府に由緒ある者也 三町人は城代に屬し城代初て大坂に至り市街巡見の時三人あんはつ鵜にのり導之也又江戸より公用の書簡は此三人開緘の後城代も拜見之すと聞り 此三人平日出仕一刀に肩衣也惣年寄と相似て惣年寄は町奉行人に隸し是は城代に屬す也 家宅も惣年寄と同く方三四十間もあり粗武家邸に似て長屋門を構へ玄關あり藤右衛門は其先瓦工也今も瓦屋と稱す也又高津の地八町を給ひ今に領之 又右衛門は大坂に地なく江戸日本橋北邊に地を給ふ江戸此所を尼店と云同坂本町にも地を給ふ 與助の地未し知之追書すべし 大坂の年寄 私に言老 市民相替て勤之と雖ども無年限也初て擇之の時其町内の町自地の町人及び屋守各意擇之を其欲る人の名を署て筥中に投じ又四隣の

坊長も投之而後廳に齎て發之其名牌の多き者を以て新年寄に任す又京坂とも年寄を勤る時は公用町用の諸費を除く公用は課役等を云又京坂ともに正月七月には有地町人より各銀一枚を年寄に贈て謝禮とす 號て袴すれと云 又大坂には右の衆年寄を惣督するを惣年寄と云凡十餘戸あり然も惣年寄は各世職にして無他業 或は官許を得て苗字を公にし或は不_レ得_レ之者は屋號を以てすれども相供に月番を以て惣會所に出づ 惣年寄は官より宅地を給ひて皆各長屋門を構へ玄關ありて粗武邸に似たり又出廳等には肩衣袴を着し一刀を帶ふ 蓋十餘人を三分して三郷を惣督す 又大坂の會所は市民と軒を比したる一戸を有地町人より造り諸費を辨じたり又其留守を會所守 略て會所守と云又町代と云 又戸籍及び諸帳式は上疏等を筆し又市民出廳の時相供て府に入る 會所守昔は京師とて同く髮結を兼たり今は子及び叔姉ととも三五口或は七八口と云 別に髮結人ありて不_レ兼_レ之又會所守に在_レに有地町人より月俸を與へて養之 又惣會所と云あり 蓋大坂市井を三分して號て三郷と云各一所を置く北組南組天満組以上を三郷と云北組の惣會所の平野町五丁目南組は雪駄屋町天満組は△△△にあり 惣年

寄月番を以て此所に出て三郷に令す

町人と云は今世市民の物名なれども又特に自地居住の者を稱して町人と云 町人衆と云 是を家持と云又或は宅地の外に地を買得て家宅を造り月收を定めて小民に貸_レ之者を家主と云 己が居地を借て住し他に有の地の者は町に有地の者は自ら進退し他町に有地の者は其所に居守を置く又京坂の家主乃ち自地町人の如きを江戸にて居町人云京坂の家守と云東西名實を異にす 家守と云は富る市民の居宅の外に他坊に地を買て家を作り小民に月收 屋賃 を以て貸_レ之其家主に代て公務及び町用に勤め月收を小民より取て家主に納む等を職とす 大坂の家守は江戸の如く株金を以て不_レ讓_レ之當町借屋人の與ふ銀一枚は四十三匁也江戸の家守は兼蓋家主より年給銀二三枚を兼なきものあり大坂は本業ある者に兼蓋家守となる者は戸籍等都て自地町人と同制にす 又自地町人と家守とを交へ五人を一組とし號て五人組と云 自地町人家守とも廿五戸は五組とす多少堆之蓋此人月番を以て年寄私障ある日は代之是を月行事とす 借屋人は前に云如く家主の造りたる家を月收を以て假居する者を云蓋江戸の如く地のみを借て家は自費に造り住む者京坂に無_レ之皆専ら宅地とも假居する也月收大略一蕙銀五六分より一文目二三分に至り或は土藏有あり或は壯麗なるあり江戸の不及者あ

り然ども家美にして月收江戸より賤し一蕙は長六尺五寸巾三尺二寸半を云乃一疊を云也 又江戸には地借と云宅地のみ借用して家宅は自費を以て造り住む者多し京坂には地借極て稀とす借屋人は甚多し借屋江戸にて店借とす 借家と云ふ古し中御門宣胤卿の記に近所の借家云々 又大坂毎町下役と云者一二人あり 町用の雜務使也自地町屋人より番錢と號て重に募_レ之之雖ども妻子を養に足_レ故に業ある小民衆之出處ある時は袴上下及び筆硯等を負て下宿に俱す府には入番を兼ぬ 垣外番 かいとばんと訓す四ヶ所長吏の部下也蓋長吏の直部に非ず長吏部下の者の弟子と稱す非人の中より抽て成_レ之あり衆非人はこれを親方と稱す阡陌の軒下に小屋を造り置之小屋板制也大略方五六尺一身を容るのみ每坊一人置之又巨戸には此外に戸口特に小屋を造りて一人置之晝夜戸口を守らするものあり 夜番人 下役及び垣外番の外に或は夜雇夫を交ゆ初更以後曉六に至り毎時時數の太鼓を拍て坊中を巡る者は下役を專役す蓋京江は柝を拍也坂のみ太鼓を用ふ又三都とも夜番は丑以前を宵番丑後を更番と云ふ けばんと訓す宵更相代る又京坂にては初更を初夜と

云二更云後は四つ九つと云又毎時半には割竹或は鐵棒を曳て巡る是亦下役垣外番の役也蓋半時は垣外の専務也又鐵棒の制は鈴虫と云形にて錫杖形に非ず錫杖形は近年江戸のみ用之 又文化中夜盜太多し故に官命して送り拍子木を置く毎阡陌に小屋を置き二更後行人の數を拍つ同時毎戸にも柝を製し隣家に盜入るの時拍之次第に拍傳て市井必皆拍之灯を出し又一夫を戸外に出すの命ありて盜難少くなる

又鳴子と云具を割竹鏡棒に換へ用ふあり鳴子田舎追鳥の具也小板の両面に各五六管を釣て振り鳴す者也大坂の市民公訴ある時先其狀を會所守に命じて筆之しめ年寄其當否を考て訴べきことには跋書して名印す是を與印と云出應には年寄麻上下を着し無刀也月行事代之者は羽織袴會所守も羽織袴なり甲乙人は平服或は羽織を着す多し甲乙人は古名今俗願ひ人又當人と云江戸にて訴答人と云當人借屋なる者には其家主或は家守も連印出應す總て如此出應當人を除き其他を附添人と云こと三都とも同也又大坂の廳前に休息所あり俗に溜と云江戸にては腰掛と云而も江戸のは廣く大阪のは狭し故に府邊に下宿と云あり

したやど、訓す東西の二府各五六戸あり専ら入之て官の召を待つ其下宿は各屋裡に數席を設く席各六八疊ばかり皆局をなす其群を以て混居せず戸上に黒漆牌あり入之者あれば白粉を以て坊名を牌に書す追尋の者に便す又食酒ともに美制貴價又美婦女を出て饗之是坂の府は市中に在が故也

大坂に火災ある毎に攝州尼ヶ崎城主 四萬石 松平遠江守 同 高槻 三萬六千石 永井遠江守 泉州岸の和田城主 五萬三千石 岡部美濃守 和州郡山城主 十五萬二千二百石餘 松平甲斐守

大坂の火消人足五組に分つ兩組川組波組瀧組井組と號く各纏は形江戸と相似たりと雖ども皆銀箔押也ばれんの中に鈴をつる也 纏のだん印雨は笠 川は△波は△瀧は△鉾形井は△也 此人足は手傳人足と稱し江戸の仕事師と同業に土木の日雇夫也 大坂町火消人足一町大略十二三人宛古來毎町人數定ありて職に町名と人數を染めたるを裁る火災畢て退去の時官吏出で右小職と人足の數とを點檢す 右の町人足は唯火場にて河水及び井水を汲運ぶ等に役し屋上に上り消防することを得ず是平日諸商工の小民を雇ふ故也

前の五組の者は平日土木の働きを業とする者故屋上に於て自由をなし粗江戸の爲人足に似たり 又大坂火災の時は大坂の南渡邊と云穢多村よりも火消人足を出す然れども町奉行より命せざれば近所に屯して消防することを得ず命を得て後消防甚烈し年々其功あるにより從來無纏なりしを文政中町奉行賞之て纏を與ふ以來用之ことを得たり

江戸三年寄 市中名主の惣督也 榊原右衛門 館市右衛門 喜多村彌兵衛以上三人を云町奉行に屬す 三町人各幕府に由緒ある町人也

藤右衛門本姓水野氏戰場に酒樽を獻じ遂に府命にて族稱を改む又東三十三國に樹を賣ることを許し他に賣之ことを禁之 市右衛門は其先奈良人故に今も奈良屋と稱す 家宅に長屋門を構へ平日出仕には一刀肩衣也

江戸に十人衆と云あり江戸住の豪富十人を撰し幕府の金事に役し又勲藏と云て義倉あり此出納のことを兼掌る故に坊間に在る市民なれども町奉行に隸せず勘定奉行に屬せり 森川某伏見屋と云 鳥羽屋某三村氏也 河村某 富田屋某芹川氏 鹿島某 三谷某 坂本屋某鈴木氏 末香屋某本庄氏 某 某 以上十

人也今世二人關ヶ八人也蓋江戸に店あれども主人他國住の豪富は不命之也

同五人衆 十人に次ぐの富家は亦店あれども主人他住には命せず此五人は町奉行所の金事に役す

名主 坊長を云也京坂の年寄に同き職なれども京坂は世職に非ず江戸は世職にて無他業也 名主幼若の時後見人を付て事を掌る 名主俗に役頭と云一町中の役頭の意也又宅を玄關と云必らず玄關を構ふ故也名主は門を構へず門あれども長屋門と云ふ制に非ず 京坂年寄は一町一人也江戸名主は三五町一人置之今世江戸町數一千六百四十一町名主二百八十四にて掌之蓋此内三十人草創の者今に相續す草創江戸にて「クサツケ」と云ふ京坂にて繩張町人と云名主は支配地に衆地主より役料を收めて費に供す又此課金の外に大小戸より訟訴等ある者は謝金を贈るの類皆役徳と名付る 又名主職を密に賣る者あり陽には養子と稱し其實金を以てす然りと雖ども家名を絶せず御用達町人も同之又名主は奉行所に出るに肩衣を着す京坂年寄は上下を着し肩衣を許さず又一刀を帶て役所の戸口に至り除之也京坂是亦許さず

北山隨筆云名主の稱東鑑處々に見へたり○中頃の書どもに諸國村里の名に其名と云多し恒光名永年名など云る類ひ也云々 守貞按に江戸にて草分名主と云あり則草創名主と云こと也専ら某名主の苗を坊名とする也其地名の主なるが故に名主の稱こゝに始るならん歟

家主 戸籍等には主家と書則家守也私には大屋とも云ふ家主の數江戸物で二萬零一百七十七人 地主の地面を支配し地代店賃を店子より集めて地主に收め公用町用を勤め自身番所に出で非常を守るを職とす 家主株は陽に金を以て讓之雖も然ども地主の意に應せず或は奸曲及び地代店賃等を多く債する時は地主より追放することあり 株金は略二十兩三十兩より一二百兩に至る地主よりの給金と餘得とに應じて賣買に差あり大略百兩の株の年給廿兩餘得十兩糞代大抵凡三四十兩を得る蓋如此の株金昔は賤しく年々漸くに貴し因云江戸は尿は専ら溝渥に棄之尿は厠に蓄之尿俗に「こゑ」と云こやしの略也尿こゑ代と云尿代は家主の有とし得意の農夫に賣之稀に尿を蓄ふ者あり皆代家主に收む京師は尿は借屋人の有

として野菜と代る 大坂は尿代は家主江戸に云地主の有とし尿は借屋人の有とし得意農に與之て冬月綿と蕪菜とを以て易之とす尿價大略十口の尿一年金二三分也農地に近き所貴價也 京坂は路傍諸所尿桶を置て往來人の尿を棄す大坂は此桶渡邊と云穢多村より出之こと官許也尿を棄たの有とす江戸は路傍に尿所稀にあるのみ 又家主のみを業として妻子を養ひ他業無之者あり或は工商を兼るもあり大略他業の有無相半する歟 又江戸にて始めて地借店借し或は他より移り住む時其居宅に應じ金二朱或一分多きは金三五兩又は十兩も家主へ呈す號けて樽代と云酒料の意也與之こと粗其宅に定制あるが如し京坂は酒一二升の手形を與ふのみ 又五節毎宅居に應じ五七十文より五六百文或は二朱一分を家主に呈す號けて節句錢と云京坂に更無之

右の樽代節句せん天保府命に禁之れども止す 藏法師 江戸富商専ら本所深川の地に土藏數字を造り自物を納蓄し或は月收を以て他買物を納るゝに貸もあり其土藏及び土藏餘地に借家等を預り支配する者を云其地主より年給與へて置之也委くは第四編

生業の條々あり合せ見るべし蓋倉法師と名付る始めは足利幕府にて正實坊定泉坊と云二人の法師官倉を預り官物書納を掌りたること恒例記と云書にある由也今は俗人なれども唯江戸藏預り人の名に古名を存し京坂にては却て無此名目

地主 愚按江戸草創の時官に請て隨意に地を賜ひし也是を草分町人と云今は其家存する者稀也草創の人より他人に讓るに及んで始めて金銀を以てし今に至る 草創町人の内より擇で名主を命じ今に至り相續するあり或は其家亡て新名主代之もあるべし 昔は地の賣買も究めて賤價也江戸繁昌に應て漸く貴價となり今俗江戸のことを云諺に土一升に金一升と云地價の貴を謂也 自宅の地を買得て自地に住居する者を戸籍には家持某と署す俗には是を居付町人と云自宅は他人地に借居して他町に地ある者は家持と云す自宅は借地借宅にても當町に地ある時は家持に准す 自地に居し他町にも地ある或は自宅借地に他町に地あるともに借居する店子及家主より指之て地主と云なれども他よりも亦是を地主と云 地主神祇には二字ともに音にて「じぬし」是には評詞を交へ

「じぬし」と云後世及び他邦にて混せんことを思て註之 京坂の自地に居る者は別に家守を備へず江戸は自地に居住の者も別に家主を置て公用町用を勤めしむ他町の地の家主と同く年給を與へ又餘得あり又尿代は家主の有とす 地借人 他人の地を借り爰に居宅土藏等を造るには自費を以てしたるを云地代と號して毎晦是を家主に收め家主より地主に收む 店借 他の地に家宅も造り有之し地と家宅ともに借て住を店借と云月收を店賃と號け毎晦家主に收之同前 裡店借 同前但裡地に居宅するを云裡住居にも地借と號し自費にて家を造るあり又家宅とも借居するもあり 店子 なたこと訓ず地借人表店借裡店借ともに店子と云家主より云詞也 江戸惣人數詳かに知べからずと雖ども享保中武家及僧巫醫工商其他遊民ともに大略二百萬人とす今世は大概三百萬人既に百萬人を増す其一人日食米大小人

を擇ばず三合とし一萬石とす其中市民二千石とす以之府内大様を計ること官の謚とす故ありて聞之熟考して其多く違はざるを知る故に茲に誌す
自身番 毎町阡陌にあり廣さ九尺に二間を定制とすれども今は庇に矯けて二間に三間許もあり毎町大同小異也 自身番は町内家主常に交代して衛之又事ある時會合して議之又官の下吏追捕之罪人先茲に繫て罪狀を問ひ凡て公用町用の場とするの設乃ち京坂と會所に同意なれども會所は民居を軒を比して設之自身番は専ら阡陌に造る

右の自身番に書役と云者一人あり乃ち大坂の會所守に比すべき者なり自身番書役とも自身番親方とも云地主中より年給を與ふ又自身番に専ら居と雖ども別に自宅は裏店等にありて妻子を置く
右の書役は訴訟の時不供之適々家主障あり或は名主無人の時は代之て出應す

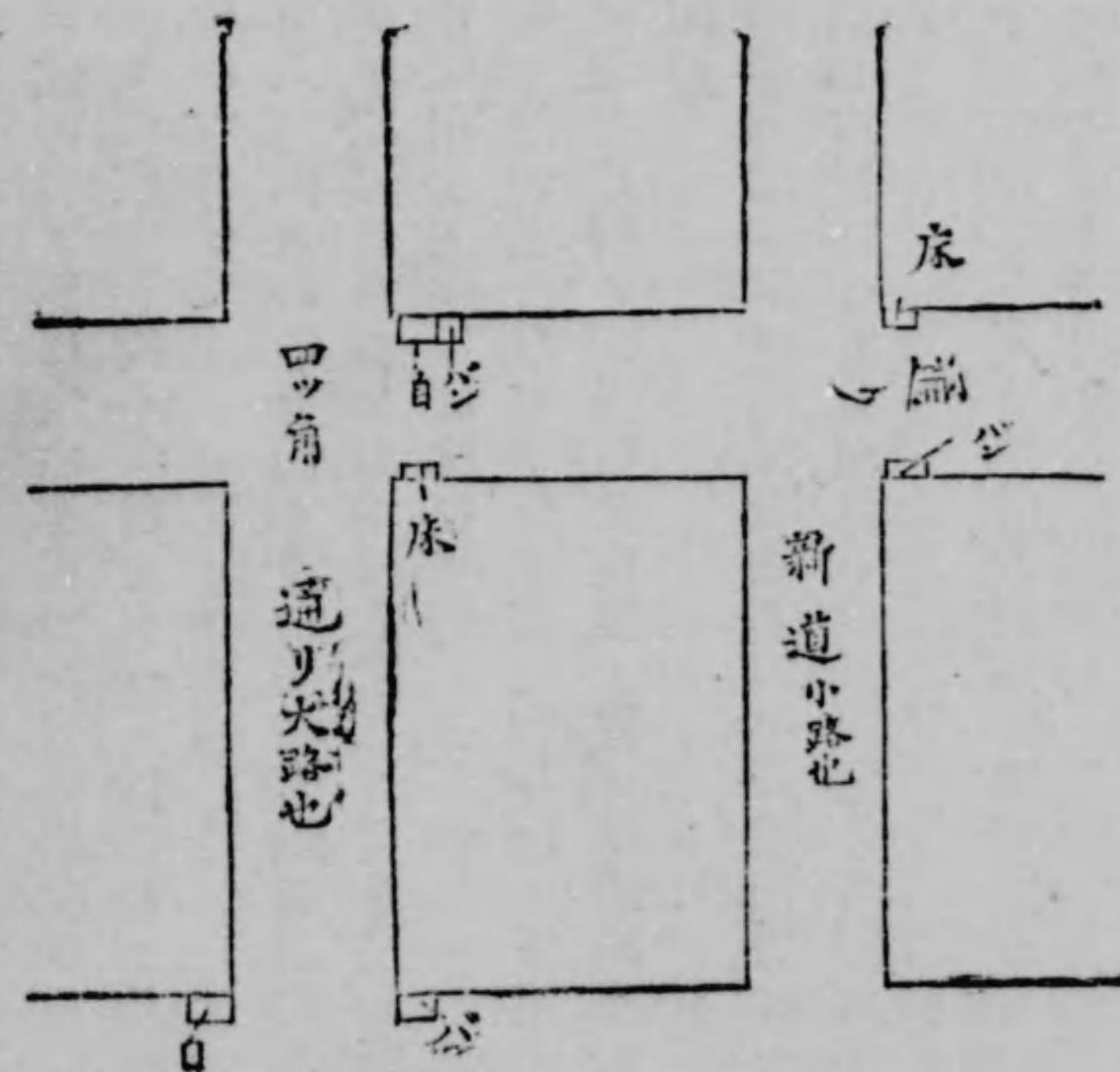
番小屋 是亦専ら阡陌にあり衛之夫を番人或はばんと云俗には番太郎と云多く北國産の人多し 御成あること其他府命あること或は水道普請木切れのこと御免勸化來るべきこと等は鍔棒を引て町中に

同じ蓋番人は私宅別に無之皆妻子ども番小屋に住て飯もまゝに炊て食す也 又此番小屋にて草履草鞋箒の類ひ鼻紙蠟燭瓦火鉢の類據之草履草鞋は店にて賣る者甚だ稀也 又冬は焼いも薩摩芋を丸焼にし夏は金魚等をも賣る又常に庵菓子一つ價四文なる物を賣る故に江戸の俗庵菓子を號て番太郎菓子と云京坂に云駄菓子也

江戸市井享保四年官命して其黨を分つ是火災の時防火夫を役するに依る同五年纏に方域を記したる吹流し及び法令を書たる幟を屬す 是を各黨の標とす吹流幟もに旗の類也防火夫を俗に火 夜中には高挑灯を以て代之其黨の纏を畫けり今世は其黨名の 同十五年四十七組を十に分つ 又當年より吹流を止む又從來毎及び巨戸より夫を出す者小幟を用ふ當年より小形の纏を用ふ此時大幟小幟ともに銀箔也其後小箱印也 其後大河以東にも黨を定め夫を役す是には數字を用ふ



江戸 自身番 白 自身番所 髮結床 床 番小屋 髮結床也 通りは大路新道は小路に四ツ角は四ツ辻也乃阡陌を云



報之夜は拍子木を打て六時を報じ其他凡て町内の雜務を職とす 此番小屋廣さ九尺に一間を定制とすと雖ども庇に矯て九尺二間ばかりなること自身番と

如レ此方圓等を上にす俗にこれを陸志と云字後考出歟蓋だしは各黨其形を異にして以て標とす 此類き物を數個下げたるこれを馬連と云字後考馬連は各黨皆必有之其形同き也唯千組のみ出しにもひばれんありて二重馬連也 人足 四百九十六人

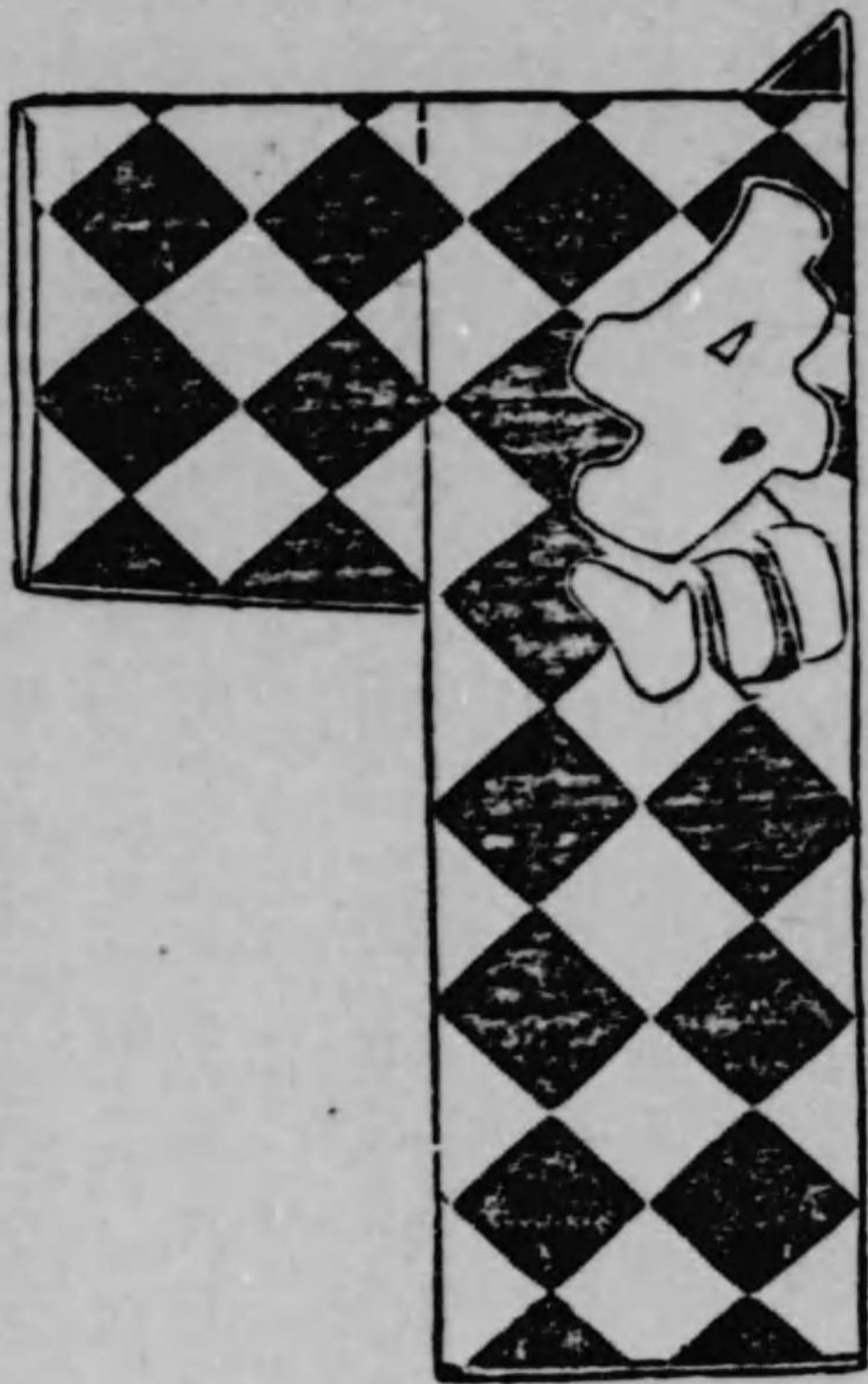
組記號 國字を以て記號とす呂以下書風此形に准す俗に組合のしるしと云俗凡黨を組或は組合と云記號を志留之と云之防火夫のみに非ず今俗惣て同之

此方圓記號の如き纏の陸志に因み或は無因の者もあり手提灯半天と云服等に此記號を描く也

木綿を以て制之寸法等半天條に圖すると同制の組合印半天は地白に紺の角つなぎ也此形を敷瓦といへり他組は鼠地に紺紋のものを専とす當組



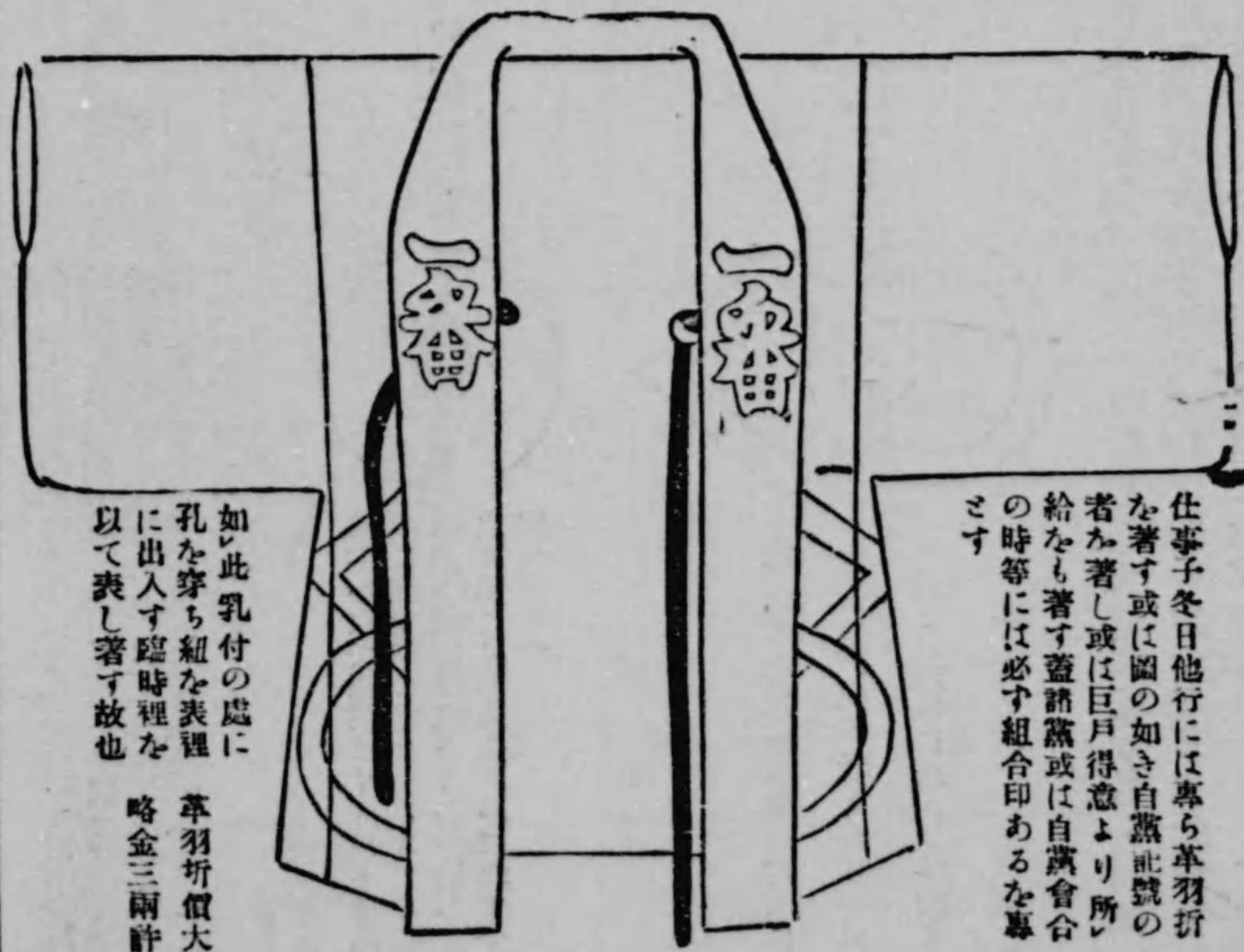
組印半天圖



にも地鼠にするもある歟背の大紋衆夫はい字の記號を描きたり纏夫は纏の字を大紋とし階子持は階子字を描けり毎組衆夫の大紋は國字數字等又纏階子等の大紋各同制衿には一番組二番組等の字を書く地文各異也

圖の如き半天或は雲齋織を以て制す者あり是には木綿真田織を以て笹べりを付る又長半天と云者あり同制にて長し丈は大略三尺二三寸歟 又圖の如き組台印半天乃ち町抱駈付等は抱町より與ふ所此也或は自

同革羽折圖



仕事子冬日他行には専ら革羽折を著す或は圖の如き自黨能號の者か著し或は巨戸得意より所給をも著す蓋諸黨或は自黨會合の時等には必ず組合印あるを專らす

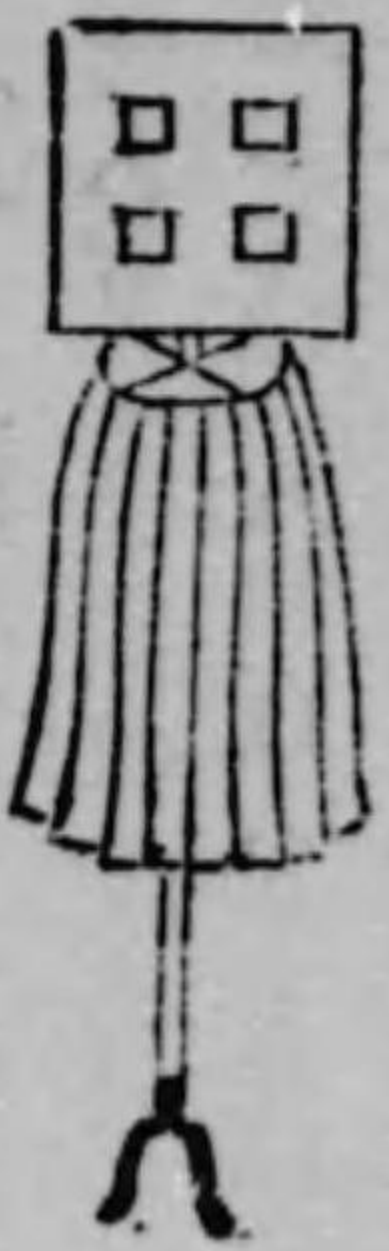
如レ此乳付の處に孔を穿ち紐を表裡革羽折價大に出入す臨時裡を略金三兩許以て表し著す故也

費に製し著すもあり 又半天長半天ともに防火の時前役する夫は木綿糸を以て縦横に刺たるを用ふ如レ此は専ら衿にす町抱店抱共に給す所の半天は皆單也又長半天常の半天ともに刺たるは火場水を含を要すること猫頭巾と同意又半天長半天ともに平日生業の時も着レ之

同革羽折は 地薰革諸紋字白字

長さ縫裁等羽折條下に記と同制背の大紋にはい字又纏階子等の字を描く

よ組 人足七百二十人



は組 人足五百九十二人



に組 人足三百九十人



万組



四十八人足

以上いよはに万五組を一番組とする組以下纏圖略之其陀志は異也と雖ども大概准レ右也よ組以下記號亦略レ之

- ろ組二百四十九人
- せ組人足二百八十人
- も組百人
- め組二百三十九人
- す組百五十九人
- 百組百四十一人
- 千組百九十七人
- 以上七組二番組とす
- み組百二十四人
- て組百十七人
- あ組百十七人
- さ組二百四人
- き組六十九人
- ゆ組五十五人
- 本組二十五人
- 以上三番組とす
- し組百三十二人
- や組百十七人
- ま組二百八十五人
- 系組二百二十六人
- け組百十一人
- ふ組百人
- こ組三十五人
- え組百四十四人
- く組八十七人
- 以上九黨を五番組とす
- る組二百四十人
- ね組百十八人
- う組百九十人
- ひ組九十三人
- の組百三十六人
- な組二百二十七人
- 以上六組を六番組とす

か組三百三十三人 九組二百二十人 九組二百四十
 三人 は組百三人 以上四組を八番組とす
 れ組二百二十五人 そ組百卅六人 つ組百九人 ね
 組百二十六人 以上四組を九番組とす
 と組二百十三人 ち組百二十一 ち組七十八人
 め組七十五人 る組百五十五人 を組二百八十九人
 以上六組を十番組とす
 一の組三十五人 二組百九人 三組百六十三人 四
 組百十八人 六組五十九人 以上五組を南組と云河
 東の南にあり
 七組六十七人 八組百人 九組三十四人 十六組五
 十人 十組五十人 五組四十二人 以上中組と云
 十一組百五人 十二組四十八人 十三組九十五人
 十四組五十一人 十五組六十人 以上を北組と云
 大組の名四番組七番組を缺き國字へらひを闕く
 右の防火夫を俗に火消人足と云此火消人足は平日土
 木の用を業とし京坂に云手傳と同じ也火場に出るに
 各自必らず齋口と號す具を携ふが故に彼輩を齋の者
 と云又仕事師と云每黨の長を頭取と云又町抱とな
 る者を頭と云 又火場に出るに齋口のみを持つて平

人足と云諸具を持を良とす其内にも纏を持を良とし
 楷子次之龍吐水及び玄番桶等を持は平人よりも下
 とす纏と楷子の夫を道具持と云 平人足の上道具持
 平人の功ある者を持て命之道具持より頭取に至る
 也 火場に行くに名主は野袴に火事羽織革兜頭巾を
 着し先に立つ次に家主も其組の記號ある半天紺股引
 也是亦頭巾を携ふ齋の者は其次に群行く刺子の半天
 に猫頭巾各手に齋口を肩つき持ち異口同音木やりを
 云其聲キヤア〜として殺伐の聲のみ也 齋人足の
 前に楷子人足の次に纏後に龍吐水也
 京坂とも戸籍 俗に水帳と云御園帳の假字也或
 は人別帳と云江戸も此二名を云 上疏 訴訟願書
 の書法左に
 某町幾丁目某屋某 自地庄居 某町幾丁目某屋某借屋
 某屋某 他家宅を月收を以て 某町幾丁目某屋某 家守の支配
 借屋某 家守ある家宅を假と署す若戸主幼稚或は病者
 或は婦女には皆必らず傳を儲て補佐之其傳を代判
 某と云 借屋人も幼主病主は許之婦女の戸主を許さず自地の家には
 某と云 許之若病疾ある者及び疾病ある時代を用ふに某が氣に付
 代判某病氣に付代某と記す江戸主の妻を女房某 今俗三都も
 戸にては煩に付代某と云如し江戸主の妻を女房某 今俗三都も
 云某は女房と云は内以下官女を云今戸籍 男子を倅 本字倅也
 に女房と云は上方のみ江戸にて妻と署す 男子を倅 本字倅也
 女子を娘某と云奴僕を下人某妾婢を下女某と署す

江戸戸籍は各上に生國某郡某村 此傍に細書して戸主
 宗旨某と記す奴婢にも生國宗 には地受人某寺某寺
 住居の 某町幾丁目家主某店某 月收を以て借地借宅
 者なり 某町幾丁目家主某店某 此の如し戸籍上疏と
 都も苗字御免の者名の上に苗字を書き 妻は妻某男子と
 もに子某娘某傭僕妾婢は男女ともに召仕某と署す又
 戸主等疾病或は幼稚或は女主には傳を附し或は代人
 を用ふ代判と云はず某煩に付後見某と云 女主幼稚にも
 は借地借宅に 女主を許す
 殿と稱すこと 昔は高松殿等皇居に云夫より人臣に
 も尊稱して某殿と云今は士民ともに殿を以て稱し之
 蓋官家にはでんと稱すことあり居を御殿と云ふべき
 人殿を以て可稱也今は下賤を却てどのと稱し貴人
 を様と云に似たり
 様 さまと訓す今俗天子將軍を上様と稱す素此字は
 俗に云ふやうなの意也似ると云意もあり然らば上様
 と云ふて當然に非すと雖ども時風に從ふのみ然ども
 様字を殿字より尊稱とするに至る蓋殿様ともに書す
 る時眞行草の字體を以て上中下輩八九階を分てり又
 口に云時は専ら様をさん殿をどんと口稱する事民間
 のみ又十民ともに書簡等には様を稱し證文券書の類
 には殿を以てす今世の風也

丈と云事 異邦にも稱之也唐詩の古詩の題に崔五
 丈云々は崔氏の五男を尊稱して崔五丈と云り皇國
 の今俗常にこれを云す唯芝居俳優及び淨瑠璃太夫等
 に物を贈る書にのみ某丈江と書く或は幟等を贈る其
 幟に大書して某丈江と書すことになれり
 目の稱の事 今の雜言に他を卑め或は悪んで云時專
 らがさめ畜生め野郎目まぬけめぢいめばいめばあめ等
 或は名の下に目を連ね云こと諸國とも有之某め誰
 目等也蓋雜人の言にして書に筆するに非ず文には用
 ひず守貞愚按に諸國のさくわん目字を用により考あ
 れども牽強故に謂べからず
 殿様 萬石以下以上ともに幕府直參の武家は臣僚よ
 り主人を稱して殿様と云蓋是には殿を濁らすとのさ
 まと云名の下に云時は濁て某どのと云也
 塵塚談に寛政以來幕府の官醫も稱之て殿様と云
 は私也以前は旦那と云と也 園太厩に人を尊みて
 様と云こと四百四五十年ばかりも彼方の文共より
 始て折々見へたり上様前様禁裡様御所様公方様宮
 の御方様徳大寺様女中様杯見へ書狀の宛名にも御
 つね様などもあり又鹿苑院殿様室町殿様など

殿様と重ね云ることも見へたり云々
 檀那 三都ともに士民臣僚奴婢より其主人を指て且
 那と云或人云だんな元梵語也倚頼の心也と然るや否
 を知らず 武家萬石以上以下も他に對し時に應じて
 其主君を且那と云 陪臣の武家は皆必らず其主人を
 且那と云・民間も其主人を且那と云 武家の陪婢俗
 に云「またもの」は己が仕ふ腰婢をも且那と云 又俗
 家より菩提寺を且那寺と云菩提寺及び諸社ともに
 信者にて常に米錢等を供す家を且那或は且家且方と
 も云 敕願所は朝廷御祈願所は幕府を大且那と云の
 類也 又己が主君に非るも常に扶助を受る人を指て
 且那と云近世は小民より巨戸の主人を且那と云は阿
 諛也 又賤業の家及諸工家の輩などは且主を且那と
 云す親方と云ふもあり 又士民ともに主人父子在す
 には京坂にて親且那若且那と云江戸にて大且那若且
 那と云或は小且那と稀に云

塵塚談云我等十四五歳迄は御家人二三十倭高の妻
 女をかみさまと皆人稱せり増て商人は富家も
 かみさまと云子供が親兄へは「と、さま、か、い、さ、ま
 「わにさま「あねさま」と云けり然るに二三十年以

來用人渡り用人の類の妻女町人も相應にくらす者
 の妻は御新造様と云ふ又は其日ぐらしの者の子供
 も御と、さま御か、い、さ、ま御わにさま御姉さまと云
 ことになりたり況や富家と淺草札差は心至り禮義
 武家を學びて娘を御じやうさま妻を御新造様と稱
 す大名の嫡子の室を御新造様と稱することを知ら
 ずして潜上無禮なること惡むべし世の中奢れるよ
 り言語迄偽りて實義は薄く輕薄になれ諸商人が卑
 賤の者へも賣物賣付んとて崇め敬より移り來りし
 ことなるべし云々予十四五歳と云は寶曆元年比を
 云御家人とは幕府の下士日俸を以て仕官の士也年
 給俵數を以て云もあり用人とは萬石以下の家令を
 以渡り用人は世職に非ず譜代に非るを云
 京坂の士民奴婢より戸主の妻を稱て大小戸ともに奥
 様と云又男息未だ童形なるを幼様いさ」と稱し女兒を
 娘様じやうさま或は御字を
 附おじやうさまと云

世事談曰御方庖丁堺より出るたばこ庖丁也此鍛冶

己が妻に合櫛を打せ云々御方庖丁と云關西の民俗
 妻を稱して御方と云也云々守貞云今世關西にも御
 方と稱する國を聞ず東國はおかみさま京坂はおく

さまおいゑさま尾州はごつさま御新造の略也
 大坂の市民主人の妻を巨戸及び巫醫等は京民と向く
 奥様と稱し中以下専ら御家様と云 蓋息男に嫁を娶
 云或は息未娶以前 蓋息男に嫁を娶
 姑ある者又は無之 蓋息男に嫁を娶
 坊に稱し 蓋息男に嫁を娶
 上に似たり 蓋息男に嫁を娶
 こと京と反せり 蓋息男に嫁を娶
 は若且那と稱す

他の妻女を内方と云ことも古し貫之家集にさねす
 け中納言の内方とあり
 京坂ともに男女兒より父を稱して中以上は御爺様と
 つゝ 母を呼で御かあさんと云小民の子は「と、さん」
 「か、い、さん」と云童形を改たる男子は父を親父様と
 ま母をおかあさまと云小民は母者人は「じやひん」
 ては「じやひん」
 き云 中民以下自他の伯父叔母兄弟を伯父貴叔母貴
 兄貴姉貴と云 以下准之 京坂の小民他人を卑て彼
 鬼 此餓鬼と云 自他の男兒を卑めて小倅 女兒
 を女郎 と云 又他の婦女を指て街妻と云 女色を本とす
 實は賣色の女を指す 或は姫と云 女色を本とす
 也今世卑めて稱之也 或は姫と云 女色を本とす
 云美人を「うつくしもん」と云又方言に婢を菩薩と云

米を俗に菩薩と云炊婢米を炊ぐを
 以て今に總て民間婢女の異名と云
 の妻を御新造様と稱す巫醫は小戸も稱之 蓋幕府の臣
 新造の傳説也 今に老婦にも稱之
 す男子童形を坊様 京坂にては「ぼん」と訓す江
 及 蓋坊様とも武家 中以下男女兒ともに其名を稱す 京坂
 も名を 蓋坊様とも武家 中以下男女兒ともに其名を稱す 京坂
 之也 因云江戸にて新
 婦を御家人と云す

江戸男女兒の其父を稱して中以上は御爺様とつ
 を御嫁々様 おつさん江戸 小民の子は父を「ちやん」と
 つちやんの略也 幼して舌の利ならざる故如此を今は漸利舌の兒
 も做す 之云故に或は妻を呼でちやんと云もに半賤の辭也
 母を「おつかあ」と云 の略也 兒既に成長して父に別稱
 なく母を御袋と云 おふくろ 伯父叔母兄弟には御字を付
 て伯父御 おじ 叔母御 おば 御姉御 おね 御と云 本朝文釋官公自註に俗
 人女御之儀也 云々後撰集に 小戸の夫己が妻を他に對て「か
 大夫の御○開院の御の如し」
 「あ」と云或卑て山の神と云妻は夫を卑て宿六と云
 上下通じ己が夫を對て他て宿と云やど、訓す 又三
 都ともに戸主を亭主と云 公私に通じ 妻を女房と云 又
 子に戸主を譲りたる老夫婦を隠居と云 俗稱に御隠居様
 俗は他の世の難したるを御袋様と云江戸にては難有髪及び老長
 を指す 他の世の難したるを御袋様と云 江戸にては難有髪及び老長
 御袋様上服中 又三都ともに他の父母を爺御母御と云
 御袋様下服中

江戸の小民他人を卑めて野郎やろうと云婦女を尼あまと云己れが男兒を陋めて餓鬼がき或は小僧こぞうと云江戸にては長の人にては女童を尼と云故に女童をあまと云す江戸にては之を比丘尼と云す婦女を指てたぽと云たはよめのほを濁娼ぢやうを濁女ぢやう郎ぢやうと云美人を上たぽと云御袋と云こと中原康富記に享徳四年正月九日今曉室町殿姫君誕生也御袋は大館兵庫頭妹也云々足利家の側室生子を云也御袋と云こといと古きこと也此處にて云御袋は今云御腹ごはらと同意ならん祖父祖母おじいばあ江俗えいぶくはちいばあと云己れが妻をおとこと云江戸にて奉公人 奉公は仕官を云今俗民間に仕ゆるをも都て奉公と云民間の奉公に亦差あり工商家等童形に仕ゆる者を京坂にて丁稚ぢやうぢい兒ごとも云ともにてつちと訓す江戸にては小僧と云丁兒小僧の既に長て元服したるを商家等にては手代又は若い者又見世の者とも云童形以來年給を與へず夏は麻衣一領冬は木綿冬服一領を與へ其他所用の諸物及び諸費を與へ又手代となりて後は勤功により年給を與ふもわり家制一に非ず是を年季奉公と云年季は大略十年とす然とも商家は十年にては自ら一戸を開くことを聽さず大略二十餘年

の勤功を以て主より金銀を與へ一店を創せしむ三都とも巨戸にては若干金を與ふこと無制蓋毎戸大略家制あり中戸以下は京坂の銀三貫目乃ち金五十兩に當る江戸は金百兩を與ふ是を元手金と號す一店を開きし者を別家或は出店と云又數年奉公して未だ別家を命ずるに至らざる時は先づ裏店表店等の小戸を設け或は妻を娶らしめ毎夜こゝに臥し日は本家に通勤す是を通ひ番頭或は通勤番頭と云蓋三都ともに番頭は手代の長を云又江戸にては既に番頭職を勤め終り未だ自店を開かず奉公する者を隠居番頭と云又三都とも番頭を或は支配人とも云又或は番頭の上に支配人を置もあり 又江戸にて右の年季奉公人専ら始より請人の 證文を收めず四五年或は二三年等にて收之其時奉公人の父又は受人に金一兩を與ふを風俗とす京坂には不與之 又三都とも工家は丁兒より元服後通て弟子と云て手代と云す十年季畢れば自宅を構へ習ひ得たる工を以て生業とす蓋工の道具を與へて元手金等を給はず 又三都ともに口入より年季奉公を媒あれども稀にて多くは知音等に頼て仕へる需むる也半季奉公は専ら口入人の媒を以て奉公す

三月三日より九月朔に至り九月朔より三月三日に至る是を半季とす蓋京坂は九月を用ひず八月を期す其期日を出替り時とす男奉公京坂給銀半季分八九十日江戸は半季に出入すと雖ども證文には専ら一年を期す一年給金大略三兩是を下僕とす故に手代若い者等に用ふると稀にて多くは炊飯のこと等を職とす然れども筆者及其他手代奉公にも亦半季奉公あり炊飯及び主人の草履取其他買道に與らず雜務を專とする者年季を用ひず必半季奉公人此下僕を下男と云京坂方言に久三と云江戸の方言に權介と云此奉公人も數年の功ある者には往々別家を命ずるもあり又江戸にて炊僕の長を俗に臺所番頭と云又三都ともに手代奉公人は或は當地或は他國の者下僕多くは他國の者にて當地産人稀とす女奉公人京坂大戸の娘は奉公に出す者太だ稀也大約中戸の娘は巨戸に奉公し小戸の娘は中戸に奉公す或又中小戸共に自家に比する家に奉公するもあり巨戸の婢に三四の差あり上婢の腰元と云ふ小上婢を小腰元と云禮晴には振袖を着す大略巨戸の腰元は自地町人の女に非ればこれを養はず腰元の次を上之中通

り其次を下中通下婢を下の女と云し者をなんと訓す或は腰元中下の女と三等に別ち中戸は上の女下の女と二等に別てり上の女は裁縫等を專とし下の女は炊飯等を專とす又専ら通て雜事を候す又上の女下の女ともに當地の女あり或は他國他村の者ありと雖ども専ら上の女は當地の者下婢は田家の女多し是田家の女は裁縫及び諸禮に疎く且は綿服のみを蓄のみ當地の女は裁縫を學び諸事に便に 又美服をも蓄之て主婦に従ふ等に宜きを以て也又炊婢飯焚女と云 中戸以下女奉公人上婢半年給銀七八十目下婢六七十目因云女奉公人二年季稀也専ら半季奉公給銀を以つてす 乳母俗におんばと云半季給銀百目許を與へ夏は麻衣冬は冬服を與へ其間春秋には主婦の古服を與へ諸費を供す因に云三都ともに半季奉公給金を與ふ者は皆諸費を與へず諸費給金にて便之蓋家制にて給金の外に烟草紙等を與へ髪結錢浴錢を與ふとあり或は與へざるあり皆家制による唯三都ともに乳母のみ給料の外に服及び諸費を與ふ蓋京坂にては乳母の兒存亡ともに其兒を養はず又其費を與へず江戸にては乳母の子存する者を好としこれを養ふの費を與ふ

江戸の市民の娘の大小ともに坊間に奉公する女太だ稀也巨戸中小戸の女ともに専ら幼年より諸技藝を教へ武家に奉公を求む大祿の大名小祿の家及び上婢中婢下婢等専ら自家の貧福をはかり美服多く諸費を觀ざる女は大祿の家或は上婢に出す服多からず諸費備ざる者は小祿の家及び中下婢に出すこと各千差萬別あり 江戸坊間の婢は専ら相摸安房總州の者多し是江戸の女は前に云る如く専ら武邸に奉公するが故也因て京坂市民の婢には風姿野ならず往々美貌の女あり江戸坊間の婢は自ら野にして美婦稀也 江戸坊間の婢年大略金三兩より二兩に至る上婢下婢二等あるのみ上婢を中働と云中働を年給二兩餘下婢を飯焚と云おまんまたきと訓ず年給三兩蓋家制により不いと雖ども江戸は飯焚の勞多きを以て年給上婢より貴し 又江戸にて乳母をばあいと云年給等大略京坂に同く蓋乳母の兒ある者は母子ともに養へ之或は乳母の兒を他に養せて其費を主家より供す是を里扶持と云大略月費金一分錢二三百文を以て里扶持とす乳母の兒を養はざるを半乳と云

別ちたるは其親方主人の家を本家と云或はをもやと云母屋也蓋文には本家と書口稱に或は本家或は母屋と云 又庶子兄弟等の別れたる家を分家と云手代奴僕等の別ちたる家を別家と云又分家別家を通じて出見世とも云 又京坂には必らず本家の家を別ち分家とも本家と同家號を用ふ異稱を用ふる者其稀也又宗旨菩提寺をも本家ともに同きを專とし異なるを甚だ稀と云 又江戸は親方主人の家を本家とも云ども多くは本だなど云本店と云別れたる方を都てでだなど云出店也 又江戸も本別家號同稱を專とすれども又往々異稱の者京坂より多し宗旨菩提寺も准之 又三都ともに市民家を別つ時は本家の記號及び家號を染たる暖簾を頼ち與ふを習風とす或は生業により暖簾を用ひざるあり或は用之れども不與之家風もありと雖ども京坂にては其一族を凡て暖簾内と云江戸にては多奈宇知と云店內也

第四編 生業上

商賈 行貨謂之商 居貨謂之賈 蓋利之所 在而流 通百物 便 民交易 者也 白虎通には商とは其遠近を商ひ四方の産物を通じ聚之と也

因に追書す 大凡諸物價文化文政中に比すれば嘉永安政には一倍となり安政六年横濱開港の年種々數品諸蠻貴價に買去るにより交易の品物はもとより他品迄も蠻夷買去るべき説により利を貪る農商頻りに貴價に賣買すより忽ちに文化文政の三倍嘉永の二倍となり今慶應に至り或は三倍又は四倍五倍する物あり其騰揚する基本は洋銀多く國に入て銀幣の増たるにあり是高直の根本にして加之に諸國横濱等に商用にて出で數日を経て歸村する者繁華の奢侈を諸國に傳染すると農工を去て賈道に入るの人民多く作る人少くして用費の民多くなりしと萬物成長する天理自然とによるもの也右の如く頻りに貴價となりたれば今世の人此上の貴價はなきこと、思へけれども予は然らず増長は自然の理なれば今の高直は又後世廉價なること必せり

今世諸國にて所産工農より買あつめ是を大坂以下の都會に漕し出す者をにぬしと云荷主也其買物を積たる船の大坂等に到り着く時常所の商人の買んと欲す者を訊て賣之口錢を取り其價を荷主に取次ぎ與ふるを古は問丸と云今は問屋と云問屋より買く是を亦諸國の有無を考へて賣り或は常所の小店等に賣る者をかやいと云中買也中買より買て諸人に賣る者賣と云 大坂の問屋は専ら中買のみに賣り諸人に賣ざるを商法とする者多し中買よりは小賣商人にも亦諸人にも賣ることを定制とする者多し 江戸の問屋は大坂より買ふ者を盛とし又生業により他國よりも買ふ然れども問屋より皆必らず中間にも小賣店へも諸人にも賣之者多し稀には問屋より中買に賣るのみにて諸人に賣ざるもあり

京師商賈 京師は海遠く船使ならざるが故に自ら商賈は坂江に及ばず唯吳服買のみ江坂に肩を比する歟又工にも西陣を第一とす 蓋諸賈に組合仲間ありといへども余不詳之聞之ことあらば追書すべし 七條米市 是も大坂堂島の如く大行に非ず大坂堂島の相場を傳へて准之倣之て高下する也 京坂にて

同生業群居の地は 西陣の織屋 金襴純子綾錦絹縮 緞其他都ての織殿也女工を専として製之諸國に賣

大坂商賈 諸國の産物を始め來舶の諸物も一たび當 處に漕せざれば速に金銀と換へ難く小價の物は他國 にも金に換れども大價に至りては必らず當地を速 也とす又當時諸國の多少を知ること當所を一とす故 に元價を定むるも當所にあり

二十四組 江戸に十組と稱す買黨ありて各其品を分 て黨をなす今俗は黨を稱して仲間と云某組と號し定 額を株と云十組外の者は大坂より直買を許さず蓋漕 物のみ陸運の物は定制無之

右の江戸十組に諸物を漕し賣る大坂の定額乃ち此二 十四組也此組外の物の船を以て江戸に買物を遣るこ とを許さず 天保府命の時組合仲間の名を止めて制 を改めず江戸は名も制も供に止之近年亦ともに復之

大坂堂島米問屋 平野町唐物問屋以下諸商各組なか まあり而て其組仲間中に江戸に商する者あり商する ことを得ざるあり譬へば砂糖仲買三黨あり一番組を

戎講二番を大黒講三番を永代講と號く三講合て凡二 百餘戸其二百餘戸の中に江戸に遣り賣る者三十餘戸 號て住吉講と云住吉講外の者江戸に積送することを 許さず蓋江戸の十組は官制也大坂の積仲間は私制に 似て又公にす他も准之

右の住吉講乃ち二十四組の一也

大坂にて同生業群居するの地は 堂島米市 堂島の 米商は百斛以上を行ふ蓋米商に正米と帳合と二行也 正米は實に米の賣買帳合は空米にて唯賣買の名のみ にて其行實は米を賣買せず差金と號けて大略百斛に 金一兩を出し一石六分の高下を見る若百石買たる者 石價の内銀六分下落すれば差金流と云て失之多寡 准之朝に賣買し夕に得失を知る若越夜する者は問 屋口錢を出す者隨意也此行細微せんと欲すれども小 冊更に難し盡種々無量の商法ありて大凡日本第一の 商道を當所米市とす故に略之 堂島の高下するを 引き移して江戸堀及島の内新屋敷にて二十石以上を 賣買す正米無之乃ち帳合の小行なる者也京師七條 の米市も堂島に移す是を凡て景氣或は氣配を移すと 云也都て相場の勢を景氣氣配と云三都諸商然り

雜喉場魚市 鮮魚市也

新鞆町干魚鹽魚屋 干魚は枯魚を云俗にひものと云

干物也鹽魚しはものと云也

天満市之側青物市 青物は菜蔬の類を云

北濱 過書町 今橋通の巨戸豪民(船場北極の邊富 民軒を比す他邦に無之處也) 又今橋邊には紙問屋 多し

伏見町茶道具屋 表専ら格子構也茶燕の具及び惣て 貴價の古器物雅玩の品を商ふ

道脩町藥種屋 來舶及和藥の中買也 藥買には問屋 無之來舶を専とする故也

平野町唐物問屋 表揚げ店構なれども見世更に賣物 を置す専ら東堀の川岸に土藏を連ね建て是に貯ふ 唐及和蘭來舶の諸品は長崎にて官市也長崎にしやう にんかたと云あり商人方も買入ありて入札にて官よ り買之其諸物全く大坂問屋に贈る問屋は其品を中 買に賣るに賣出し買出し入札直組其他種々の買法あ り略之又京江戸にも漕し賣る

又藥種數品中の員數多き物と砂糖 針丹 藤 此 類に表相場と云て別に日價を稱す専ら賣買の名の

みにて空物なり 米市の帳合商内と同意也又空物

に非ず正き賣買を有物商と云有物相場と云ふ多少 品ともに日價あり 有物表物ともに正月限三月限 六月限八月限十月限と日を期て價を出納す 表物 譬ば出島白糖十月限にて今日の相場十九と云て廿 櫃にて價銀四貫八百目にて問屋より買之期日に 至るの間毎日の相場を考へいつにても再び問屋に 賣返し或は利或は損とも期日買賣の間銀を出納 す若期日に至るの間に賣返さる者は期日の相場 を以て賣返し其間銀を出納す或は前に問屋に賣り 後に問屋より買返すもあり元來空商故に隨意也蓋 問屋口せんと云て問屋より賣るには七分問屋へ買 ふには一三の口錢を賣買ともに問屋に收る譬ば右 の如く四貫八百目に問屋より買ふ此時の口錢三十 三匁六分也問屋に賣り返す日の相場四貫九百目に て價にては百目中買方の利得なれども四貫九百目 の問屋口せん六十三匁七分を除く故に賣買の兩口 錢合て九十七匁三分也百目の中より除之は僅に 二匁七分の利也凡て准之 問屋或は敵之或は毎 日衆問屋會て中買諸人より托する所を以て賣買

之其價を今日の相場とす此行他邦更に無之有物の問屋口錢も表物と同一異制無之

本町 木綿吳服及古着等の商人多し古着は古衣服也古手とも云専ら木綿吳服古着各々一業稀には兼之もあり並に諸國に漕し或は當所の小店にうる 諸人に賣るは稀也而て問屋と云す

唐物町 昔は來舶物の店ありし歟今無は之 武具馬具及革細工物の店と竹細工の店多し

追書砂糖のこと昔は紅毛より齋來るを出島白清より來るを三盆頂番並白と云外に氷砂糖あるのみ又黒糖も齋來る皇國にては薩の黒糖あるのみ是も琉球及同近島に産すのみ官に蔗種を傳ふ寛政中是を市民に命じ始て皇國に種ゆ乃ち余北川祖父及び外に三人都て四人豫之駿遠の間に弘之種法製蔗法を農民に教授す速に種之夫より西方に傳ふ西方にて土佐國早く製之ことを得る今世は蘭清の糖を用ふるは極上製菓のみ其他專和製を用ふ 今世讚は白糖を多く産し又上品とす國用七八分用之阿次ぎ駿遠又次之泉を下とす 黒糖薩地琉製の次とす土次之紀は又次之泉亦其次とし尾參遠駿等

を下品とす

以上船場郷の内東西の通り也 堺筋の砂糖中買及び木綿屋 堺筋は南北の名也砂糖中買は二百餘戸あり各皆白黒及び和製來舶ともに商中買は二百餘戸あり各皆白黒及び和製來舶ともに商

前云如く糖も來舶は平野町邊唐物問屋に漕し又琉球及薩の諸島産の黒糖は當所に在る薩州藏屋敷に漕し中間各入札にて買之故に問屋なし文政比迄は西濱に薩摩問屋ありて琉球産の那覇と云黒糖は皆こゝに來り又大島徳の島嘉界も往々こゝに漕し藏やしきには大島以下の貢物のみにて那覇は入らざりしが大坂町人出雲屋孫右衛門と云人の謀にて全く藏邸に漕し問屋を廢す 堀江の問屋に漕す砂糖は讚州阿州泉州等の産也各産所を分ち或は兼るもあり土州は藏邸に全く漕す紀州も同上と雖も家老の采邑に産する物は當所の問屋に漕す 藍は専ら阿州の産也他産は稀也藍玉は問屋より諸國

に賣り中買人は無之

西横堀東岸の材木屋 専材木小賣也

同 西岸瀨戸物店 諸國産の陶器土器の類を商ふ 磁器瀨戸物と俗稱す尾の瀨戸古く昌に製之故也

同 西岸の南石買石工

長堀の西横堀より以西の南北岸材木問屋 立賣堀南北兩岸材木問屋 東堀にも材木屋あれども多からず

以上の材木屋問屋小賣ともに専ら材木を河水に浮め繋ぎ或は河岸に立る江戶堀二丁目 竹屋 此他材木屋の阿波座堀南岸(奈良屋町阿波町の邊なり)解船屋 古船材を賣る店也字して解船町と云 壹丁目筋 船場郷南北の名其中本町以南道具屋 新古中價の諸器械を商ふ 井池筋 同前 古道具屋 賤價雜具の古きを專とす 八幡筋 島ノ内東西の名 古道具屋 中價の古器物を專とす 善庵筋 上町郷南北の名 古道具屋 賤價の古雜具を專とす 佐野屋橋筋の博勞町以南道頓堀迄博勞町以北座摩の前の古着屋 古衣服古雜服古夜具の類見世に置く或は釣之掛之小賣也 江戸商賣 工商ともに京坂より多しと雖ども商法大

坂の如く大行なる者少し唯酒問屋のみ大坂に無き所也

金銀箔座 元祿九年始置之寶永六年止之 酒運上 課錢俗に運上と云攝等より來る酒の課錢を收しならん 元祿十一年始課之(寶永六年止之屢應元年復古一樽課銀六匁宛)

曆問屋 元祿十一年官命して戸數十一戸に定む今に至り然り 京師は大經師隆屋内匠唯一戸製之て大坂及び諸國に賣る 又伊勢兩宮の御師各製之諸國は方檀方に頒行す是を伊勢曆と云 又奈良にも奈良曆を製し 又豆の三島の社司も製之三島曆と云 又奥の會津薩州の△△△脱字

兩替屋 享保三年數を定て六百戸とす宮天秤四十三戸其始末考宮は上野東叡山領を云 書物問屋 書籍問屋也享保六年六十戸に定む 藥種問屋 享保七年二十五人に定む 是後に本町組と云ものにて廿六戸となる 慶長寫本老譚一言誌云見しは今江戸大橋の邊りに何となく賣刀を持出せしが近年貴賤群集し刀市立て刀を拔連れ物すさまじき體也敵持たる人此道通りて益

あるまじ云々「此大橋は今の常盤橋なるべし且新たに武國となり武夫集るゆへにこの擧ある歟」守貞云
十組と云は 塗物店 内店組 表店組 藥種店
通町組 綿店 紙店 釘店 河岸組 酒店 以上を
云藥種店は前に云享保中定たる二十五人も其他何年に定之こと未考之

右の内酒は樽船と號す大坂よりの廻船に積み下り其
他は菱垣船と云大坂船に積て江戸に来る諸物此十組
と云定額の外大坂より船積にて直買することを禁ず
る也 其後文化△年杉本茂十郎と云者發起人にて右
の十組に庶流を増し人数を益て毎組より課金を納ん
ことを官に請ふに許之則ち左の如し

塗物店元十二人も十四人を増し合て二十六戸とし上
納金六十兩を課す 藥種店元廿六人も二十五人を増
合て五十一戸にて四百兩 二十五人を傳馬町組と云
綿店七十人千兩 紙店人数を増し四十七戸三百兩釘
店に鐵店を加へ六十五人四百兩 河岸組二十一人五
百兩 酒店三十六戸千五百兩丸合組百五人百六十兩
小間物の類也
茅町組雛人形手遊十四戸廿兩 吳服店五十五人五百

干鯛 粕魚油問屋十五戸二百兩 鍋釜問屋卅六戸百
五十兩 定飛脚問屋一人五十兩 是乃杉本木綿太物問
茂十郎也
屋四十四戸千兩 打物問屋十六戸百兩 錫鉛問屋十
戸五十兩 綿打道具問屋四十七戸二十兩 三臟圓一
戸二十兩 菱垣廻船問屋三戸百兩 菱垣廻船沖船頭
百人二百兩是も他國住也 幾戸とす或幾人と云同じ
こと也

通計千九百五十五戸 上納金合て一萬二百兩也
右通計千九百五十五と云ども或は二三品或は四五
品を兼て一店にて賣之者あれば其實戸數は減之
也然も各組へ課金を出す也 又右の加く文化以來
數組を分つといへども尙常に十組の舊號を唱ふな
り 又た藥種問屋五十一戸也といへども其内過
半砂糖買也然も砂糖は元來藥店の有也中古以來大
坂屋勘兵衛堺屋九左衛門の二人藥を止て砂糖一種
の店となる後漸く數戸となり今組外を合すれば二
三百戸もあるべし 又右の諸組の内には樽船にも
菱垣にも漕せざる品あれども准他て課金を收む
もあり 又右の諸組某は某の別れ某は某の庶流と
するなれども繁さにより不注之皆元十組より分

兩 扇問屋十六戸二十五兩 糸問屋二十一戸五十兩
古手問屋十三戸五十兩 雪駄問屋三十七戸百兩
大坂足袋屋三十二人十五兩 大坂住なれども課之
瀬戸物問屋三十六戸二百兩 蠟燭店二十戸百兩
濱吉組三十四人百兩 醬油問屋八十五戸三百兩 麻
苧問屋七十人百五十兩 茶問屋二十戸百兩 下り傘
問屋百十三戸百五十兩 烟草問屋四十一戸三百兩
江州城州茶問屋三十戸五十兩の奥川積問屋三十五戸
廿兩 生布海苔 苧切問屋三十七戸五十兩 下り蠟
燭問屋廿五戸三十五兩 小間物諸色通丁組内店組の
内十二人百五十兩 竹皮問屋十一戸二十五兩 藍玉
問屋三十一戸二百兩 下り糠問屋十戸二百兩 絨繩
問屋四十戸七十兩 菅笠問屋九人十兩 疊表問屋四
十四戸三百兩 下り素麵問屋十四戸三十兩 眞綿問
屋三十三戸百兩 水油仲買八十五人百五十兩 明樽
問屋五十五戸七十兩 廻船下り鹽問屋四人四十兩
世軒組下り蠟燭二十二戸十兩 草履問屋十戸五十兩
色油問屋三戸三十五兩 繪具染草問屋七十三戸百
兩 線香問屋五十九戸百兩 船具問屋八戸三十兩
丸藤二十一戸十兩 仲買下り鹽仲買二十一戸六十兩

流せり

天保府命の後諸組合諸中間株式と云ことを禁ずるに
より右の十組も最一に止之し以來諸戸隨意に大坂
直買す然れども直買を爲すには商力無之者は及ばず
力あるものは從來組外の者も専ら直買す如此諸組
株を廢せしは近世諸品高價なるが故に官にも疑惑あ
り組内商人奸計を以て高直なることと思ひ此府命に
至る然りと雖ども天然高價の時に向ひたれば廢之
の後愈々騰揚し加之に往々乏絶の品あり茲に於て始
て諸組の不可のみに非るを論れり 嘉永四年右の十
組及び兩替其他の諸株専ら復之故之然りといへども
十組にも上金を課せず又天保以來大坂直買せし者を
も除かず天保以前定額の者を本組とし天保以來新行
の者を假組と號けて各組其本組に屬せり又天保前定
額の者も家衰へたる者の直買の力及ばざるに至る者
は株金を取て他人に讓之或は假組となるべき者に
賣之也買之者は新行といへども本組とするなり
江戸にて同生業群居する地は本町三丁目藥種問屋
古は本町に吳服問屋多きよし我衣に載たり今も一二
丁目にあれども多からず

三都とも薬種及砂糖の看板圖の如し今も江戸は二買とも用之京坂は今薬店用之砂糖屋は廢之 江戸昔無砂糖店



一薬店兼之享和中大傳馬町に大坂屋勘兵衛堺屋九左衛門と二人薬を賣糖一種是糖店の祖と

す今は問屋卅餘然ども薬問屋を陽にす 今世薬より砂糖買盛也

大傳馬町一丁目太物問屋 南北兩側ともに同業のみ

唯北側に伊世屋源七と云砂糖店一戸あるのみ 當町の木綿問屋は俗に男世帯と云ものにて毎戸婦女一人も無之多くは伊勢國よりの出店也各巨戸也

小傳馬町の建具工及諸箆筒長持挾筥等の工及商人店(建具は戸障子格子の類を云長持は長櫃也建具以下の工と商家と交りあり或は工商を兼るもあり)京橋金六町同前

横山町邊小問物問屋 愚按古は高麗物をうるを「こまものや」と云しなるべし今は小問物と書は假字ならん然も今世は諸玩物の類紙入たばこ入等の囊物類

或はさせる等交へ賣るを小問物屋と云女子髪飾の類も小問物の内也

大門通り銅鐵眞鍮等の諸器物産

茅場町河岸酒問屋 攝の伊丹池田灘邊より漕すを下り酒と云專之とし又他製もあり各巨戸也 南新川

及南新堀酒問屋同前 小網町壹丁目米問屋 同二三丁目諸近國船荷物積問屋

小舟町一二三丁目鏢節屋 問屋中買交る 富澤町及び橘町の古着店 毎朝晴天の日は大路に莚

を敷き諸古衣服を並べ又見世にも並之同買及び諸人に賣之己の下刻には收之て表に格子を立つ村松町は莚上に賣す終日見世を開きて或は釣之或は掛

並べて賣る 日カケ町にもあり日カケ町は芝口より宇田川町に至る大路の北の小路を云字也 淺草東中町西中町等に古着屋多し

久松町刀屋 刀脇差商也新製を專とし又賤價の物を專とす武家の奴僕に用ふる大小の形したる木刀等皆專當町にて賣る 芝日蔭町刀屋 當町は片側町也片側は武邸也此所の

刀屋は刀脇差小道具とも古を專とすれども貴價の物は稀ならん

下谷御成街道武具店 古諸武器甲冑鎗長刀馬具の類を專とす兼て古銅の水盤手爐床飾物の類を賣る毎戸從來古鎗を數十筋軒に栽たり今嘉永六年亞墨利加船浦賀に來りし時右の古鎗全く賣る甲冑も殘なく賣之其後甲冑の新製をなすこと専ら也今年不慮に多く商せしは當町也

霞町男奉公人口入所

小田原町及本船町邊魚市 問屋中買群居す鮮魚市也

新場魚市 本名本材木町也小田原町等より後に官許あり故に新市場と云ふ中略して新場と云也

芝金杉魚市

深川蛤町大島町貝類の漁家

四日市鹽魚問屋 干魚鹽魚屋也

神田青物市 神田須田町及び連雀町邊にあり大行也

又本所花町にもあれども盛ならず 京橋より比丘尼橋の間にも小行あり 品川驛千住驛にもあり

深川木場材木問屋 宅地の周りに杉及桤木或は楨等を生垣を植回らし其内に池を掘り又此地縦横に小川

ありて池より通之右の池中に諸材木を浮べ或は其品により宅邊に立之て貯へ買入ある時は筏となして池より小川に出し市中に送る又市中諸川岸にも材木買あれども問屋に非ず中小買也

愚按諸買三都の内大阪を盛也とすれども材木のみに江戸を盛歟と思ひしが或人云大阪店廣からずといへども諸國に漕するを以て却て大行也と然るや否哉後考すべし

本材木町材木中買多し 今川橋邊材木中買あり

神田皆川町根子屋 ネコヤと云材木の根を斬去り用ふ其根を買得て板にヒキなどして賣之を專とするより名とすれども材根のみにもあらず槻板等此處にて多く賣之之家宅を建る専用の材は材木屋にて賣之

勿論也ネコヤは看板或は床の間に用ふる板諸材六尺に不足の物等をも賣之は此所のみ故に此所は橋柱等古きを挽割板に制す等平常のこと也 棟梁用或は

四分板六分板土臺用角材柱用丸角材大中貫等の類を賣らず端材板を專とする也 安政四年の自追書 異國通商船 古は海外と専ら通商す中古大内氏明國と通商の勘合の印を藏す大

内亡び勤合印失せて後猥りに通商す其行は京堺長崎三所にあり中古九艘を以てす長崎に末次船二艘舟本船荒木船系屋船各一艘泉の堺に伊與屋船一艘京師に角倉茶屋伏見屋各一艘都て九艘也寛永十一年此九船及び惣て異國渡海を禁じ唯蘭船夏渡二艘清船夏冬合十艘彼より來ることを許し其他彼より來ること及び皇國一切海外に往ことを禁せしが安政に至りアメリカ及びロシア等來り通商通交のこを請ふ時勢止むことを得ず官より許し之事即今之こと也

廻船問屋 諸國回船多しと雖ども運賃を以て漕すは大坂より江戸に下るを第一とす是亦大阪を本とし江戸を末とす其中に二種あり酒樽を積むを船樽と云其他の諸買物を積み漕すを菱垣廻船と云此船は船周りの垣の子を菱に組む故に名とす他船は格子也 此二船を以て大阪二十四組の商家より出す諸物を運賃を以て江戸十組の買店に達す運賃諸物の各定あり價物の條に載す 樽菱垣ともに數十艘あり大阪船問屋の自船より或は船主別に在て問屋に托しあるも又時により雇ひ船もする也大概千石以上の船のみ也

右の大坂より出る諸物の掌るを積問屋と云江戸より大阪に達したるを點檢して其宛名に頒配するを荷役問屋と云諸國皆然り江戸には菱垣樽船共に荷役問屋のみにて積問屋小行故に兼し之 其他諸國廻船究なし故に略し之 京阪の間の船は今井船と云あり諸物を積漕すを專とす 又三十石船と云あり人を乗するを專とし大略十艘中一艘諸物を積む毎朝毎夕大阪と伏見發大阪より上りは一日或は一夜也乗合一人賃錢百四十八文伏見より下るは半日或は半夜也賃せん一人七十二文蓋乗合と云唯坐することを得るのみ故に或は一人にて一人半分或は二三人分を借る是を仕切と云竿を横へて席を分つ並に淀川船也 又大阪にて海船は岸に着難し故に小舟を以て諸物を大船に傳へ積み或は大船より傳へ陸す此船をウワニ船と云上荷也蓋大船も空船は着岸す 江戸にも同前の船あり茶屋と云

屋形船 川遊の船也大阪のは二階あり 茶船 是も川遊の小樓船也無二階也屋根なきもあり 諸物川運漕に用ふ 新造茶船費 銀一貫目

屋形茶船ともに一戸に兼る也船宿船數ともに江戸の如く多からず又茶船にても早卒には出し難く多くは前日に命し之也 茶船は十石積を稱へ其實二三十石を積む

上荷船 ウハニブネと云廿石積を本とし其實四五十石を積む也 新製上荷船銀一貫五百目許 河中海船を納めず故に此船を以て諸物を傳へ積むに用ふ江戸の茶船と同用也蓋空海船は河中に入ること也

江戸諸國の積問屋 小網川二三丁目間にあり關東八州及び奥羽を專とす其他もあるべし毎國問屋を別にし某は某の國某は某の邑と各々皆有とするあり蓋此問屋に自船ある者無之船主は諸國諸邑とも他邦にあり其所産を積來る船に亦江戸出の物を積む或は所産多からずといへども江戸出荷の運賃の爲に漕し來るもあり

茶船 大阪より漕し來る樽及び菱垣船ともに品川浦に繋ぎ此茶船を以諸買物を川岸に傳へ漕す乃ち大阪上荷船と同用の舟也鏡炮洲及び大川端町に此屋あり號けて「ハシケヤド」と云茶船米六十五石積を本とし此運賃銀十八匁五分也蓋船士一人也三人を用ふ時は

別に二人を雇ひと云一人各三百錢也然ども米百二三十石を積得る也本運賃に准じ賃錢を増す 新製茶船費百兩はかり帆及び碇もあり 金より百二十

江戸船宿 堀江町 柳橋邊 日本橋 江戸橋 山谷

川岸 各十餘戸或は二十餘戸軒を比する者多し其他諸川岸に散在する者其數擧て知るべからず 文化中六百餘戸あり 皆川船宿にて荷船宿もあれども十ヶ一にて其九は川遊船を專とし各小戸なれども晒掃を精く屋造り奇麗を專とし男女の密會をなし或は客の求に應じ宴席を兼ね又青樓娼家に引手と號け導くことをなす深川等の遊里盛なる時は其遊客遊女を乗するにより甚繁多なりしが遊里廢止の後甚だ衰へたり又遊參のみにも非ず當所は地廣く特に人心活達なるが故に市中といへども遠路に往くには舟駕を用ふること屢也雨中の他行等にはいよゝ多し

屋形船 江戸は無二階也昔々物語に云昔慶長の比夏暑氣強き故諸人涼みの爲にひらだ舟に屋根を仕掛是をかりて淺草川を衆回す是を船遊の始也翌年の比より大名衆も出しに大勢の供故に船狭くありし故に次第に船を大く拵へ四五間もある船になる承應の比

舟遊盛りにて明曆中の正月大火事翌年に至り御城の御普請其外大名衆の普請にて舟は小舟迄材木を運送する故に涼の屋形なく三四年船遊参止み萬治の比又はやり大名衆も出らる、故七八間の屋形に拵へ後は川一丸關東丸大關丸山一丸熊丸十間一丸など、名付大なるは十一間あり御旗本は鎗を舟に入れ是を見へのやうにせしなり尤大身は用人に戻子肩衣着するもありし云々 天和二年官命して下形船寸法を定め大船を禁止す 寶曆中吉野丸第一矢庫丸夷丸大福丸川一丸其他合て六十餘艘あり文化中減て廿艘計り 志留古保之 字未詳屋形と同制にて聊か小也神田川船宿に凡て四五艘今あり榜人四人乗也屋形と此シルコボシは雇錢の外に榜人に祝錢を與ふる事也 屋根船 大坂の茶船に似たる船也平日専ら用之往來にも川遊にも出る也此船寶永三年官命して百艘に定む其後許之歟今は其數を知らず榜人一人或二人乗也本名日除船船賃柳橋より山谷堀迄榜人一人乗三百文二人乗四百文榜人俗に船頭と云明和安永比五六十年艘文化中五百餘艘猪牙船 ちよき舟と訓す明曆中淺草見附の船宿玉屋勘五兵衛と笹屋利兵衛と云二人始

て造之山谷通ひの遊客を乗すると云或は長吉と云者鮮魚を諸浦より江戸に漕す押送り船を摸て藥研形の小舟を作り長吉舟と號く音近きを以て猪牙の字を附すとも云尤形猪牙にも相似たり唯早走を要とす文化百餘艘猪牙船の賃 柳橋より山谷堀に至る大略三十町也一艘片路百四十八文 猪牙以下並に屋根なし船也 三挺は猪牙に似て僅に大也槽三挺を備ふ意にて名とすれども今は一二挺を用ふのみ 正徳五年官命して二挺立三挺立の船を禁止すと云然ども今も三挺は有之ニ挺と名付る物を聞かず今の猪牙のこと歟 柳橋より山谷に至る船賃一人船頭四百文二人船頭五百文也 屋根船以下賃を記す皆一往一來の片路也往來ともに乗るには又錢を増す 荷足 にたりと訓す三挺立より又大也是は諸物運漕の用を専とすれども専ら右の船宿に備へ兼る 土船 文化九年願濟也 文化中 土船持百三十四戸船數三百餘艘是江戸のみ也本所深川十九戸船數詳かならず 舟漁 釣舟多く深川にあり是も前の船宿に兼るもあ

り榜人を付す 網舟も榜人を付す 百文舟 極小舟也榜人を付す一日雇錢百文也漁する者自ら棹し地を計て棹を立て舟をつなぎ漁る也 飛脚屋 京坂より江戸に往來するを第一とす號て三度飛脚と云是も亦京坂を元とし江戸を末とす 京坂より江戸に往き江戸より大坂に歸る日數に差あり大概三十日許にて一往するを並便りと云是は雇錢賤き故に驛馬の閑暇を待て雇之用ふ 故に日數定なし 次に十日限と號け或は一往或は一來十日を限る然も出納の日ある故に大略發日より十二日にて達す賃錢並便より貴し 六日限を早便りと云發日の時刻により七日に達す然れども近年十日限六日限ともに二三日延日すること多し故に特に正六日限と云て天保初以來行し之六日限は十日限より賃貴く正六は六日限より又貴し正六日出納の日ともに七十二時にて達之並便以下賃錢諸物價の條に詳也 右の並便以下宰領と云て一夫を馬四五駄に附し途中掌之て往來する也數駄の中一駄乗から尻と云て荷を軽くし宰領其上に乗る 並便は晝往き夜は必らず宿す十日限以下は晝夜往て宿すること無し

又特に火急を報す書簡には四日限仕立飛脚と云わり是は常に無之三都ともに需に應て發之大概賃金四兩計也此仕立には宰領を附せず放ち贈り兼て每驛に得意の者ありて掌之每驛夫を代へ續て遣之發日より必らず四十八時にて達之又差込と云あり右の仕立ある時其幸便に付すを云大略金二三三分也 大坂三度飛脚屋 船越町尾張屋惣右衛門 江戸屋平右衛門 尾張屋吉兵衛 津の國十右衛門 江戸 同 佐内町和泉屋甚兵衛 瀬戸物町島屋佐右衛門 室町京屋彌兵衛 西川岸町大坂屋茂兵衛 みぎの大坂茂兵衛天保中届金數千兩を遣ひ入牢して死す家も闕所になり其後吳服町に江戸屋仁三郎附店す 右三度の外大坂には西方諸國及び北國京都堺奈良等各別に飛脚屋ありと雖ども盛ならず皆小行也 江戸にも關八州等及奥羽の飛脚屋あり東海道の間は三都ともに三度に付す 又三都とも町飛脚と云あり各其市中の使用を便す尤書簡を遣るを専とす 今世江戸町飛脚のこと當卷の末に詳にす 京坂に在て江戸に所無し之生業 素禪屋 イロヤと訓す京坂市民の葬送に親族の者は

無紋の麻上下白或は水色也衣服白絹夏は白晒布也富者は毎レ葬製之或は各蓄之といへども中民以下は日借する也女も白絹白麻布の衣服に白絹白綸子帯也此素禪と云を貸て雇錢を取るを業とす江戸は親族といへども染服に小紋上下也

悉皆屋 衣服等染摸様小紋無地とも京師を好とす又洗張等の糸も上手多し故に大坂諸所に宅ありて集て京に遣るを業とす號けて「シツカヒ」と云

縫物師匠 京坂の童女十三四以下書筆を學ばせ其後は縫裁の師家に通はして習之しむ號けて又ひものやと云多くは寡婦等の業とす 蓋三都ともに雇錢を以て裁縫を業とする工あり是は仕立屋と云也江戸にも此工はあれども此師を業とする者なく専ら母姉の教を受る然も京坂より上手多し

白皮屋 大坂安土町同鹽町に在之生皮を製して革章とするの工也 蓋鳩峰八幡宮簾縁菖蒲草也此素革を調進するを以て官工に比す江戸にも似之の工あり京師洛中には更に此工なし

雪踏店 大坂及び江戸にあり京師のみ無之雪踏直しと唱へ履類補理を業とする者雪踏をも兼荷て賣

坊にも往々在之 古は害を用ひず明曆二年江戸本町二丁目和泉屋九左衛門と云呉服買にて 始て製之世人火災に難あらんことを疑惑し他家未だ不用之同三年大火あり和泉屋の家宅は類焼すれども害は更に恙なし茲に至て世人始て其理あることを知り世上専ら造之土藏ある人も金錢の類は必らず害に藏む又少戸の者は土藏より費の易きを以て造之火時雜物を納むの備とす極粗製には無底もあり號てやつま穴藏と云精粗ともに水洩りて平日の用には良ならず京坂には蓄金の用のみに造之に石を以てす水洩す或は解船材を以てす別に害工無之江戸は木製也菜屋 江戸諸所往々在之生鮑するめ刻するめ焼豆腐蕨にやくくわひ蓮根牛蒡刺牛蒡等の類を醬油の煮染となして大井鉢に盛り見世棚にならべ賣之煮豆を兼たるものあり煮豆屋は京坂に多くはなければ三戸づゝ在之江戸の煮豆屋は香煎及なめもの味噌の類を兼ねらる因云三都とも煮豆を座禪豆と云刺身屋 鯉及びまぐろの刺身を専とし此一種を生業する者諸所に多し錢五十文百文ばかりを賣る魚製なれども料理屋より下直なる故に行る蓋沽魚の類少づ

之今世江戸に在て京坂に無之生業

献殘屋 諸武家献備及各互の音物或は市民より献進の諸物其餘殘を賣るを本するの名なれども今は献備の諸品は實用に用ひず此買に賣り下す也是を買て献進再用する物甚だ多く或は私用他用にもすること也

上り太刀と名付て木太刀を黒漆ぬり眞鍮具の物唯太刀の形のみなる物太刀献上の例には用之太刀代と號して價を副る也此太刀等他用し難く再三用ふる也

熨斗鮑 沽魚 干貝 鹽鳥 昆布 檜臺 折櫃 宮樽の類也 葛粉 片栗粉 水餅 金海鼠 干鮑

クルミ 唐墨 海鼠腸 雲丹 右の献殘大坂になしと思ひしに御萩筋本町より以北に唯一戸在之江戸城邊には數多在之京師にもあるべし

纏工 市中火消人足の所有白塗纏を製す他物を製せず纏の圖人事の條にあり 此工神田堅大工町角に一戸あり外に無之

武家所用鉛押の物は武具工にて製之京坂にも武具馬具工の所製也 害工 俗に穴藏屋と云虚嚴島川口町に此工多し又他

兼ね賣り或は鮮魚も格別下直の日は賣る

酒問屋 新川新堀茅場町數戸軒を連ね亦各巨戸なる者也蓋昔は攝伊丹を酒の最上とし今も酒造家多しと雖ども近年は灘目の酒を最上とす灘目と云は大坂西方の近き海灣を云池田も昔は伊丹に次げり今は甚だ衰へたり然れども伊丹池田灘等を専とし尾參等を中國物と云次之其他の國製を下品とす 京坂は伊丹

池田灘ともに隣國隣邑なるを別て特に問屋を置ず酒造家より直に小賣酒店に賣る也京坂小賣酒店を板看板いたばん酒屋と云江戸にて升酒屋と云也

便り屋 江戸の方言にてたてよりやと云元來町飛脚と唱へ昔より貧民の一助として諸業に兼行する事に

て三都ともに有之と雖ども嘉永以來江戸にて其法を改め立て殊に便也とす其始め中央には俗に霞町と云處に男奉公人の口入に五六戸あり其一人行し之而て

淺草馬道と南方は芝とに同業を開きて中央の諸用書通等は霞町に集め品川妓家其他の分は芝より集め新

吉原等の諸用は馬道に集めて南北より霞町に集り南より北に達するの用は馬道の者に托し北より南に達す者亦芝人に托せり夫より常今安政に至り益行れて

數戸諸所に在て數人を出す是則町飛脚なれども又古來の如く困民の兼行に近國近在代參町小使と云看板を出し雇錢を以て爲之者亦並び行はるこの便り屋と云者は横二尺堅一尺高尺餘の筥に所名家名等を漆書し挾筥の形に似せ片長の棒を付け筥を背にして前に出たる棒端に風鈴を釣り歩行す用ある家には鈴音を聞て彼が來れるを知り書簡等を托す其便り屋の家に近き者は其店に持て行て托之雇錢遠近により定制あり一用一人を雇ふ町小使町飛脚とも云者よりは廉也

藏法師 江戸大河以東の本所深川の地には市民諸買物も蓄藏する土藏甚だ多し是大河以西は民屋幅濶して墨地少く火災屢々にして土藏と雖ども危きに近く特に地買貴きを以て河西居住の市民自宅に土藏ある者京坂より甚だ多しと雖ども亦特に河東の地に一字數戸の長倉等を造りて米穀以下諸買物を蓄ふ備へとす或は自物を納れて常に賣之或は時價の高下を計て賣之或は他の買物を質して金を貸す者等或は金を貸す月收を以て他の買物を蓄へしむ等に備ふ時價俗に相場と云月收を藏敷と云 河東の地は縦横支流

多く船を用て諸物を出納するに利あり又地價賤く墨地多く家居少く倉壁厚からずと雖ども火災の難少きの利あり故に如く此近年益多し 此とき土藏は一宇五六戸或は十餘ありて數字を並べ造り其邊に家居一戸を造りて藏法師を住しめ年給を與へて品物出納及び貸藏の進退月收の事皆掌之之意家主と同一職を讓るに金を以し藏法師の株と云然りと雖ども家主は官に公にし藏法師は私職なるが故に藏所にも必家主あり或は別に置之或は藏法師家主を兼る 藏法師と云ことは足利幕府の時法師を以て倉庫の出納を掌らしむ故に今に江戸民間年給を以て倉を掌る者俗人也と雖此名あり又今の官庫官倉は奉行人掌之也

淺草の藏宿 札差とも云官倉の邊に在るを以て藏前の札差とも云各々巨戸也幕府の臣僚萬石以下の祿米及日俸を證として金を貸し月息を收めて生業とする者戸數九十六戸なりしが天保以後増戸ある歟

愚按藏宿の名あるは其始祿米日俸出納の人茲に休息し或は飲食之ことを業とせしもの、富ある時證之として借金するなどより初りきたる物歟尙能追考すべし 凡官倉より米を給ふ俸祿の人を藏米取りと云采邑にて給ふ事を地方取りと云地方取りの人は札差にて金を貸す

酒問屋 京坂も伊丹池田灘以上三所の産を上品とし専用すれども亦各其地にても造之然も伊丹以下とも近きを以て小賣店も直買する故に京坂には酒の間屋無之因云京坂酒小賣店を異名の如く板看板と云いたかんばんと訓す 又江戸の小賣店をまささかやと云樹酒屋也又樹酒屋の内看板に上酒樽割と書たるあり升賣も准樽賣にて廉價に鬻の意也

三都生業不同の事 京師の盛なる者 西陣織殿 第一は呉服所と號け官家武家の諸服調進を職とする者數戸各巨家にして盛

也 同 業の精及妙ある者 染物 紅 大坂の盛なる者 豪富子錢家 巨賈元商 子錢家俗に金貸と云かねかしと訓す 元商を問屋と云 同 業に妙ある者

江戸の盛なる者 都ての小賣店 食店 武家調用之商人及雇夫の長 酒問屋 樹木屋 染井村 巢鴨村に多し各庭を廣くして珍花異樹を蓄へたり京坂同業の及ぶ所に非ず唯大坂高津の樹木屋吉助のみ比之歟或は及ざる歟江戸は盛なる者數人

出し見世 床見世 三都とも市店の庇下の不用なる所或は諸橋前後の墨地俗に云橋臺にて石垣上也或は諸墨地に板小屋を建て諸物を賣る者を京坂にて出し見世商人江戸にてとこみせ商人と云なり京坂にはあれども稀也江戸は甚だ多し庇下にある者は御成にも墨み置のみ墨地及び橋臺にある物は除き去る也御成は將軍の他行を云

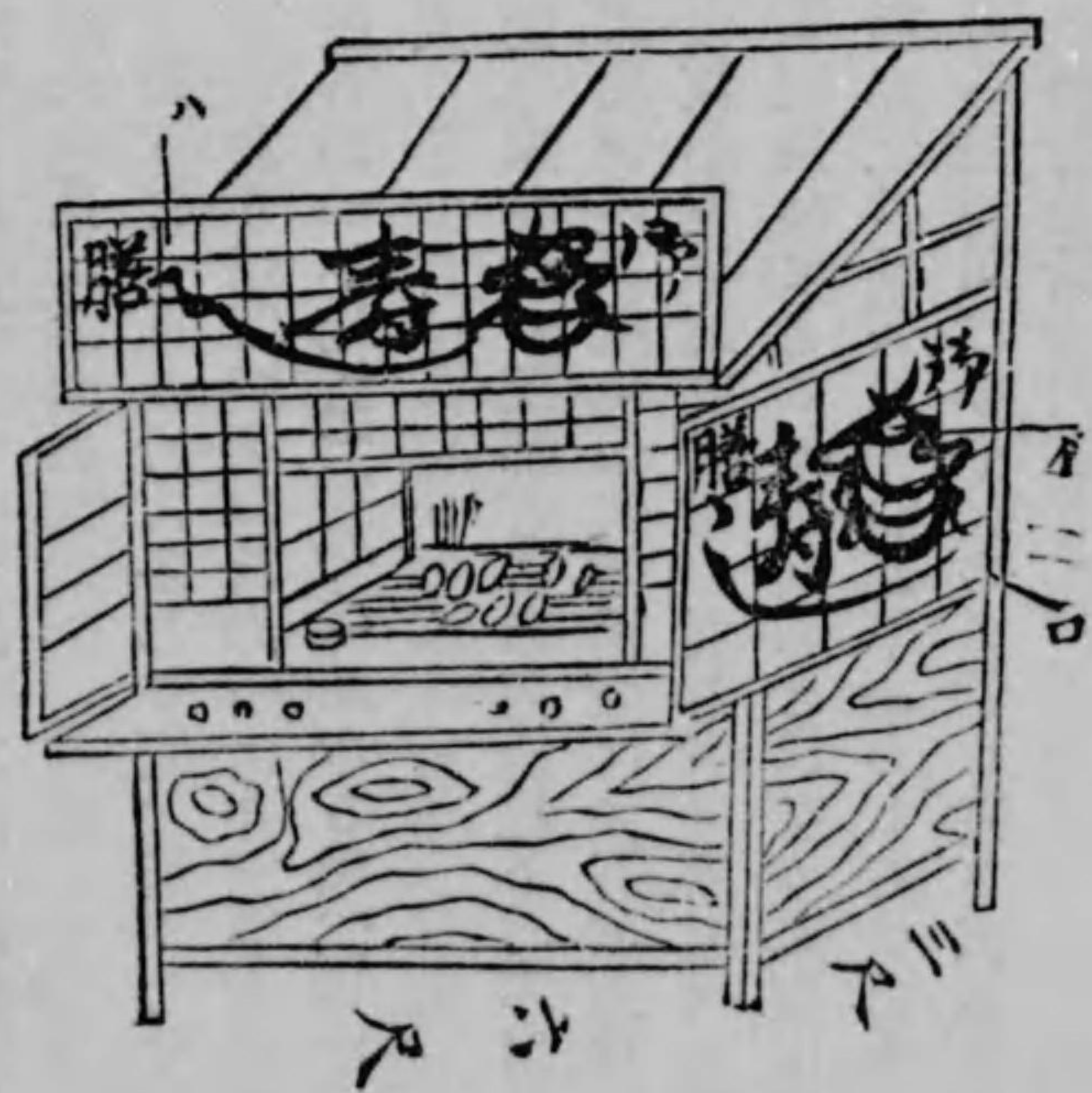
右の出し店床見世の者は別に住宅ある也其住宅を江戸にてはひかへたなど云控へ店也 出しみせ床見世

ともに往來繁き所に多き也其地價は其所の家主が有とする者多し橋臺壘地等にあるは自費の者多く底下にある者は其地主より造之月收を以て貸之者多し江戸四日市に床見世多し是は官許故御成にも休業のみにて小屋を除かず中には土藏の造りものもあり又一字數戸ありて貸之者多し方九尺ばかりの見世にて月收金二分二朱許也 又淺草官倉の前に床見世多くなりしが天保府命の時皆除之止む唯享保以前よりあるの一戸を除かず今も存之 出し見世床見世は多く解て除き移す左のやたい見世は形のまゝ他に移す 出し見世床見世の賣もの定り無し之小間物小載 麻裡草履 嘉永四五年の間江戸床見世にて唐蘭來舶の小間物を専ら商之又金花糖と云菓子を商ふ見世多く見ゆ 下圖の如き見世及び臺のみにて屋根なきをも京坂にては是亦出し見世と云 江戸にてはやたいみせと云て甚多し

屋體見世すゑみせにて不用の時他に移す 屋體見世は餅 天麩羅を専とす其他皆食物の店のみ也 粗酒肴を賣るもあり 菓子餠餅等にもあれども餅と天麩羅の屋體見は夜行繁き所には毎町各三四ヶあり因云

天麩羅は自宅にて賣るにも必らず宅前置之餅店には或は置之或は置す

圖之世見體屋



イ、此程に横木ありて他に移すにはこゝに揚を掛け荷ひはこぶ口、京坂には此以上を造らす是より以下の如き臺而已の店多く亦圖の如く屋根あるものも往々有之

ハ、此障子あるは甚稀也

粟餅店 此店常に稀にして寺社開帳等群集の路傍に専ら賣之其術尤奇とす一握すれば指間各一顆を出

し都て一握四顆の團子をなす其形無大小これ切て六七尺餘間ある盤中に投す其速妙なる空を飛ぶと二三顆を絶せず盤中豆粉にさたうを和しこれをつけて賣る 或曰正徳元年甲の八日市の不動を回向院に於て開扉あり其時兩國橋東に松屋三右衛門と云左官始て飛團子を賣る初名景勝團子と云豪俊の名憚べき條制之故に名を更て飛團子と云壯士奮つけどもつぶれざるを長尾氏の鋒先に比すの名也云々守貞幼年の頃大坂市中を屋體店をがつぎて巡る者に景勝新助と云團子賣あり京坂に傳へ唱て却て彼地には長く廢せざりしなるべし蓋三都とも團子は米粉を團する者にしてこゝに云は粟の餅なれば其品異なりと雖ども因に云而已

乾し見世天道ぼし 京坂にてはし見世と云江戸にててんたうぼしと云路上に蕙敷き諸物をならべ商ふを云その品定り無し之と雖ども古道具をもつばらとす或は古書籍

天道乾の中に室町見世と云あり鼻紙袋烟草いれさせる印籠巾着脇差矢立の類新物を専とす結帯或は花器臺卓の類床飾の土製の福祿壽像或は銅像の惠比壽大

圖の店餅粟張簀葎 之水茶葎葎張も同之



黒等もあり稀には古物も交へ置といへども専ら外見美にして其實産製の物多し江戸の人買之者甚稀にて買人は鄙人を旨とす昔は室町に多かりし歟今も室町見世と云と申也 近年江戸にて草薙をしき前に火鉢をすえ榮螺の壺焼類を賣るもの往々有之 路上にて商ふ中に木實瓜の類を賣る者及び鮎を賣る輩は亘六七尺或は八九尺の大傘を立て其下に臺を据へ賣る者三都ともに有之 京坂には魚酒肴を賣る者に多く江戸には瓜菓子買多しとも日光をさらふ品物故也

因云今世菓子と云は砂糖にて製したる物を云本來は菓子木の實とも一物也といへども砂糖製の物を専らくわしと云により京坂にて桃柿梨栗の類を「このみ」と云江戸にては此類をみづくわしと云水菓子也 右の糖製の類は別名を命じて可ならん歟と覺ゆ今世右の類甚だ多く文書の上にては年を経地を異にす時其實の違ふ事甚多し 際物師 さはものしと訓す一時限りの物を賣る生業を云へども唯江戸のみ唱之京坂も亦その買われと

齒磨は齒の藥なり紅は唇藥白粉は顏藥艾は途中急病に供す因之燧石燧鏡も賣之於之玆大概賣藥香具を路傍に賣るは必らず矢師の黨也 三都定る長なく其老功の者に從ひ業之す則親分子分と云 京師江戸 大坂江戸煉藥三職圓店吉野五運 江戸同店本町四丁目酢屋平兵衛 相小田原驛虎屋某 うひろうと云賣藥店勅許八棟造り日本第一野士と云り (或人云關東の長上野州さいい村竹澤政五郎 關西には三島驛吉五郎西國追考すべし) 今世御免歌舞妓の外江戸俗のおでこ芝居と云者皆此矢師の有にして其一座の主たる者香具師某と書く香具を賣るに人愛を招く術に手踊すと云の主趣也 萬の觀物も准之心らず矢師の有とす 次巻載る鼠取藥 赤蛙の製藥 弄物 蕃菽粉 艾賣等各矢師也 茶漬屋 茶漬飯の略也京坂其始を詳かにせずと雖も元祿六年印本西鶴置みやげ日近き比金龍山の茶屋に一人五分づゝの奈良茶を仕出しけるに器のきれいさ色々調へざりとは末々の者の勝手能こと也中々上方にもかゝる自由なし云々金龍山は今の待乳山を云也一人五分は價銀五分也是によれば京坂は元祿以後

も此名目無之也春時の瓜正月二日初夢寶船圖七日齊十五日削掛三月雛祭りに係る諸物五月節句物七月乞巧奠同魂祭物臘月注目繩飾松其他正月祝物を始め四時とも一時限りの物枚舉に暇あらず皆惣てさばものと云是亦一種の小買也 矢師 商人一種の名製藥を賣るは専ら此黨とする由なれどもこの黨に非るもあり 此小買の内種々あり路上の商人多し 齒ぬきも此一種也大坂の松井喜三郎江戸は長井兵助玄水等最名あり喜三郎と兵助は人集めに筥三方等を積累ね其上に立て大太刀を抜き或は居合の學びをなし玄水は獨樂をまわして人を集め齒磨粉及齒藥をうり又齒療入齒もなす也 其他能辯を以て或は有能或は無能の藥をうり或は邊土遠國の人に扮して國産と稱して種々をうるの類其他種々限なし専ら出し見世床見世天道見世の類也此矢師中間三都各國ともに有之 文久元年此黨の者に遇て其大略を聞き以て追書す矢師は假名にて本字野士也字の如く野武士等飢渴を凌ぐ便りに賣藥せしを始とす今は十三種の名目にて大凡賣藥香具を專とす名は十三なれとせ其品甚だ多く

に始る事明か也事跡台考曰明曆の大火後淺草金龍山の門前の茶屋に始て茶飯豆腐汁煮染煮豆等を調へ奈良茶と號けて出せしを江戸中端々よりも金龍山のなちやくひに往んとて特の外珍しき事に興せり夫より追々さまざまの善膳店出來しよりいつしか彼聖天の山下の奈良茶衰微に及べり云々 右の奈良茶皇國食店の鼻祖とも云べし 今世江戸諸所に種々の名を付け一人分三十六文或は四十八文或は七十二文の茶漬飯の店舉て數べからず 京都の事は余不案内故追書すべし 大坂道頓堀奈良茶飯は江戸を學びたるべく古くより有之 其他新町の春野々一人三十六文 天王寺前の福壽是は享和比より始る野中の轡屋は文政中に始る 難波新地の朝日野天保に始め行れ近來天滿の社前博勞稻荷の前 三津寺前に店を出す 祇園豆腐 世事談曰ぎおんどうふは京祇園 樓門の東西の兩茶屋を二軒茶屋と云京水茶屋の始也此茶屋昔の製は豆腐を薄く切て味噌の稀汁今云たをを以て煮之京坂にてを其上に點す今の製は異也といへども美也是を倣ひて江戸大坂所々に此名あり

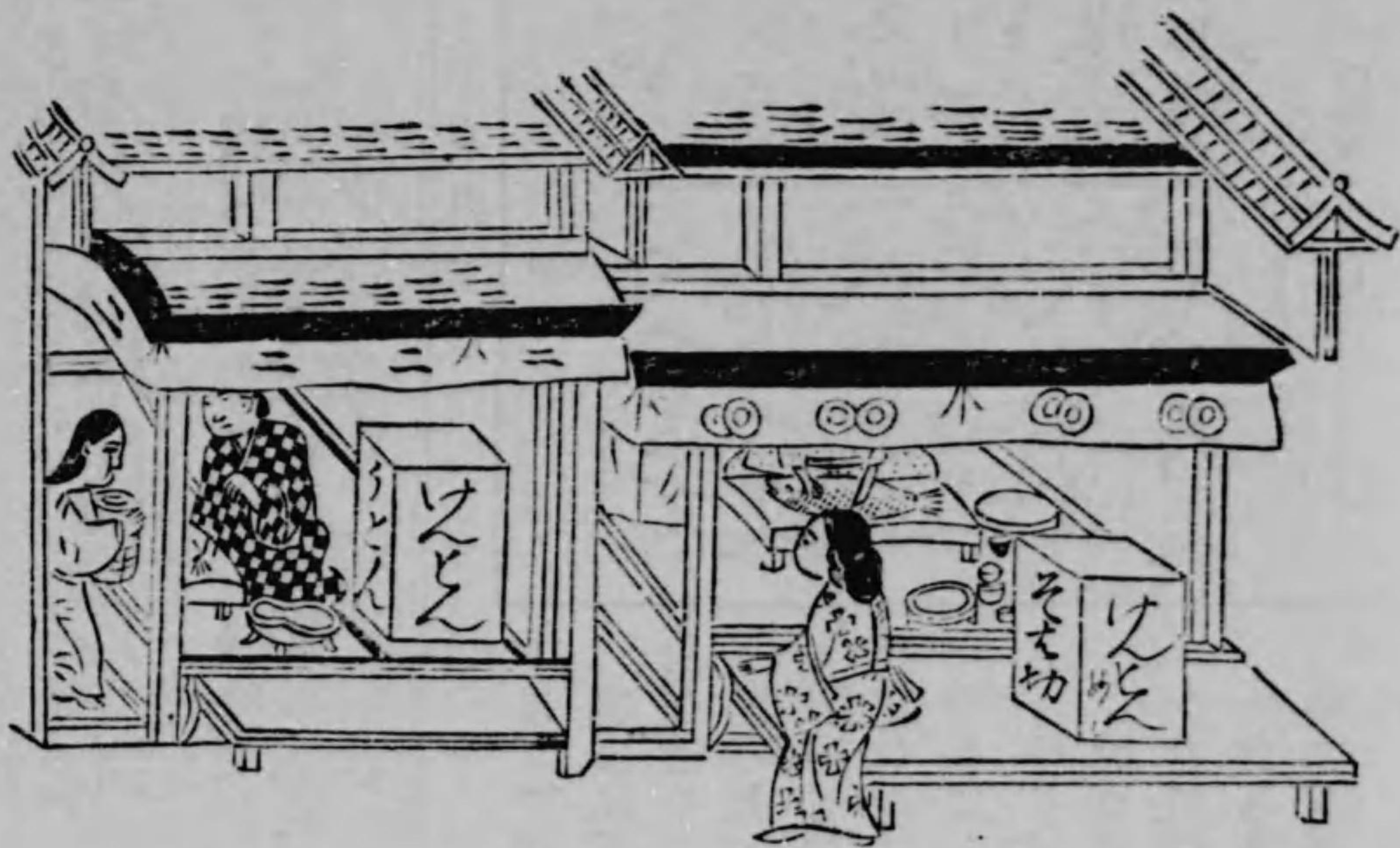
云々二軒茶屋は中村屋藤屋と云て今も有之昔は水
茶屋也し歟又豆腐をも兼ねうる歟今は料理茶屋なれ
ども豆腐田樂を名物とす中居女に金一分を與ふれば
豆腐を種々の曲ぎりをする也江戸は淺草藏前にぎお
んどろふ店あり大店也 又京都南禪寺前の湯豆腐も
名物也江戸大坂ともに同名を冒す者有之

昔の慳食屋 慳食は吝嗇に近く食を強ひざるの意を
以て號し也或は見頼と云は假字ならん 或書云寛文
四年慳食蕎麥切始て製之下賤の食とす價八文云々
又一書に貞享中江戸旅籠町蒸蕎麥切一杯六文無三掛
直云々又一書^{貞享}大坂のことを云物に蓮葉女女なが
らも美食好み鶴屋のまんぢう川口屋蒸蕎麥小濱屋の
薬酒椀屋の蒲鉾樽木筋の仕出辨當云々 又元祿の書
に京三條繩手茶屋けんどん辨當 又貞享の書に食見
頼は金龍山品川おもだかや同かりがねや云々

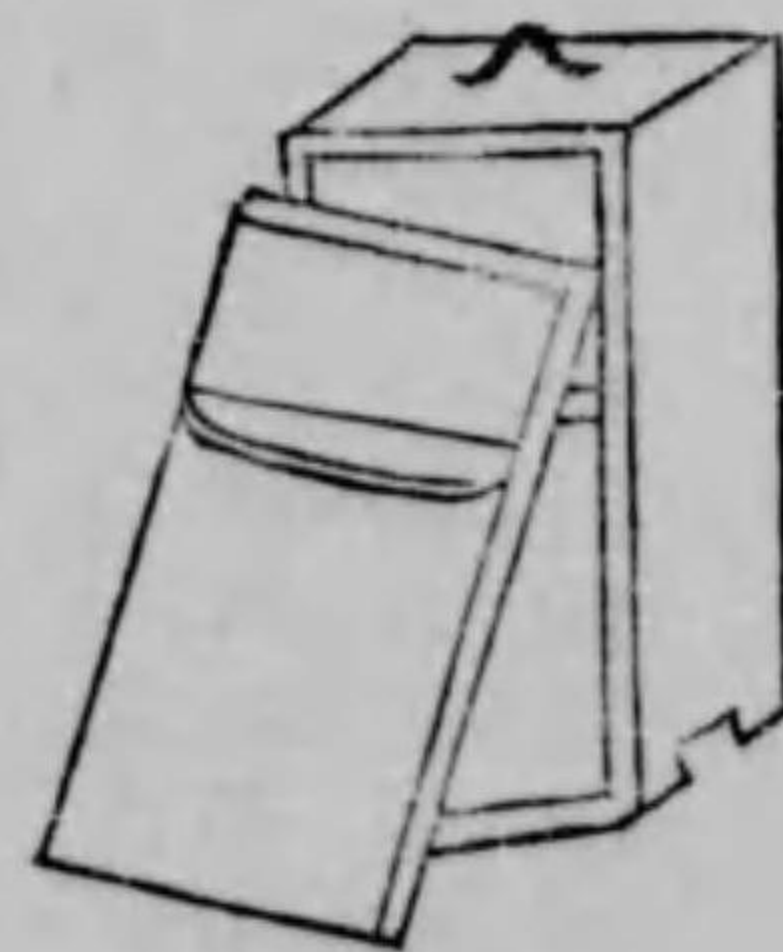
慳食の名前に云如く強ひざるの意を表し始め蕎麥
に號け次に飯に移り又酒に移り遂には見頼女郎な
ど遊女にも號たり

又世事談曰慳食は江戸瀬戸物町信濃やと云者始て
巧之其後諸所に流行して堺町市川屋堀江丁わか

京師四條川原圖延資の古畫也



や 本町布袋や大鋸町桐屋など名を争ふ中に鈴木町
丹波屋與作と云もの名高かりし也是を慳食と號くる
は獨味して人に與へず又給仕もいらす挨拶にもあら
ねば其さま慳食なる意又無造作にて儉約に合ひた
りとして儉飽と書と云此
説よろし云々 今世は
慳食と號くる食類更に
無之唯昔時慳食屋の
他に持運ぶ器を入る提
箱の蓋下圖の如き物を
今もけんどん蓋と云 諸具に稱之其名の元は亡び
て唯器名を存す



蓋の圖

温飽蕎麥屋 京阪は温飽を好む人多くまた賣る家も
專之とし温飽屋と云也然も温どんやにてそばも兼
ね賣る也 江戸は蕎麥を好む人多く商人も專とし温
飽は兼て沽る也故に蕎麥屋と云蓋今製の温飽の本名
はさりめんと云也切麵也尺素往來にありさりむき也
又古の温飽は饅飽とも云也古製は小麦粉を團子の
如くまろめ中に餡をいれ煮たる物也形丸くしてぐる

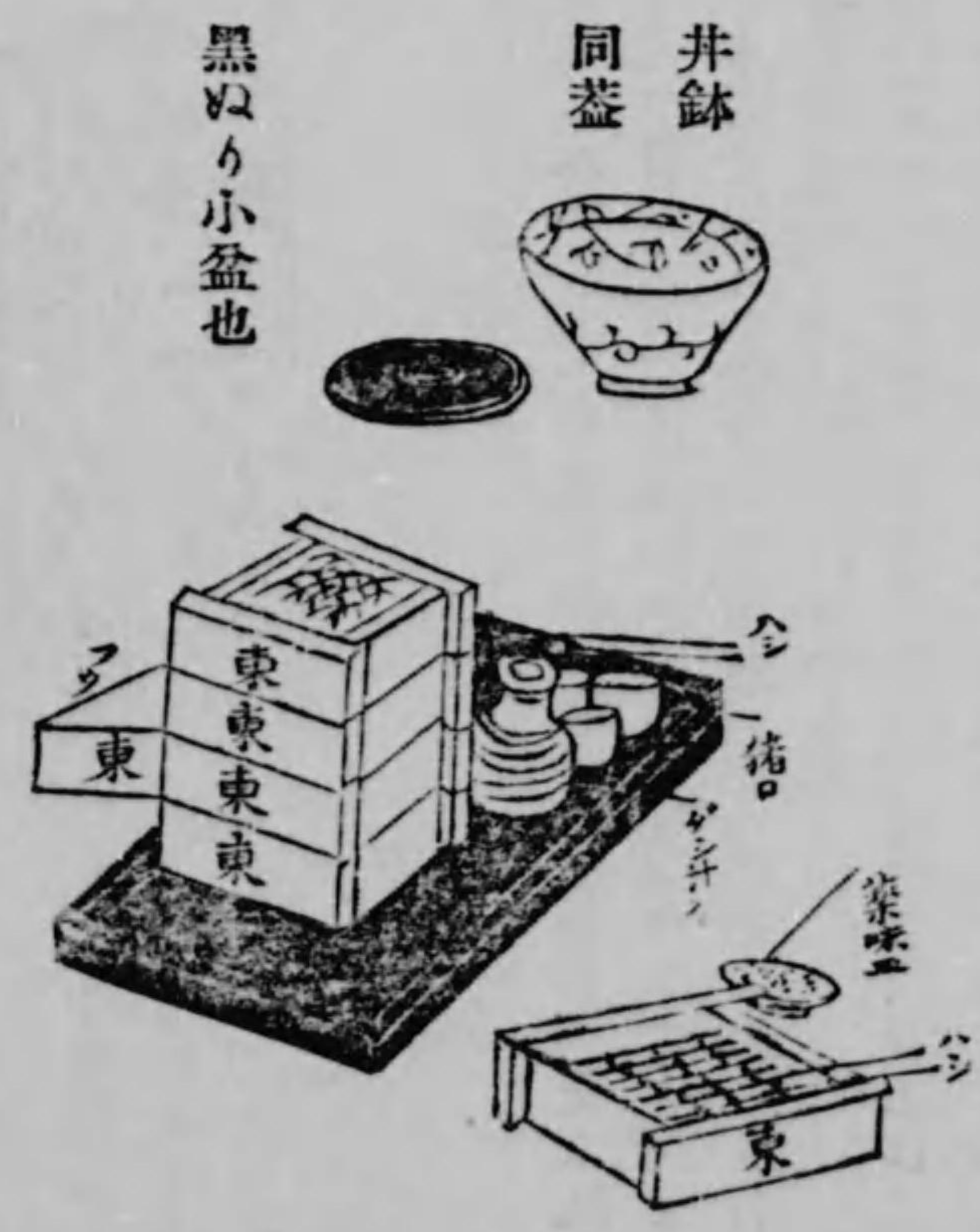
く回て端なき意にて温飽と號け後に散水を食扁に
變じたる名也 又古はうどん素面饅頭の類椽高の折
敷にもり湯を入れ折敷を組重ね汁及び粉きり物酢菜
等を添へ出す也粉切物は今云薬味也 又蕎麥は世事
談曰中古二百年以前の書の諸の食物を詳かに記せる
にも蕎麥切のことは見へず爰を以て見れば近世起る
ことも中華には河漏津と云船付の湊の名物也茶店に
多く賣之因てかろしんと云て是日本の蕎麥切のこ
と也江戸の蕎麥切の盛美は諸國とも及び難し云々
又或書云二八蕎麥は寛文四年に始る云々即價十六
錢を云也慶應に至り諸價頻りに騰揚す依之江戸蕎
麥買請に官て價を増し二十錢とし又尋て二十四錢と
なる故に招牌の類の二八を除く江戸然り京阪も恐く
は同じからん然も二十四錢になりしかど三八とは云
す 今世京阪の温飽屋繁昌の地にて大略四五町或は
五七町に一戸なるべし所により十餘町一戸に當るも
あり

行燈 軒に釣之て看板に用ふ故に晝夜釣之表格子
に横長く行燈を掛るも有是には左圖(覺)の如く書す
また見世の壁には紙に圖の如く書て張之江戸にも

市膳大蒸籠	代四十八文
一棧代	代拾六文
一河子	代拾六文
一河子	代二十四文
一天ゆ	代世三文
一花巻	代二十四文
一花巻	代三十二文
一上酒合	代四十文

りて竹箆をしき其上にそばを盛る是を盛りと云盛るはの下略也だし汁かけたるを上略して掛と云かけは井鉢に盛る 天ぶら 花巻 しつぱく あられ などはん等皆井鉢に盛る 萬延元年蕎麥高價のことに

又鴨南蠻と云あり鴨肉と葱を加ふ冬を専とす
又親子南蠻と云は鴨肉を加へし鶏卵といへども多くは雁などを用ふるもの也
江戸は二八の蕎麥にも皿を用ひず下圖の如き外面朱ぬり内黒なり底横木二本あり



料理茶屋 割烹店を云料理と云は萬事を計り調ふを云也今俗は唯食類を製するの名とす 今世三都とも士民奢侈を旨とし特に食類に至りては衣服等と異

にして貴賤貧富の差別なきが如し而て三都自ら異なる所あり京阪は美食と雖ども鯉節の煮だしにて是に諸白酒を加へ醬油の鹽味を加減する也故に淡薄の中に其物の味ありて是を好とす江戸は専ら鯉節だしに味琳酒を加へ或は砂糖を以て代之醬油を以て鹽味を付る故に口に甘く旨しと雖ども其物の味を損すに似たり然れども從來の習風となり今は味りん或はさとうの味を加へざるを好まず必らず用之て京坂の食類更に美ならずと云又京坂の人は江戸にて甘味を用ふをたるしと云て忌之て 美食とせず各互己れが馴たるを善とし馴ざるを不善とする而已余大坂に生れ三十歳にて江戸に下り住み今年四十四既に十五年を江戸に住す故に兩地の可否を辨ずることを得る必らず自己の口に合すと云て強て論ずること勿れ蓋其精庵を云時は京坂より江戸は勝り江戸より京坂は其製劣れり實に今の江戸の製食は至れりと云べく京坂には未熟の事あり夫を詳にせんと欲すれども其繁雜のこと故に略之て唯其一事を云京坂料理には専ら鯛の濱焼と云て全鯛の鹽焼を出す江戸も文化文政以前は専之とせし由今も更に廢せずと雖ども精製

の料理には全鯛を用ひず鯛を三枚に卸して骨と兩肉と三片となし其肉を長二寸幅一寸許りに斬て是を鹽焼とし又首尾の付たる骨をも僅に焼之其上に右の斬肉を積み若乏き時は一尾の肉を合て一骨上に積み號けて復焼と云 全鯛にては箸して其形を亂すをきらう也此一を以て他の精製を推すべし 又途中酒食の爲に料理茶屋に上る京坂にては客の人数に應せず多く者を出して錢を多く費さんことを旨とす江戸にては近年會席風と號け其客の人数に應じ餘不足無之唯僅に餘るべき程に出し價を減せり然も肴數は減せず唯京坂の如く各肴を多くせず先第一みそ吸物次に口取肴次に二つ物次に差身次にすまし吸物或茶碗もの以上酒肴備り次に一汁一菜の飯或は一汁二菜の飯なり是にて一人分極上品の店にて銀十匁ばかり或は五六匁也然も前後とも上々の煎茶に上製の口取菓子添へ又需に應て美なる浴室にて浴させ餘肴は笹折に納めて客の携歸るに備へ夜に至れば用ひ捨の小田原提灯を出す是皆一人銀十匁以下下の費中也京坂は前後の茶に菓子を出さず浴事なく餘肴は竹皮に包み提灯は得意の客に非れば貸す又用ひ捨に非ず次

の目取りに巡る而も一人分價銀二三十匁也數人一座客にて一人分十二三匁を下らず蓋江戸にも名なき店は上の如く非ず皆其大略を云のみ

京師名ある料理……
大坂に名ある料理屋 天王寺の福屋 新清水寺前の浮む瀬 生玉の西照庵 北久寶寺町一丁目 北の福屋 同二丁目 木津仁 住吉新家の伊丹屋 同所三文字屋 道修町一丁目八百源別號二重とも云 同川魚店は 戎橋 大興 同所生州 心齋橋生洲 江戸にて名あるは 三谷の八百善 天保中自宅に客することを止め仕出のみを業とし嘉永初より再び自宅に客を請す當戸を江戸第一とす蓋再行の後先盛に及ばず是先年別莊の焼けに諸器を亡し故也 深川八幡前平清次之然も文化比よりの店也 柳橋北の川長 宅廣からずと雖ども美食也 以下は同品也 淺草大音寺前田川屋駐春亭と云 向島大七 今戸大七 橋場の川口 眞崎の甲子屋 小梅小倉庵 柳橋の梅川 萬八 龜清 中村屋等は家廣く食類精製に非ず 橋場の柳屋 向島武藏屋近年亡たり 市中に在るは鹽川岸百川 葎町櫻井 茅場町伊世太 久保

町清水樓 築地水月樓 甚左衛門町百尺樓 同町豊田屋 樽新道翁庵
追書再云江戸料理茶屋も先年は京坂と同様に今の如く會席料理には非ず皆各餘計に出し口取肴も硯蓋に多く積み臺にのせ濱焼も全身の鯛を出せし也故に價も大略一人分金一分許りを下らず 天保初比以來會席料理と云こと流布す會席は茶客調食の風を云也口取肴など人數に應じ出之て餘肴の數を出さず其他肴も准之前年の如く多食の者の更に餘肴無之腹も飽に至らず而て調理は益々精を競へり 今世會席茶屋にて最初煎茶に蒸菓子も人數限り一つも多く出さず口取肴も三種にて織部焼などの皿に盛り最も數を限り餘計無之口取肴の前に坐付味噌吸物次に口取肴次に二つ物と云て甘藷と切焼肴等各一鉢次に茶碗盛人數一碗宛次に刺身以上酒肴也膳には一汁一菜香の物
八百善平清河長等の飯後假の茶にも菓子を出し其他は飯後の茶に菓子無之 八百善以下三家大畧一人分銀十文目其他は銀六七八匁也 浴室を設け酒客を入れ餘肴を折に納め夜の歸路に用ひ流しの提灯を出

す事毎戸然り

食卓料理或書云しつばく料理は享保年中京師下河原に佐野屋嘉兵衛と云もの長崎より還り住で大椀十二の食卓料理を始む云々

右の製いかなるを詳にせずといへども今製は食類及び器物ともに中華様に模するを號けて食卓とす乃ち是なるべし蓋唐様を模すといへども獸肉を用ひず魚鳥肉を專とする也

鰻屋 古は鰻蒲焼と云名のあは鰻を筒きりにして串にさし焼さし也形蒲穂に似たる故の名也今世も三都とも名は蒲焼と稱すれども其製異にして名に合す京坂は脊より裂て中骨を去り首尾のまゝ鐵串三五本を横に刺し醬油に諸白酒を加へたるをつけて焼之其後首尾を去り又串も抜去りよきはど斬て大平椀に納れ出す 鰻蒲焼小一器銀二匁 中三匁 又山椒を付す然も鰻一種の店無之 唯大坂井池筋に鳥久と云一戸は他を賣す其他京坂ともに皆表掛行燈に萬川魚と書き生洲と稱して鰻かばやき鯉鮒の類を兼ね今は海魚をも専ら交へ調す 江戸は腹より裂て中骨及び首尾を去り能はどに斬て小竹串を一斬二本づゝ

横に貫き醬油に味淋酒を加へ付之て焼き磁器の平皿を以て出之 大小ともに串を異にし一皿價二百文とす必ず山椒を添たり又江戸は専ら鰻一種の店のみにて他物を兼す他魚を調せず其名ある者左に一二戸を記す各今世存在也 神田深河屋 茅場町岡本 靈巖橋大黒屋 浮世小路大金 親父橋の大和田 兩替町^{安政} 大和田 田所町和田平 神田明神前椎の木 廣尾狐うなぎ 尾張町尾張屋 向兩國すさき屋 淺草の奴こ尾張町北
江戸神田の深川屋と大坂の鳥久は得意の人に非れば現金にていかなる富者に
も不賣之又
己が心に合ふ
鰻無之時は
數日も休業す
蓋雇夫を用ひ
ず主人焼之
を以て名あり
故に小戸に在



て二人とも名あり

江戸鰻屋より諸戸に蒲焼を運ぶ多く右圖の如く黒塗手桶に入れて携ふ蓋の下に白紙一枚を挟む 京坂にては大平椀にて運ぶ

又近世大坂にて鰻器を製す長六寸許幅三寸五分許高さ五寸許印籠蓋にて内に銅函を累ね銅函掛子と云是又蓋あり掛子に鰻を納れ大銅函に沸湯を納むさめざるに備ふ江戸にも近年學之 京坂も鰻やには用ひず

鰻飯 京坂にて「まぶし」江戸にて「どんぶり」と云鰻井飯の略也 京坂にては生洲等にて 兼賣之江戸にては右の名ある鰻屋には不賣之中戸以下の鰻屋にて兼之或は專之

江戸 鰻飯百文と百四十八文 二百文

下圖の如く蕨形の井鉢に盛る鉢底に熱飯を少をいれ其上に小鰻首を去り長け三四寸の物を焼きたるを五六つ並べ又熱飯をいれ其表に又右の小鰻を六七置く也 小鰻骨を去り首も除き尾は除かず 必らず引裂箸を添る也此箸文政以來比より三都ともに始め用ふ杉の角箸半を割りたり食するに臨で裂



分て用之是再用せず淨きを證す也 然れども此箸亦箸所に返し丸箸に削ると云也 鰻飯のみに非ず三都諸食店往々用之却て名ある貸食店には用ひず是元より淨きが故也

鰻 どじやう昔は丸煮と云て全體のまゝ臟腑をも去す 味噌汁にこれ鰻汁と云三都專賣之 京坂は是亦生洲等にて兼賣る 江戸は茸屋町川岸堺屋某 龍閑橋 數寄屋橋 御門外 等鰻汁鰻汁に名あり又全體のまゝ醬油煮付にしたるを丸煮

と云蓋丸煮は骨拔在て後の名なるべし 鰻汁 鰻汁ともに一椀十六文 鰻鍋四十八文也 骨拔鰻鍋の始は文政初め比江戸南傳馬町三丁目の裡店に住居せる萬屋某と云者鰻を裂て骨首及び臟腑を去り鍋煮にして賣る其後天保初比横山同朋町にて是も裡店住の四疊許の所を客席として賣り始め家號を柳川と云其後横山町二丁目新道表店に移り大に行れ今に存在す又白銀町日本橋通二丁目の式部小路等諸所同號の店を開き其他同名に非る者も専ら 賣之京坂にも傳へ賣ることになりたり萬屋は先年亡て今はなし江戸賣之店専ら鰻鍋穴子蒲焼同鍋等を兼賣る 骨拔鰻鍋之圖

土鍋外菜色内黄蓋春慶繪也

二重土鍋也 上の鍋淺く し是に鰻を入る 二重土鍋をかさね蓋置たる圖此ごとし一鍋二百文を專とす



蓋底には笹搔牛蒡を敷き其上に菊花の如く鰻をならべ鶏卵閉にする也下の土鍋には沸湯を入れ席上冷ざるに備へ且形深く外見乏からざるが如くするの意あり 山鯨 今世獸肉割烹の店招牌の行燈等には必ず山鯨と記す事三都然り蓋獸肉上古皆食之其後△△御宇猥是を食することを禁じ今世は又專食之大略天保以來漸くに昌ん也 余幼年の時は大坂本町橋西邊に黄昏より橋邊に草薙をしき猪鹿の肉および股を並べ賣之者必小穢多也天保以來寶張店等にて 煮賣之也今世京坂ともに端街に専ら賣之今は葭寶張店のみに非ず小店にて煮賣する由也 江戸は特に多く賣之三都ともに葱を加へ鍋煮也 鶏 鴨以下鳥を食すは常のこと也然れども文化以來京坂はかしわと云鶏を葱鍋に煮て食す事專也江戸はしやもと云鬮鶏を同製にして賣之しやもは暹羅胤なるべし 茶見世 往來人の休息所也 京師は四條河原 祇園社頭 北野社頭 清水寺 右等に在るもの皆小屋掛のもの也俗に掛茶屋と云江

戸にて出茶屋と云住居は他所にあるもの也坊間に茶見世更に無之其所謂は京坂ともに地廣からざる故也 又春は嵐山及東山其他諸所遊參群行の所に掛茶屋あり多くは春のみにて其間は稀也 又京師より伏見に至る三里是京坂の大路也此間に茶店僅に三四戸のみ 大坂は難波新地野邊天満社頭座摩御靈博勞いなり和光寺高津社天王寺等の境内各一二戸或は三四戸あり住吉街道一里半の間大路二三十戸あり住吉路は自宅多く其他は出茶屋多し法善寺玉造柳荷等にもありし 又當地も坊間更に無之又京坂は老婦或は中年婦等専ら行之之魚服を着し魚茶を朝に一煎して終日用之又一碗を出し客乞されば二三碗を出さず一碗は一客一碗也又客も茶代の錢多く與ふ者甚だ稀也一客分大略五七文或は十餘文に過す 江戸は茶見世甚多く天保府命前は専ら十六七より二十歳ばかりの美女各々紅粉を粧ひ美服を着し行之之府命に禁之て俄かに眉を剃り齒を染る者多し婦の姿となれども猶紅粉を捨ず又美服を着す近比漸々弛みて稀には眉ある女も出るといへども未だ婦を専らす後には眉ある者を専らするに復すべし

又毎客新に茶を煮るもあれども多くは漉茶と號け小笹の内に茶を納れ沸湯を掛るなれども京坂の魚茶の宿養より遙かに勝れり江戸茶見世の煎茶一斤價六匁ばかりの物也始め右の漉茶各々一碗を出し須臾に又不之乞ども出之或は二碗目は素湯に櫻花の鹽漬を浮め或は香煎を素湯に加へ出すもあり不之乞といへども必らず二三碗は出す也其碗今は専ら湯呑碗と云形を用ふ碗也三都と磁器茶碗也 客より與ふ茶代の錢も京坂の如くに非ず一人客にても百文を與ふあり或は二三人にても四五人にてても百文或は二百文ばかり又一人二十四文ばかりもあり或は三五文與ふる者多しとす 茶見世女美服を着せず兼て菓子團子等を賣る魚茶店にても十六文以下の茶代錢を與ふ者更に無之 江戸にては茶見世とも或は水茶屋とも云也屋號には源氏卷名の如き物多し掛行燈に其名を書し或は待合所又は御休所御休息所など書たるもあり毎軒下に次圖の如き茶棚を出す 江戸の東海道品川驛路を街道の第一とす品川驛を北を高輪と云八町あり北一片は連屋過半品川娼家の引

江戸

水茶屋 茶棚圖



手茶屋南は海岸にて霞寶張の水茶屋連りて虚地無之高輪八丁如此也水茶屋は多くは引手茶屋より兼る者多く或は別宅ありて此水茶一業の者もあり其他水茶屋軒を連ねたる所多し左に記す皆自宅の者稀にて出茶屋也京坂に云掛茶屋也

浅草寺境内 湯島天神社頭 神田明神社頭 芝神
明社頭 回向院境内 龜戸社頭 兩國橋西 新大橋東西

右の浅草寺以下のものは柿屋根にて四季在之之春は向島邊飛鳥山 是は平日は稀に有之之花の比は甚多く皆霞寶張也坊間市中にあるものは水茶屋のみもあれども多くは見世を水茶屋を専とし往來の休足を待ち又奥及び二階等廣く奇麗にし大略四五席を設

け諸聽事に名主立合と號け官吏にて巨細を糺すに懶きことある時双方の名主に命じ糺之しむこと 毎時有之其時此茶見世の席を借る也京坂には此事無之右之立會する故に此とき茶見世を立合茶屋と云也四五席を設けざれば難用之甲乙の名主一席甲の方一席乙の方一席又あつかひ人と號け甲乙の間に入て謀之者一席以上四五席を用ふ江戸にて公事の甲乙人を訴答と云也酒食は求に應じ食店より取て出之唯専ら立合は夜を多とするもの故に各席に蠟燭と紙硯を備へ此席料甲乙合て金三分或は一兩計也蓋定り無之二分計もあり 或は二兩を與ふもあり 又諸商人諸工等業事を以て會合し或は諸藝の會等にも此席を借り用ふこと有之酒食を専とする會事は料理茶屋に集る也 又大名以下とも武家潜行に休息し同内室隱居等も休息す又時により小國の大名出府入府等の時小休所に借之也此茶屋を待合茶屋とも立會茶屋とも云なり 旅籠屋 はたこやと訓す三都とも同名也旅人宿也 京師は三條通りに多し茶久と云者を第一とす江坂の豪富等を宿すを専とし人品不良の者は泊す其他にも上宿多し 又先斗町邊にも

あり専ら上宿也一宿大概銀三匁五分を普通とし客の望により銀五匁或は金二朱もあり稀也並に朝夕二食也中食は別也先斗^{ゴント}又三條以下にも銀二百文或は二百五十文計の宿もあり又洛中諸所に散在する者もあれども是は多く商人宿と云て毎時京に來り得意の者にて遊參の人に非ず商用に來る者故に専ら中食ともに二百文或は二百五十文計也食の菜には魚を用ふ安政萬延以降諸品頻りに高價なるにより諸國ともに宿錢を増す安政以前東海道上旅籠二百錢中山道は百四十八文今慶應に至り漸くに貴く一宿七八百錢となる三都ともに倣之

柳菴雜筆曰慶長比は遊人糶二合五匁を一日に充十日路を行に二升五合を背ひ驛舎に着て湯をわかし糶を喰て寝る迄なりし去ば湯の木の代四錢五厘を拂ひ往來せしと也云々是今世の木賃泊と同じ也蓋し四五錢は永錢なれば十六七文或は二十文也又糶を旅行に齎す事は伊勢物語等に古き證ある事人の知る所也

大坂は長町に多し昔は當所四丁目に瓢箪屋△△屋と云二戸行れ江戸客などを始め大に行れ今に繁昌す據

り半前に二戸此したやどは宿の名あれども旅泊に非ず訴訟等人の休息所に泊る事をせず毎町村各得意の宿に入る也貧者の出廳には此宿に入らず廳前官制の腰掛所あり號てたまりと云江戸の腰掛と同じことなれども挾し貧者は居之て召を待ち或は晴天には路上に蓆を敷き居るもあり 費を厭はざる出廳には下宿に入り召を待つ暫時のは茶のみ也又長きは中食或は夜食を食すもあり又酒肴求に應じ出之多くは召を待の間酒宴する也然れども酒を茶に矯ける故に銚子鍋等の酒器を用ひず茶を煎用の土瓶に入る 天保中府命後は實に酒を禁止せしが今は弛みて又専ら宴をなす下婢は美服を着し紅粉を粧ひて酒の酌食の給仕をする也 此宿表を住居及び厨となし屋後に三四行の長字の座敷を建て其長字を壁を以て局となし一局七八疊或は十疊ばかり小なるは四五疊を一間となし客此席に入ると黒漆の小牌に白粉を以て某町と書て座敷口の上に掛け尋ね來る人に便す是公事人には諸用の出入多きが故也 右の諸費六節季其町に巡り取る 江戸の旅人宿は公事宿と號け官府に用ある者を泊る

て瓢箪屋△△の二戸衰へ泊る人無之今も存在すれども下品客計り也平佐は上品客多く又戸を別にして下品客も泊るなり客多き時は上中下品合て千人に滿つ又道頓ぼり金物屋大川つさ地の竹式など當時行るれども客數百人に滿す 今世長町一丁目には旅人宿多く中下品宿也其他諸所に散在する者多く又是には京と同く商人宿多し 大坂も上宿普通三匁五分下品宿二百文計也蓋上宿客の望にて金二朱或は銀五匁計いろく有之平佐にては價により膳部の製は素より諸器物及び夜具も賃に應て別品を用ひ又膳碗の類五日或十日の滯留には同物再用せず 長町も三四丁目にも旅人宿あれども下品也又ぐれ宿も交れり夫より南涯九丁目迄は専らぐれ宿のみ也ぐれ宿は他國に云木賃宿の類にて又異也住居の背に一字數戸の長屋を建て一字表口六尺奥行九尺計也乞丐人を泊る也一夜錢三十六文也長屋には古疊をしき土鍋一口を付すのみ夜具及び他物を貸す是を名付てぐれ宿と云京師には大佛邊にある由也江戸には此ごとく宿無之又した宿と云あり下宿と書也東西町奉行所及び代官屋敷牢屋敷邊に各在之東西奉行所邊各六七戸あり

を旨とする也此故に京坂の如く美制の宿無之旅泊は甚だ劣れり膳部等も能にして二食を供し大略二百四十八文也貴價の宿賃は求めても應せず又京坂の如く食類各席に出さず衆客を臺所に集めて食せしむ朝夕共に然り然共自宅に浴室ある者稀れにて多くは錢湯に遣る也 廳事に非る他用の客及遊參の者も皆此宿に泊る 旅人宿は馬喰町に群居す其他諸所に散在する者も其制皆同前 又江戸の旅人宿のみ出廳には總代と號して旅宿の主に代り出廳の事を掌り訴狀上疏等を兼筆する者あり坊間の名主代に比すべき職也此職私行にあらす公行也 又江戸には大坂の如き廳邊にしたやど無之 獸肉店追書此招牌山鯨^{オク}或は山鯨と墨書し丹を以て牡丹と紅葉を描き又猪を牡丹鹿を紅葉と異名する故也亦嘉永前家を賣ること公に無之嘉永以來公に賣之其招牌たる行燈に墨書して白琉球鍋又獸肉としやも鶏と兼賣る者もあり 諸買招牌の事 招牌俗にかんばんと云看板也然れば板を用ふを本とする也今世も三都とも板を用ふ者多く板は楳を專とし墨書或は文字を彫て墨漆或は金箔

押もわり又塗着には杉檜板をも用ふ塗かんばん文字
必らず彫て他色を入る白粉字もあり大小長短更に無
定皆上に鐵具ありて釣レ之也



諸賈板招牌を専とすれども京坂俗板かんばんと口
稱すれば小賣酒店のこととす
板の招牌に賣物の形を書き或は彫物にて摸レ之或は
眞の造り物を付るもあり其類は蠟燭鏡筆烟管櫛簪右
等の形のみを用ひ或は形と文字を交へたるもあり眼

藥眼醫等に眼形を書き齒藥齒拔齒療には齒形を造り
或は翁面の碇をくわへたるを造りて板に付け下に入
齒など書く類もあり
製藥店の招牌 諸賈の中に製藥店は特に看板を精美
にする也
置看板と云
見世正面に居レ之也

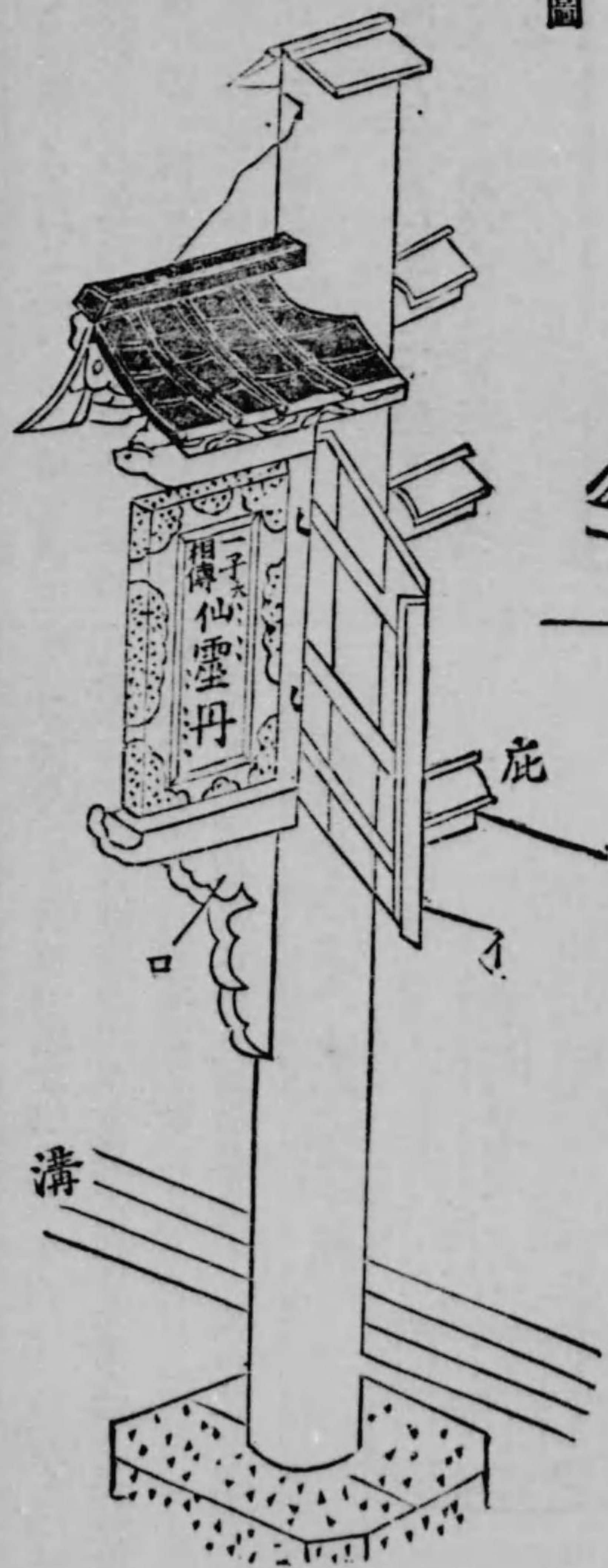


高さ四五尺或は六尺許



江戸製藥店建看板圖

イ、夜分及び雨
天の日は覆
之也
ロ、此所近世は
種々楳の彫物
に善美を盡し
諸人の眼を驚
す物多し



上圖の如く庇上に看板を造るをやねかん板と云大
坂は往來狭き故に江戸の如く立看板更に無之製
藥店専用レ之京都も建看板無之又江戸にも用レ之
あり 又三都とも製藥に非る他店にも 稀に用レ之
普通は圖の如く前後二柱也唯大坂安堂寺町四丁目
乳藥店のみ勅許にて四隅に柱あり
賣藥専ら十六葩の菊紋を描く此菊御所の文也親王家
等に因て密に課錢を出し陽に宮の御用と唱へ其實御
紋ヲ描て藥を賣の一術とす干海苔等も然り

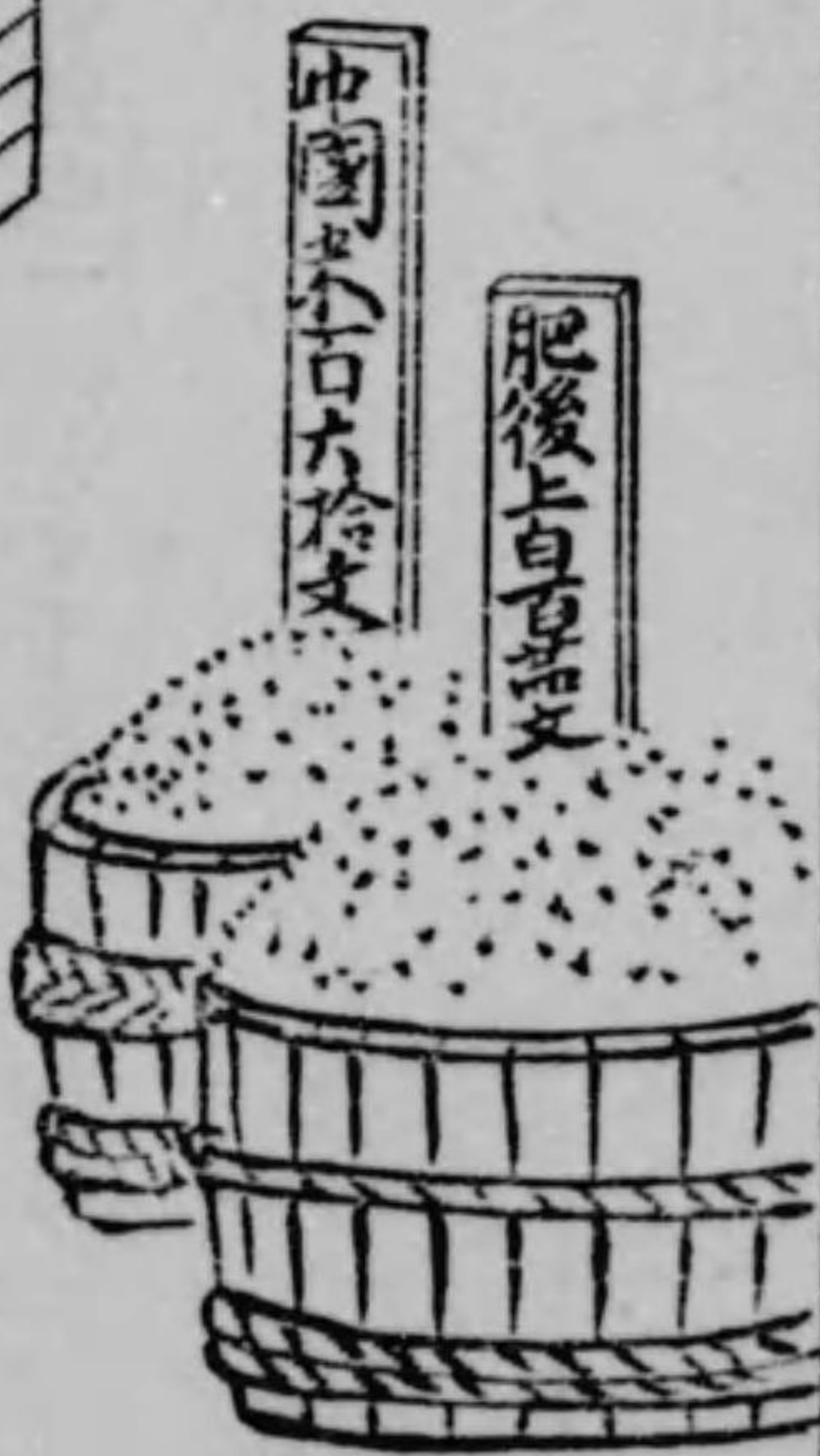
建看板は溝外の路上に係るを以て必ず官に請檢使を得て裁之也京坂は路狭きが故に不製之江戸諸所有之本町四丁目殊に多く彫物等甚精美の物あり看板及柱の價と官に許ひ檢使を給ふ等の諸費其少き物金七八十兩多きは百四五十兩也
紫海苔の看板

紫海苔俗に淺草海苔と云昔は淺草にて製す事あり其謂一本に委し 今世も猶淺草海苔を諸國通名とし江戸にて稱之



而て其産大森村を專とし此邊を本場と云其招牌圖の如く然も襖製にて面白紙張墨書或は白紙に藍紙の縁を付け或は字白藍石摺仕立もあり皆必らず唐紙風にて紙張也又専ら官家に因て菊御紋を描き店に置く櫃類も白紙張菊紋又包紙必らず糊入紙に藤紋を描き新干海苔と書し左右に地名家號を記す近年其包を精にし四方包とし四つ手と唱ふ物多し江

戸にて賣る看板包紙其他皆然り
米屋 三都に暖簾を用ひず蓋大坂は左の如き長板に白紙を張り墨書の看板を軒によせかけ立るものあり又白米を大切盤に盛り國名及上下と價の札を添る



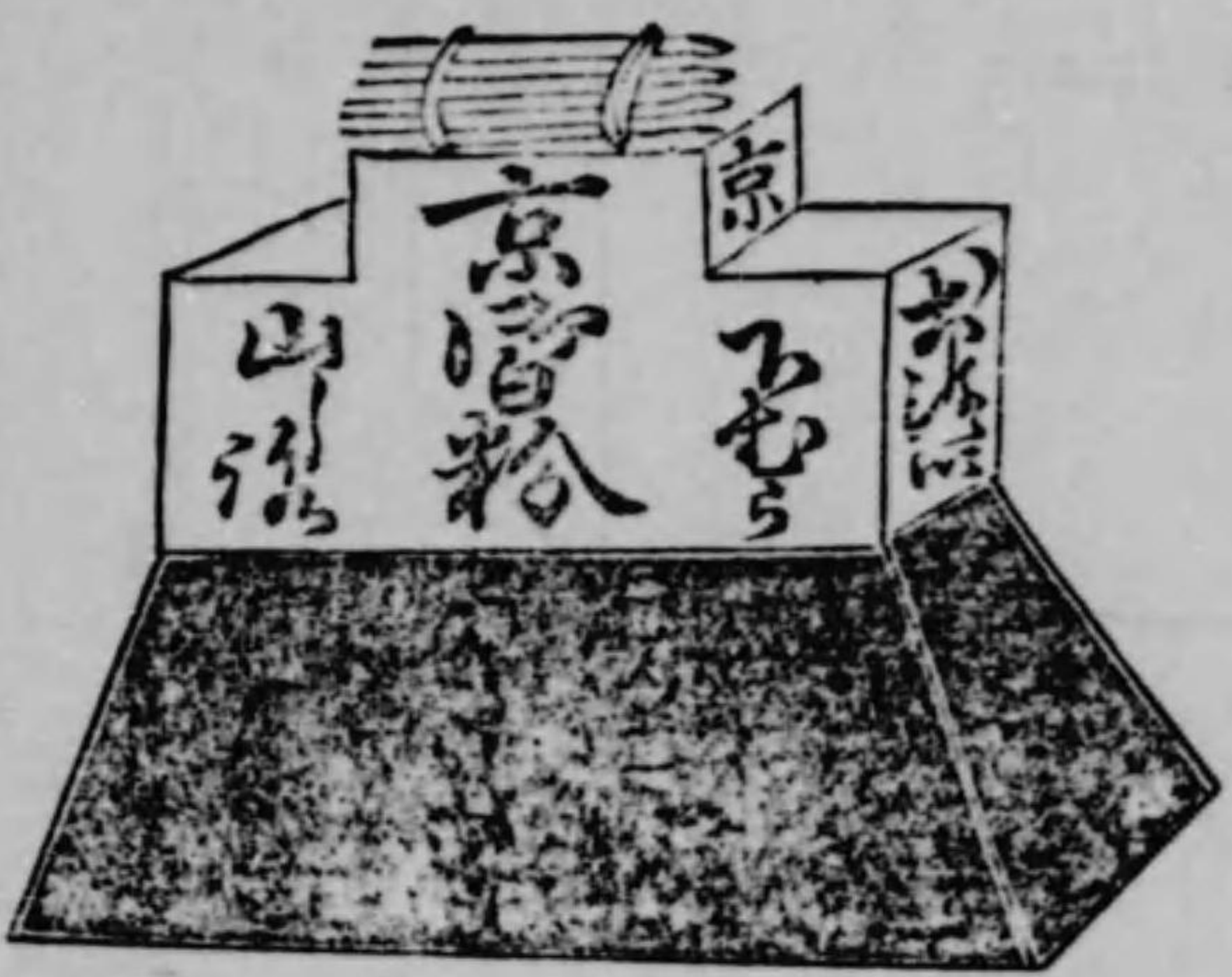
白粉屋看板

元祿三年板人倫訓蒙圖彙に所載也 鷺を畫きたるはしろきものと云判事物也
蓋釜元と云は製造家のみ也釜もとに非る小店も招牌は此形を用大小不同也

今世大坂白粉招牌



今世江戸兩替町下村と云白粉店の看板の圖臺墨澁ぬり看板粉ぬり形 元祿の物と同じ看板の上びびなんかつらを束ねたる形細き薪を束ねたる如くにして置



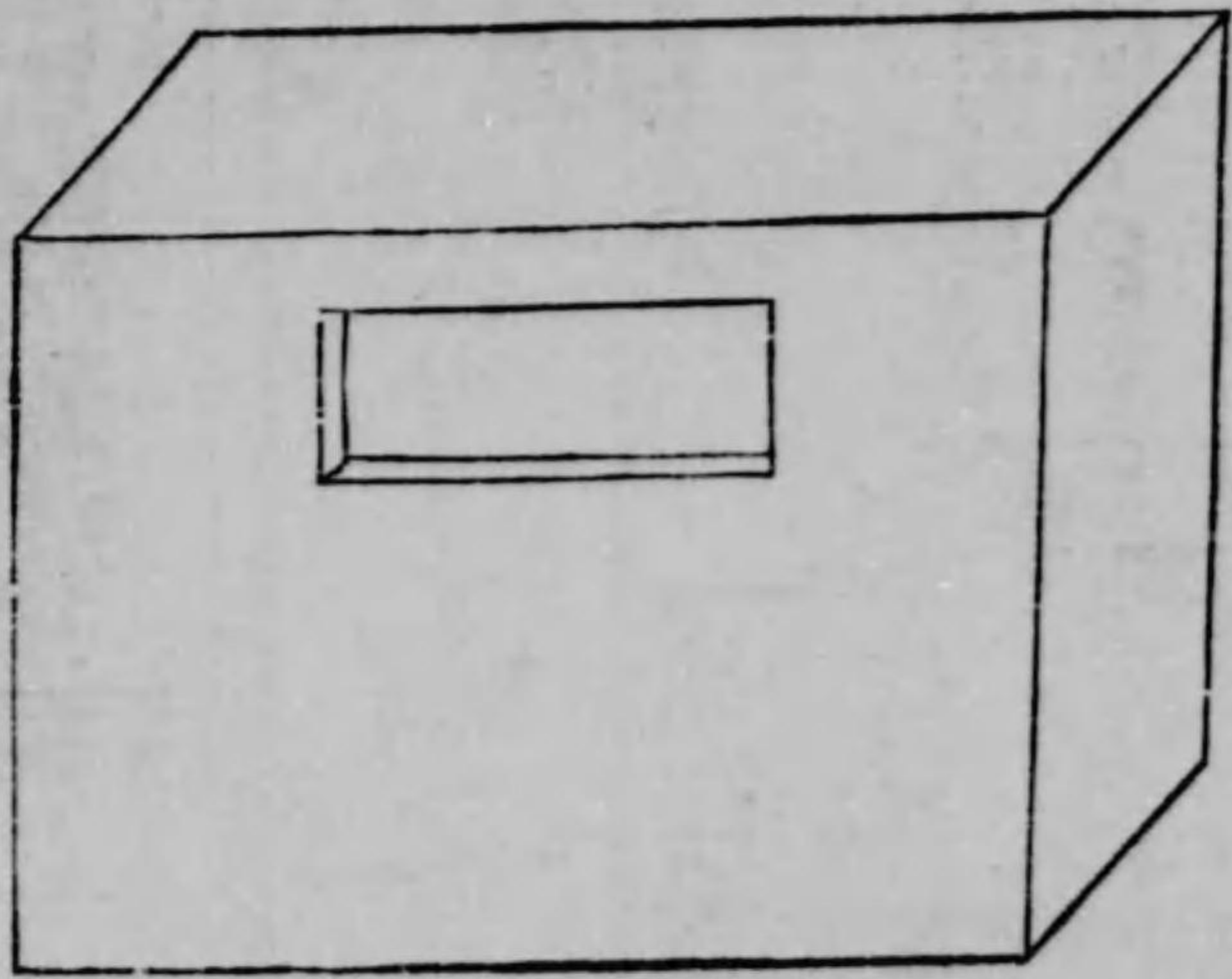
之今世用之入なしといへども唯此一所のみ古風を改めず 此圖より臺を低くするもあり 招牌は箱やらの表を紙張にして胡粉ぬりにしたり他買用ふるも同製也 江戸にては白粉のみに非ず小間物店藥物店打物及物店 櫛笄及物させる等或は文字にて書し或は形を描くもあり
紅店看板 京坂不レ用之江戸専用レ也

紅店看板



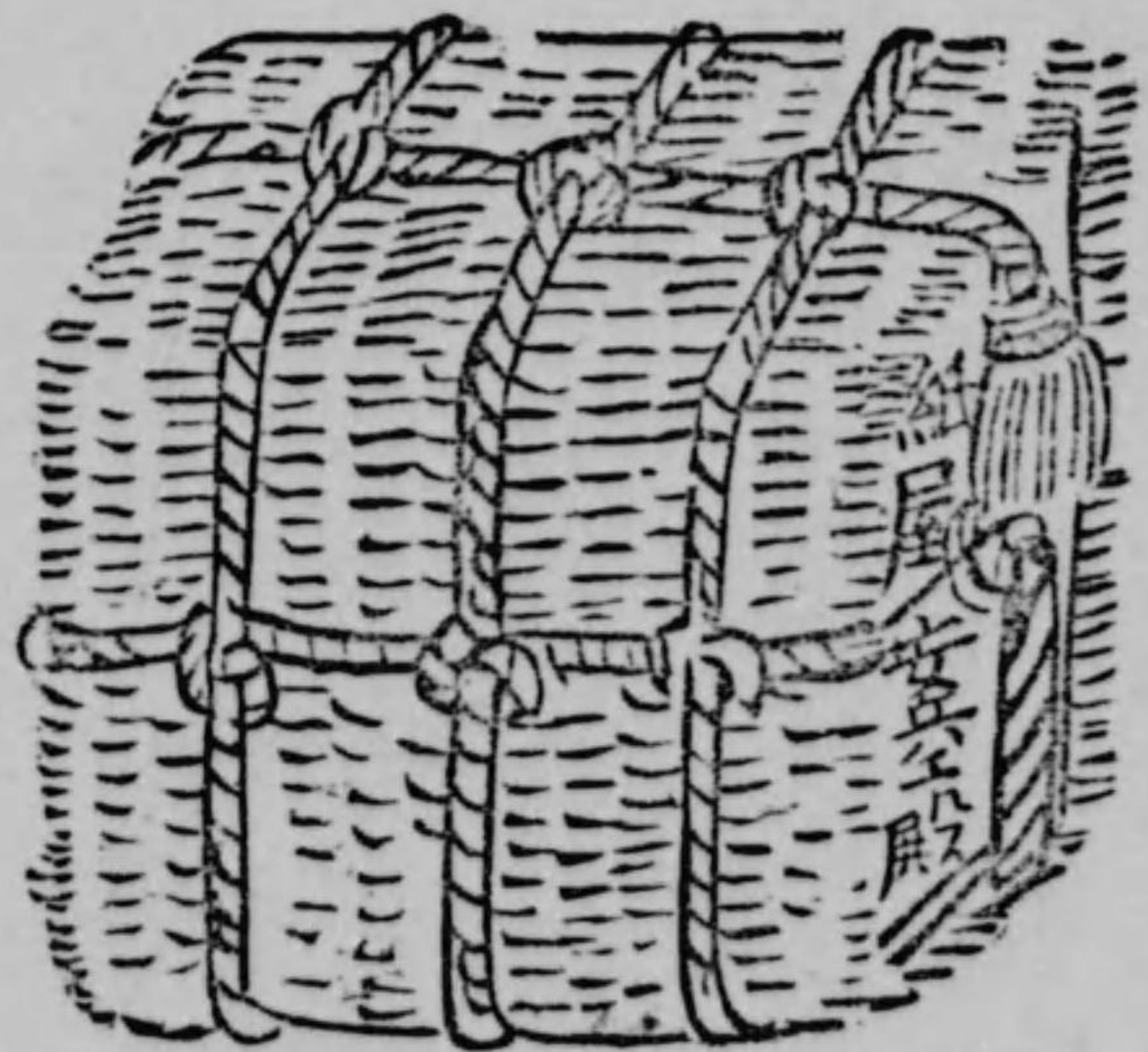
紅染桃色木綿に幅小旗也多く竿に付て立之或は竿を用ひず暖簾と表に庇に釣もあり
京坂紙屋看板 筥を白紙張にし糊をひき澁などをひかず此筥三つ四つを以て上げ縁三方の端を圍ひ兼て屑紙を納むる也

背面の圖也
表には穴なし



江戸紙屋看板 空奉書櫃に草薙を巻き甚だ太き繩を以て括之店前に二つ累ね二つ三つ凡て四つ或は八つ置之 眞奉書びつに非ず別に模造して精製なる櫃也

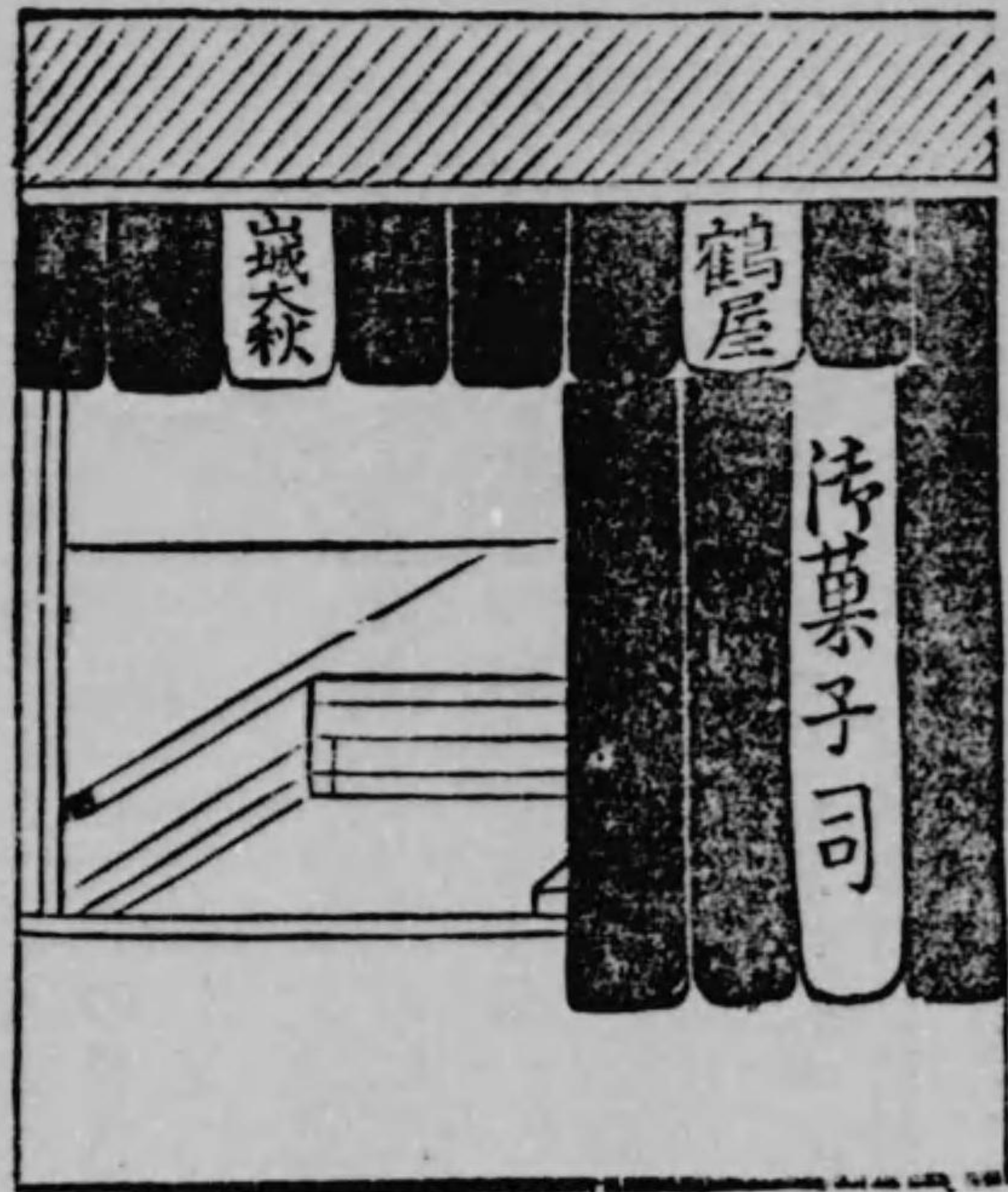
三都ともに紙と帳と兼る者多し



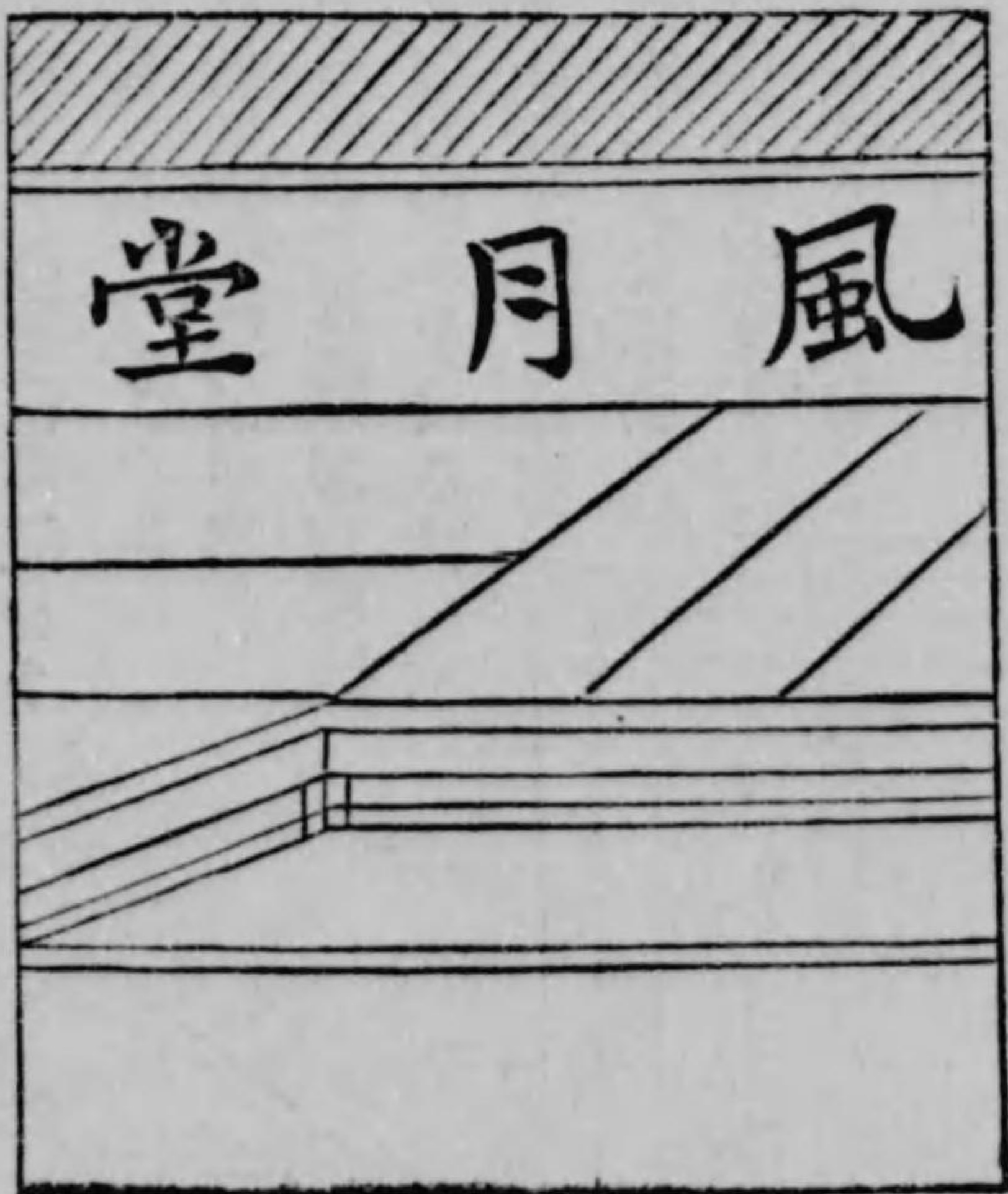
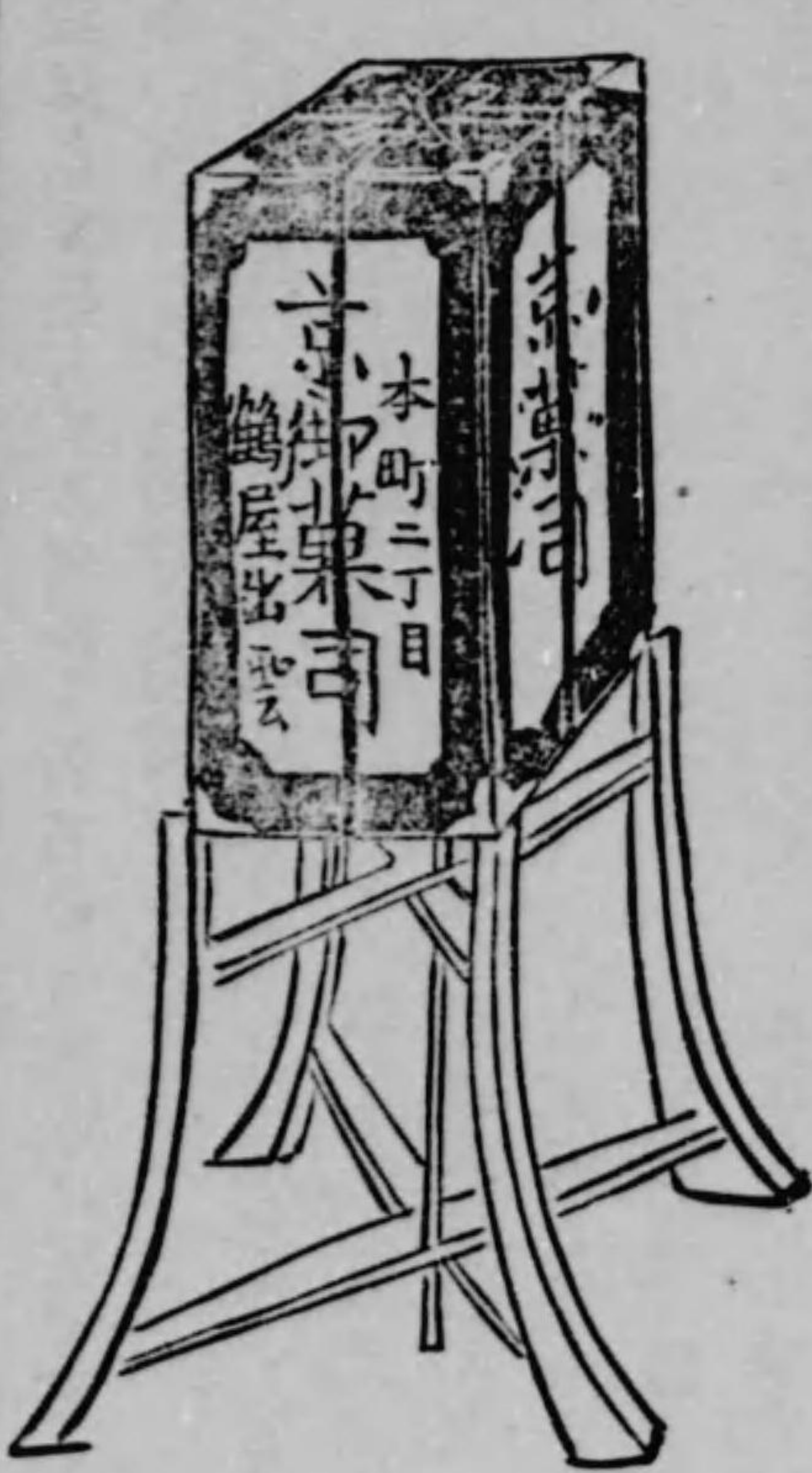
江戸帳屋看板 京坂帳屋 生竹を看板とす毎春青葉あるを建る故に平日は枝のみとなる 筥の表を白紙ばりにし粉をぬり帳形に作る



菓子店 京坂は看板定る形無之所欲の品名等板に書きて釣之 唯暖簾は他店と異制也 家號及び其他を記すものは白木綿に墨書し間は紺無地木綿を以



て交へ縫合す事圖の如し 江戸菓子店必此招牌を路上に出す 京坂無之菓子蒸籠の形也周り青漆中朱也文字黒漆にてかく 飾積物に用ふ蒸籠此臺を除きしと同形にて大也招牌は小形也 江戸菓子店 暖簾も他店と同形を專とする也蓋昔は某大掾藤原某等受領を先途とし受領の店は賣る事も多かりしが近世此店に粗制多きを以て近來開店



受領を專とせず某堂某亭某園なびと風流の號を用ひ又暖簾をも帆用の廣木綿を白の儘にて粉引となし某

のものは近來開店

堂など、墨書する者多く蓋名ある書家に乞て書し之等の者多し是も招牌は右圖のものを用ふ

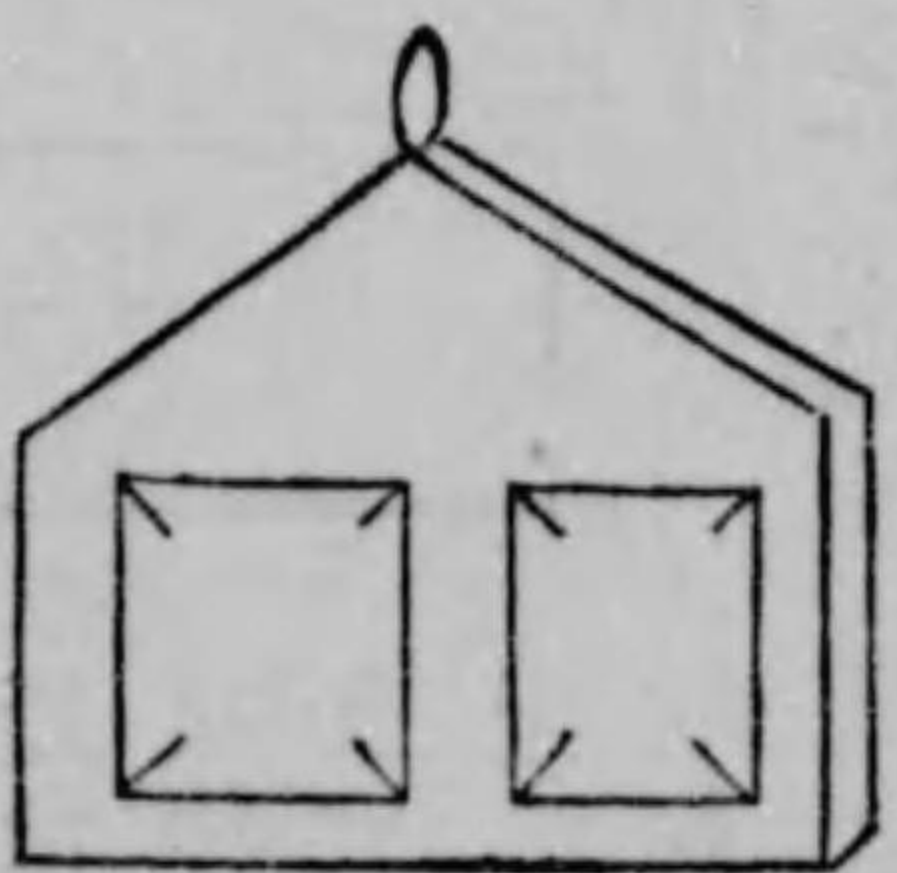


足袋店看板 三都同形也京坂は専ら屋號を書す者のみなり江戸は或は屋號或は股引又は大丈夫と書もわり股引服用の條に詳かにす必らずたびやにて兼製之もの也大丈夫は久しく堪へ破れざるを丈夫に比するの俗言也凡て今俗物の

久しく堪るを丈夫或は大丈夫と云因に云京坂市民の奴婢等主人の意に應せず追放されるなどを足あがり云故に隠語してたびやのかんばんとも云也是足袋の招牌は足形にして上げ釣るの意也 又江戸にては萬事自己は得心のことなれども先方の未だ其意に應せざることを方言にたびやのかんばんと云其意は片方成て片方未成と

云こと也

鉤屋招牌 三都同形圖の如く椶板制にて金箔二つを押す 金銀箔鉛泥をうる也 更紗染布也 唐紙の招牌さらさら染やは華印布を張りからかみをはる縁白木篋也また慶庵と



異名し男女奉公する者あり蓋男子の入口定額有粗大行女奉公人口入小行多し共に看板此圖に似て中紙を張り唐紙縁にて是より細し 桐油紙合羽看板 (此圖原本切取られてなし) 木製也文字書たる所は黄紙を以て張之たり 乃ち

合羽を帖したる形也 三都とも用之 桐油合羽之看板

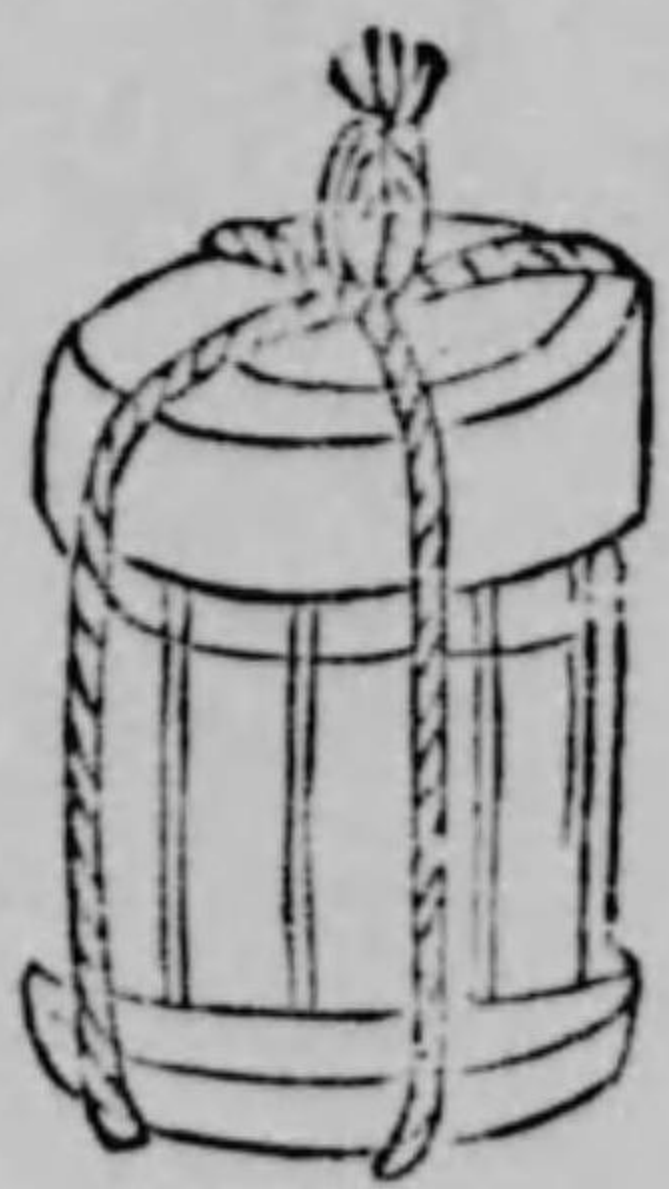
地黃記號黃



周り薄墨の所赤 辨柄ぬり 系内白の所地黃墨書 麻苧店看板 三都とも用之麻苧製也



漆店看板 江戸には稀也



漆桶の形也溢張桶に繩をかけ上げ縁端に五つ或は七つ並之

江戸扇子店招牌 京坂扇店看板無之多くは椶板に字書し或は扇形或は地昏形描もあり 無之又堂號屋號無之定 江戸も屋號は勿論別に堂號を稱する者も扇看板及び暖簾には必ず御影堂と書して扇店のことす又た多くの如き作り物の招



牌多し

但御影堂は洛の此間此間に在り本堂法然の像を祭り唱
て御影堂と云時宗にて坊中妻帯し主人は圓頂にて
又扇工を兼ね専ら賣之京師名物の一品とす江戸
其名を傳稱するのみ

花店招牌 見世前に柳樹を栽る也三郡とも用之

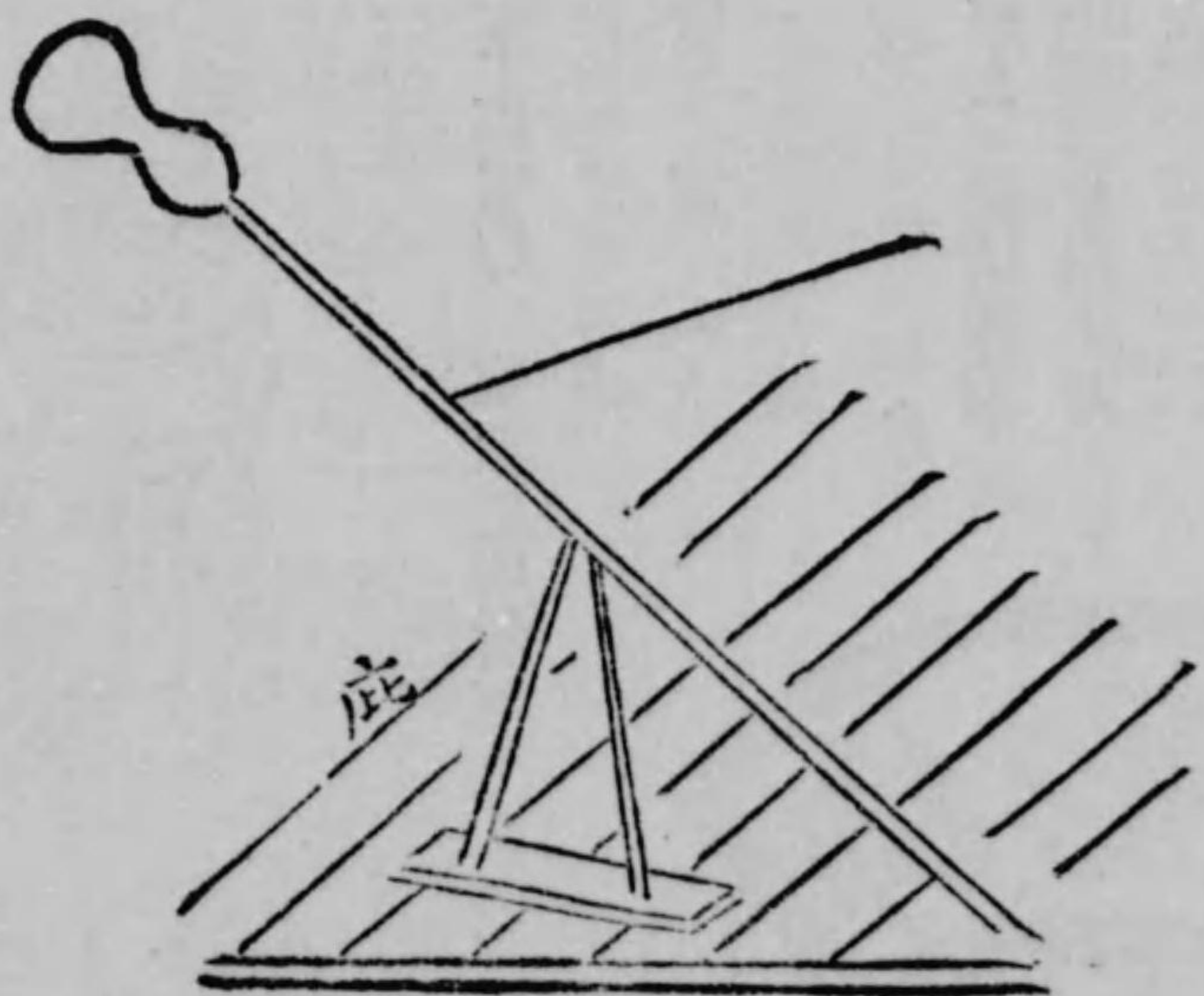


糊の看板



京坂は小民賣之也
曲物かはを白紙張に
し粉をひき圖の如く
書く 江戸は専ら番
小屋に賣る物とする
故に看板稀也或は圖

の如く又は小板に書て釣もあり又番小屋に非る小
戸に賣るあり
旅籠屋招牌 京坂の旅舎には圖の如く棒の頭に種々



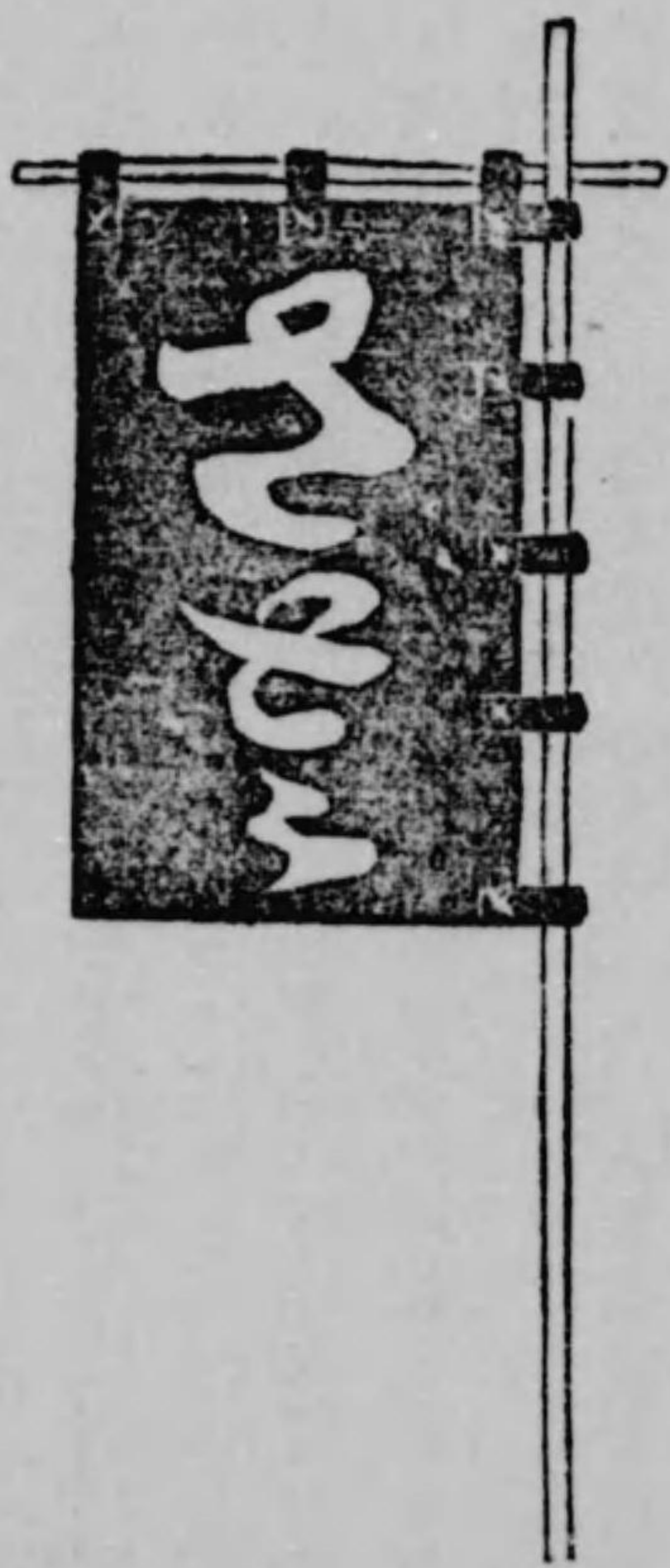
の形を造り庇上に斜に出す是宵は行燈あれども深
更旅客の迷惑せざるに備ふ江戸旅宿此類稀也

紅梅焼看板 弘化嘉永の比より江戸小市にて賣之
其前も有之歟未之知之紅梅焼は小麥粉に砂糖を
和し扁平にして梅形或櫻形に押し抜き平鐵鍋上に



て焼たる一種の魚菓子也當時に至り所々賣之て
一時流行す其形亘り二寸許り價大略二錢或は形を
異にして香餅焼等の文字を用ふるもあり精製には
米粉にて製するに至る看板亘二尺
餘木製紙ばり白粉ぬり縁り及び句
形は丹にて描く櫻花形と二掛た
るも多し

看板に幟りを立る生業あり緋毛綿一幅文字白く染り
抜く也



京坂にては砂糖小賣店に往々用之他賣に用之者
稀也蓋砂糖はさたうと假名書すべきなれども皆俗
人なれば圖の如くかなちがひに書けり 江戸にて
は砂糖に幟を用ひず
鮭屋蒲焼汁粉天麩羅茶漬 幟左の類也皆紺地に白字
也

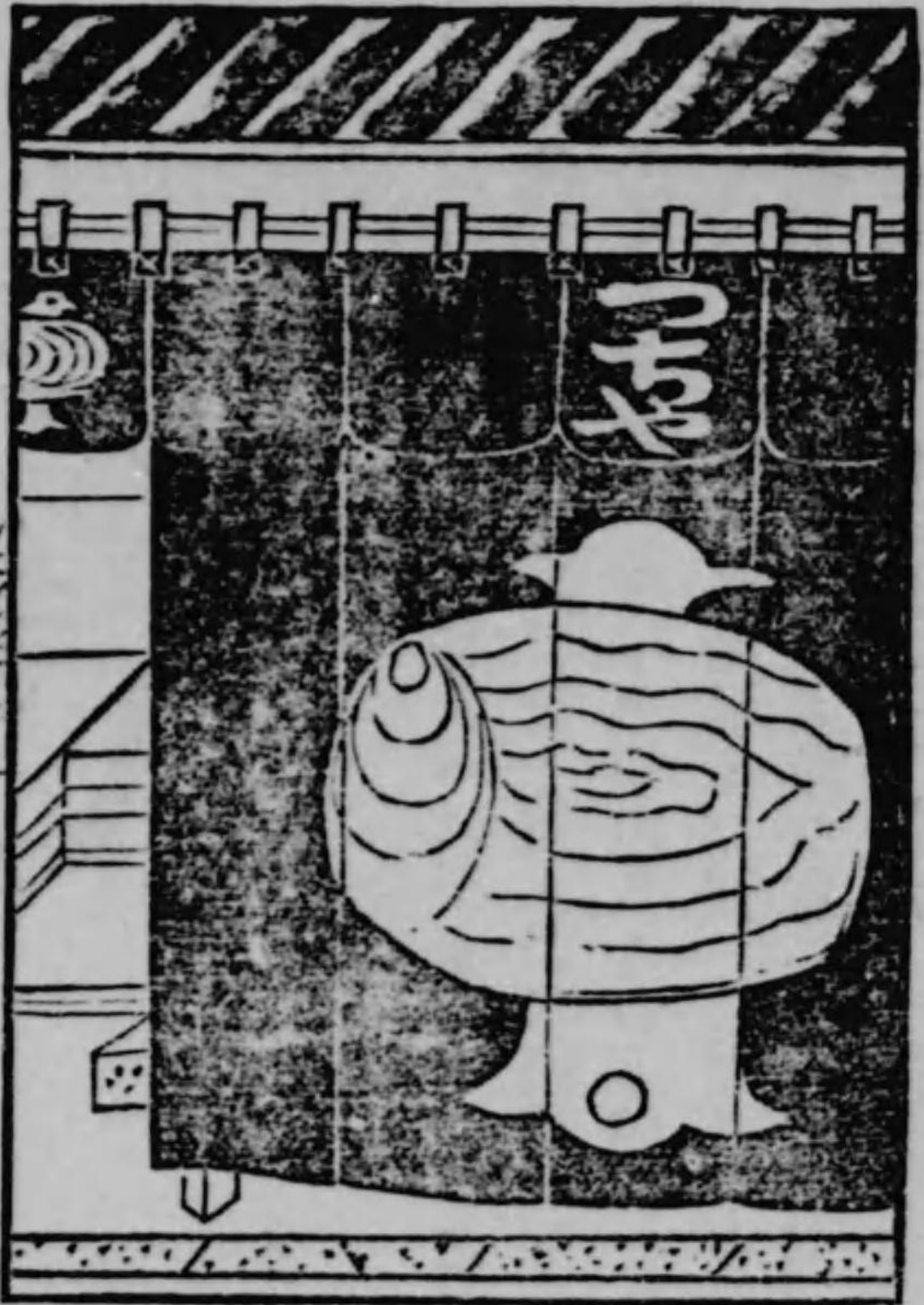
蒲焼

川の

名

茶

漬



商家暖簾の圖 暖簾は訓のれん也専ら木綿製也又地紺記號及び屋號等を白く染抜く也 三都ともに上の短き物を暖簾と云下の長きを京坂にては長暖簾と云江戸にては日除と云也蓋長暖簾も上を縫合せ下は縫合せ日除は上下全く縫合せ也江戸にても下を裂たるは長のれんと云也

江戸は圖の如き物を造りて庇より上に暖簾を掛る店あり京坂には無之

庇より上に掛るは暗くては賣物に利非ず或は平屋にて屋根低き店等也互買には無之

江戸の烟草店は右の暖簾日除ともに茶染木綿を用ひ他色を用ひず他買にて此名を用ひず又京坂は烟草店にも不通過之蓋江戸此日除は下に空櫃を蕙包にし飾荷といひて積み日除の裾を斜に前にいだし飾荷の前に垂る也暖簾日除ともに記號屋號等を染抜き或は無地茶木綿に墨書するもあり

行燈を掛て招牌に代るあり故に晝夜と京坂娼家青樓割烹店旅舎浴戸

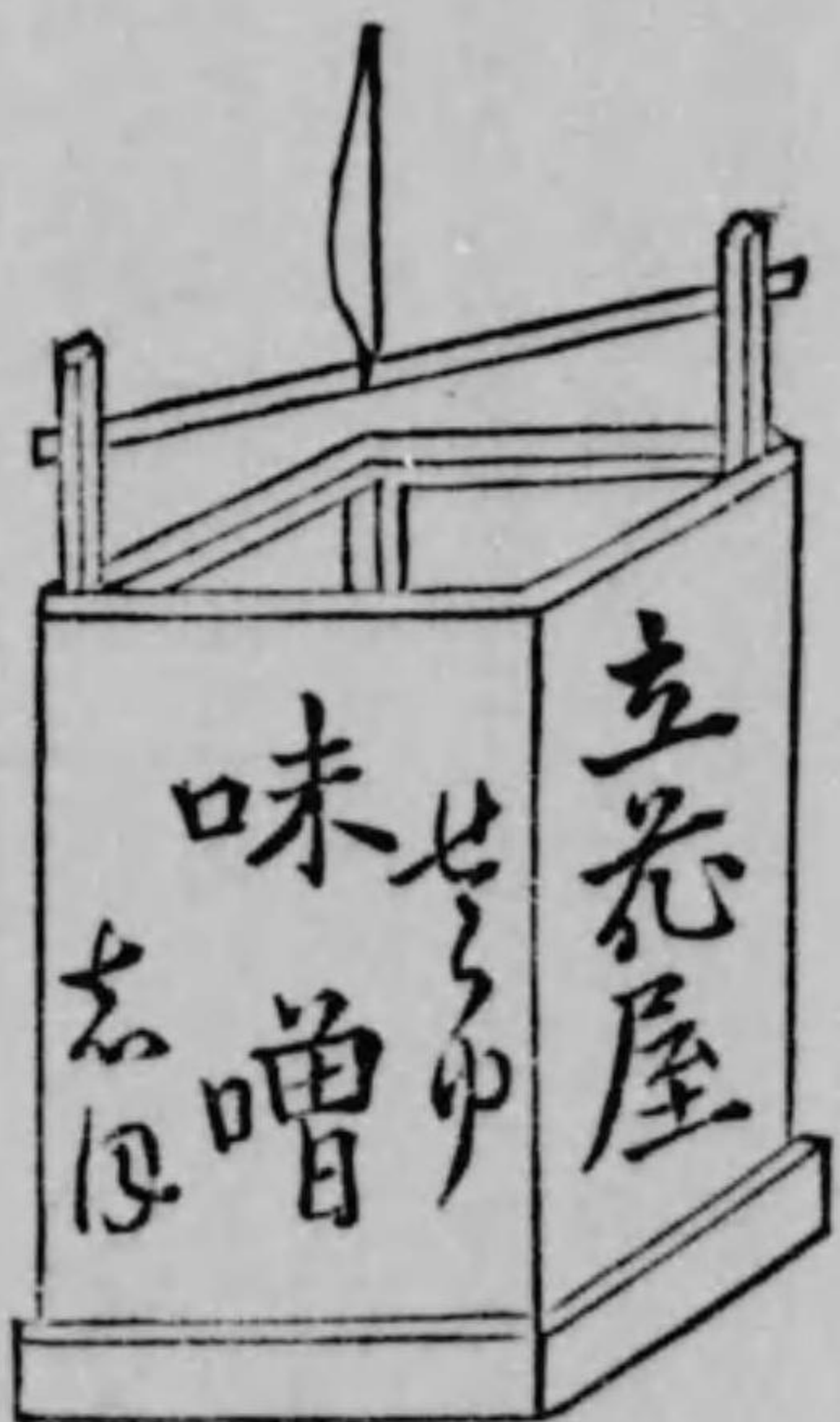
右の類左圖の如き行燈を戸邊の格子及び柱等に掛る故に號けて掛行燈と云也娼家青樓は屋號を書き

或は記號を描もあり 又屋號記號等の肩にからざしきと細書する青樓は男女密會の席を兼る者也號

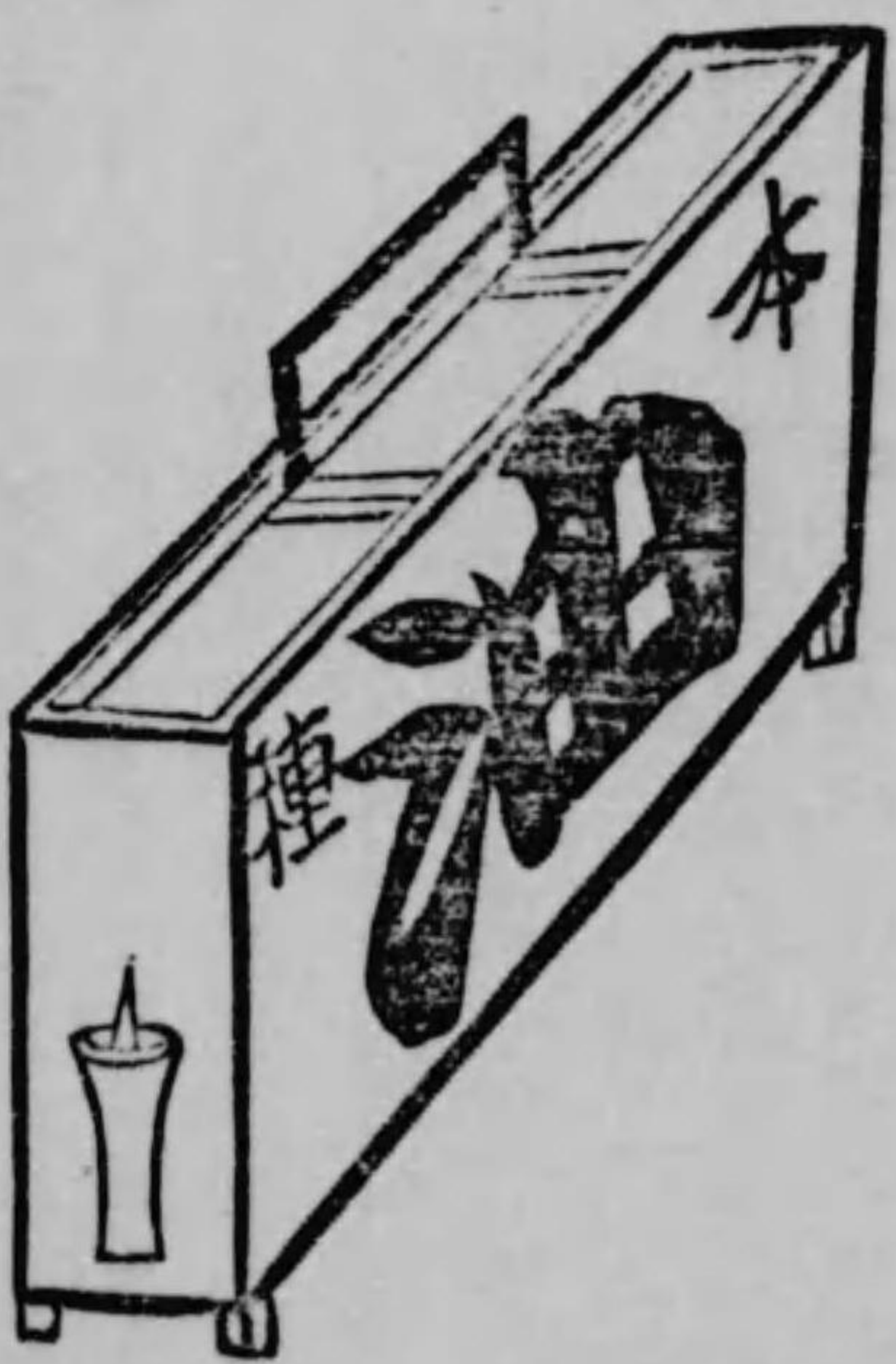


て盆屋と云也小青樓に有之 旅舎は必らず屋號の者多し是旅客に知り易きを要とする 浴戸は扇湯花王湯など湯號を記す蓋紙を中より張り外面銅網を張るもあり

割烹店も専ら屋號等を書く唯生洲と云者生洲と書或は萬川魚と記すもあり 江戸も右の類及び船宿引手茶屋駕屋等用之 京都諸買往々圖のごとく行燈を軒に釣る店あり晝夜のみ出之歟甚だ古風也大坂及び江戸には更に不用之



京坂の油屋夜は此行燈を軒に釣る江戸には 定形無之多くは行燈を出さず 江戸にて「よせ」と號け軍談落咄淨瑠璃等を以て錢を募り人を集るの家夜行には



此形の行燈を庇前出し掛け舌師或は太夫等名及び其題名等を書り雨天には桐油紙を覆ひて燈火を點せり

薩摩芋の看板行燈 京坂にて薩摩芋焼き或は蒸賣る小戸の業也其行燈に八里半と書る者多し是は蒸栗の



味に似て僅かに劣のなぞ歟 又全形にて焼きたるには○やきと云もあり俗萬物の全きを丸と云今風也

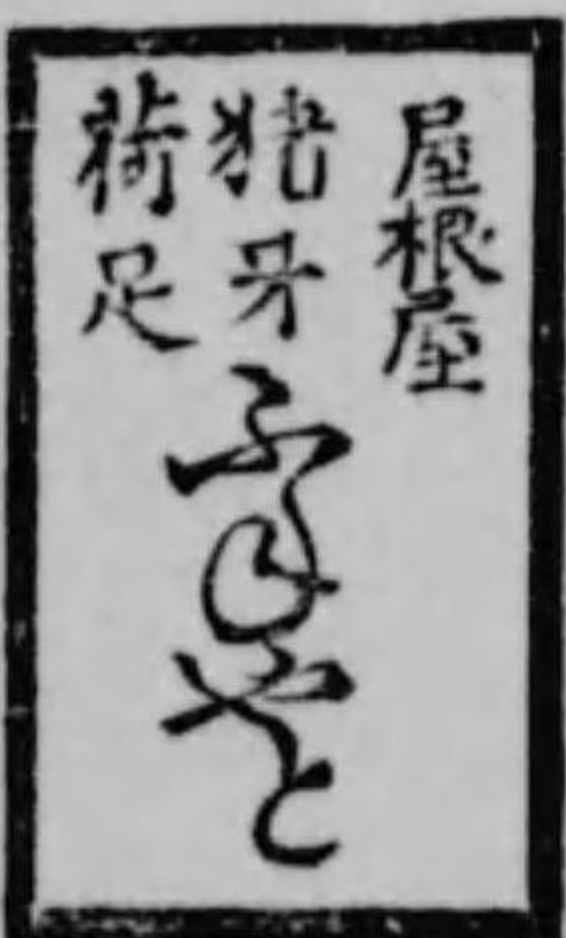
因云京坂にて是に十三里と書るあり栗より味うまきの謎也從栗九里四里和調近し

江戸妓院には行燈を出さず引手茶屋船宿駕籠屋割烹店 右の類用之京坂より 行燈堅長き物多し 旅舎には行燈を出さるも多し

引手茶屋は屋號或は屋號に非る苗字に似たる別號を記すもあり豊本 大相模など種々の名あり 割烹店も屋號或は苗字の如きものもあり

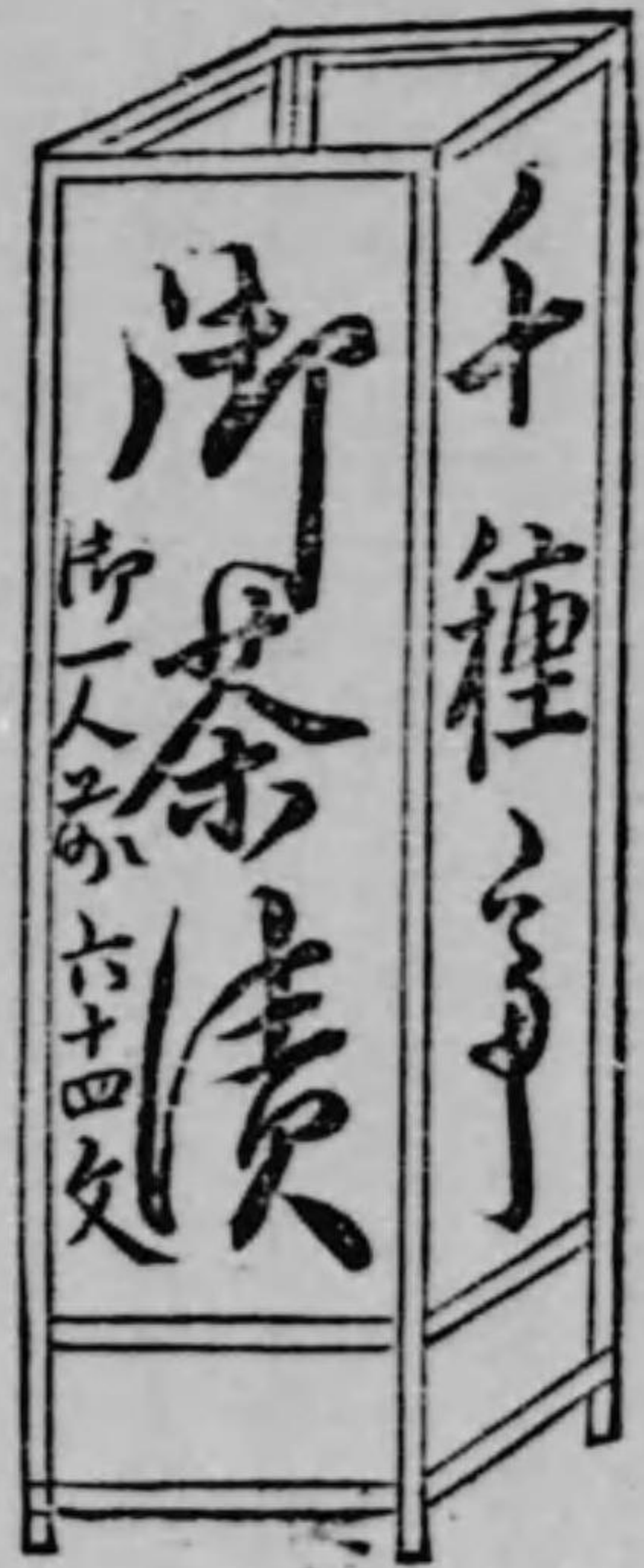


駕籠屋には屋號を記し或は正面に圖の如くかごやと國字にかき側面に屋號別號等を書もあり船宿も多く



は屋號のみを記す稀には正面にふねやど、國字にかき側面に屋號を記すもあり或は圖の如く下にふねやど或は屋號を記し上に所持の船名を書くもあり屋根船宿猪牙船は皆あり第三に荷足或は三挺或は釣船な

と記せり又釣船のみを持つ宿もあり釣舟と必らず記せり 茶漬飯屋等圖の如くは長きもあり



水茶屋と云賣茶店は特に長きを専とす水茶屋には屋號のもの無之必らず 風流の名を稱す 或は三方に



右の名を記し或は一方に御待合所或は休息所など書もあり

昔は京坂昆布店に板を富士山の形に造り彩りて招牌とす文政の始め迄大坂順慶町堺筋南西角にこの店あり其所に不二の看板ありしを予幼年に見覺へあり其他にもありしならん古き小唄に「大きいもので云ふなら弓削の道鏡名も高き千石船の帆柱か奈良の大佛二王さまありや九文龍に釋迦^{九文龍釋迦}富士の山さばらよつと片手に提まする夫は昆布やの緑じやいな^{九文龍釋迦}人角力^二の名

工匠 三都ともに諸工を太久美と云す職人と云大工左官等其他ともに専ら他に出て業を爲すを出職と云てしよくと訓す家に在て業するのしよくと云居職也 又三都とも某工と云べきを某師と云もの多し漆工を塗師 鑄工を鑄物師其他縫箔師蒔繪師彫物師金物師筆師研師等無^限也唯砂糖製菓子屋は菓子司の書多し 因に云足利幕府比よりの職人の名及其師と云こと専ら也七十一番職人盡歌合にて知るべし蓋職人といへども工のみに非ず諸工商巫醫ともに生業あるもの皆職人と云し也今世は唯工匠のみを云也 また大工左官以下造家に拘る者を京坂にて俗にふし

んかたと云普請方也江戸にてやじよくにんと云家職人也

江戸にて普請方と云ざるは幕府及び諸大名等職名俗に云役名に普請方ある故ならん蓋普請と云は諸人の施財を普請請受て堂宇を造營するの意にて寺院に云べき言なるを近世は武家市民ともに家宅を作るを普請と云

大工 番匠を云也世事談曰飛驒の内匠と云ふ世俗一人と覺へたるあり飛驒國の大工は不殘ひだのたくみなり古は此國に大工多くありしと也 今世京都中井氏を大工頭と云番匠の長とす京坂等の大工は此中井氏に請之鑿札を得ざる者は業之とする事を許さず鑿札を得るには金を以てする也又槌代と號て……氏に年々課錢を納む江戸には大工に鑿札無之槌代等の課錢を出さず 大坂大工雇錢定あり一日銀四匁三分也若造家の主より 三時の食を與ふ時は一匁二分を減じ三匁一分を與ふ也此一匁二分を飯料と云也 蓋今世三都ともに一日と雖ども中食ともに一日三度の休息ありて業を爲すこと其實大略二時許也故に或は夙に來らしめて増錢を與ふ是を朝出と云大略

定制の半を増す是を作料一人半と云乃六匁四分五厘なり又夙に來り黃昏に歸る是を朝出居残りとも云大略一倍を與ふ乃ち四匁八分也江戸も唱之一倍或は半倍すること准之也 江戸大工雇錢無定制平日大略銀五匁或は五匁五分也若大火等ある 時諸國の工未集來の問は十匁餘をも與ふ事也

左官 塙匠を云也左官と云こと愚按には昔時内匠寮或は木工寮等の屬など塙工の業をせしより名とする歟屬の字さくわんと訓す故に左官の字を用ふならん石匠 三都ともに左官石匠及び京坂に云表具師江戸に云經師を雇ひて障子を張り襖を作る等の雇錢大工と同制也又増錢等も大工と同じ也唯京坂と雖ども左官以下鑿札課錢等のこと無之

因云三都ともに石匠を石屋と云墓碑工を石塔師と云其業相似て別あり他人は専ら混之

瓦工 瓦は崇峻帝の御宇に始て用之是皇國瓦の始とし用之來ること既に久し 瓦を作るには瓦工自宅にて作之以價て賣之れども屋上に並之に至りては雇錢を以てす其制亦大略大工に准す 手傳人足 京坂にて土木の雜務を業とするの雇夫也

江戸に云仕事師と同じ者也 一日雇錢皆必らず自食にて二百八十文を定とす蓋朝出居残り等にての増錢すること此一倍或は半倍する也京坂の手傳人足火場の外には印半天等を着せず平日生業に出るには弊衣刺子等を着し腹當は江戸風の物を着す 又江戸の如く町抱へ店抱へ或は半抱本抱等のこと無之 齋人足 仕事仕とも云しごとしと訓す京坂の手傳てつだひと同じ也又てまの者とも云歟今江戸にて市中には仕事仕或はとびと云武家に此物を扶持し置をてまのものと云嬉遊の木やりのことを云る註に大麻と云木やり唄けいひさかぢやてつこのしゆ云々人倫訓蒙圖彙に挺者てまのもの普請の場又は大木大石を引動かす役人也鴟口を以て打立て引事もあり是に因てとびのものと云は鴟口の者と云事ならん木石を引下に木槓を加ふ是を挺と云手木の義也云々 一日雇錢三百文也朝出等にて増錢すること准之 此徒平日も志留之半天を著し目くら縞の腹掛股引に足袋は同制もあり或は白を用ふ草履草鞋を專となれども近世は麻裡草履を専用とし俠客に近きを旨とす 此徒火場に役す着用等のこと前に詳かにす

町飛脚 或は町小使と云て從來三都とも有之蓋定額無之小民私に招牌を出し本業の間に兼之となりしが江戸にて嘉永中以來常に桂庵と稱し奉公夫の口入を業とする者芳町に五六戸あり其一戸及び花川戸又芝と三所の者相議して行レ之夫より 前は殊に小行なれば一事を以て一往來す故に雇錢準レ之今數事を集めて一往來す故に賃錢 下記に及ぶ其扮袂管形の張籠を以て澁墨に塗り町飛脚及び所名家號を朱塗に書きて是を脊にし棒の一端前の方に一風鈴を垂れて往來呼すして衆人に報告す是を以て下にも云 如くちりん／＼の町飛脚等と異名す 又江戸は先年より今に至り市中辻番人一事一往來の使を爲す者多し



此圖櫛等を賣る者歟



此手に持しは何物を知らず食類歟 是は菊花分明也

より古きこと也京坂は金糸今も用之ども從來此買集者を開す 菖蒲人形賣(端午節の飾木偶を賣巡る) 扇地紙賣(扇子の古骨等を出し求之に即時地紙を折て合製之也) 塵塚談に云がちや、煙草賣我等幼年の比は藥箆筒のやうなる筥に引出しを付て引出の中に仕切を入れ二行にたばこを入れわらび手の鏝を引出し毎に付け肩へ片かけにして賣歩きけり鏝がちやくくと鳴るにより其音を聞て呼入れ買ける也此筥にて賣し者五十年前より絶たり云々

五十ヶ年以前は明和の初に當る也片掛は左圖の錠前直しの形也又くわんの音をさせ聞之て 買たること今世の定齋賣と同事也而も昔は定齋賣の鏝をならずことなき歟

同書に云油揚げ賣 我等二十歳比迄は貧民の子供十歳十二歳なるに提籠へ油揚げのとをを入れ賣歩きしが近年絶て無し其比見苦しき童を見ては皆人油揚賣のやうだと云けり云々

廿歳比は寶曆中を云右のとの字何品を知らず全く誤寫なれば善本を見て追書すべし油揚とのみ云は今人は三都共に豆腐油あげの事とする也恐らく

は昆布の油揚なる歟昆布ならば京坂には今も有之左に出せり

同書に云帽子賣 古あり今無之帽子の條に載る同書に云高荷木綿賣 余若年比は高荷と云て木綿一反づ、段々積重ね高さ一丈程にして背負て賣歩行さける買人あれば竹竿を以て掛風をして取出し見せけり中略右高荷上して兩掛にして賣歩行けり是も近年はなく當時は木綿賣絶たり木綿賣りと云ては手拭を賣歩行く者而已也云々

斯云しは文化中也今世は手拭賣も來たらず

同書に云扇の地紙賣の事 予若年の比は夏に至れば地紙形の筥を五つ六つも重ね肩へかつぎ賣歩行く買人ありて直段極ればすぐに其の坐にて折立て賣し也又持歸り折直し翌日持來るもあり近年地紙賣一切來らず皆人京都下りの折扇を持ことになれり近比は扇に伊達を飾る人は更に見へず右の地紙うりは伊達衣服を着し役者の聲色或は浮世物まねなどをして買人に愛敬をして賣るが多くありし也多葉粉賣りにも此類あり云々

守貞云今は齒磨賣りに此類あるのみ 又明和二年

撰川柳點に「地紙賣母に逢のも垣根越」「尻持に和尙を持て地紙うり」二句ともに蕩子父に勘氣を受たるの状を云り浮世ものまねするの意に合へり 三都ともに小民の生業に買物を擔ひ或は負て市街を呼び巡る者甚だ多し蓋是れ亦た京坂の風俗其の異なる者稀也京坂と江戸とは又同扮の者稀也 又京坂にては此小買を都て「ぼてふり」と云江戸にては魚の擔賣のみを「ぼて」と云又京坂にて魚及び菜蔬の擔賣を魚振と云(ざるふりと訓す因曰京師にて都て籠を紙張にしたるをぼてと云原籠のこと歟) 籠の紙張類を京坂にて詳々に云はばはりぼて略

江戸にては此類を皮籠かわごと云原獸皮を以て包みたる云なるべし今紙張に傳へ云ること必せり蓋ぼてかわごとにも形にもよる

鮮魚賣 三都とも俗に肴屋と云

泉堺の
魚賣攤
尼ヶ崎
亦同
之



枯魚賣 同枯魚を俗に鹽もの乾物とも云鮮魚のみら

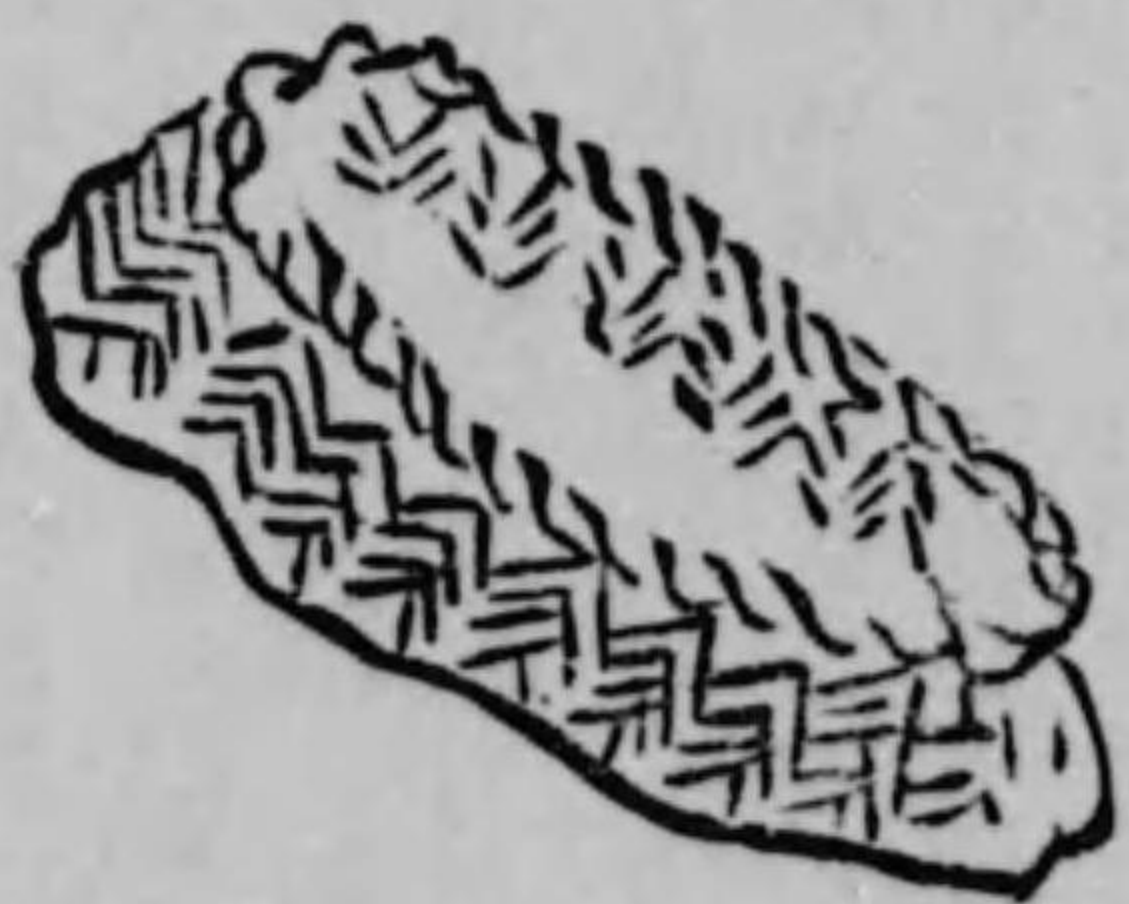
るあり或は枯魚を兼て賣るあり京都と江戸の魚賣如し此大坂にも如し此もあれども専ら鮮魚のみを賣る者は大坂住の者に非ずして泉の堺より來る者と攝の尼ヶ崎より出る者也京坂食用の鮮魚は堺より出るを上品とし美味とし價も他に倍す堺尼とも夜中彼所に魚市を行ひ未明より發して大坂に至り専ら市民得意の家を訪ふのみ或は得意無之者は市中を呼び行くとこれを俗に「ふりうり」と云他買も准之得意ある魚賣は五節及び土神祭祀等の日は僕兩三人を供して魚籠二三荷を持廻る江戸には如し此者は無之僅の魚數を持廻る 又大坂三四月には鯛及び鯖甚だ多く價廉にして味美也俗此節を魚島と云當節呼聲平日より華かに高く呼ぶ其詞に曰「たいやたいなまだそまたひー」と呼び行也又尼堺より出る者夏月には衆買一様の襦袢を着す地白木綿に紺の大名縞也其他色を無用者也

江戸初鯉賣

江戸魚賣の荷の所圖
もつこ上に籠を置き
籠に半臺を置き半臺
は桶の名也半臺及籠
共に楕圓形也



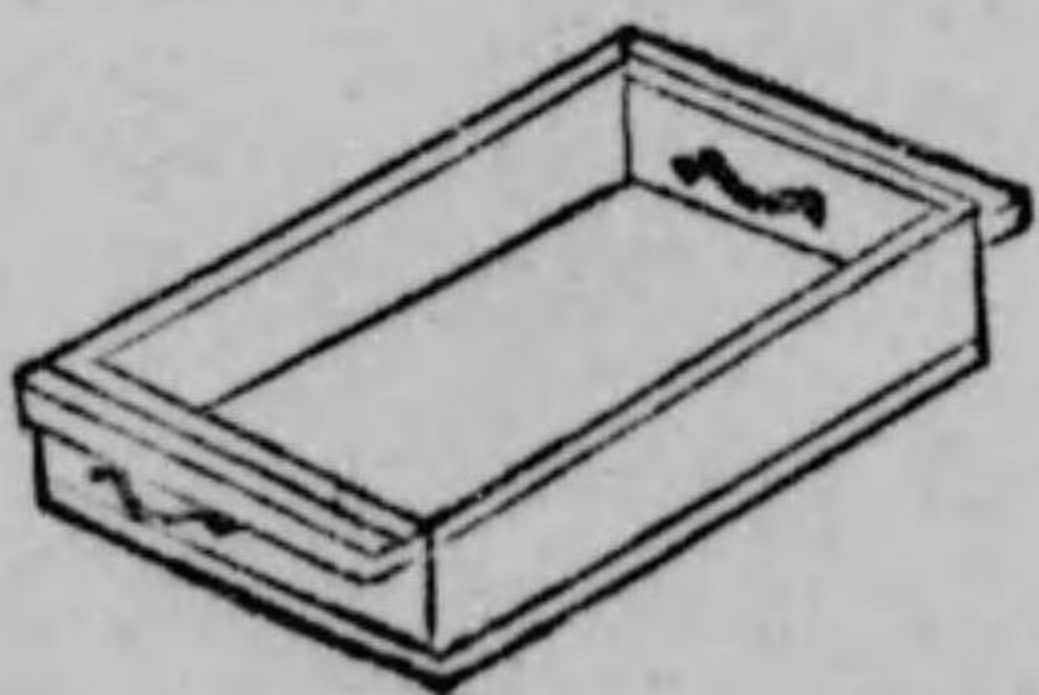
京坂



江戸



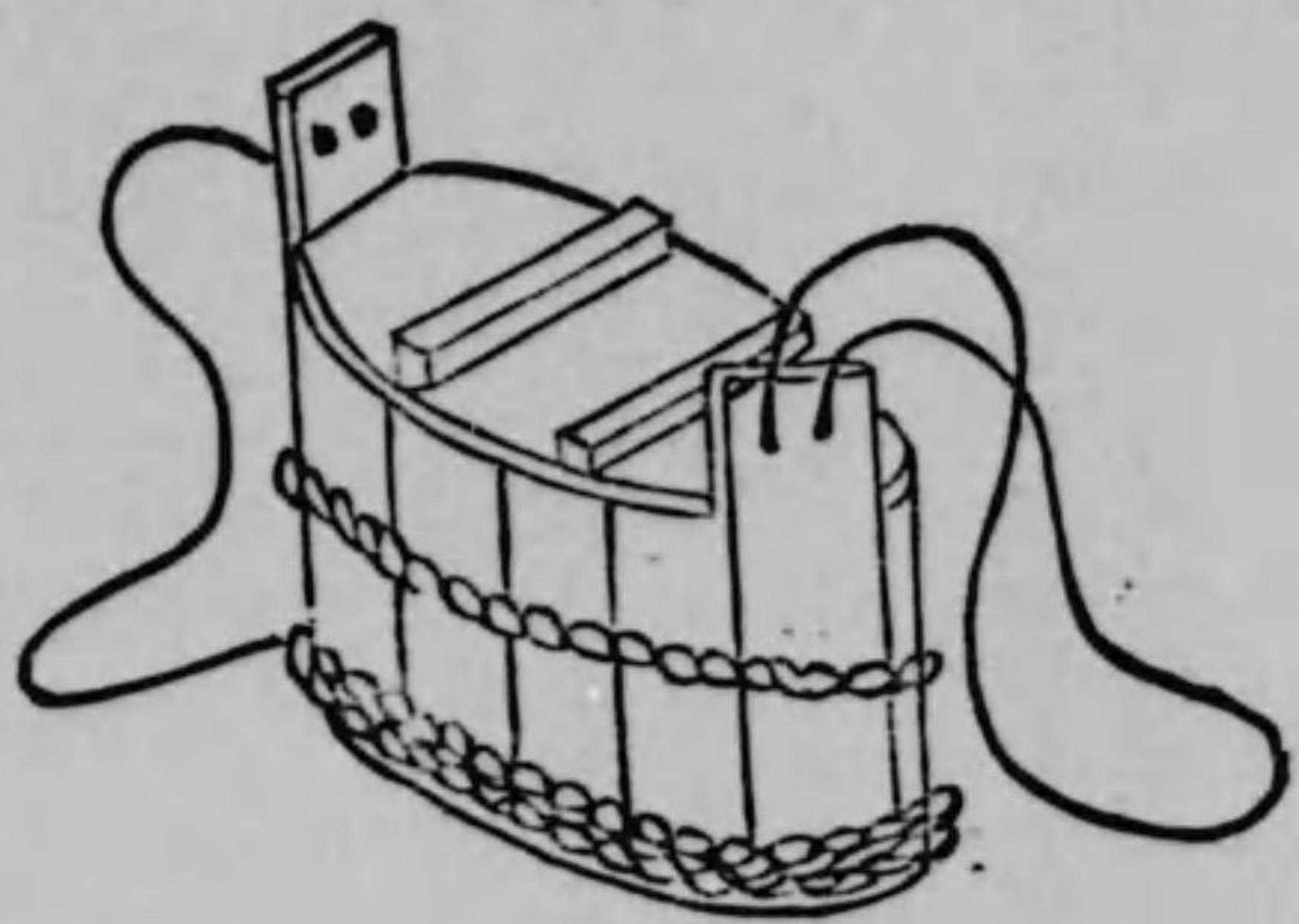
漁村より諸魚を三都の市に漕す魚籠京坂は楕圓形潤く江戸は狭し
江戸にて白魚及びむきみ賣は圖の如き筥に盛り携ふ上圖の半臺の上にも置之者あり
縁の左右各二所を穿て水ぬきに備へたり白魚は江戸隅田川の名物とす細かさ網を以て救ひ捕る夜は篝して漁之白魚買は二十五尾を一ちよぼと號け一ちよぼを以て價を唱ふ後考二十尾を一ちよぼと云



むきみは蛤、あさり、ばか、さるぼう等の介殻を去りたるを云江戸深川に此介を漁する者甚多し介殻を未去をから蛤からあさり等唱すからある蛤或はからのまゝあさり等云べき中略歎から蛤にては空蛤と云に同く殻のみにて肉を去りたる如くに開ゆれども今俗に隨て皆唱之又ばかの柱を賞しばかのみより柱價貴く又貴人も食之又江戸にて蛤以下諸介惣名を貝蔬と云かいそと訓す京坂には白魚無之たま〜枯魚あるのみ又蛤は有之あさり、ばか、さるぼう無之鳥貝赤貝等三都有之因曰蛤價京坂貴く江戸賤し小蛤大略一升價錢二十文許京坂は五六十文或は百文蓋京坂蛤にむきみ無之

牡蠣は三郡ともに有之是亦江戸賤價也大坂の海かきを産せず安藝國より漕之て大坂に賣る牡蠣一種を積蓄へ來て十一月朔日より二月晦に至り船を諸川岸につなぎ買之京坂も牡蠣はむきみにして賣之價一升二百文蓋此船諸川岸につなぎこと官許ありて假令他船の妨げになるも追之ことを得ず 又此船にて牡蠣飯を炊き又牡蠣を數品に調し賣る二客以上需に應て製之 京坂惣て貝蔬少く江戸太だ多し

市は相の三浦三崎金澤等近海より出るを以て魚美味本船町及び小田原町に漕すは總房其他遠海の漁魚故に劣れりとす江戸は漁村より右の魚問屋に贈り問屋より仲買と稱す魚買に分ち仲買よりぼてと云小買に賣る賣て後に直を定めて仲買より問屋に價を收む 大坂も雜喉場問屋へ漁村より贈る問屋にては一夫臺上に立ち魚籃一つ宛を棒げさあなぼ〜と云さあは發語なんぼは何程の略也此時大坂市中魚買群集し所欲の價を云其中貴價なる者に賣與すこれを市を振ると云堺尼とも彼地に於て此行をなし故に大坂市中を巡り賣る魚買多くは江戸に云仲買に比すべき者なり又仲買より傳買して賣る小魚買も有之 乾魚俗に三都ともひもの又ひうをと云乾魚也則枯魚也枯魚及鹽魚の類大坂は新靱町と云所に鹽魚あり江戸は日本橋南



蜆は京坂にては或は貝のまゝに賣るあり或は石灰を交へ煮て殻を去て賣るもあり是をしゃめと云しゃめはしゃみの訛也江戸には殻を去りたる蜆無之 又大坂にては生海鼠を白晝に賣す申刻以後のみ賣之 又大坂にては金海鼠を賣ること及び食之こと 嚴禁也唐蘭の來舶は長崎の官市也彼價物には昆布を第一とし金海鼠をも用之昔年彼土に遺るに金海鼠多からず故に禁食之一時の假令永制となりて今に至り嚴禁たり白晝生海鼠を賣巡らざるも此故也京江戸は白日も賣之又金海鼠の禁なし

魚買の追書 大坂鮮買のと泉堺と攝の尼ヶ崎略て尼とのみも云前には此二所のみを擧ぐ追考するに甚だ誤れり大坂の西北隅に雜喉と稱する官許の魚市あり其行江戸の魚市に及すと雖ども又小行ならず蓋堺市に出ず魚類近海に漁する所なるべし此故に自ら肉肥て味美也尼ヶ崎及びさこばに出すもの遠海より來る故に味肉ともに劣れり價も大略堺魚の半價とす 江戸は本材木町字シテ新魚場略シテ新場と云所の魚

邊四日市と云所に此市あり 菜蔬賣 俗に三都とも八百屋と云やおやと訓す又江

(イ) 如く 此繩を 輪にし て扱に つけ息 杖にか けて釣 之こま 江戸の 八百屋 のみ爲



戸にては瓜蒬等一種を専ら持巡る者を前裁賣と云京坂にては是をもやおやと云其扮無定其籠も三都大同小異也

江戸の近村より瓜蒬子等を此籠に盛て市に贈る是を前裁籠と云 此籠五六を柄にかけ擔ひ賣るを前裁賣と云昔は前裁賣と八百屋と大異今は粗相近し前裁賣は數品を携す瓜蒬子の類或は小松菜等一二種を賣る云八百屋は數種を賣の名なり

前裁籠 前裁賣京坂有_二其業_一無_二此名_一也

三都ともに菜蔬を俗に青物と云因_レ之賣_レ之買を青物賣とも云菜蔬店青物見世とも八百屋とも云

菜蔬は天満市の側と字す大川北岸に菜蔬市あり菜蔬も市をふるこ魚市に同じ江戸も菜蔬は京坂と同く市を振る神田連雀町邊本所花町又千住驛品川



驛にも菜蔬市あり

豆腐賣 三都とも扮無_レ異桶制小異あり 京坂豆腐一價十二文半挺六文半挺以上を賣る焼豆腐油あげとらふともに各二文

江戸は豆腐一價五十餘文より六十文に至り豆價の貴賤に應ず半挺或は四半挺以上を賣る

京坂價半價四分一價也焼豆腐揚豆腐各五文蓋京坂豆腐小形江戸大形にて價相當す 又京都にては半挺を賣す一挺以上を賣る因記す天保十三年

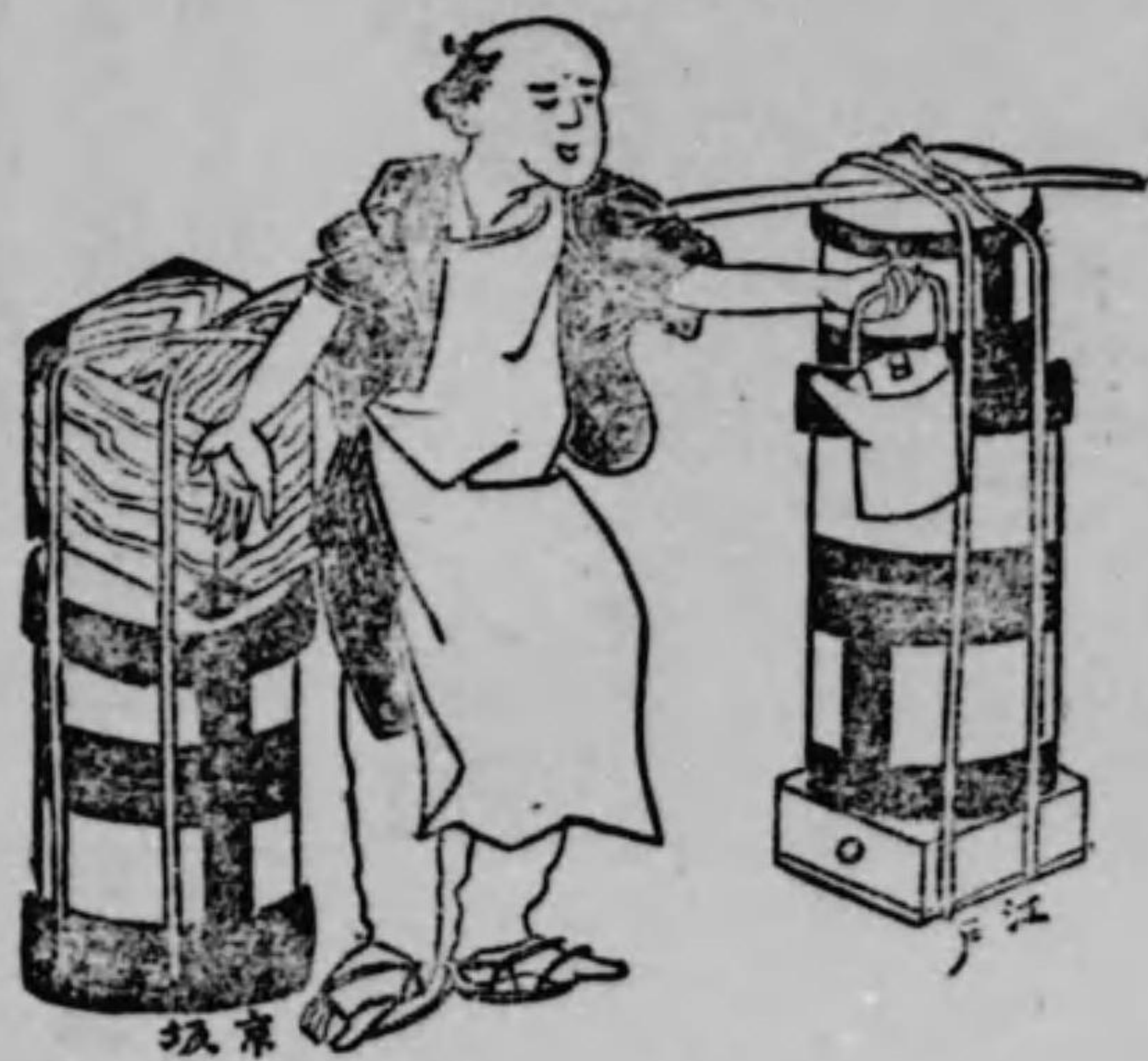
二月晦日江戸の市中に令す江戸宿屋町豆腐屋與八豆腐價廉に賣る故に官より賞_レ之古來豆腐筥制堅一尺八寸横九寸なるを以て製_レ之是を十或は十一に斬分



て一挺と號けるを例とす與八のみ是を九挺に斬て價五十二文に賣る他よりは四文廉也云々當時價五十六文にて與八のみ形大にして五十二文に賣る故に賞_レ之

糊賣 三都ともに衣服洗後に用ゆ糊也一文以上を賣る又此徒三都ともに男子あり或は老姥あり所_レ荷の具は江戸の豆腐賣の具に似て筥を置す手ある桶のみ二つを兩邊に擔ふ江戸豆腐荷に似たる故に畧て圖せず

油賣 油賣は三都其扮相似て専ら藍の織色綿服に澁染の胸ある前垂をしたり油桶の制も又三都相同じ蓋京坂は樽の下に筥を用ひず江戸は桶下に箱あり故に今圖するに右擔は



江戸左りは京坂の荷とす一を以て兩様を示すのみ又油賣の手に携ふるは油さし也銅器あり貧戸にては陶器をも用ゆ

花賣 三都ともに花賣には男子多く又稀に老姥もあり佛に供する花を専とし活花に用ふる花は少し或は五文もありそれより十廿文を供するもあり親鸞宗は貴價の花を供すること三都相似し江戸は八文以上を賣る大約江戸小價の物は四文より四十八文六十文と凡て四を積で價とす



ること四當錢を専用とする故也
荒神松賣 三都ともに竈神を俗に三竈大荒神と號す
三都とも毎晦頃荒神松を賣る買之て釜上に供す京

京 坂



坂は大約二尺以上より五六尺の松は百文餘に至る大
小ともに花瓶に栽て供之
江戸は戸の大小を擇ばず各尺餘の小枝一枝を供す又
柳を副す松一枝價四文 又江戸にては鶏を畫る繪馬

を兼賣る是亦荒神に供するの料也鶏の繪馬を荒神に
供する油虫を除くの咒と江俗云傳へ行レ之

江 戸



羅宇屋 烟管の竹をらうと云本字未詳 三都ともに
普通烟管首尾ともに長け八寸を定とす七寸を殿中と
云らう價八文長さ物は價十二文以上京坂にてはらう

江 戸



カ上

て即時に爲レ之其扮三都相似たり

のしかえと云道具らう竹等二管に納て擔ひ巡る江戸
は一宮に納て負巡る 文久元年より諸價高直に准じ
て從來八錢のらう十錢となる
錠前直し 損錠失錠等の修補を云也都て今俗に修補



をなはずと云也是は京坂は擔ひ東武は肩上に携ふ
鑄鐵師 銅鐵の鍋釜の破損を修補すふいこを携へ來

磨師 挿刀庖刀小刀等を磨す又鋸の齒をも磨す蓋刀
鋸は磨することを得ず別に刀磨工あり(俗に此徒を
ときやと云とき師は自刀鋸研のこととす)
下駄齒入れ 下駄足駄等の齒の減じたるを新齒と刺
かゆる也 鑄かけ 磨師 齒入等其形相似たり故に
磨師と下駄齒入の圖は省畧す



針賣 針賣男子或は老姥も賣之又小間物買も兼賣之縫衣の針を賣る京師御簾屋某は針名工とす故に江戸にても詞に「みすやはやはよろし」云々鏡磨き 平日も來れども寒中を專とす



眼鏡の仕替 新物を賣り或は新古を交易し又は破損を補ふ

印肉の仕替 右は其扮相似たり故に一圖をもつて略之皆各風呂敷包を負ふ也又三都無異也

瀬戸物焼接 瀬戸は尾張同地名専ら陶器を製造す故に今俗陶器の總名をせとも此買をせともものと云昔は陶器の破損皆漆を以て修補之寛政中始て白玉粉を以て焼接ぐことをなす今世も貴價の陶器及び茶器の類は再竈に焼ぐことを好まず故に漆を以て

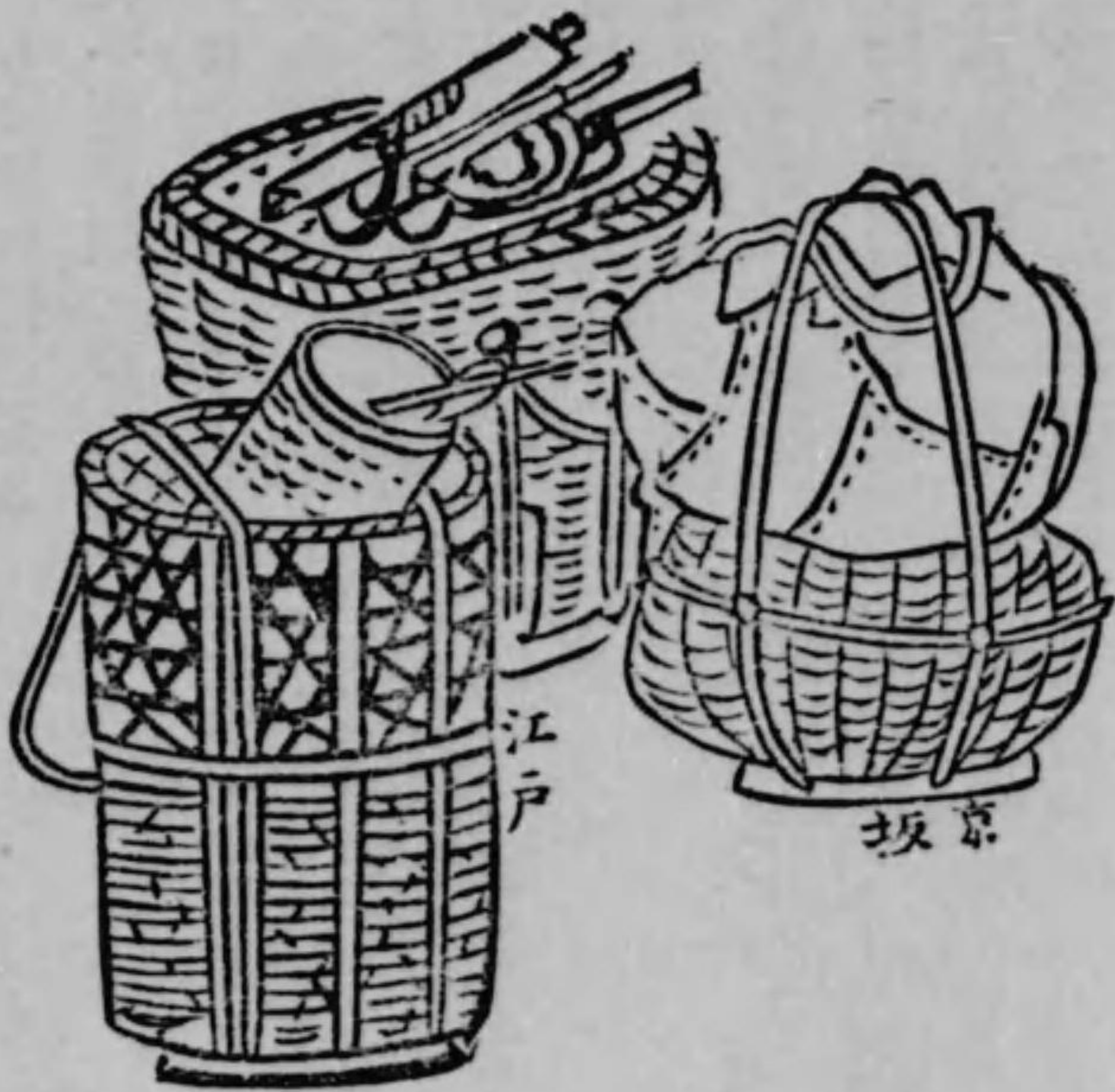


江戸用此形

京坂用之

補い之金粉を粘す日用陶器の類は焼接を專とす蓋その粉三都相似たり唯所擔籠形僅に異なるのみ故に一人を圖して京坂と江戸とに兼るは筆勞を省くのみ前籠は京坂後ろに荷は江戸の籠形也
紙屑買 反故及び古帳紙屑を買ひ又兼て古衣服古銅鐵古器物をも兼買ふ京坂の詞「てんかみくすてんてんと云てん」は古手の略語古手は古着とも云古衣

服を云也紙屑古銅鐵の類は秤にかけて買ふ也
京坂の圖の如く低き丸形の籠上に麻布風呂敷を置く
江戸は丸形方形二種あり方形を御膳籠と云仕立料理其他には専ら用之こと多し
古傘買 京坂には稀に錢を以て買之多くは土偶及び土瓶行平鍋又は深草團扇等を以て交易し物少き方



江戸紙屑 かいの籠

京坂紙屑 かいの籠

より錢を添る 京坂此買詞に「土ひん行ひらさびしよやきなべ上うちわや上人形とかゑますでござい、なんなりかなりとかゑ升でござい」上人形は精製土偶の惣名也 江戸は交易せず一古傘大略四文八文十二文許りに買之ゆゑに此買を古骨買と云詞「ふるぼねはござい」と云所荷具植木やに似て小也



江戸



京坂

灰買 京坂にては竈下爐中の餘灰に米糠と綿核を兼買ふ故に詞に「ぬかたねはいはござい」又京坂此

徒には仲仕前垂をす前垂の面は男服の條下に出す 江戸は灰而已を買ふ也是は市民自家に綿を操り製せず糠は春夫の家に買之故に灰のみ買之也 因云三都ともに着を荷ひ巡る故に一面を以て兼之

白之目立 禮の目の磨滅せるを斬る也三都其扮相似たり道具は財布に似たる袋に納て肩にす唯京坂の者は仲仕前垂をす江戸は無前垂也 鼠取藥 鼠毒殺の藥を賣る三都ともに其



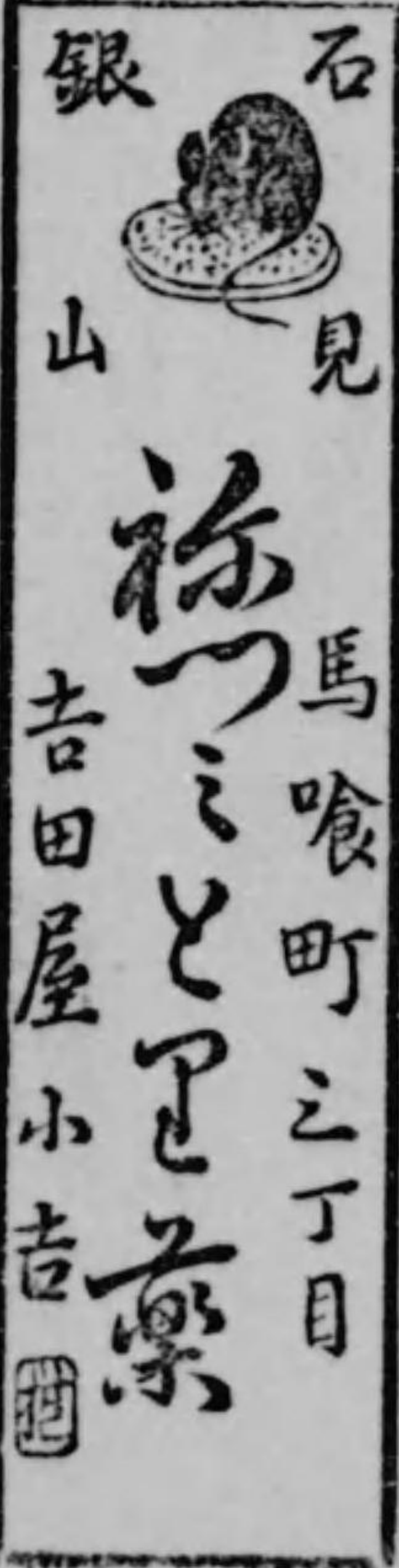
鼠取藥

扮相似て又各小幟を携ふ小幟は木綿一幅長五尺許り字白に染たり

京坂の幟



江戸の幟



京坂にて賣詞に「猫いらす鼠とりぐすり云々江戸も始めは同詞今世は是を云す「いたづらものは居なひかな」と云今俗破落戸を云ていたづら者と云也故に鼠を破落戸に比するの戯言也今は専ら是而已を云

箒賣 棕栢箒賣也三都ともに古箒と新箒と易る古き方より錢をそゆる古箒は解て棕栢繩及びたはし等に制し賣る又江戸には竹箒草箒をも擔ひ賣る京坂には棕栢箒の他は擔ひ賣ること稀なり 京坂はわくを用ひす箒柄を上にして拐に掛る也

江戸 箒うり



銅器賣 三都ともに銅及び真鍮製の鍋茶瓶薬くわん等其他諸銅器を賣り又新器と古器を交易す故に京坂の詞「あかゝね道具しかへ云々又京坂にては冬月のみ銅の餅焼網を肩にかけ新古を交易するあり詞に

「あみやあぶりこめしかへ云々」

十露盤直し



具道銅

算盤直し そろばんの損を脩補す

赤蛙賣 あかがひる柳蟲を賣る小宮等に納れ風呂敷裏にて負來る京坂の赤蛙は枯たるを賣る柳蟲は活るを賣る江戸は赤蛙柳蟲まひし等皆活るを賣り買人あれば忽ちに裂之殺て賣る京坂はまひしを賣す此買京坂は特に稀也江戸にも多からず又皆藥餌に食す也

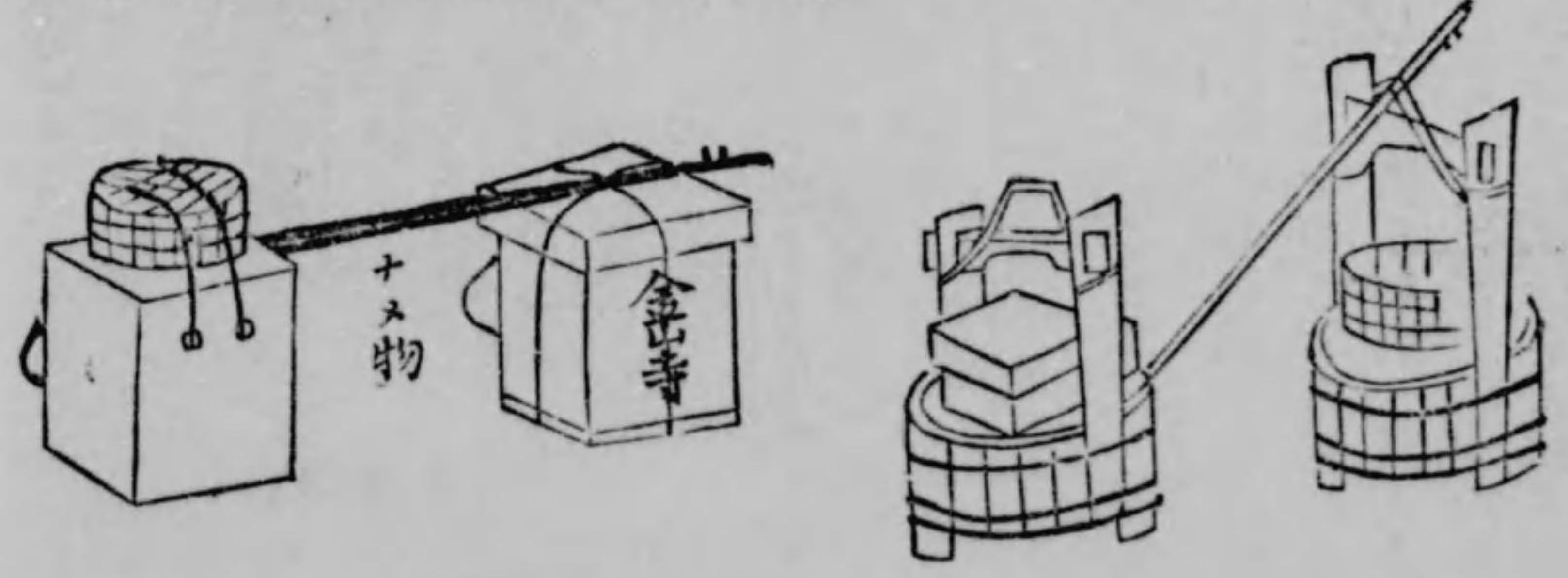
炭賣 古よりある買歟季寄の書にも賣炭翁を載てばいたんわらと訓せり今世三都とも貧民小戸の俵炭を買得ざる者一升二升と炭を量り賣るのみ是とはかりずみと云俵炭は店にて賣之の醬油賣 前同意 意江戸にては酒も兼賣るあり 鹽賣 前同意

賣炭



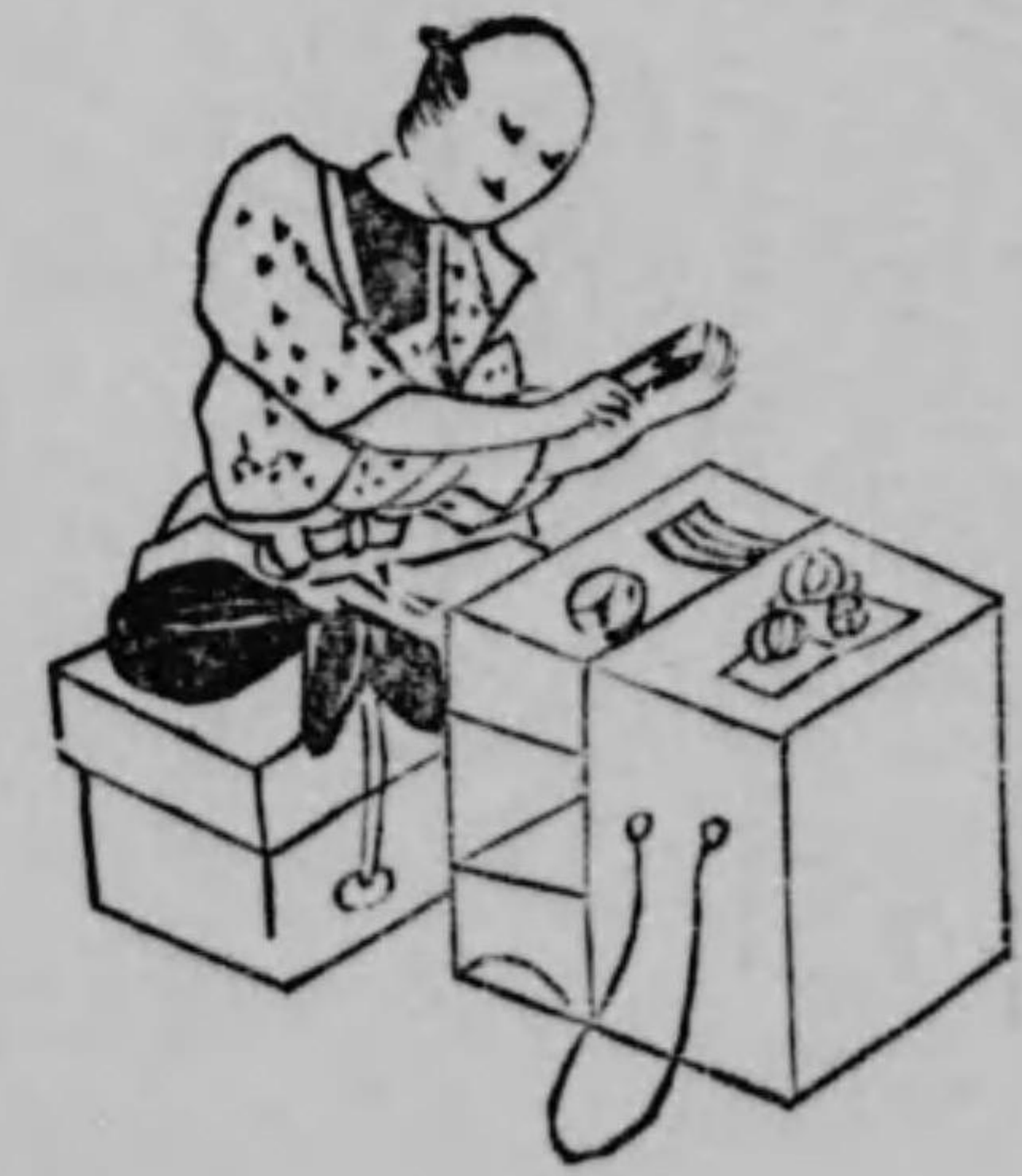
骨物賣 …… 漬物賣 京坂にて莖屋くきやと訓す昔は大根等の莖漬をうりし也今世は莖のみに非ず蘿根蕪菜等の鹽一種を以て漬たるをくきと云又大根の根葉ともに細かに刻みて鹽漬刻み莖と云蘿根全體のまゝ漬たるを長漬といふ瓜茄子等鹽糠二種をもつて不日に淺漬とす大根の葉を去り乾て枯て後に鹽糠をもつて漬たるを香々と云香の物とも云原は香物は漬物の惣名也鹽漬糠づけ粕漬ともに賣之之粕漬二都ともに奈良漬と云又江戸にては漬物屋と云漬物の惣名を香の物

物漬



又かうくとも云 鹽漬を鹽押と云瓜茄子大根菜等を押す蓋全體大根の長漬不製之刻莖を江戸にて大坂漬と云彼地の製を傳たるか蕪亦大なる物なし故に不製之近年冬大坂より天王寺蕪を漬け京都より水菜を漬て江戸の知音に賜る者多し買物には稀なり水菜或は壬生菜または系菜とも云江戸にて二品ともに賞之之京坂にて云淺漬は江戸も同名又同製之又三都ともに鹽糠を以て長日漬たるを糠味噌つけと云又大根の葉を去枯して鹽糠を以て漬たる上方のからかうと云同製の物を江戸にて澤庵漬と云品川東海寺の澤庵禪師始て製之故に名とす 江戸は諸香物及び煮豆骨物味噌の類をも兼賣る煮豆を三都ともに座禪豆と云又三都ともになめものにはさくらみそ金山寺みそ等あり金山も禪寺の名又江戸に鐵火みそと云もうる京坂に所無也鐵火は博徒の異名也又因曰京坂は毎冬味噌と香々は自家に製之香々江戸に云たくわん也江戸は各居壘地なき故に歟自家製之事稀也専ら味噌巨戸は一二樽を買中以下は百文二百文と大小戸とも 毎時買之之又澤庵は年用を計りて城北煉馬村の農家より買之之毎冬煉馬農人江

戸得意の家に來り明年所用の澤庵漬を樽數を問ひ又價を取て其戸の人数を計り毎時馬を以て澤庵を送る 因曰江戸京橋北に川村與兵衛と云香物店あり近年諸漬物を薄くさきり數品を交へ折に納め賣之音物方物等に用ふ所也甚美にして蒸菓子折に似たり小折百四十八文ばかり中折大折准之此他三都とも此製を見ず 菜の鹽押し澤庵漬茄子鹽押同酒粕漬同大根又は大根薑の梅酢漬梅干漬同紫蘇葉らつきやう漬等の外に骨味噌及び煮豆をうる 新粉細工 米粉に諸彩を交へ鳥獸草木等の形を造り方一二寸の薄さ杉板に粘し 新粉細工 小兒の弄 三都とも 物を専とし食之 兒は稀也



飴細工 同前諸物の形を模造す蓋飴細工は皆必ず葎の頭に粘す又飴丸を葎頭に粘し吹之て中虚の大丸とするあり専ら藍紅等を以て彩之諸形共に飴細工は製後彩之也又昔は鳥形を専とする歟 今世も

飴細工三都相似たり



飴の鳥と云て飴細工の惣名とす又京坂にては前に云丸を吹き大にしたる者を吹掛と號く専ら葎頭に粘し未だ吹廣げざるを買て自ら吹之故に吹かけと云歟飴賣 三都とも其扮定なく又飴製にも數種あり又毎時種々の異扮をして買之者あり故にこれを圖することを得ず唯江戸に一種毎時不易の飴賣あり今是を

江戸の下り飴うり



圖す賣辭に「下りく」と云原京坂より贈り下すの嬌け歟又因曰江戸飴店には必らず渦を描けり今擔賣にも描之者あり菓子賣 製藥賣菓子賣製藥うり等數種無窮又毎時異扮をなす者際限なし故に是を圖する事能はず或は女扮し又は唐扮し又は小兒に扮するの類也是皆矢師と云買人の所爲也戰國の箭工昇平後如レ此歟 最矢師中間と稱し諸國に巡りて各互に定法あり爲之こ

とを許さず爲レ之者必ず彼黨に入て後に爲レ之也又三都ともに製藥店は彼徒の仲間也と云未レ詳レ之弄物賣 蝶々風車其他種々無レ際限又無レ定扮故に是亦圖することを得ず 花簪等を賣るには竿頭に稿を束ねたる具に挾て携レ之此具を號けて辨慶と云

辨慶圖



芝居辨慶に扮する者必ず七具を眞ふ此具の形似たるを以て名とす

蕃菽粉賣 七味蕃椒と號て陳皮山椒肉桂黑胡麻麻仁……等を竹筒に納れ鑿を以て突刻之賣る諸食にか

大阪唐辛賣

甘辛屋儀兵衛

肖像



けて食ふ人多し此大買坂に異をなす者あり甘辛屋儀兵衛と云諧謔をよくし買人の求に應て爲レ之或は觀物雇之て演舌をなさしむ 江戸又城西新宿の内藤邸邊を蕃椒の名産とす故に江戸にて賣レ之詞「内藤とうがらし云々 因に曰粉蕃椒には鬼灯花の實を刻み交の辛味強きを好む人鮮き故也小間物賣 昔は高麗等舶來の物を販を高麗物屋と云高麗と小間と和訓近きを以て假字する歟今は笄簪櫛元結丈長紅白粉或は紙入烟草入等の類を買ふを云因云貸本屋の包みも似レ之たり蓋貸本は路上を呼び巡らす得意の家を巡るのみ雇錢を以て讀書を月賃にする也此月錢を賃貸或は損料とも云フ三都ともに小間物屋賃本屋の扮異なき也烟草賣 三都ともに定扮無レ之或は平裝を以て負レ之或は扮に掛て擔レ之也故に圖レ之ことを得ず

